た。かゝる唯物論的方法は經營内の連帶性による見解よりも企業主、使用人及び勞働者側の相反する狀態を一層强ふることは必然の勢である。從つて本法に於いては經營内の勞務關係について先づ本來の勞働契約に屬すべき規定を設くるとともに「忠實」及び「社會的名譽」なる道德的觀念に基く嚴格な人格法的規定を加味した。……本法の主要部分に於いて法律及び道德を一層緊密に融合せしめ、古代ドイツの法益（忠誠勤務契約）に復歸せんとする國民社會主義的要求が實現せられたのである」(1)と。

(1) Karl Andres "Das Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit, Ein überblick über die Grundlage." (Arbeitsbatt 1934, Nr. 4.)

次に常時二十名以上の從業員を有する經營に於ては、經營の指導者の諮問機關として、從業員の中から選拔せられた信任委員を以て信任協議會（Vertrauensrat）を組織することを要する。(1)信任協議會は從前の經營協議會（Betriebsrat）(2)の樣に企業主に對する從業員の對抗機關でなく、經營協同體の機關であり、從つて信任委員はその選任せられたときには、その信任委員たる任務の履行によつて自己の利益を後にし、唯經營及び全國民の福祉のために盡し、生活及び勤務について經營從屬者の模範たるべきことを從業者の面前に於いて儀式を以て宣誓することを要する（國民勞働統制法第十條）。

(1) 國民勞働統制法第五條。

(2) 一九二〇年二月四日附經營協議會法による。

この信任協議會は經營の指導者と從屬者との間の信任媒介機關（Vertrauensmittler）であり、その主要任務は經營協同體内部に於ける相互の信賴を深めるところに存する。又信任協議會は經營の指導者の諮問に應じて、經營に於ける社會政策的事項の決定に參與しなければならない。經營の指導者のみが決定者であるからそれによつて從屬者の利益が阻害されることを防ぐため、國民勞働統制法第十六條は經營の經濟的並に社會的關係に就て指導者と意見の疎隔を來した場合、從業員は信任委員の過半數の同意を得て勞働管理官に提訴することを得ることゝせられた。然らば信任協議會規則の具體的内容や如何、條文に於て表現せられる信任協議會の任務は次の如きものである。

第六條（一）信任協議會ハ勞働給付ノ改善、一般的勞働條件、特ニ經營規則ノ作成並ニ履行、經營保護ノ實施並ニ改善、經營從業員相互並ニ經營トノ結合ノ增大及ビ經營協同體各員ノ福祉ノタメニスル一切ノ處置ニツキ評議ヲ行フモノトス、又更ニ經營協同體内部ニ於ケル一切ノ紛議ノ解決ヲ圖ルベシ、經營規則ニヨル賠償金ノ決定ニ付テモ諮問ニ應ズベキモノトス

（三）信任協議會ハソノ個々ノ任務ヲソノ特定ノ信任委員ニ委任スルコトヲ得

信任協議會の任務については右の如くであるが、信任協議會を構成すべき信任委員の數は、各經營に於ける從業員の總數によつて異り、從業員總數二十名以上四十九名までの經營にあつては二名、五十名以上九十九名までの經營にあつては三名、百名以上百九十九名までの經營にあつては四名、二百名以上三百九十九名までの經營にあつては五名となつて居り、四百名以上の經營については三百名を增すごとに一名を增加し、最高十名を以て限度としてゐる。而して信任委員たる資格を有するものは年齡滿二十歲以上に達し、少くとき一箇年間同一經營又は企業に所屬し且つ少くとも二箇年間同一又は類似の職業又は職業部門に從業したるものたること、更に公民權を有し、ドイツ勞働戰線に加盟し、模範的人格を以て顯れ、常に國民國家のために働くことを躊躇せざる旨誓ふものたることを要すると規定せられてゐる。

企業主に對する獨裁的決定權の附與により、企業主のみがその經營にあつては一般勞働條件並に賃銀、報酬を決定しなければならぬことゝなつた。企業主はその經營の經濟的、社會的關係を考慮することによつて正當な賃銀、報酬の額及び支拂の方法をきめなければならない。このことは特に小企業經營の企業主に對して妥當する。常時二十名以上の經營に於いては從業員保護の立場から經營の指導者が信任協議會に諮つて經營規則（Betriebsordnung）を制定しなければならぬことゝせられてゐる。この經營規則なるものは勞働報酬の額及びその他の勞働條件を規定した規則であつて、その經營に於ける從業員に對して最低條件として拘束力を有する。

I　國民勞働統制法によるドイツの社會政策的建設

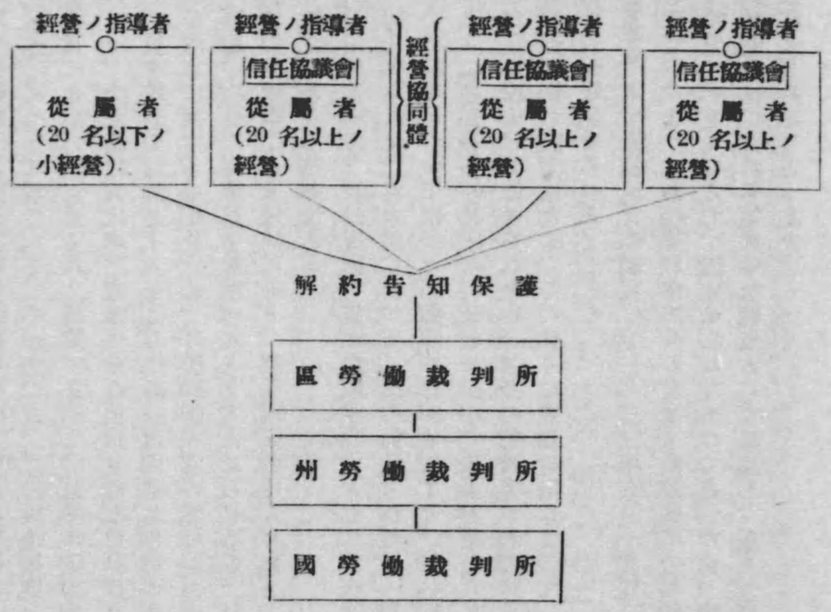

尙ほ國民勞働統制法第三章は經營規則とともに賃率規則(Tarifordnung)について觸るゝところがあつた。この賃率規則は勞働管理官によつて設定せられる規則であつて、賃率規則設定のためには、勞働管理官は專門家委員會の協議を經なければならない。賃率規則の目的とするところは經營規則並に各個の勞働契約の內容に對する基準を定め、又勞働管理官の管轄區域內の同一部類の經營の從業員を保護せんとするところにある。賃率規則は經營規則よりも優位にあり、經營規則の中にこれと背馳する規定があるも無效である。

以上の信任協議會、經營規則、賃率規則等は主として私企業經營に適用せられる。私企業に對する「公の行政及び經營」即ち官公企業經營については各々別個の法律が支配する。例へば宗主權限(Hoheitsbefugnis)の行使ある公の行政及び經營に於いては信任協議會は設置せられない。又公の行政及び經營にあつては經營規則の設定はなく、その代りに服務規則によつて一般勞働條件が規制せられる。

勞働管理官 本勞働管理官の制度は、一九三三年五月十九日附勞働管理官法によつて新勞働秩序誕生の日までの過渡的な勞働規制を擔當すべきものとして設定せられたものであつたが、國民勞働統制法は、これを恒久的な制度として採用し、重大な役割を擔當せしめることゝした。

一言を以てすれば、勞働管理官はドイツに於ける經濟平和の促進者であり、新勞働法の精神に則して一般產業從業者をこれに從はしむべく敎育せんとする任務を有するものである。又勞働管理官は國家機關として一般安寧のために必要なりと認められた場合には、各個の勞働關係の中に決定的に法律の命ずるところに從ひ干涉しなければならない。又その管理經濟區域內に於いては國家の社會行政の代表者として勞働生活特に勞働條件の向上化に全精力を傾倒すべく要求せられてゐるものである。

勞働管理官の任務はこれを概括的に規定すれば、(一)經營內に於ける秩序特に信任協議會の結成、その事業の遂行を監督すること、(二)信任委員たる事物又は人について不適任と認めたときには之を解任すること、(三)經營に於ける社會的政策的事項及び經營規則に記載せられてゐる規定の遂行を監督すること、(四)國勞働大臣及び國經濟大臣の詳細な規定に從つて常に社會政策の狀況を國政府に報告することである。但し個々の經營に於ける勞働契約に基いた紛爭の解決は勞働管理官に屬せず、勞働裁判所が之を扱ふことになつてゐる。

さきにも述べた樣に經營內部に於いて勞働條件を規制することが認められた結果、勞働條件が個々の經營によつて特に同種經營間に相異を來たすと云ふことも、已むを得ざることゝして承認せられたのであるが、このことは勞働條件の超經營的規制を全然廢除したものではなかつた。何となれば個々の經營に於ける勞働條件の規制が國家政策の觀點並に社會政策的發展に適

合しないと認められる場合、若くは個々の經營に於いて經營の指導者による勞働條件の決定が從屬者の大部分の利益を害するが如き危險の認められる場合、何等かの形式に於いて超經營的な規制を行ふことは國家として必要なことなのである。この調整の任務が勞働管理官に課せられる。勞働管理官は經營規則並に各個の勞働契約の內容に對する基準(Richtlinie)を制定することが出來る。國民勞働統制法第三十二條第一項はこれに關し、次の如く規定してゐる。

第三十二條 (一)勞働管理官ハ專門家委員會ノ同意ヲ經テ經營規則並ニ各箇ノ勞働契約ノ內容ニ對スル基準ヲ定ムルコトヲ得

しかしながらこの基準は法律的拘束力を有してゐるのでなく言はば個々の經營並に經營の指導に對する一の法的要請(Rechtsanspruch)であつてこれのみによつては不充分である。こゝに前述せる經營規則及び賃率規則の制定の必要が認められる。

經營規則及賃率規則は基準と異つて勞働條件の經營の內外に於ける規制のため、勞働管理官によつて布告せられた規則であり、經營に對して最低條件として法的拘束力を有するのである。但しこの樣に超經營的に勞働條件を規制するための法的拘束力ある規則を制定することは、例外な場合に屬する。即ち勞働管理官はその管轄經濟區域にある同一部類の經營の從業員保護のためにのみ賃率規則を布告することが出來るのであつて賃率規則は從前の賃率契約(Tarifvertrag)と同種の效果を有する。この賃率規則制定の結果、從來の賃率契約はその效果を失つたのであるが、一九三四年十月二十四日附國勞働大臣の命令によつて一九三四年四月三十日現在に於いて賃率契約として通用してゐるものは、爾後と雖も勞働管理官によつてその無效なることが認められない限り存續することを許された。

扨て一九三四年五月十五日の勞働配置の取締に關する法律、同じく八月十日の勞働力配分法令によつて全ドイツに亘つて勞働力の交換が行はれることゝなり、これ等の措置に對する一切の統制權が國職業紹介失業保險局に與へられることゝなつたがこれは右の勞働管理官の任務の遂行と如何なる關係に立つものであらうか。

勞働力配分法令による青少年勞働者に代つて家族的扶養義務ある年長失業者を以てせんとする措置は、從前の勞務關係よりすれば、極めて困難な事情を含んでゐる。一般勞賃の契約に於いては年長の勞働者並に使用人の賃銀若くは報酬は年少者に比して多大である。したがつて同一能率者若くは能率の極めて接近してゐるものについては、企業主は年少者を採用し、斯くて生產費を低め、自己の利益を大ならしめんとすることは自然の勢ひである。このことは男子從業者と女子從業者の場合にも妥當する。最近十年間に於いて全從業者中に於ける婦人從業者の比率は極めて增大した。その主たる理由は婦人從業者の賃銀が男子從業者のそれに比してより廉價にすむと云ふところに存す

る。從つて乳少年從業者の代りに老年失業者を以てし、女子從業者の代りに男子從業者を以てし、交換せられた勞働力に對してより高價な報酬を提供し、生産費を高めると云ふことはこれと併行して適當な處置の講ぜられない限り、企業主自體の利潤を低下せしめるばかりでなく、國民經濟全體の活動を萎縮せしめ、貿易を衰退せしめることゝなる。又斯くの如き措置の執られるためには、勞働條件の規制を經營內部に於ける企業者の恣意に委ねるところより解放して超經營的、國策的な立場から律せられる必要が痛感せられる。

この企業主の個人的、私經營中心的活動と全從業者の保護、企業者の救濟等を目的とした超經營的國家的活動とを調整せしめんとするところに勞働管理官の任務がある。勞働管理官はその管轄區に於いて個々の經營に對して具體的にその使命を遂行すべき任務を有するものであるが、その使命が實際に成功的に遂行せられるためには、極めて大きな困難と戰はねばならぬことは云ふまでもなからう。

次に勞働管理官の組織に目を轉じよう。一九三五年三月二十八日附國民勞働統制法第十一施行令は次の十四經濟區に勞働管理官を置くことゝし、併せて管理官の所在地を次の如く規定した。

管轄區	管理官所在地	支所所在地
東プロイセン	ケーニヒスベルグ	
シレジア	ブレスラウ	グライヴィッツ
ブランデンベルグ	ベルリン	
ポムメルン	ステチン	
ノルドマルク	ハンブルグ	
ニーダーザクセン	ハノーヴァー	ブレーメン
ウェストファーレン	エッセン	
ラインランド	ケルン	
ヘッセン	フランクフルト・アム・マイン	カッセル
中央ドイツ	マグデブルグ	ワイマール
ザクセン	ドレスデン	
バイエルン	ミュンヘン	
西南ドイツ	カルルスルーヘ	ニュルンベルグ
ザールランド・ファルツ	ザールブリュッケン	スツットガルト
		ノイスタット

この勞働管理官の管轄する經濟區はザールランド・ファルツを除けば州勞働局の管轄區と同一である。

特別管理官　勞働管理官に次いで國民勞働統制法第三十三條は特別管理官（Sondertreuhänder）の任命を規定した。即ち特別管理官は勞働管理官の管轄區を著しく逸脫する地域に適用すべき基準又は賃率規則の制定の必要あるとき國勞働大臣によつて任命せられるのである。又國勞働大臣は特定の任務の處理のために特別管理官を置くことも出來る。これについてはその例として官公企業經營に對する特別管理官を擧げることが出來よう。公の行政及び經營に於ける勞働統制法第十八條は公の行政

及び經營の一團又はその各部に對して服務規則の內容及び個々の勞働契約及び賃率規則の締結に對する基準作成のため、公務特別管理官を任命することを規定した。

專門家委員輔佐會議、專門家委員會　勞働管理官と特別管理官は、「指導者原則」に基いてその任務を遂行しなければならない。その任務の遂行に當つては、原則的には勞働管理官及び特別管理官は自ら而して自己の責任に於いて事務に對する決定をなすのである。たゞ純粹に管理官の專門的諮問機關として、國民勞働統制法は二つの機關を創設した。專門家委員輔佐會議（Fachverständigenbeirat）及び專門家委員會（Fachverständigenausschuss）がそれである。輔佐會議は管理官の擔任事務に於ける一般的、根本的問題について諮問に應じるものであつて、輔佐會議の委員は、管理官の管轄區內の異なる部門より召集せられ、委員の四分の三に至るまではドイツ勞働戰線の推薦名簿によつて任命せられる。ドイツ勞働戰線は管理官の管轄區內の信任協議會の所屬者中諸種の經濟部門を考慮して適當と認めたものを經營の指導者と信任委員と略々同數になる樣に推薦名簿に記載することを要する。

專門委員會は、個々の問題に對して勞働管理官の諮問に應ずべき機關である。例へば管理官が賃率規則を布告せんとするときには國民勞働統制法第三十二條に從つて專門家委員會を召集しなければならない。專門家委員會の委員は、特殊の職業部門

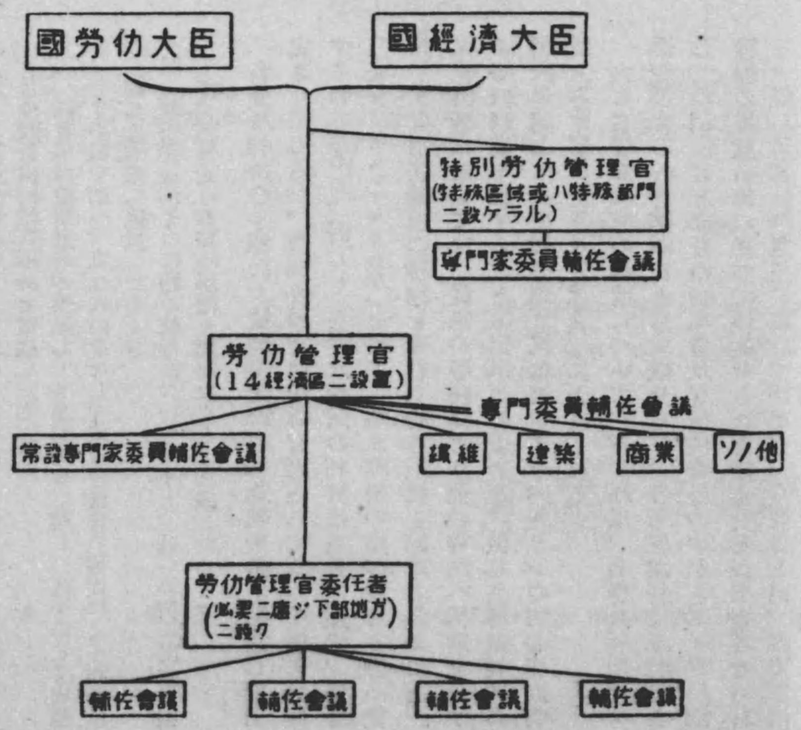

II　國民勞働統制法によるドイツの社會政策的建設

若くは集團を代表するものでなく、勞働管理官の自由裁量による。但しその就任に先つて勞働管理官は善良な管理者の注意を以てその職務を公正に行ひ、特殊利益を求めず、唯國民協同體の福祉のために盡すべきことを宣誓せしめることを要する。尙國民勞働統制法第十六條により一般的勞働條件、特に經營規則に對する經營の指導者の決定に對してその決定が經營の經濟的若くは社會的事情に適合せざるものとして信任委員の過半數の同意を得て勞働管理官に提訴せられた際には勞働管理官はその審理を專門家委員會に委任することが出來る（前頁圖參照）。

社會的名譽裁判權　經營の指導者とその從屬者の間の忠誠勤務契約によつて勞務關係が一の新しい倫理的基礎の上に持ち來らされることゝなつたことは前述の如くである、勞働契約に定められてゐる義務によつてのみならず、この忠誠勤務契約より來たる社會的理念の命ずるところに從つて從屬者の行動は經營協同體の精神に從はねばならない。國民勞働統制法はかゝる前提の下に社會的名譽裁判權を創定し、經營從屬者の社會的義務に對する著しい違反ある場合には社會的名譽裁判所によつて所斷さるべきことを命令した。斯かる著しい違反として左の如き場合が擧げられてゐる。

一　企業者、經營の指導者若くはその他の監督者がその權力を濫用して故意に從屬者の勞働力を費消し、又はその名譽を傷けたるとき

二　經營の從業員が他の從業員を故意に煽動して經營の勞働平和を攪亂し、殊に信任委員として經營の指導につき故意に不法侵害を行ひ又は經營協同體の精神を毀損したるとき

三　經營協同體所屬者が繰返して勞働管理官に對し、輕率にして根據なき不服を唱へ、又は申出をなし、或は管理官の書面による指示に對して故意に違反したるとき

四　信任委員がその任務の執行について知了し、且つ秘密に附せる機密、經營並に事務の秘密を權限なくして公表したるとき

名譽裁判所の手續は大體辯護士の名譽裁判手續に準據して制定されてゐるが、勞働管理官は起訴官廳としてこの手續に參與するのである。而して名譽裁判所の判決は戒告、譴責、罰金（一萬ライヒス・マルク以下）を科する他に經營の指導者たり得る資格、又は信任委員の職務を遂行し得る資格を剝奪し得ること、又從業者に對しては、從來の勞務場より他の場所へ轉所を命ずる等の刑罰を課することも出來るのである。但し名譽裁判所の判決に對しては勞働管理官又は被告よりベルリンの國名譽裁判所（Reichsehrengerichtshof）に上訴し得る。

次に名譽裁判所の構成について一言すれば、名譽裁判所は勞働管理官の各管轄區ごとに組織せられ、各名譽裁判は裁判長としての司法官と經營の指導者及び信任委員の中からドイツ勞働戰線の推薦名簿に從つて任命せられた陪審員を以て審理せられる。但し陪審員の選任に當つてはなるべく被告と同一職業部門に屬する有能なものが選ばれることを要する。國名譽裁判所は

社會的名譽裁判手續の經路

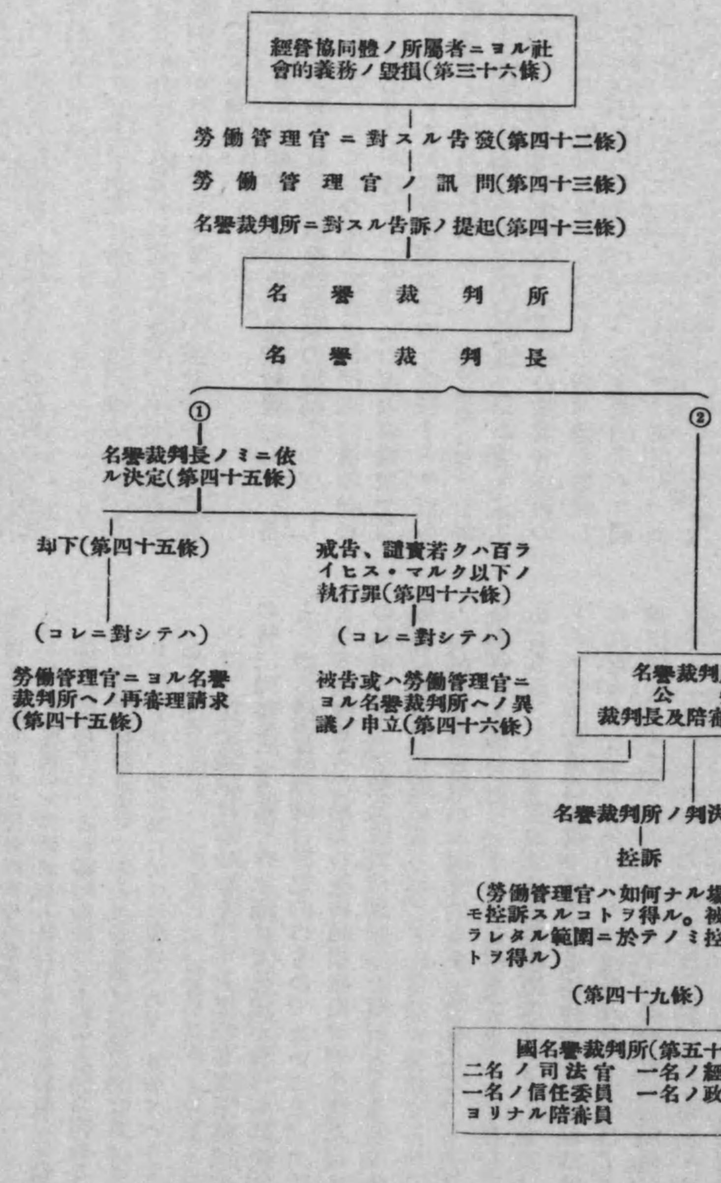

註　クラウゼ博士の圖標による。（"Arbeitslosenhilfe" Nr. 15—16, 1925, S. 289）

國勞働大臣の同意を得て國司法大臣の任命する二名の上級司法官(中は一名裁判長)と經營の指導者、信任委員及び政府の定めた各々一名の陪審員より成る。

社會的名譽裁判權は官公營企業に對しても適用せられる。但し官吏並に兵士は除外せられなければならない。官公營企業の指導者を名譽裁判にかけんとするときには、該被告の監督官廳の許可を要する(前頁表參照)。

ドイツ勞働戰線　ナチス政權確立後、その勞働政策として一番問題となつたことは、新方針に從ひ勞働統制の機構を如何にしてうちたてるかと云ふことであつた。換言すれば協同體精神に基く勞働統制組織の創設の問題であつた。この要求を實現するために、周知の如くヒットラー首相はその政權を掌握するや直ちに從前の勞働組合(ドイツ勞働總同盟、キリスト教勞働組合等)を解散して(1)、一九三三年五月新たにドイツ勞働戰線(Deutsche Arbeitsfront)を結成し、從前の勞働組合、その他の被傭者團體の加盟員、その他事業主、使用人等をも包含する新團體を組織した。ドイツ勞働戰線の目的とするところは、全生產的ドイツ國民(„alle schaffenden Deutschen")、即ち勞働者、使用人、企業主等を統一、綜合してこれ等凡ての者を國民社會主義的國家、國民社會主義的情操にまで教育せんとするところにあり、現實的には國民勞働統制法の意圖せんとするところに地盤を供せんとするに存する(2)。

(1) 從前のドイツ勞働運動崩壞の過程については協調會勞働年鑑(昭和九年版)ドイツ勞働運動の項參照。

(2) かゝる意圖の下に達成せられたドイツ勞働戰線の組織は、集團的勞働規制の下に、その團結を許容せられた勞働者階級を再び企業家の恣意に委れるものであるとの非難と疑惑(特に反ナチス的分子よりの)とは、或る點に於ては妥當であり、首肯すべきものを含んでゐる。

ドイツ勞働戰線は右の如く、一九三三年五月結成せられ、その後三四年十二月にその組織に大改造が加へられた(1)。現在と雖もその組織が終極的、決定的のものでないこと、ナチス政府によつて創設せられたその他の統制組織、例へばドイツ經濟統制の組織、ドイツ糧食同盟の組織等の變更といもにこの組織も亦變更せらるべき運命にあることは當然に豫想せられる。

しかしながら斯かる過渡的事象を捨象して、ドイツ勞働戰線の本質とも稱し得べきのは如何なるところに存してゐるのであらうか。ナチス黨或は勞働戰線指導者等によつて、今までにドイツ勞働戰線の本質、或はその任務等につき包括的に規定せられたものとしては先づ一九三四年八月二十七日ドイツ勞働戰線指導者ライ氏の發表した『ドイツ勞働戰線加盟員に對する方針書』(3)(Lichtlinien über die Mitgliederschaft zur Deutschen Arbeitsfront)、同年十月二十四日のヒットラー總統の告示『ドイツ勞働戰線の本質及び目的に就いての命令』(Verordnung über Wesen und Ziel der Deutschen Arbeitsfront)を擧げることが出來る。而して方針書第一條に示されるドイツ勞働戰線の任務なるものは、左の如きものである。

第一條　ドイツ勞働戰線ハ左ノ如キ任務ヲ遂行スベキモノトス

イ　ドイツ勞働戰線全加盟員ノ國民社會主義的世界觀ヘノ教育

ロ　國民勞働統制法ニ規定セル使命ノ遂行

ハ　全加盟員ノ勞働並ニ社員法規ノ嚴守

ニ　職業教育

ホ　加盟員ニ對スル救護制度ノ創設並ニ管理

ヘ　ドイツ經營協同體ノ經濟統制單位及勞働管理官トノ協力ニヨル經濟平和ノ促進

ト　「歡喜ノ力團」ニヨル自由時間ノ統制

チ　ソノ他總統アドルフ・ヒットラーヨリドイツ勞働戰線ニ課セラレタル使命ノ遂行

(1) 協調會勞働年鑑昭和十年版ドイツ勞働運動の項參照。

(2) ドイツ勞働戰線加盟員に對する方針書については協調會「勞働年鑑」(昭和十年版)三三四頁以下の全譯參照。

ヒットラー總統の命令も大體右と大同小異のものである。次にドイツ勞働戰線の加盟員に關しては個人加盟員制度の外に團體加盟員制度を認め經濟統制組織、交通統制組織並に國糧食同盟等の加盟員は、團體的に加盟することを得る樣になつてをり、個人加盟員に對しては、職業教育、條款による法的保護、歡喜の力團の設備利用、疾病、失業、癈疾、結婚、勞働の犧牲等の場合に於ける救護金の支給等が與へられる。

右によつてもドイツ勞働戰線が勞働條件の維持、向上等を目的とする既存の勞働組合と極めて異なる內容を有するものたることが察知せられるのである。(1)

1　ドイツ勞働戰線の加盟員數は、三五年中期に於ける公式の報告によれば約二千三百萬とのことである。加盟員に對する勞働戰線よりの給付の具體的內容については協調會「勞働年鑑」(昭和十年版)三三二頁以下ドイツ勞働運動の項參照。

次に本項の對象となる組織構成についてドイツ勞働戰線の地方別並に經濟部門、職業部門別の組織化が如何になされてゐるかを知らんとするためには、その組織原則として第一に次ぎの諸點に考慮を拂ふ必要がある。即ち

一　地方別組織　地方別組織はドイツ國民社會主義勞働者黨(NSDAP=ナチス)の地方組織に準ずる。即ち本部組織の下に州、縣、郡、市町村支部を設置する。

二　經濟部門別組織　經濟部門別組織は、國經營協同體の組織に則し國、縣、郡、市町村經營協同體より最下部組織たる個々の經營に於ける經營協同體へと垂直的に各經營從屬者と指導者を組織する樣にする。

三　職業部門別組織　ドイツ勞働戰線は主要職業部門別に國、縣、郡市町村に從つて同種職業に從事する者を組織する。

この他にドイツ勞働戰線の政治的指導は、ドイツ勞働戰線自體に於てのみならず、ナチス經營細胞組織(NSBO)並にナチス商工手工業部(NS-Hago)の手に屬することに留意しなけ

ればならない。從つてドイツ勞働戰線の各組織の指導に就いては、これ等の各組織の指導者に或る度合まで獨自的手腕を振舞ふべき權限が賦與されてゐるのである。

上述せる『ドイツ勞働戰線の本質及び目的についてのヒットラー總統の命令』第四條によれば、ドイツ勞働戰線はナチス政治部々長によつて統括的に指導せらるべきものである。即ちナチス政治部々長は同時にドイツ勞働戰線の指導者である。この事は現實的にはナチス政治部々長たるライ博士がドイツ勞働戰線指導者たる事によつて達成せられてゐる。その他のドイツ勞働戰線に於ける指導者はライ氏によつて任命せられる。

ドイツ勞働戰線の全組織に於いては、その地方組織たると部門別組織たるとを問はず、各々の事務の遂行、指導、諮問等については出來得るかぎり、經營の指導者と經營の從屬者とから同數を以て委員或は役員を選び、その任務を遂行せしめることを要する。又經營の指導者に就ては、可能なる限りドイツ經濟統制組織の役員を選ぶことを要する。又ドイツ勞働戰線の各組織に於いては、その指導者が經營の指導者でない場合には、指導者代理には出來得るかぎり、經營の指導者を以てこれに充つることを要する。斯くして勞働組織と經濟組織との融合、指導者と從屬者との結合を達成せんとするのである。

ドイツ勞働戰線本部

扨ドイツ勞働戰線の本部組織は如何に構成せられてゐるか。勞働戰線本部にあつては、最高指導者としてのドイツ勞働戰線指導者についで、同指導者代理が位する。この指導者代理はナチス政治部長代理を以てこれに充つることを要する。指導者と指導者代理とこの他に本部責任者を加へた三名がドイツ勞働戰線の最高部に位することゝなる譯である。本部にはその下に十六の局がある。その局並に現在に於ける各局責任者を示せば左の如くである。

ドイツ勞働戰線指導者		ライ
同	代理	シュメール
同	本部責任者	レンテルン
ドイツ勞働戰線本部組織局		ゼルツナー
同	人事局	シュメール
同	會計局	ブリンクマン
同	印刷局	ブイアラス
同	教育局	フラウェンドルフェル
同	勞働政策局	メンデ
同	社會保險勞働給付局	ペップラー
同	宣傳局	ガイゲル
同	保健局	ワグナー
同	勞働指導職業教育局	アルンホルド
同	法律相談局	ヘルウイッヒ
同	法律局	ペーレン
同	青年局	アックスマン
同	訓練局	ゴーデス
同	婦人局	ショルツクリンク
同	住宅局	ルドヴィエイ

この他に本部には外局「歡喜の力團局」がある。

經濟部門別組織

ドイツ勞働戰線は部門別に左の國經營協同體に組成せられる。(1)

一	食料、嗜好品
二	繊維
三	被服
四	建築
五	木材
六	金屬
七	化學
八	印刷
九	製紙
一〇	交通並に官公營企業
一一	鑛業
一二	銀行並に保險
一三	自由職業
一四	農業
一五	皮革
一六	石材
一七	商業
一八	手工業

(1) 經營協同體とは右の意味に於ては經營組合、或は經營從業者の組合と解せらるべきである。

右の經營協同體の指導統制は、ドイツ勞働戰線本部が之に當る傍ら、一より一六までの部門はナチス經營細胞に、又一七、一八の部門はナチス商工手工業部に從屬することゝなつてゐる。

この國經營協同體には右部門に於ける勞働者、使用人、企業家を含むドイツ勞働戰線全加盟員が組織されなければならない。ドイツ勞働戰線の地方組織、即ち縣、郡、市町村支部に於いても、大體右の經濟部門別に縣經營協同體、郡經營協同體、市町村經營協同體を組成する事となつてゐる。

職業部門別組織

ドイツ勞働戰線內部に於ける職業的訓練職業教育施行のため以下の十六部門について國職業グループ(Reichsberufsshauptgruppen)が創設せられた。

一	農林業に於ける職業
二	食料、嗜好品業に於ける職業
三	木材從業者
四	建築從業者
五	石材從業者
六	鑛業從業者

七　金屬從業者
八　技師並に技術者
九　化學從業者
一〇　繊維從業者
一一　被服並に皮革從業者
一二　製本從業者並に製紙從業者
一三　水運、空中交通に於ける職業
一四　購買者
一五　陸上交通に於ける職業
一六　自由職業

この國職業グループは、更に部門別に細分せられる。さきに說明せるドイツ勞働戰線本部の勞働指導職業教育局責任者はこの職業部門別組織の統轄者であり、同局の中には職業グループの最高指導部が設けられてゐる。又勞働戰線縣支部の勞働指導職業教育部の責任者は、その縣に於ける職業グループの指導者である。

以上によつて大體ドイツ勞働戰線の本部並に部門別組織の輪廓は明瞭なりと信ずる。

地方別組織

地方組織が大體ドイツ國民社會主義勞働者黨（＝ナチス）のそれに準ずることは前述した如くである。而して地方組織中その最下部に位するのは、班（Block）であつて、班には班長（Blockwarte）があり、班の上には細胞（Zelle）が位する。その上に

ドイツ勞働戰線指導部組織

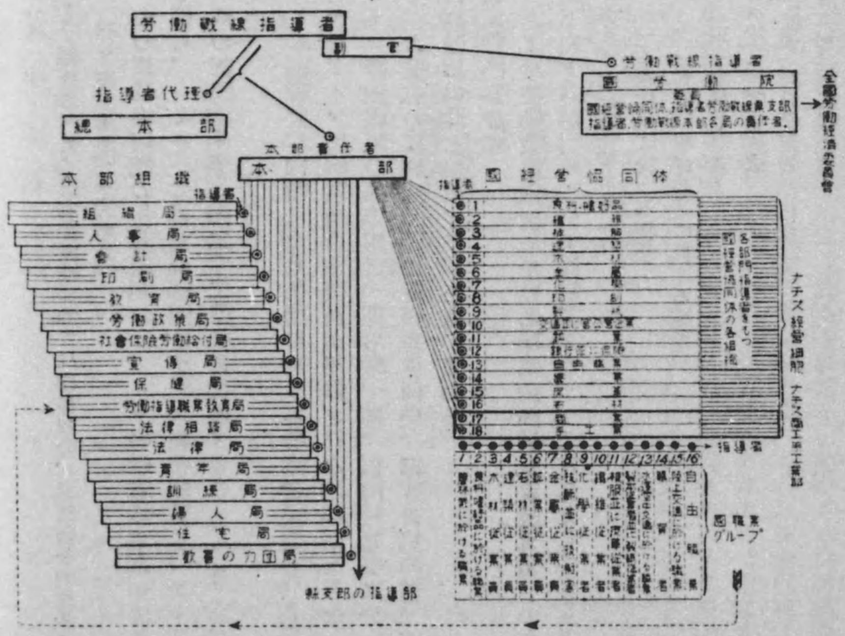

ある市町村支部はその市町村の地域にある經營協同體を包括するのである。斯くして地方組織は市町村支部より郡、縣と高まる。縣支部の組織は、本部の部局と略々同樣の形態をとるとのことである。

ナチス經營細胞並にナチス商工手工業部

ドイツ勞働戰線とドイツ國民社會主義勞働者黨（＝ナチス）との密接な關係は、ドイツ勞働戰線本部とナチス本部との人的連絡或は同一人による兼務的事務の遂行等の手段によつて具體的に實行せられる。既に述べたやうにナチス政治部々長は、ドイツ勞働戰線の指導者であり、同時に歡喜の力團局の指導者である。又ナチス政治部長代理は同じくドイツ勞働戰線の指導者代理である。更にこのことは勞働戰線の本部組織に於てのみならず、地方組織に於ても適用せられてゐるのであつて、地方組織に於ける指導者はナチスの黨員で

ドイツ勞働戰線地方組織

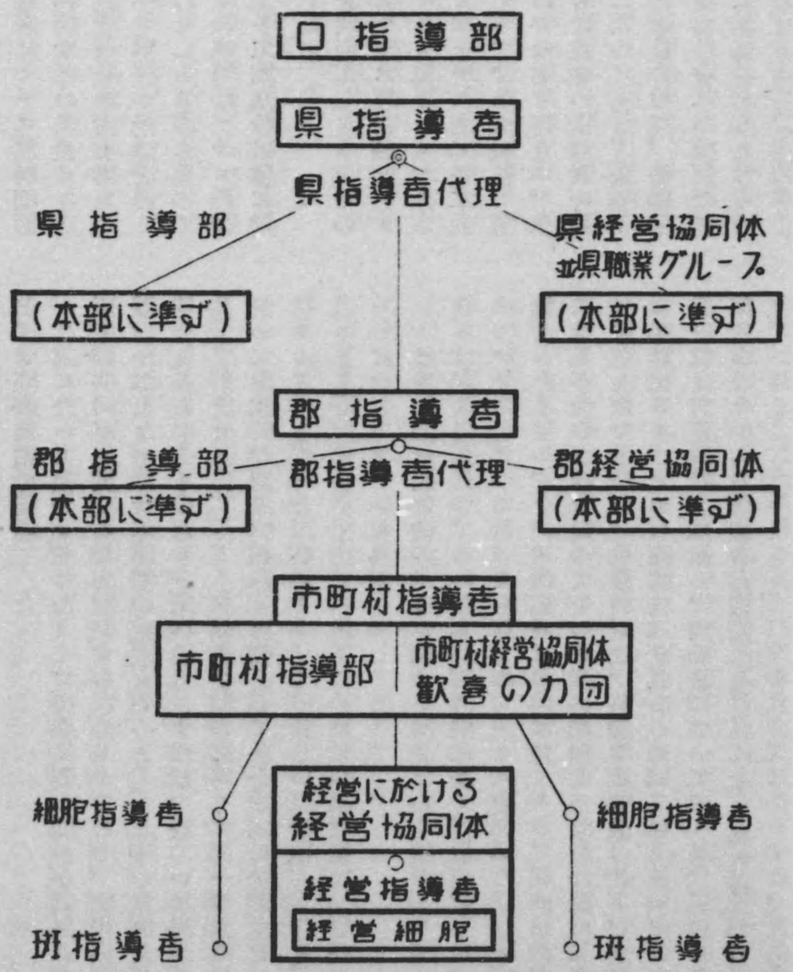

あり、ナチス經營細胞或はナチス商工手工業部のメンバーたることを要する。例へば勞働戰線縣支部指導者はナチス經營細胞縣支部の部長たるか、ナチス商工手工業部縣支部の部長でなければならない。又指導者代理には經營細胞支部長が指導者たる時は商工手工業部支部長を、商工手工業部支部長が指導者たる時は經營細胞支部長を以てその職責を遂行せしめる樣になつてゐる。而して經營協同體中一より一六までの部門はナチス經營細胞に、一七及び一八の部門はナチス商工手工業部の擔當に所屬するのである。

次に勞働戰線と經營細胞との異なる點を問題にしよう。その課せられてゐる任務に於いて政治組織たるナチス經營細胞とナチス商工手工業部とがドイツ勞働戰線のそれと異なるものたることは云ふまでもない。ナチス經營細胞及びナチス商工手工業部の任務は政治的及び世界觀的なものであつて、勞働戰線の意圖するごとき經濟的並に社會政策的なものではあり得ない。例へば個々の經營にあつては經營細胞責任者は經營の指導者の同意を得て信任委員の名簿を作成することになつてゐる（國民勞働統制法第九條）。又社會的名譽裁判所への陪審員の推薦、勞働管理官による專門家委員補佐會議並に專門家委員會への委員の任命等もナチス經營細胞或はナチス商工手工業部の司るところである。この樣に經營細胞並に商工手工業部は政治的、指導的任務を擔當することによつてドイツ勞働戰線の經濟的、社會政策的活動を發展、助長せしめるのである。

ドイツ經濟統制の機構

以上に於いて紹介せられたドイツ勞働統制の機構が國民及び國家の共同福祉實現のため設定せられたものであり、國民協同體の一部をなす經營協同體の建設を中心として之等の意圖を具體化せんとするものなりと云ひ得るとすれば、新しい經濟法に基いて創設せられたドイツ經濟統制の機構も亦同一の意味に於いて國家的、國民的利益を目標として各企業並に企業主を統括せんとするものと云ひ得よう。この新しい經濟觀（Wirtschaftsgesinnung）に於いてナチス治下に於ける經濟政策は、從前のそれに比して著しい相異點を示してゐる。

ドイツ經濟統制組織の內容に關する解說は後に讓るとして、我々はそれに先だつてこの新しい經濟觀に基く措置の效果についてナチスによつて云々せられてゐるところを聞かう。屢々指摘せられる樣に、ナチス內閣成立以前に於てドイツ經濟が如何に世界不況の影響を被つてその危機に瀕してゐたかは誠に想像に餘るものであつた。生產の減退、勞働從業者數の低下、農村の困窮化等々。ナチス內閣成立直後の一九三三年一月末には失業者數は六百萬以上に達し、國全體について云へば、二名の就業者が各々一名の失業者を扶助しなければならぬ有樣であつた。しかるに二箇年後の一九三五年六月末に於いては、失業者數は百七十五萬に減少し、失業の減少に伴つて從業者數は千六百六十萬に增加した。

この著しい好轉については、一般に國際的不況の回復が、その主因であると指摘せられてゐるが、ナチスによれば、かならずしもこれのみによるものではなく、却つて一、經濟生活に於ける國民一般の見界の新政府成立以降に於ける變化。二、新政府の措置に對する經濟的信用度の高上。三、ナチス政府の劃期的失業對策の遂行こそ第一に擧げらるべき要因である。ナチス獨裁治下に於いては、失業對策も從前の政府のとり來つた如き單なる失業者の一時的救濟を圖らんとするものではない。ドイツ經濟を振興し、進展せしめることによつて國家的生產力の擴大をはかり、國民福祉の向上をもたらし、失業軍を新たに正常な勞働に再編成せんとするものであつて、單に消極的なものでなく、積極的意味を有し、又斯くの如き努力こそがドイツ經濟並に勞働狀態を好轉せしめたるものなりとするのである。

而して右と關聯して注目すべきことは、ドイツ勞働並に經濟政策が不況の克服生產の振興、勞働の收拾等の課程に於いて統制的色彩を强め、又强めざるを得なかつたことの事實なりとするも、又これ等の新しき政策が從前の個人主義的、非計畫的、非全體的經濟觀に對して國民及び國家の全體の福祉を增進すべき經濟觀の上に成立したるものなる事の實際なりとするも、ナチス統制經濟なる名の下に云々せられる政策は決して產業の國家管理を主張し、社會主義的經濟の遂行を目的とする計畫經濟

(Planwirtschaft) 的なるものとは稱する事を得ないのであつて却つてこれとは本質的に異なる內容を有してゐるものなりと云ふことである。ヒットラー總統の言葉を以てすれば、計畫經濟は容易に官僚化の弊に陷り、常に創造的ならんとする個人的發意を否定するものなるが故に一の危險なる企圖に過ぎない。「我々は共產主義に相似する經濟並に斯くの如きものによつて制約せられたる生產力の遲緩によつて我國の勞働力の全能力を發揮することを怠り、斯くして國民の生活水準を上昇せしめるどころか却つて下降せしめる如きことを望むことは出來ない」(1)と。原料並に資源の不足、これに基く困窮よりドイツを救濟するものは、計畫經濟に非ずして指導者原則に基くドイツ統制經濟である。

(1) 一九三五年五月二十一日のヒットラー總統の演說

斯くて我々の觀取し得られることは、ドイツ統制經濟或はドイツ產業の有機的組成 (organischer Aufbauder deutschen Wirtschaft) と云はれるものが、個人主義經濟と社會主義經濟との中間を縫はんとする一の特殊な折衷的經濟であると云ふことである。(2)しかるが故にドイツ統制經濟は、一の側面に於ては個人主義的であり、他の側面に於いては全體主義的、國民的性格を有してゐる。この點は新しいドイツ經濟の原則が「經濟的自治」(die Selbstverwaltung der Wirtschaft)なりと云ふことに照しても肯定し得られるところであらう。

(1) ファシスト獨裁下のイタリア統制經濟も亦折衷的性格を有してゐる。しかしながらドイツ統制經濟とは異なる特殊的性格をも有してゐることも亦その性格的特長である。

扨ドイツ經濟の全體的統制のための機構として擧げらるべきものに左の四つの組織がある。

一　ドイツ經濟統制組織(Organisation der gewerblichen Wirtschaft)
二　交通統制組織　(Organisation des Verkehrgewerbe)
三　ドイツ糧食同盟　(Reichsnährstand)
四　ドイツ文化院　(Reichskulturkammer)

こゝでは右の中比較的重要性ありと思惟せられるドイツ經濟統制組織と糧食同盟について觸れて見よう。

ドイツ經濟統制組織　ドイツ經濟統制組織は、一九三四年二月二十七日附の產業統制法（Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aufbaues der deutschen Wirtschaft）に基いて設定せられたものである。同法並に同法公布と同時に國經濟大臣シュミット氏のなしたる演說等により綜合すれば、統制せらるべき經濟部門は之を第一部鑛山、金屬製造工業、第二部機械、電氣、光學、精密機械工業、第三部鐵、鐵板、金屬製品業、第四部石材、土砂業、第五部化學、製油、製紙業、第六部皮革、纖維衣料工業、第七部食糧品工業、第八部手工業、第九部商業、第十部銀行及び信用業、第十一部保險業、第十二部交通業の十二部門に分ち、各部門ごとに指導者、同代理を置き、下級部門にも同樣に指導者を任命して全產業を統括することになつてゐたのであるが、同年十一月二十七日附の同法第一命令は、この統制部門を工業、手工業、商業、銀行業、保險業及び動力經濟の六部門に制限した。(1)

(1)　產業統制法並に同法第一命令の詳細は、協調會「勞働年鑑」昭和十年版三六三頁以下のドイツ統制經濟の項參照。

この經濟統制の組織は產業統制法第一條にも規定せられてゐる様に、從來の經濟團體を基礎としたものである。而して次の任務の遂行は特に經濟統制組織が專らこれに當る。——一般經濟政策、商業政策、金融問題、特許問題、宣傳廣告問題、經濟指導と關聯ある社會政策問題、法律問題、租稅問題。(但し市場を統制すべき權限は經濟統制組織には與へられてゐない。この權限は經濟團體と並存するカルテル團體が之を有する。)——一九三四年六月の國經濟大臣の聲明によれば、市場並に物價統制團體は、その活動を市場統制の範圍にのみ限局せられてゐる。他の部面の仕事は當該經濟組織に課せられてゐるのである。しかし經濟統制組織は、市場統制問題には、觀察的、諮問的には參與し得るのであつて、余は從つて經濟統制組織に從屬する經濟團體と市場統制團體とが信賴せる共同を通じてその任務を施行せんことを希望するのである」と。

以下經濟統制組織の具體的內容を紹介するに先立つて、その組織上の原則とも稱し得べきものを掲げよう。原則は左の三よりなる。

一　義務履行の原則　經濟統制組織に加入せる企業家並に企業（自然人並に法人、私經營並に公的經營を含む）は、自發的に當該經濟統制組織の部門或は地域別グループに從屬しなければならない。

二　經濟統制組織に於ける指導者原則　經濟統制組織の各グループはそれぞれ指導者を有する。下級組織の指導者は上級組織の指導者の推薦により、國經濟大臣が之を任命する。各指導者は諮問的機關として參與會議（Beirat）を持つ。參與會議は、特に計畫プログラムの立案、遂行、會費の拂込みについて指導者の諮問に應ずるものであるが、其機能は純粹に諮問機關としての範圍に限られてゐる。但し、指導者は參與會議委員の大多數の反對せる決定を遂行せんとする場合は、上級グループの指導者の同意を必要とする。又參與會議の他に時によつては上級顧問會議（engerer Beirat）、特別委員會（Sonderausschüsse）、部員會議（Mitglieder Versammlung）等をも形成することを得る。經濟統制組織の地域別並に部門別の最下級グループ（加盟員二百名以下の）にあつては、少くとも年一回當該年度の上半期の中に部員會議を開催しなければならぬ。

三　經濟統制組織の各部門、各グループと經濟の公法團體との有機的結合に對する原則　これは特に經濟統制組織と商工會議所並に手工業會議所との密接なる連繫を策せんとするところにある。

部門別組織

ドイツ經濟統制の組織は、之を經濟部門による組織と地域別による組織とに二大別することが出來る。經濟部門別組織は企業の所屬する部門の性質に從つて、大部門より漸次特殊部門に至るごとく立體的に組立てられてゐる。而して最高の且つ最も包括的な單位を形成してゐるのは、先にも述べたごとく、工業、手工業、商業、銀行業、保險業、動力經濟の六であつて、これは全國經濟組織（Reichsgruppe）と呼ばれる。この際特に工業に對してはその重要性を考慮して工業の中の大部門（Hauptgruppe）たる一、鑛山、金屬製造工業、二、機械、電氣、光學機工業、三、金屬工業、四、石材、建築業、五、化學、製油、製紙、印刷工業、六、皮革、纖維、衣料工業、七、食糧品工業の七部門は、手工業以下の全國經濟組織と略々同一の資格を賦與せられてゐるのである。(1)

(1)　一九三四年十一月二十七日附產業統制法第一命令によるこの分類は工業の七部門がこれに先つて二月二十七日附を以て公布せられた產業統制法の十五部門の中の最初の七部門と同樣であることを知るならば、第一命令による產業統制法の改正は實質的に大した變化を齎したものでないことが判明する。

この全國經濟組織工業の七部門と他の五つの全國經濟組織はその下級組織として經濟グループ（Wirtschaftsgruppe）をもつ。經濟グループは更に部門グループ（Fachgruppe）並に下級部門グループ（Fachuntergruppe）に分割せられ、斯くして農業並に交通業を除く全產業が組織化せられるのである。例へば全國經濟組織たる工業の第一部門は、經濟グループA鑛業、經濟グル

全國經濟組織工業の構成

（經濟グループ鑛業を中心に）

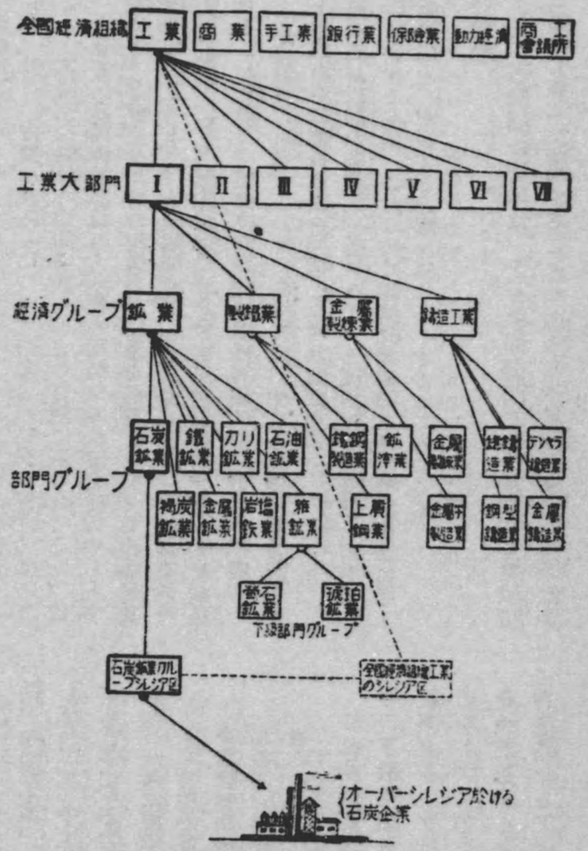

照）。

この際經濟グループは、經濟統制組織の部門別組成に於いて最も重要な役割を擔當する。經濟グループは、それに從屬する部門グループ或は下級部門グループに於ける會費の引上回收及び配分豫算の作成等を監督しなければならない。經濟グループの指導者は、繰返へしての文書による要求にもかゝはらず、その指示に違反して振舞へる加盟員に對しては罰金を課する權限を有してゐる。今各全國經濟について、それに從屬する經濟グループを擧げるならば左記の如きものとなる。

Ⅰ　全國經濟組織工業

第一部門

經濟グループ　A　鐵　　業

同　B　製　鐵　業

同　C　金屬製煉業（鐵を除く）

同　D　鑄　造　工　業

第二部門　經濟グループ　A　鐵鋼機械器具製作業

同　B　機　械　製　作　業

同　C　交通機製作業

同　D　航空機製作業

同　E　電　氣　工　業

同　F　精密機械並に光學機業

第三部門　經濟グループ　鐵、葉鐵、金屬品工業

第四部門　經濟グループ　A　石材及土砂業

同　B　建　築　業

同　C　木材加工業

同　D　硝子工業

同　E　陶　器　業

同　F　鋸　工　業

第五部門　經濟グループ　A　化　學　工　業

同　B　製紙、厚紙、木纖維工業

同　C　印刷、紙加工業

第六部門　經濟グループ　A　皮　革　工　業

同　B　纖　維　工　業

同　C　被　服　工　業

第七部門　經濟グループ　A　食糧品工業

同　B　釀　造　工　業

同　C　麥　芽　業

同　D　砂　糖　工　業

同　E　酒　精　工　業

Ⅱ　全國經濟組織　手工業

手工業は五十の小經濟グループ（Kleine Wirtschaftsgruppen）に分れる（後述參照）。

Ⅲ　全國經濟組織　商業

經濟グループ　A　問屋業、輸出、輸入業

同　B　小　賣　業

同　C　接客、旅客業

同　D　仲　介　業

同　E　病　院　業

Ⅲ　全國經濟組織　銀行業

經濟グループ　A　私　營　銀　行

同　B　特殊任務を要する公營銀行

同　C　公法による信用貸付業

同　D　貯　蓄　銀　行

同　E　信　用　組　合

同　F　その他の信用業

Ⅴ　全國經濟組織　保險業

經濟グループ　A　私　營　保　險

同　B　公法に基く保險

Ⅵ　全國經濟組織　動力經濟

經濟グループ　A　電　氣　業

同　B　ガス、水道業

右の如くにして全國經濟は經濟部門別に統括せられるのであるが、この中特に特色ありと思はれるのは手工業の統制である。全國經濟組織手工業は、五十の小經濟グループを基礎とする國組合聯合會（Reichsinnungsverbände）よりなる。手工業者の團體たる手工業者組合（或は手工業者同業組合）は、組合聯合會に

所屬することによつて手工業統制に參與するのである。この國組合聯合會は從前の手工業同業組合聯合會に代つて設立せられたものであり、各々獨立の手工業部門を統括し（例へば時計組立製造手工業、パン製造業等）、必要に應じては、更に下級部門を形成することを得る。全手工業經營を手工業者組合を中心にして組成するためには、全國經濟組織手工業の中に於ける特別部員會議の活發なる活動は、最も必要なりとのことである(註)。

註 ドイツ手工業に所屬し、國組合聯合會を組成すべき手工業の小經濟グループは次の如くである。

製パン手工業、繃帶、整形具製造手工業（Bandagisten, Orthopädienmechanik erhaudwerk）。建築手工業。製桶業。麥酒釀造、麥芽製造手工業。製本業。印刷手工業。製罐、ナイフ手工業。ブラシ手工業。屋根職手工業。婦人服裁縫業。寶石細工業。電氣設備業。精練業。製肉業。理髮業。彫刻業。ガラス手工業。ブリキ手工業（grobblaseur-und Klempnerhandwerk）金銀細工業。製菓業。製籠業。車輛器具手工業。牛皮、帽子、手袋手工業。ペンキ手工業。器具手工業。製樂器手工業。光學精密器具手工業。寫眞業。婦人用小間物業。製網手工業。甲板修繕製作業。製鍵業。鍛冶業。男子服裁縫業煙突業。製靴手工業。石材彫刻業。大工業。漆喰、石膏業。馬具、室內裝飾、被製品手工業。指物業。陶磁器業。時計製造手工業。洗濯、織物手工業。齒器具製造業。家具製造業。

ドイツ經濟統制組織の部門別組成は大體以上の如くである。組織內の個々の部門は、又地方組織とも關係してそれ〳〵地域別にも組成せられる。

地方組織

以上で概觀した部門別統制と並行して地域的統制は如何に組織化せられるのであらうか。原則として地域的にはドイツ經濟統制組織は、先づ之を大經濟區に準據して分けることになつてゐる。この經濟區は一九三五年三月十四日附國經濟大臣の命令によれば、勞働管理官擔當の經濟區と同一となすとのことであるから全國で十四區となる。(1) 大經濟區の下に位するのは、商工會議所區域であり、更に郡、自治體等と下降して行くのである。

(1) この經濟區の具體的領域については、勞働管理官の項參照。

しかしながら具體的に地域的統制化の完成を期せんとするには、產業自體の性質を認識してそれに適應して行かなければならない。したがつて地域的統制化の問題は、個々の全國經濟組織によつて又都市、一地域の特殊性によつてそれ〳〵異つた形態をとつてゐる。この點に於いて最も地域的に嚴格な原則に基いて統制せられてゐるのは全國經濟組織のなかの工業である。一九三五年三月十四日附全國經濟組織工業指導者の命令は各經濟區に對して全國經濟組織工業の地域グループを形成すべきことを規定してゐる。この地域グループにはその地域に於ける工業關係の部門別グループ又はそれに所屬してゐない經營が參加するのである。而して地域グループは當該地區に於ける工業經營全般の問題、特に各部門グループと經營間の連絡をはかるの

をその主要任務としてゐる。

この地域グループは、必要に應じてその當該地區內にその支所（Zweigstelle）を設置することも出來る。支所は經濟區の特殊性によつて設立せられそのグループの管轄に屬する。この支所の設置は特に工業の盛んな都市に於いて必要とせられる。主要工業都市、即ち工業經營の密集してゐる地帶に對しては、他の比較的工業經營の發展してゐない地帶、例へば農村などと一緒にして地域グループを形成せしめるよりは、これを特別に扱つてその地を中心にして工業經營間の相互連絡、共存化の策を樹立する方が妥當であり、又效果的であることは改めて指摘するまでもない。一例を擧げるならば、ニーダザクセン經濟區に於いてブレーメン、オルデンブルグ、オスナブルック、ゲッティンゲン、ズュードハノーヴァー、ブルンシュワイク等に支所が設置せられてゐる。又他の諸都市に對しても設置する樣に準備せられてゐるとのことである。

右は主として一定地域を中心にして、その地域に於ける經營の全般的統制をなさんとする地域的統制化の方法であるが工業の中にも又それとは異つて別個の取扱をうけてゐるものがある。例へば建築工業、纖維工業、又石材業、セメント工業等に於いては、他の工業との聯關よりはそれ〳〵の工業に於ける部門別グループ（fachlich=regisnale Witschaftsbezirk）の結成に中心努力が費されてゐる。

全國經濟統制組織の構成

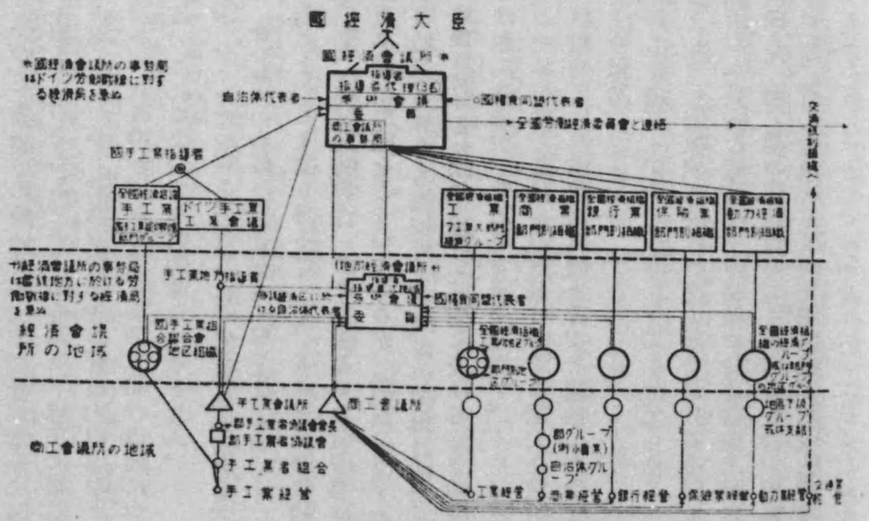
國經濟大臣
國經濟會議所
指導者代理者
會議
自治體代表者
國營員同盟代表者
交通管制經濟指導者會と連絡
國手工業指導者
全國經濟組織
手工業
ドイツ手工業
工業會議
工業
商業
銀行業
保險業
動力經濟
部門別組織
國經濟會議所
會議
國營員同盟代表者
手工業地方指導者
國經濟會議所の事務局は國營組織に於ける勞働管理に對する經濟顧問を兼ぬ
經濟會議所の地域
國手工業組合聯合會地區組織
手工業會議所
工業會議所
部手工業者組合聯合會長
部手工業者組合會議
手工業者組合
手工業經營
部グループ（例）小農業
自治體グループ
工業經營
商業經營
銀行經營
保險業經營
動力經營
交通管制經濟指導者會と連絡
國營員同盟代表者
全國經濟組織の經濟グループ
全國經濟組織の經濟グループ
全國經濟組織の經濟グループ
全國經濟組織の經濟グループ
全國經濟組織の經濟グループ
全國經濟組織の經濟グループ
地區下級グループ
地區下級グループ
地區下級

全國經濟組織商業の地域的統制の方法も部門別地域別グループが中心になつてゐる。商業に於いては全國經濟組織或は經濟グループの地域的組成は、經濟區に對しては地域グループを、商工會議所の管轄地域に對しては、地域下級グループを結成する樣になつてゐるのであるが、全國經濟組織の地域或は地域下級グループ、例へば商業一般よりもその下級部門の地域或は地域下級グループよりも卸賣業或は小賣業等の地域的組成に最重要性が附與せられてゐる。これらの部門は更に郡、市町村グループを結成して斯業の全國的組成を確立する樣に目論まれてゐるのである。

部門別組成に於けると同樣に、地域別組成に於いて、最も特殊扱ひを受けるのは手工業である。一定の地域に於ける諸種の手工業の統制組織化の要求せられる場合、國手工業組合聯合會並にその部門別グループはその地方に於ける地方手工業指導者の指導の下に立つ。これは手工業の性質に由來するものである。手工業は基本的にはドイツ手工業職業身分(1)(Reichsstand des deutschen Handwerks)によつて統括せられるのであつて、手工業身分の指導者は國手工業指導者(Reichshandwerksmeister)であると同時に全國經濟組織手工業の指導者であり、ドイツ手工業及び工業會議(deutscher Handwerks= und Gewerbekammertag)の指導者である。この國手工業指導者の下に手工業地方指導者(Landeshandwerksmeister)が任命せられ、全國十五區に亘つて各地方に於いて手工業經營の實狀に照して實地に指導監督するのである。手工業會議所、郡手工業協議會、手工業組合等もこの手工業地方指導者の實質的指導の下に立つのである。ナチス政府が如何にドイツ手工業の復興に力を注いでゐるかは、これによつても察知せられると思ふ。

(1) ドイツに於ける職業身分についての詳細は貝島榮三郎氏「ナチス身分秩序の構造」(社會政策時報昭和十年十月、十一月號參照)。

右によつても知り得るごとく、ドイツ經濟統制組織は、その部門別、地域別特殊性、並に從來よりの慣習等によつて極めて複雜多岐な形態をとりつゝあるが、前頁に示す「ドイツ經濟統制組織の構成」なる圖標によつてその輪廓は明瞭なりと信ずる。

經濟に於ける公法的團體　經濟に於ける公法的團體とは、こゝでは商工會議所、手工業會議所を指す。ドイツ經濟の統制化樹立のためには、これらの機關は非常に重大な役割を擔當し、且つ組織的には經濟統制組織と密接な關係に立つてゐる。

商工會議所

商工會議所(Industrie= und Handelskammer)は、公法的團體として一定地域に於ける商工業者の代表機關である。商工會議所の本質的な任務はその地域に於ける商工業者の全體利益を代表し、商工業の促進に向つて政府を支持、輔翼するところに存する。商工會議所と經濟統制組織の地域的團體との任務の差異に關してはその個々の場合については未だ明瞭にせられてゐ

ない。商工會議所は指導者原則に基き、會頭により指導せられるのであつて、會頭の諮問機關として參與會議が存在する。商工會議所の監督は國經濟大臣の權能に屬する。

ドイツ全體の商工會議所の指導連絡については從來までは國商工會議(Industrie= und Handelstag)に於ける商工會議所部會があつたが、國商工會議は一九三四年度を以て廢止せられたので、現在に於いては、國經濟會議所に於ける商工會議所勞働協同體(Arbeitsgemeinschaft der Industrie= und Handelskammern)が之に代り、全國に於ける商工會議所の連絡、統括、共通事項の整理に當つてゐる。この勞働協同體には、商工會議所の會頭の中から名譽職として活動すべき指導者が任命せられる。指導者に對しては商工會議所の代表最高三十名よりなる參與會議が之を輔佐する。

手工業會議所

手工業會議所(Handwerkskammer)は、公法的團體として手工業を代表し、その自治をはかるべき地域的な强制機關である。手工業會議所は、政府に向つて手工業の利益を勳議の提出、意見の開陳等を通じて代表し、又手工業自治の建前より徒弟の職業教育、或は親方資格試驗等をも施行しなければならない。その構成は商工會議所に準じ、會頭によつて指導され、その諮問機關として參與會議が存在し、國經濟大臣に從屬して、その監督に服するのである。

なほ手工業會議所には名譽裁判所が設置せられ、手工業に於ける職業的名譽の毀損、協同利益の侵害に對しては刑罰が課せられる。而してこの審理、判決等に參與するのは手工業者自らである。又手工業會議所はその下級組織として郡手工業者協議會、手工業者組合を有するのであつて、(1)これらの點に於いては手工業會議所は商工會議所と異なる。

(1) 郡手工業者協議會、手工業者組合等の詳細については、「ドイツに於ける中小工業保護法について」(社會政策時報昭和九年十二月號)及び協調會「勞働年鑑」(昭和十年版)三七一頁以下ドイツ手工業統制の項參照。

商工會議所と手工會議所は右の如くであるが、しからばこれらの公法的團體と經濟統制組織との聯關は、如何にしてとげられるのであらうか。これについて概說するに、先づ手工業以外の產業の地域下級グループ、地域グループ並に支所は國經濟大臣の命令によつて、當該地區の商工會議所と結合せられる。この際經濟部門に關する種々の事件は地域別グループ及び支所に於いて、地域部門に關する事件は商工業會議所に於いてその解決に當るのである。

經濟會議所

次に全國經濟組織の地域グループと商工會議所、手工業會議所の代表者は經濟會議所を組織しなければならない。經濟會議所は各經濟區に設置せられる。但し經濟區の大きさと特殊性に

したがつて經濟區の中には二つの經濟會議所を有するものもある。從つて全國に亘つては經濟會議所の數は十八となるわけである。經濟區並に經濟會議所の所在地を示せば左の如くである。

經濟區	經濟會議所所在地
東プロイセン	ケーニヒスベルグ
シレジア	ブレスラウ
ブランデンブルグ	ベルリン
ポムメルン	ステチン
ノルドマルク	ハンブルグ
ニーダーザクセン	ブレーメン
	ハノーヴァー
ウェストファーレン	ドートムンド
	デュッセルドルフ
ラインランド	ケルン
ヘッセン	フランクフルト・アム・マイン
中央ドイツ	マグデブルグ
	ワイマール
ザクセン	ドレスデン
バイエルン	ミュンヘン
西南ドイツ	カルルスルーヘ
	スツットガルト
ザールランド・ファルツ	ザールブリュッケン

經濟會議所の委員は、全國經濟組織或は經濟グループの地域グループ商工會議所、手工業會議所の代表者よりなる。而して會議所の會頭は所屬商工會議所の會頭より之を選任しなければならない。會頭代理は二名あり、中一名は地方手工業指導者より、他の一名は國經濟大臣が之を任命する。會頭の諮問機關として參與會議が設けられ、地域グループの指導者、商工會議所、手工業會議所の會頭、國糧食同盟、自治體の代表者等が委員として參與するのである。經濟會議所の任務は、法律的に特に規定せられてゐない。

經濟會議所の統括機關は國經濟會議所である。國經濟會議所は、全ドイツに於ける經濟統制組織、商工會議所及び手工業會議所の代表機關であり、同時にドイツ產業統制の中央機關である。(これに關しては經濟統制組織に關する圖表參照)。會頭一名、同代理一名若くは數名よりなり、何れも國經濟大臣の任命にかゝる。從來の產業指導者によつて遂行せられた事務及びドイツ工業會議、手工業會議の仕事は今後國經濟會議所の事務局に引繼がれることゝなり、この他に全國經濟統制組織、經濟會議所、商工會議所、手工業會議所に於ける事件の處理並に產業統制のために國經濟大臣から依頼せられた事務等も同事務局に於て遂行せられることゝなつてゐる。(1)

(1) 經濟會議と經濟統制組織との關係につきては前圖表參照。

以上がドイツ經濟統制組織並に經濟に於ける公法團體の大要である。勞働統制に對する個々の措置(例へば就業規制、勞働力の配分、公共事業等)の施行に際しては實際的にはこの經濟統制組織が中心となつて活動しなければならぬのであつて、斯く考へるならば經濟統制組織は、たゞにドイツ經濟の復興、進展に對してのみならず、又ドイツ勞働統制の遂行に對しても極めて重要な存在なりと云はなければならぬ。

ドイツ糧食同盟　一九二九年以來の不況は、ドイツに於いて農業に對しても工業に對すると同樣に著しい打擊を與へずには置かなかつた。農業生產品の値下り、農民の分散、雇傭勞力の減退離村、都市への集中等ドイツ農業の苦境は目に餘るものであつた。しかも金爲替の缺乏はドイツをして自由に外國の食料品を輸入することを不可能ならしめた。ヒットラー內閣が成立した時に失業者の救濟と相並んでドイツ農業の復興が二つの最も緊要なる課題として提出せられたのを觀るも右の事情は察知せられる。

斯くして新しいドイツ農業政策の使命は、次の課題を效果的に遂行し得るものでなければならなかつた。一、人口構成の上よりするも、生產力の上よりするも、從來ともすればそれに對する注意を閑却せられがちであつた農業を振興してドイツ國民の食糧自給の途を開き、外國よりの輸入を除去する方策を講ずること、二、土地を開墾、整理することによつて耕作面積を增加せしめること、三、農作物價額を安定せしめること、四、土地に即せる教育を講じ、農民の士氣を鼓舞すること等。これ等の課題の遂行に當つて農村政策が如何に勞働振興政策、特に失業對策と深き關聯に立つかについて國食糧農業省書記官バッケ氏は次の如く述べてゐる。

「我々は目下の外國爲替の不十分な現狀に鑑みて我々が食糧品の輸入のために外國に支拂ふ金が多ければ多いほど、工業原料品の輸入の減少をひきおこし、勞働者への授職の途を阻害し、軍備の達成を遲緩せしめることを知らなければならない。反對に食料品のために支拂ふ金が少ければ、それだけ原料の購入を多からしめ、勞働從業者の數を增加せしめ、國防を鞏固にすることを得るのである」(1)

ドイツ農業政策の使命は、經濟アウタルキーの下にドイツに於ける農產物の自給を圖らんとするところにその最大の目標が置かれてゐる。

(1) 一九三五年八月二十八日の講示

而して現在までにドイツ農業の復興のため公布せられた諸法令の中、特に重要なものと認められるのは、農業世襲土地に關する法律(1)(Reichserbhofgesetz 一九三三年九月二十九日附公布)、農業の職業身分的建設の統括に對する國政府の權限に關する法律(Gesetz über die Zuständigkeit des Reichs für die Regelung des ständischen Aufbaues der Landwirtschaft 一九三三年六月十五日附公布)及び國糧食同盟の臨時組成並びに農業生產物の市場及價格統制の措置に關する法律(Gesetz über den vorläufigen

Aufbau des Reichsnährstandes und Massnahmen zur Markt und Preisregelung für landwirtschaftliche Erzeugnisse=Reichsnährstandsgesetz 一九三三年九月十三日附公布）であつて、この中後二者は農業統制の機構に關する法律に屬し、特に國糧食同盟の臨時組成並に農業生産物の市場及び價格統制の措置に關する法律は、その名も示す如く、國食糧農業大臣にドイツ農業の職業身分的建設、農産物の市場及び價格統制の權限を與へた重要意義を有するものである。本法はその後公布せられた一九三三年十二月八日、一九三四年一月十五日、一九三四年二月十六日、一九三五年二月四日の第一、第二、第三、第四施行令等を通じその內容が明かにせられ、農業の職業身分的統制機關としての國糧食同盟の具體的規制を行つたものである。以下農業に於けるその他の重要問題を拾象して專ら糧食同盟について觸れて見たいと思ふ。(2)

(1) ダルレ食糧農業相によつて公布せられた一九三三年九月二十九日附農業世襲土地制度に關する法律の大要は次の如くである。

一、農業用、林業用土地が最小限生活物資供給可能面積として最大限一二五ヘクタールを有し、その所有者が農民たるの資格を有する場合には世襲土地とする。生活物資供給可能面積とは市場及一般の經濟界とは無關係に一の家族に食料衣服を供給し得る土地面積を云ふ。

二、世襲土地の所有者を農民と呼ぶ。

三、農民たり得るものは、ドイツ國民にして、ドイツ乃至はそれと同一の血統を保ち名譽心あるものに限る。

四、世襲土地は分割されず、相續人に相續せらる。相續人たる資格を有するものは原則として長子とする。

五、共同相續人の權利は、農民のその他の財產に限られる。相續人以外の家族はその土地に應する農業教育を受け、もしその責任によらずして困窮に陷りたるときは相續人は彼を扶養する義務を有する。

六、世襲土地は原則として賣却するを得ないし、又借金の抵當となすことも出來ない。

(2) 糧食同盟の結成せられたるに至つた事由、その法的基礎等に關しては "Der Reichsnährstand" (Nationalsozialische Handbuch für Recht und Gesetzgebung s. 1089) 參照

糧食同盟はドイツ國の土地に於ける生產、生產物の加工、販賣等の總ての農業關係部門にたづさわる全國民同志の團體である。任意加入の組織でなく、强制的色彩を有する組織であつて加盟員には個人加盟員のみならず、團體加盟員も認められてゐる。今加盟員を大別すれば次の五つに分類することが出來る。

一 農業にたづさわる直接の關係ある個人（農業勞働者及び使用人をも含む。また從前の農業關係の雇傭主若くは被傭者團體の加盟員を含む）

二 農業的團體（約四萬二千五百）

三 農業生產物の販賣、加工に從事する自然人並に法人

四 糧食同盟に組成されてゐる組合、評議會並に團體

五 市場團體、即ち國糧食同盟に從屬する經濟部門が市場統制の目的のために統括せられる市場統制的自治機關 (die marktregelnden Selbstverwaltungsorganisation)

扨こゝで問題となるのは、この糧食同盟と先きのドイツ經濟統制組織との關係である。經濟統制組織の中には農業が含まれてゐないから各々他を互ひに補ふべきものとしてその間大した問題はない樣に感じられるのであるが、農業の場合、例へば農產物の加工業或は農產物販賣業等に於いてはこれ等の部門が果して農業に屬して、國糧食同盟に從屬すべきか、或は工業に屬して國經濟統制組織の中に包含せらるべきかについて、種々議論の對象となることは云ふまでもない。右に關する糧食同盟と手工業との將來に於ける管轄關係については、一應次ぎの如く決定せられてゐる。即ちドイツ手工業職業身分は法律的に委任せられた製粉パン、菓子及び肉屋業の保護或は助成等を遂行するに必要な事務を統括し、市場の統制、特に農業生產物の價格及び價格尺度の評量並びにこれ等と聯關ある問題に對しては、糧食同盟がこれを統括する權限を有すると。國內務大臣もこの後者に關しては、國糧食同盟の決定に從屬しなければならない。

又糧食同盟と經濟統制組織中の經濟グループ小賣業との關聯については、一九三五年八月十五日の管轄權限に關する兩者の協定によつて糧食同盟は、經濟グループ小賣業に對して糧食同盟に關係ある農業生產物を販賣する小賣業の保護を委任した。

但し市場統制の權限については手工業の場合と同樣にこれを糧食同盟の管轄の下に置いたのである。斯くして一應總括的にはドイツ經濟統制組織とドイツ糧食同盟との相異なる權限が明かにせられることゝなつた。

糧食同盟は上述した如く、公法に基く自治管理機關である。而してその指導者（國農民指導者 Reichsbauernführer）には國食糧農業大臣たるダルレ氏之に當り、その代理には國糧食同盟長官（Reichsobmann）マインベルグ氏が就任してゐる。

指導者は本部並びに管理部を統括する。この中管理部は後述するごとく、糧食同盟中最も重要な組織である。この他に指導者には國農民委員會（Reichsbauernrat）、國農民評議會（Reichsbauernthing）及び國農民會議（Reichsbauerntag）等が從屬してゐる。

地方組織

右は糧食同盟の中樞部の大要であるが、その下に糧食同盟は地域的には如何に組成せられてゐるか。糧食同盟は地域別に先づ以下の二十の地方支部或は州支部（Landesbauernschaften）に區劃せられる。

州支部の管轄區	同管理部所在地
一 バーデン	カルルスルーヘ
二 バイエルン	ミュンヘン
三 ブラウンシュワイグ	ブラウンシュワイグ

ドイツ糧食同盟の構成

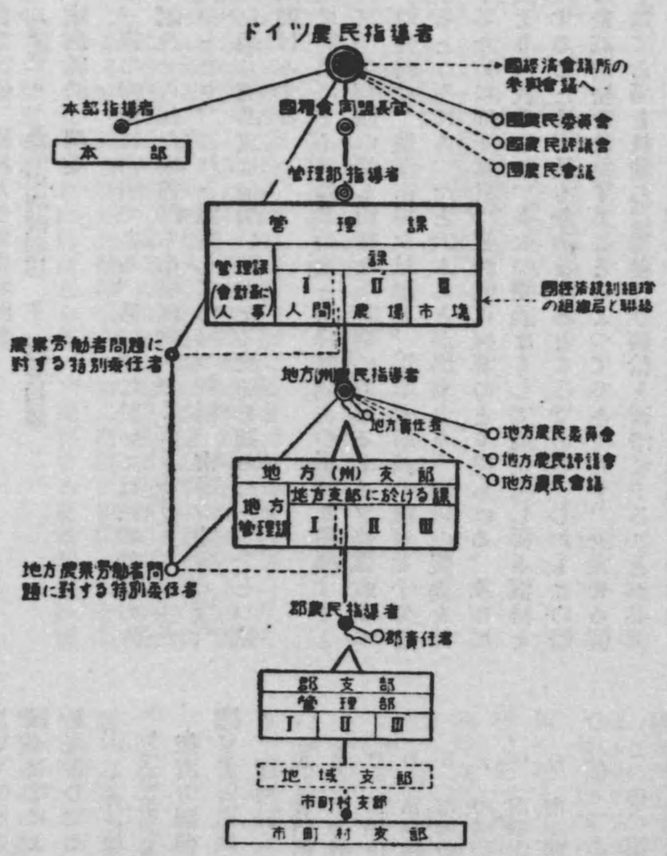

ドイツ農業團體聯合會（Deutsche Landwirtschaftsgesellschaft）の事務はこの第二課に繼承せられてゐる。この第二課は更に八つの係に別れてゐる。係並びにその擔當項目を紹介すれば次の如くである。

Ⅰ 管理係
1 一般管理 2 會計 3 人事 4 通信、報道 5 宣傳、展覽會 6 法律問題

Ⅱ 經營指導係
1 經濟關係 2 生產評價 3 一般農業統計 4 賃率、運搬問題 5 稅金 6 農業金融

Ⅲ 土地及植物係
1 一般栽培 2 一般耕地雜設及び肥料 3 播種問題 4 特殊耕作 5 食料問題 6 馬鈴薯問題 7 作物保護 8 農村開發 9 果樹園開發 10 葡萄栽培

Ⅳ 家畜係
1 一般家畜飼養 2 小家畜飼養 3 養殖 4 ミルク經濟 5 試驗所 6 獸醫 7 展覽會事務 8 鷄卵問題

Ⅴ 教育、訓練係
1 農業教育 2 實地教育、實地試驗 3 經濟相談×4 農業勞働者の教育

四 ハノーヴァー　ハノーヴァー
五 ヘッセン＝ナサウ　フランクフルト・アム・マイン
六 クルヘッセン　カッセル
七 クルマツック　ベルリン
八 メクレンベルグ（リューベックを含む）　ロストック
九 オルデンブルグ（ブレーメンを含む）　オルデンブルグ
一〇 東プロイセン　ケーニヒスベルグ
一一 ポムメルン　ステチン
一二 ラインランド　ボン
一三 ザクセン　ドレスデン
一四 ザクセン＝アンハルト　ハルレ
一五 シュレージェン　ブレスラウ
一六 シュレスウィヒ＝ホルスタイン　キール
一七 チューリンゲン　ワイマール
一八 ウェストファーレン　ミュンステル
一九 ヴュルテンブルグ（ホーヘンツォレルンを含む）　スツットガルト
二〇 ファルツ＝ザルツ　カイゼルラウテルン

州支部の下に位するものは郡支部（Kreisbauernschaften）である。郡支部の數は全國で五百以上に上つてをり、その區域は原則として郡の行政區劃と一致せしめてゐる。更に糧食同盟の地域別組織の最下端に位するものは市町村支部（Ortsbauernschaften）である。管轄地域の廣い州支部（例へばバイエルン）等においては郡支部と市町村支部との間に地域支部（Bezirksbauernschaften）が設けられてゐる。

部門別組織

糧食同盟の部門別組織を知る上に特に必要な點は、上述せる糧食同盟の中に於ける管理部（Verwaltuugsamt）の機能である。糧食同盟内の一切の組織の統括は管理部が之を掌つてゐる。

糧食同盟の中央機關に於ける管理部は管理課（Verwaltungshauptabteilung）、第一課（Hauptabteilung I）、第二課（Hauptabteilung II）及び第三課（Hauptabteilung III）よりなつてゐる。この中最初の管理課の仕事は一般管理事務、特に會計並びに人事の管理指導である。

次に第一課より第三課は糧食同盟の管理の實際の運用をその對象によつて分類したものであつて先づ第一課に於いては "Der Mensch" 即ち人間或は個人がその管理の對象となる。換言すれば農業に於いて活動してゐる人間、即ち農民、農業雇傭主、農業勞働者等の保護、扶助等がこの課の擔當項目である。從つて一般社會問題と目されてゐる農業勞働者問題、農村婦人、農村青年の問題、農業勞働の協同の問題、農業權の保護、農業者の教育等の問題は、この第一課に於いて取扱はれる。

第二課の對象としては農場がある。農業經營場の保護、農業經營の改善、農業職業教育の施行等の統括は、この課の擔當に屬する。從前の農業會議所（Landwirtschaftskammern）、プロシヤ農業會議所、ドイツ農業委員會（Deutscher Landwirtschaftsrat）、

Ⅵ 森林經營係
1 森林經營 2 森林評價 3 森林利用 4 森林保護
Ⅶ 農業設備、機械及び經營相談係
1 設備 2 農業用機械利用 3 經營相談
Ⅷ 家內經濟、副業

第三課の對象は市場である。第三課に於いては市場統制のために創設せられた團體即ち市場團體（Marktverbände）が主たる對象となり、これと聯關して市場の統制、市場の開發、促進、全國を通じ商品或は金融の圓滑なる流通を圖ること等をその擔當主要目とする。

次に簡單にドイツ農業政策と市場統制との聯關を觀察すると一九三三年初頭の最も困難なる時期に於けるドイツ農業政策の第一の任務は、農業市場を統制し、農業生產品の販賣を十分管理するところにあつたと云ふことが出來よう。國民の榮養を保全するためには正常且つ經濟的に採算のとり得られる、並びに投機より解放せられ、多大の變動なくして固定化し得る價格を維持することは、最も急務とするところである。しかもこの際單に最高價格を決定することによつてのみならず、決定せる價格を以て市場を統制し、需要及び供給を圓滑にすることが必要であつて、このためには價格と生產數量との關係を十分考慮し又生產不足のときを見込み、農業生產物を公の手段によつて常に貯藏するが如き手段を講ずることが重要課題であつた。一九三五年八月二十八日の國食糧農業省書記官ベッケ氏の訓示は現在にあつては、かゝる意圖が達成せられ、國內の多くの地方に於いて政府の貯藏政策により、農產物價格の季節的變動、又收穫不足等による價格の法外な値上り等が調節せられてゐることを報告してゐる。(1)

(1) これに關しては一九三五年度のナチス黨大會に於ける食糧農業大臣の演說參照。

扨右と關聯して國糧食同盟管理部第三課はその中に於ける部門に於いてはAよりHまでの八班若くは係に分割せられてゐる。即ち

A 管理係
B 市場構係
C 市場信用保險係
D 市場檢閱係
E 市場徵集係
F 市場監督係
G 市場促進係
H 市場調節係

の八係りである。

この他に第三課には、糧食同盟の中に於ける自治團體たる總聯合會（Hauptvereinbarung）とも稱し得べき團體（或ひは組合）が從屬してゐるのであつて從屬團體の名稱は左の十三である。

一 ドイツ穀物總聯合會
二 ドイツ家畜業總聯合會
三 ドイツミルク業總聯合會
四 ドイツ馬鈴薯業總聯合會
五 ドイツ鷄卵業總聯合會
六 ドイツ果樹、葡萄業總聯合會
七 ドイツビール業總聯合會
八 ドイツ砂糖業總聯合會
九 ドイツ水產業總聯合會
一〇 脂肪業
一一 飼料業
一二 全國羊毛、絹、紡績用纖維植物販賣聯合會
一三 ドイツ農業組合總聯合會

これらの總聯合會には生產者、加工業者、販賣業者等の凡ての關係者が加入してゐる。而して生產過剩の場合に於ける農業生產物の貯藏、農作物輸出入の統制等は國家の手により遂行せられ、この實際の事務に當るのは國食糧農業省直轄の國統制管理局であるが、國管理局は總聯合會と特に密接に協同してその任務を行ひ、又行はなければならない。現存せる農業關係の國統制管理局は左の四である。

一 穀物飼料及びその他農產生產物統制管理局
二 家畜及び動物性生產物統制管理局
三 ミルク、油、脂肪統制管理局

四 鷄卵統制管理局

以上が糧食同盟內の部門別組成の大要である。部門別組成は糧食同盟管理部の中に於いて極めて複雜なる形態をとるのであるがその大要は右の解說によつて明かなことゝ思ふ。

次にしからば地方組織に於ける部門別統制の事務の遂行は如何になされてゐるのであらうか。これについて簡略に說明すれば、先づ地方支部（或は州支部）の構成は、大體中央組織に準じ、地方支部の中核をなすのは支部管理部であり、その中には管理課、第一課、第二課、第三課が屬してゐる。同樣に郡支部も小さいながらも中央組織、地方支部にならつて略同じ組織の形態をとるが、その管理部には管理課はなく第一課より第三課があるのみである。それ以下の地方支部、市町村支部には管理部はなく、市町村支部にあつては名譽職なる市町村農業指導者（Ortsbauernführer）が支部の一切の指導に當つてゐる。

扨糧食同盟はその加盟員を國民並に國家に對する責任に於いて建設、扶養し、進んでドイツ國民の健全なる維持及び强化に對し力强い支持を與へる樣加盟員を團結、結合せしめるべき任務を有する。又特に農民及び農業、農業的組合、農業生產物の販賣並びに加工を促進し、加盟者間の經濟的、社會的事件を調整統括し、全體の利益に奉仕せしめなければならない。實際にこれ等の事務を統括するのは管理部の第一課より第三課までである。

又糧食同盟は、生産競爭の遂行に協力しなければならない。且つ個々の經濟部門の責任ある自治的管理によつて職業身分的指導と國家の監督の下に國民の榮養の保全、正當な價格による生產物販賣の出來る樣に努めなければならない。市場統制の仕事は國民經濟的に正しい意味に於ける生產、加工、販賣の包括的指導へと徐々に進みつゝある。

勞働及び經濟統制機構の自治的協同

以上に於いて我々はその主要なるものについてドイツの勞働及び經濟統制の種々なる組織或は機關とも稱せらるべきものを概說したのである。これ等の組織或は機關が各々獨自の任務を有してゐることは改めて論じるまでもない。唯こゝに注意すべきことはナチスの獨裁治下にあつてはこれ等の機關も獨自の使命を遂行しつゝ、一の方向に有機的に結合しなければならぬと云ふことが特に强調せられてゐる點である。一の方向とは之を一言にして表現するならば國民並びに國家の利益に自らを從屬せしめると云ふことである。

かゝる目的を達成せんとするには、經濟及び勞働に對して國家が干涉し得る權限を從前よりもより擴大し、より强化することの必要なことは云ふまでもない。又具體的、現實的にドイツにあつてこれ等の新たな統制組織の出現したことについては、ナチス黨の獨裁が與つて大いに力のあつたことも指摘するまでもないであらう。しかしながら目下のドイツにあつては、少くとも形式的、表面的には國民の自發的、協力的意志に基いて、かゝる機構の構成され、又運用せられてゐること、且つせらるべきことが主張せられてゐるのであつて、產業及び勞働に對する國家の强制的管理と看做され得べき點については出來得るかぎり、これを回避し、自治的統制を第一にし、しかる後に國家干涉をなさんことの企圖せられ、諸機關の結成に當つてもこの點につき、十分考慮の拂はれてゐることはそれ〴〵各組織につき上述せる點に徵しても明かなことゝ思はれる。一般にナチス獨裁の成立後ドイツにあつては、總ての經濟及び勞働の方策が從來の慣例を無視し、自由を束縛してナチス黨の少數幹部の獨斷の下に上から强制的又は計劃的に遂行せられてゐるかの如き印象を與へてゐるのであるが、この點についてはその後の實情に照して十分首肯し得ない。一應諸方策の完結をつげたと看られてゐる現在に於いても各組織、各方策の相互聯關、相互協力に就ては十分注意が拂はれてゐると稱せられるにかゝはらず、從來の慣例が主とせられ、且つ下からの自治的活動が要望されてゐるのであつて、そこに幾多の不備の點があり、又計劃的でないと云ふことも認識し得られ、多分の自由主義的、且つ資本主義的色彩の殘存することも事實であり、ナチス統制經濟或は社會政策の一時を糊塗せんとする彌縫的のものとの非難もある點までは肯定し得ると思ふ。

(1) 指導者原則に基く經濟及び社會的自治機關の相互の協同聯絡は如何にして具體化されてゐるのであらうか。これに關し國經濟大臣シャハト博士は一九三五年三月二十六日ライプチッヒに於ける勞働戰線の大會に於いて次ぎの如く述べてゐる。

「ドイツ勞働戰線に於いてはその活動の重點が社會政策の領域に置かれ、經濟統制組織に於いては經濟政策の領域に置かれると云ふことは當然なことである。この二つの組織がそれ〴〵別個に存立することは新たな對立を持ち來たすことになるから、新たに對立關係を生起せしめることは極力これを避けなければならない。

私が指摘するまでもなく社會政策的建設は經濟的可能性なくして、又反對に經濟的建設は社會政策的影響に對する十分の考慮なくしては全き效果を以て實現具體化し得ない。こゝに於いて私は總統の同意を得て、勞働指導者に次ぎの如き提案をなした。即ちドイツ經濟統制組織が全體としてドイツ勞働戰線に加入することによつて、勞働戰線と經濟統制組織との密接な連繫を策すべきである。」(1)

(1) シャハト經濟相の報告に先つてなされたヒットラー總統の聲明、その他の詳細については「統制經濟と勞働組合」(社會政策時報昭和十年六月號資料欄)參照。

このライプチッヒの協定に基いて組成せられたのが、ドイツ勞働戰線本部並びに地方支部に於ける勞働會議所、國並びに十八經濟區に於ける勞働經濟委員會である。後者はこれによつて全國並びに地方を通じ、經濟會議所と勞働戰線とが協同して產業勞働統制を確立せんとするものであつて、特に重要な機關である。以下これらの機關についてその大要を紹介しよう。

勞働會議所 勞働會議所(Arbeitskammer)は、ドイツ勞働戰線本部に於ける國勞働會議所(Reichsarbeitskammer)と地方に設置せられる地方勞働會議所(Bezirksarbeitskammer)とに區別せられる。

國勞働會議所の組成について、ドイツ勞働戰線指導者ライ氏は一九三五年六月十三日附「ドイツ勞働戰線に於ける國勞働會議所の組成に關する命令」を公布した。右によれば國勞働會議所はドイツ勞働戰線指導者に從屬し、その委員の數は約八十名何れも勞働戰線指導者の任命にかゝる。而してその內譯は國經營協同體の指導者十八名、勞働戰線縣支部指導者三十三名、勞働戰線本部各局の指導者二十名よりなり、その他必要と認められるものについては、別個に勞働戰線指導者が之を任命することになつてゐる。國勞働會議所の任務は、ドイツ勞働戰線指導者の命令する事項を調査、審議、實行するにある。特に後述する國勞働經濟委員會に對する種々の準備をなすことが、その最大課題を形成してゐる。

地方勞働會議所は全國を通じて十八地區に設けられる。(1)この十八會議所の管轄區域は經濟會議所の十八地區と同一である。而して勞働會議所は當該經濟會議所の地區に於ける勞働戰線縣支部の中に設置せられる。今勞働會議所の地區並びに所在地を示せば、次の如くである。

	地區	所在地
一	東プロシヤ	ケーニヒスベルグ
二	シレジア	ブレスラウ
三	ベルリン＝ブランデンベルグ	ベルリン
四	ポムメルン	ステチン
五	ノルドマルク	ハンブルグ
六	ブレーメン	ブレーメン
七	ニーダーザクセン	ハノーヴアー
八	デュッセルドルフ	デュッセルドルフ
九	ウェストファーレン＝リッペ	ドートムンド
一〇	ラインランド	ケルン
一一	ヘッセン	フランクフルト・アム・マイン
一二	中央ドイツ＝マグデブルグ	マグデブルグ
一三	中央ドイツ＝ワイマール	ワイマール
一四	ザクセン	ドレスデン
一五	バイエルン	ミュンヘン
一六	バーデン	カルルスルーヘ
一七	ヴュルテンベルグ	スツットガルト
一八	ザールランド＝ファルツ	ザールブリュッケン

(1) 一九三五年六月十三日附ドイツ勞働戰線指導者の命令による。

この地方勞働會議所の委員は、當該勞働會議所の會頭の推薦によりドイツ勞働戰線指導者によつて任命せられる。委員たり得るものは、同地區に於ける勞働戰線支部指導者、縣經營協同體の各指導者であり(場合によつては勞働戰線郡支部指導者も任命せられ得る)縣支部の各局の指導者その他糧食同盟並びに法律戰線の代表者、又必要と認めるときには個人をもこれを委員として任命することを得る。その擔當事務の內容は、大體國勞働會議所のそれに準ずる。

勞働經濟委員會 ドイツ勞働戰線と經濟統制組織、その他の經濟關係團體との協力、即ちライプチッヒの協定に基く自治的ドイツ產業勞働統制を統括すべき中央機關は勞働經濟委員會（Arbeits-und wirtschaftsrat)となつた。勞働經濟委員會はこれを國勞働經濟委員會、地方勞働經濟委員會、市町村勞働委員會に分けることが出來る。

ライプチッヒの協定に基く最高統制機關としての國勞働經濟委員會（Reichsarbeits-und wirtschaftsrat）は國經濟會議所の參與會議と國勞働會議所を以て構成せられる。その詳細は一九三五年六月十九日のドイツ勞働戰線指導者の命令によつて規定せられたが右によれば國勞働經濟委員會の委員は國經營協同體指導者國勞働會議所會頭、統制經濟組織中の全國經濟組織並に工業大部門の指導者、國經濟會議所會頭並びに必要と認められる個人であり、國經濟會議所の參與會議には國糧食同盟代表者も參加するので、その代表者も委員たり得ることゝなつた。(1) 但しこれらの委員は全部ドイツ勞働戰線加盟員たることを要する。

體同協的治自の濟經及勞

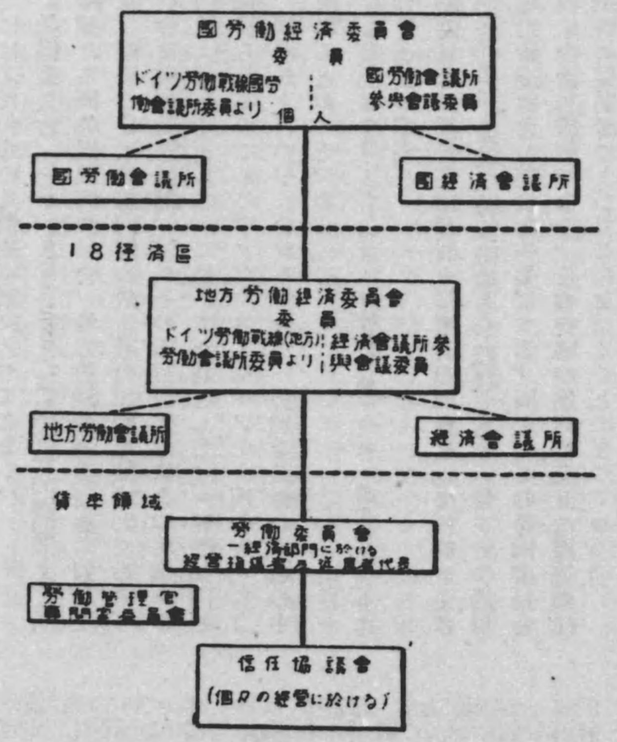

(1) 一九三五年十月六日の糧食同盟とドイツ勞働戰線との協定による。

國勞働經濟委員會はドイツ勞働戰線指導者によつて國經濟會議所の會頭の同意を得て召集せられる。會議には國經濟大臣、國勞働大臣、國交通大臣もこれに列席し、その審議にたづさわることを要する。この第一回委員會は一九三五年九月十四日ニュルンベルグに於いて開催せられた。通常時に於ける委員會の開催地はベルリンとなつてゐる。

次に國勞働經濟委員會の任務は、ライプチッヒの協定によれば、特に經濟並びに社會政策に共通せる問題の討議、協定、ドイツ勞働戰線と經濟統制組織との相互の信賴の結成、政府並びにドイツ勞働戰線の命令の受領に存する。なほ一九三五年六月十九日のドイツ勞働戰線指導者の命令によれば、國勞働經濟委員會の任務は次の如く規定せられてゐる。

一 國政府、ドイツ勞働戰線及び國經濟會議所より委託せられた任務を完成すること。

一 基本的な社會政策及び經濟に關する事項を論議、決定してその實際的施行につき準備すること。

一 國政府、ドイツ勞働戰線及び國經濟會議所の命令、表示の受領。

地方勞働經濟委員會(Reichsarbeits-und wirtschaft-

(1933)は、十八經濟會議所の地區に設けられ、當該經濟會議所の參與會議とドイツ勞働戰線の地方勞働會議所を以て構成せられる。その任務は大體國勞働經濟委員會のそれに準ずる。但し現在までには未だ何等の具體的活動に入つてゐない。

次に勞働委員會(Arbeitsausschüsse)は超經營的機關であり、上級機關たる國勞働經濟委員會、地方勞働經濟委員會に對して勞働及び經濟の自治的協同體の最下級の段階を結成してゐる。本委員會は國經營協同體、特にその市町村支部によつて個々の賃率領域(Tarifgebiete)內に於いて原則として、一經濟部門ごとに設けられるのである。クラウス・ゼルツナー氏の說明によれば、周圍五十粁の中に於ける經營が一勞働委員會の地域の中に含まれるとのことである。(1)

(1) 一九三五年十月十七日のドイツ勞働戰線ザクセン縣支部の大會に於ける同氏の演說。

勞働委員會は經營の指導者と從屬者の同數を以て構成せられる(最高十二名)。委員は勞働戰線の加盟員であり、且つその過半數は專門家委員會の委員たるを要する。而してこの勞働委員會は純粹に自治的機關であり、その會議の進行は交互に經營の指導者並びに從屬者によつてこれを司ることになつてゐる。(1)

(1) 新聞報道によれば、一九三五年十月現在までに設置せられた勞働委員會はファルツの金屬及び繊維業に於いて一つ、ヘッセン＝ナサウの化學及び金屬業に於いて二つ、ヴュルテンベルグの金屬及び繊維業に於いて二つ、東プロシャの金屬業に一つ、ボムメルンの金屬及び繊維業に二つ、南ハノーヴァーブラウンシュワイグの金屬、繊維及び化學業に三つとのことである。

勞働委員會の任務とは如何なるものであるか。ライプチッヒの協定によれば、勞働委員會の仕事は一の正しい社會的均衡を招來し、當該經濟部門に於ける經營の指導者と從屬者とに共通する社會政策關係の事項を審議するにある。更に國民勞働統制法によつて勞働管理官に附加せられてゐる超經營的問題の處理も本委員會に屬する。但し本委員會には決定權は與へられてゐない。決定權を有してゐるのは勞働管理官であるが、勞働委員會は勞働管理官の決定に對する種々の資料を準備し、意見を開陳することによつて實質的に勞働管理官の決定を左右することが出來るのである。

個々の經營に於ける紛爭の調停は勞働委員會の所管には屬さない。又本委員會に於いて一經營に關する事項。例へば經營規則に對する抗議等が審議せられる際には、當該經營の指導者及び從屬者を審議に召喚することも出來る。

以上が勞働委員會の大要であるが、個々の經營に於ける社會的經濟的自治に關しては各經營の信任協議會に於いてその內部に於ける圓滑な運用を圖ることになつてゐる。

(村山重忠、稻葉秀三)

フランス

ポアンカレ氏のフラン貨安定政策は能くフランス經濟危機を救ひ、他の列强が不況に呻吟せるに際し獨りフランスのみは其の繁榮を誇りしも束の間、一九三〇年頃より除々に不況の諸樣相を現出するに至つた。英國を始め磅群の國々が先づ金本位を離脫し次いで弗の低下、ベルガの離脫等があつて、フランスの輸出彌々不利な狀態に陷つた。輸出額は、一九三三年十月十六億六千萬フラン、翌年同月十五億六千萬フラン、翌々年同月十三億五千萬フランと累減の傾向を示し、載荷貨車數に於ても前者同樣に、一九三三年千四百萬、三四年千三百萬、三五年千二百二十萬と減少しつつある。又他方に於て、農產物價格の下落は農民の購買力を激減せしめた。一九二二年に於て小麥七十八フラン、パン一フランなりしものが、一九三五年に至つて小麥は七十五フランに下落しパンは反對に一・六フランに騰貴した。

かかる內外購買力の減退は失業者數を增大せしめ、中小商工業者乃至は人口の三十九%を占むる農民の生活を著しく脅威してゐる。失業手當被給者數は、一九三三年二十五萬人、翌年一月三十六萬人、翌々年十一月四十萬人を累加した。

かかるフランス各經濟部門の著しき衰退、從つて亦社會層の所得の減少は、國庫收入の激減を來し、一九三二年八十億法、三十三年七十億法、三十四年八十億法、三十五年七十五億法の赤字を示した。フランス國債は過去五ケ年間に於て約七百億法の增加を來し、現在國內公募は困難であつて一九三六年二月に於て政府はロンドン銀行によつて四千萬磅のクレヂットを設定した。財政經濟の逼迫はフラン動搖の素地を成し、一九三五年度に於て二回もフランの危機が傳へられた。

この財政經濟の困難を打開するに二つの方法がある。即ち一は賃銀、俸給及び諸事業に於ける金利を低下せしめ財政を緊縮して一般生產原價を低め以て輸出增進を圖り購買力を增す方法であつて、かつて我が國に於て濱口內閣によつて强行されたものと大同小異である。他の一つはフランの平價切下げを斷行して貿易上のアドヴァンテーヂを獲得しようとする方法である。一九二八年に於けるフラン切下げは全社會層に打擊を與へ、特に農民、賃銀勞働者、一般俸給生活者、プチ・ランチエ等に於て其の打擊は甚しかつた。かかる生々しいにがい國民の記憶がフラン再引下げを殆んど不可能にしてゐると云つていい。さらばと云つて物價、生產原價の引下げによるオーソドックスな景氣

回復策を強行する場合には、宛も我が濱口内閣當時の經驗に徴するが如くに、經濟復興の手前に社會動亂勃發の可能性が十二分にある譯であつて、其の實行は甚だ困難である。最近に於けるフランス社會不安はかかる緊縮政策の壓迫に對する無產中產階級の反抗のあらはれである。緊縮政策はドゥーメルグ國民內閣以來の傳統政策であるが、一九三四年十一月ドゥーメルグの後を承けたフランダン內閣は軍事費の增大、農村救濟費、失業救濟土木事業費の增加等のため一時緊縮政策を中止するの止むなきに至り、同年度に於ける赤字は前述の如く約八十億法に達した。政府は大藏省券を以て民間の死藏資金を吸收しこれによつて缺陷を償はんとし、二ケ年滿期以下の政府證券に對して、フランス銀行が三十日間の貸付をなさん事を求めたのであるが、是によつても赤字財政不信用を鎭むる事は出來なかつた。

一九三五年三月三十一日にはベルギーが通貨の切下げを斷行し、フランも其の影響を蒙り、三月より六月末に至る期間に於ける海外流出金は實に百十六億フランの巨額に達した。フランダン首相は五月二十八日議會に對して、財政經濟回復のための財政非常權能を要求したのであるが、右派の一部は左派と提携して是を否決し內閣を崩壞せしめたのである。フランダン內閣の後を承けたブィソン內閣も亦財政非常權能を議會に要求したのであるが急進社會黨の反對に逢ひ六月四日組閣四日にして倒れた。次いで六月七日ピエル・ラヴァルは國民一致內閣を成立せしめ、翌八日財政非常權能を與へられ、徹底的緊縮政策に着手したのである。例へば七月十六日發布の財政安定法令を見るに左の如くである。

一　年收八萬フラン以上の收入に對し五割附加稅を課す。
一　軍需品工業利潤に對する特別課稅を增額し二割五分とす。
一　在鄕軍人恩給の一割を削減す。
一　國債及び鐵道公債による收入の一割を沒收す。
一　公債證券類の取引に際し賦課する取引稅現行一割七分を增率し二割四分とす。

かくして增稅を斷行し、財政諸經費に於て人件費物件費共に約一割減を命じ、他方國立銀行公定割引歩合を四分より三分五厘に引下げ（七月十八日）更に三分と再度引下げを行つた。（八月八日）しかるに七月十九日にはパリに於て官吏二萬五千人の減俸反對示威運動があり、八月八日にはパリの映畫館、ツーロン軍港等に於て賃銀低下反對の騷擾が勃發し漸次全國的に波及せんとする形勢があつたので、政府は八月八日財政緊縮政策緩和令を公布するに至つた。

一　投資擁護のための諸工作。
一　經濟復興策、主として公共事業の實施促進。
一　政府と食糧取引商代表との協定に基く生活費の低下策。
一　一部工業品に付き輸入割當制を撤廢する。但し農產品に就いては輸入割當制を維持する。

即ち政府は一方に於ては俸給賃銀の低下を圖ると共に、他方生活費に於ても右に準じて一般低下策を取り、生活必需品即ちパン、電氣、石炭及び家賃地代等に於て大體一割減を命じたのである（次表に於て卸賣物價指數の漸騰に比し小賣物價指數は寧ろ反對の傾向を示してゐるのは、其の一證左である）。又ラヴァル內閣は右の如く公共事業を促進し、農產品の價格引上げ策を講ずる等、凡

	1934												1935												1936
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
失業手當被給者數 パリ	188,617	218,337	220,352	212,481	197,295	187,872	182,900	177,103	174,099	174,788	181,139	191,613	201,675	216,467	219,110	220,018	203,456	206,655	198,658	204,191	217,553	238,107	260,706	268,264			
失業手當被給者數 其他	230,512	269,089	282,527	271,982	248,212	235,378	220,018	203,456	206,655	198,658	204,191	217,553	238,107	260,706	268,264												
工業生產指數(1913:100)	93	93	93	93	93	93	93	93	93	94	95	95	96	97	99												
外國貿易 輸入	1,820	1,944	1,750	1,717	1,697	1,820	1,676	1,742	1,698	1,508	1,723	1,736	1,933	2,028	2,049												
輸出（百萬フラン）	1,579	1,450	1,328	1,290	1,342	1,321	1,238	1,103	1,174	1,180	1,353	1,421	1,284	1,205	1,241												
鐵道收入	887	748	696	801	797	797	848	890	890	883	857	775	795	722	708												
卸賣物價指數 一般	344	349	349	344	346	353	344	334	343	345	350	353	357	364	377												
食糧	351	353	354	342	346	350	333	320	339	343	343	347	357	370	397												
工業用原料	338	346	345	346	347	356	353	347	346	346	355	359	357	359	380												
小賣物價指數(1914年7月100)			420			393			375			393			403												
直接稅（百萬フラン）		841				613		412	488	393	665	878	794	295	288												

（Bulletin du Ministére du Tsrvail より）

そ緊縮政策と矛盾した政策を併用した。七月十六日より十月三十一日の間に、同内閣は五百四十九の勅令法律を公布したのであるが、ある時期に於てはデフレ政策又ある場合にはインフレ政策と云ふ工合であつて、一貫せる政策を實行し得なかつたのである。前表によつて見るに、一九三五年後半より明かにインフレーションの徴候を認め得るのであつて、卸賣物價指數は漸騰を示し、失業者數增大傾向は停止し又工業生産指數も漸增すると共に、他方に於ては輸入の增大、輸出の萎縮を來しつつある。かつてエコノミスト誌がフランス・デフレーションの終熄を報じたのも無理ならぬ話である。

かくして國內購買力收縮の傾向は一應これを阻止し得たのであるが、他方輸出の激減は財界に暗影を投じ、左右兩派對立激化と相俟つてフランに著しき動搖を與へ、十一月中に於けるフラン海外流出額は一週九億法に達した程である。玆にフランス銀行は一旦引下げた公定割引歩合を、三分より四分、五分、六分と矢繼早に引上げてフラン海外流出を防止せんとしたのである。要之、一九三五年はフランスが從來のデフレ政策よりインフレ政策に第一歩を踏み出した年度であつて、かゝる情勢を馴致したものの背後に左翼各派——政黨乃至組合——の壓力ありしを看過してはならない。一九三五年七月十四日のバスチーユ牢獄倒壞記念日には、社會黨、共產黨、急進社會黨より成る人民戰線（フロン・ポピュレール）がパリの目貫通りに約二十五萬の大衆を動員して一大示威運動を展開してフラン最大のファシスト團體「火の十字軍」の示威運動——參加者二萬五千——に對抗し、ファシズム排擊と「金融バスチーユ」倒壞を高唱した。即ち金融資本家の利益と要求とに立脚するデフレーション政策の牢獄から國民を解放せよと云ふ意味である（フロン・ポピュレールの活動、組合の合同問題に就いては次節以下に詳述する）。

かかる左右兩翼の抗爭、經濟政策の矛盾のためラヴァル內閣の命數は旣に盡きんとしてゐたのであるが、たまたま伊エ紛爭勃發し、ラヴァルの伊太利エチオピヤ征略に對する態度は餘りに寬大に過ぎ且つ國際聯盟擁護を以て一貫せるフランス傳統的外交政策を蹂躙するものとして左派の激昂に逢ひ、同內閣は一九三六年一月二十二日終に挂冠の止むなきに至り、次いで二十四日急進黨のサローが新內閣を組織した。

勞働運動

フランス總同盟全國委員會

フランス總同盟（C・G・T）全國委員會は一九三五年三月十八、九兩日に亘り、パリ協同組合聯合會館に於て開催され、議事日程は主として勞働組合戰線統一問題並びに現下經濟情勢對策の兩件を中心に進行した。初日に於てはサヴィア氏主宰の下に勞働組合戰線統一問題並びに在營期間延長の件を議し、第二日目にはビエール・ヴィニ氏を座長として現下經濟狀勢の批判並びに其の對策を討議した。以下本委員會に於ける決議概要を揭げよう。

一、在營期間二箇年の件

ジュオー氏の本件に關する報告ありたる後左の如く決議した。

「吾々は隣國獨逸の軍擴に依つて齎らされたる危險に就き深き關心を有し、從來より政府に對し絕えずその注意を喚起せしめ、速かに國際的防止手段を講ず可きを要望した。乍然、總同盟は在營期間の再延長を有力なる國防手段として認め得ざるのみならず、寧ろ在營期間延長は徒らに悲慘なる軍擴競爭を誘發す可きを恐るゝものである。唯僅かに諸國民の平和協力工作のみが能く眞の平和を保障するものと信じ、かのデュネーヴ軍縮會議の如きは如上の目的達成上最も有效なる一方途也と思惟する。何となれば、かゝる國際會議は諸國家を糾合して侵略國を制壓せしめ軍縮を徹底せしめ得るからである。即ち平和を愛好する諸國が一致して軍擴競爭を排擊し、强制的にナチス獨逸を平和工作に協力せしむる事が最も望ましい。それには、國際的監視を保證する强制調停の活用に依り、相互援助を約し、正義を支持するが如き國際條約が絕對的に必要であり、他の如何なる方途も皆戰爭の胚芽をそれ自體に有し、徒らに軍需工業家の利益を增大せしむるのみである。而も此の危險極まる軍需品生產は從來自由に放任され、現今迄何等の制限を受けてゐない。されば本委員會は、政府並びに議會に對して、軍需品工場の國營化乃至は其統制上必要と認むべき處置を速かに講ず可きを要望する。」

尙ジュオー氏は本件報告に際し次の如く附言した。

『獨逸の軍備再擴張は紛れもない事實であるが、かくの如き事態を惹起せしめたのは、諸國に於て或は沈默を守り或は好意をすら寄せたによる。かゝる情勢に於ては國際的平和協力を一層强調する必要がある。而して軍擴の負擔が勞働者の利益に反するが如き事象は絕對に之を避けねばならない。……又吾々は特殊條約締結政策に反對するものである。特殊條約締結は世界平和確保に無力なるのみならず寧ろ戰爭を誘發せしむる危險性を有する。即ち一特殊條約の裏には他の一つの特殊條約が伏在する。從つて例へば佛蘇條約の如き特殊條約締結は、一九一四年の情勢を再生せしむるに過ぎない。一般にかゝる特殊條約が眞の安全を齎らすかの如く解せられてゐるが、かくの如きは明かに重大なる錯誤であり、前言の如く一特殊條約を派生し、國際政局を益々紛糾せしめる。同樣に我が當局の在營期間延長政策がヒットラーを刺戟して徵兵の擧に出でしめた如きは吾人の到底贊し能はざる所である。』

尙總同盟は在營期間延長反對共同戰線樹立に關し共產派の統一勞働總同盟（C・G・T・U）の勸說を受けたのであるが、右に關し、ジュオー氏は言明して曰く、

「在營期間が異常に長期にして且つ常備兵員數の最も多き國家（蘇國）に依存するが如き勞働組合から在營期間延長反對の勸說を受けた事は誠に皮肉と言はねばならない。我國に於ける在營期間延長は實に蘇國政府の是認により乃至は其の鼓吹により實現されたる事實を牢記せねばならない。」

二、勞働戰線統一の件

ファッショ勢力の擡頭と共に、總同盟（C・G・T）並びに統一勞働總同盟（C・G・T・U）との共同戰線樹立に關する討議が一九三四年末より屢々繰返されたのであるが、三五年一月十五日兩者代表者間の商議に於て「勞働組合の獨立性」に關し兩者間の意見の對立を見るに至り、共同戰線樹立の件は遂に暗礁に乘り上げた。即ち共產派は、如何なる黨派たるを問はず總ての無產大衆を結成して、而も各員をして欲する儘の政黨加入を許し戰線擴大を企圖したのであるが、總同盟は是に反し絶對的な組合獨立性を固執した。本委員會に於ける決議も當時の聲明書と其の內容を略々一にするものである。

「本委員會は戰線統一上、勞働組合運動の絶對的獨立確保を要求する。即ち組合運動の、凡ゆる國家政府、政黨等に對し絶對的に獨立する事が戰線統一上必須條件にして且つ其の維持發展を保證するものと確信する。又組合綱領以外のスローガンによつて組合內部を攪亂するが如き、乃至は多數決決議事項の實施を妨害するが如きフラクション諸團體の結成に反對する。從つて組合員にしてかゝる手段に依り組合民主々義に背反し其の組織を破壞するが如き場合には、組合はその統一上、かゝる行爲を規定により禁止すべき義務を負ふものとする。」

即ち、凡ゆる手段を講じて尨大な民衆運動を結集すると同時に、同質の而も完全に一致した政黨を所有して之を自己の目的に使用せんとする共產主義の所謂二元主義に對し、總同盟は全く反對の主義を持ち、又共同戰線樹立の美名の下に行はるゝ組合內部攪亂行爲に對し、極度に警戒してゐる。

三、通貨問題の件

總同盟は從來屢々經濟時局批判及び其の對策に關する聲明書を發表したのであるが、最後に昨年十月六日に可成り具體的な且つ綜合的な計畫案を決議した。右計畫案の概要に依れば、現下經濟不況の原因は國際通貨不安定竝びに購買力過小に存するものと斷じ、現政府のデフレーション政策は購買力を層一層減少せしめ失業洪水を惹起し、他方尨大なる死藏資本の流動を徒らに妨害するものなりと說き、此の增大しつゝある死藏資金並びに死藏勞力（失業者）とを活用せしむる目的を以て金融の國家統制、基本產業の國營化及び大公共事業の實施、勞働時間短縮（相對的賃銀引上げ）による勞働階級購買力增大策等を必要とすると言つてゐる。

本委員會に於て採擇されたものは、通貨問題、就業機會增加策としての公共事業の實施並びにそれに必要なる經費問題であるが、何れも右計畫案の重要事項の再認識にかゝるものである。ジュオー氏は先づ通貨問題に關し、國際經濟を重壓する通貨不安定の危險性を指摘して曰く、

「更に最近新なる危機が加重されようとしてゐる。即ち先にベルギー政府は金本位離脫を聲明したが、是は平貨切下げの前提と見做すべきである。總同盟は、貨銀が貨幣價値下落に速かに適應し能はざるを信ずるが故に、平貨切下げに對しては從來より反對態度を示し來つたのであるが、一方現實を見るに金本位離脫國は既に四十を數へ、僅かに五箇國に於て金本位の孤壘を守るに過ぎない。しかも五箇國中多數は既に金本位に對する不信任を表明し、唯フランスのみ金本位維持の爲め苦鬪してゐる。そのフランスも亦現狀維持は甚だ困難となりつゝあり、法價切下げは必至の勢に在る。しからば法價値急落の勞働階級に及ぼす慘害を如何にして除去すべきであるか。其の唯一の方策は國際會議により各國貨幣價値比率を決定するにあると信じる。人或は言はん、斯の如きは却つて法貨切下げの情勢を惹起すると。事實亦その通りではあるが、國際協定による平價切下げの影響は、國際間の無謀なる爲替低落競爭によつて惹起せらるゝ强制的な平價切下げの齎らす慘害よりは遙かに良好也と認めざるを得ない。かゝる國際通貨安定の爲めには、他方國內的に投機を禁止し、物價を統制し、國庫並びに公共事業財政の運行を、來るべき變革に適當ならしむる事が肝要である。而して勞働階級は是等新方途の保證により貨銀の貨幣價値變動に對する自動的適應性を求むると共に、新事業實施に應じて勞働豫備軍を吸收せしめ、且つ時間短縮を可能ならしむる團體協約の一般的實施を期すべきである。」

四、就業機會增大策——大公共事業施行の件

總同盟は現下の不況は生產力、購買力間の不均衡に在りと信じるが故に、特にフランスに於ては最近死藏資金の增大と失業者群の著增を來せるが故に、大公共事業の施行は單に失業者救濟に止らず、不況克服の有力なる方策也と信じてゐる。

「而して此の目的を達成するためには、總ての就業機會增大計畫を一個の中央機關によつて統一する事が必要である。此の中央機關の任務は（一）失業克服に有効適切なる事業の選擇（二）經濟的動向を監視しつゝ、公共機關に對し失業對策上公共事業施行の重要性を告知する事。（三）凡ゆる方法により事業經費捻出を考慮する事である。」

五、經費問題の件

かゝる尨大なる公共事業實施には當然莫大なる經費支出を必要とするが故に、經費捻出に際しては凡ゆる方法が講ぜらるべきである。例へば短期長期の借出乃至は國庫證券の增發等。更に重要な點は總同盟計畫內容の一つである金融機關國營化の前提となるべき準備工作の實施に關する問題である。即ち次の諸項の實施により特殊乃至は市中銀行の資力、留保資金を活用せしめねばならない。（一）現在の預金最大限度制（二萬法）を撤廢して貯蓄銀行の資力を增大せしめ、又同樣に年金又は一時受取金額の最大限度制を撤廢して保險局の豫備金を增大せしめる。此の方法を實行すれば、初年度に於て少くとも三十億法の豫備金を生ずるであらう。（二）市場遊資の重要部分は保險會社（火災その他諸災害）の豫備金によつて占められ、しかも其の豫備金は一般に海外再保險會社に信託せられてゐる。故に其の半額は之を義務的に國家の保險局に再保險せしむべきである。再保險は一般に斯界の常則であるから、かくの如き處置は何等業界を混亂せしむるものではない。此の方法により約三十億法を浮ばせて之を社會的に利用し、公共事業經費に充當する事が出來る。（三）

會社の配當金に一定の制限を設くる事。諸會社積立金の利用を調節して、簡易に償還さるべき「非常借出金」に、乃至は又公債償還を可能ならしむべき大藏省證券に向つて强制的に投資せしむべきである。

勞働組合の全的合同

一九二六年—二七年のボアンカレ内閣による新平價政策以來、金本位國の金城湯池として、世界的不況の風波に超然たりしフランスに於ても最近兩三年の間に遂に經濟的悲境の殺到するところとなり、緊急政策を中心とする物價の昂騰と保護關稅乃至貿易割當制度による通商上の障碍は、國内に於ける農産奬勵による過剩生産と一般購買力の減退と呼應して、未曾有の深刻なる産業不況を惹起し、失業者の漸增、農産物價の低落、金融の硬塞、輸出の漸減等の現象偶發し、加ふるに第三共和國の政治的機構の缺陷は、さらでだに各國反動的國民主義運動に饗應して勃起せる國内のファッシスト的勢力の擡頭の結果、異常の社會不安を惹起するに至り、一九二四年初頭にはショータン及びダラヂエ兩氏の二内閣は、街頭示威の結果相次ぎて倒壞するに至り、前大統領ドゥーメルグ氏の擧國一致内閣は、憲法改正を以てその政綱の重要項目として掲ぐる有樣であつた。爾來組織せられたるフランダン氏以下の三内閣に於ては、いづれも不況打開と議會制度の改造と、國内反動的勢力の統制擊肘とを政策の主要眼目となし、空前の危機を克服せんことに努めて居るのであるが、折柄外にはイタリア・エチオピア係爭に起因する國際政局の紛糾重大化するあり、一方内にはあくまで金本位維持によるデフレーション政策を放棄し得ざる事情あり、ラヴァル氏の現内閣の如きは、一九三五年六月初旬就任以來、十月末日まで殆んど一千件に達する大小の緊急令を宣發したるにもかゝはらず、不況の重壓下に呻吟せる民心依然として安定せず、左右兩翼の對峙は、一度火蓋を切らば、國を擧げて革命の巷に化せんずべき險惡なる形勢にある。而してフランス社會運動上より見て、殊に注目すべきは、この左右の對立抗爭の形勢が、農民の向背によりて將來の方向の決すべき段階にあることで、この點に於て從來の勞働運動と農民との關係は最も重要視すべき諸點を含めるもので、この意味に於て、最近完成せる勞働組合統一合同も重大なる將來を有するものと云ふべきである。

所謂サンヂカリズムを指導原則とせるフランスの勞働組合運動は、一八二九年赤色勞働組合インターナショナル加盟問題を原因として決裂分離して以來、勞働總同盟（C・G・T）と統一勞働總同盟（C・G・T・U）との對立狀態を繼續して居つたが、共産主義たる後者は、夙に共同戰線組織運動を開始し、前者の大會毎に提携合同を申込み、その都度拒絶されて、徒らに慢罵抗爭を繰返して居つた。然るに一九三〇年の頃兩者の有志集つて、兩者の合同に奔走せることあり、所謂『二十二人委員會』の活動であつたが（協調會海外勞働年鑑昭和七年版二六五頁以下參照）、當時G・C・

T側では、C・G・T・U側の態度に對して依然として釋然たらざるものあり、『下よりの合同』を提唱したる結果、這回も統一成立せず、一九三二年に至り無産者統一黨（P・U・P）幹部の主唱にて三度合同交涉の開始されしこともあつたが、C・G・T側の『有機的統一』主義とC・G・T・U側の『共同戰線』主義との對立の爲め、合同の具體化を見すにしまつた。然るに一九三四年初頭の全國的政治不安と二月六日のファッシスト示威に續いて展開せられし時局の重大性は、全國の反ファッシスト勢力の糾合結束を完成せしめ、その結果同七月二十七日には、社會黨（S・F・I・O）と共産黨の協力協定を成立せしめ一方勞働組合側に於てもファッシ勢力との對抗上、從來の行懸を一擲して提携協力すべき必要に迫られ、しかもこの要望が各地組合員間に於て漸く强く發現せらるゝを見るに至り、同十月以來C・G・T及びC・G・T・U兩者幹部間に合同交涉は開始されたのであつた。一九三四年秋より一九三五年初頭へかけて、各地に開催された加盟團體の大會に於て、統一問題の上程されるもの多く鐵道從業員を初めとして、金屬工、飲食料品工、眼鏡工、郵便局員、電氣工、下水工、吏員、地下鐵從業員、市及び縣從業員、スポーツ團等の大會に於ては、いづれも戰線統一を決議する有樣であつた。之は、一九三四年二月組織せられし反ファッシスト各派の大同團結たる『人民戰線』に於て、兩者の加盟して、實際上の協同の行はれて居る結果當然の成行ではあつたが、それと同時に注意すべきは今回の合同計畫が單なる一時的の共同戰線組織を目標とするにあらずして、過去十四年分裂對立せる兩團體の全的合同を企圖せるものになつたことであつた。

C・G・TとC・G・T・Uとの間に合同交涉の開始せられたのは一九三四年末からであつて、一九三五年初頭には、兩者の代表者より成る二種の協議委員會まで組織されるに至つたが、それ等の委員會に於ける協議の難點となつたのはC・G・T側の年來の主張たる勞働組合の自主獨立の提唱であつた。一九三五年二月初頭會合せる委員會席上に於てC・G・T側代表が、『勞働組合運動が、凡ゆる政府と凡ゆる政黨、其の他勞働組合運動以外の凡ゆる團體より獨立することは、勞働組合統一恢復の第一條件として、且それを維持すべき保障である。即ちそれは、如何なる勞働組合たりとも、苟しくも産業界に於ける爭鬪上に於て本來勞働組合運動以外に屬し、或ひは多數決によつて採擇せる決定に反すべき方法をば使用すべきことを目的とせる細胞乃至分派を組織し、又は存在せしむることを許すべきにあらざることを意味する。萬一斯くの如き行動によつて、勞働組合員が、勞働組合民主々義の自由の行使を妨害し、或ひは、該團體を危殆に陷れる如き場合に於ては、全國の勞働組合は、運動の統一維持の爲め、規約の規定せる手段によりて此の種行動を停止せしむるを以てその義務とす』と主張せるに對して、C・G・T・U側では勞働組合は、

「ブルヂョアジーとその諸制度、黨派及び政治とは獨立に存在し、發達し、有効ならざるべからず……斯の如き獨立性は、各組合員が、勞働組合の生命に關する諸問題に就きその意見を發表すべき絶對の權利と、諸會合及び大會に於ては、勞働組合員としての資格のみを問題とすべきといふ規定とを必須條件とする。組合の生命に關する諸問題を決定すべき權能は、通常の會合及び大會のみにある。政黨の生命に干渉してはならない。勞働組合は、階級鬪爭上勞働者を支持せる政黨に反對してはならない。勞働組合は、その個々の組合員に對して、その欲する政黨に所屬し、その適當と思惟する活動に從事すべき自由を保障しなければならない。勞働組合は、それが通常の諸會合及び大會に於て設置し、且組合民主々義の維持を害せざる如き團體のみの加入を許す。勞働組合は、勞働階級の防守的武器として、凡ゆる形式の資本家的緊迫及び搾取と鬪爭し、又組合をしてこの機能を發揮せしめざらんとする凡ゆる企圖に抵抗するものである。それは、人間による人間の搾取に反對して鬪爭し、又はそれの廢滅を目的とする凡ゆるものである」。

と力說したのを見ても、兩者の意見の尙ほ甚しく懸隔せるものあり、合同の容易ならざるを思はしめた。其の後、共產派では漸次讓歩して、從來の所謂『革命的』と稱する銳鋒を收めて、その分派運動を放棄すると共に、政治的色彩を抹殺することとし、遂に七月二十四日には、大體C・G・T側の主張は承認せらるゝに至り、やがて細目に關する協定も行はれて、兩者各正規大會に於てそれ等の協定を批准可決の上合同すべきことゝなつた。

斯くて兩團體は、九月下旬同時に各大會を開催して、大會中合同の手續を協議して、一九三六年一月早々合同大會を開いて事實上の合同を完成し、以て『元の總同盟』を復活することとなつた。

C・G・Tの第二十三回大會は、パリーのミュチュアリテ會館に於て、加盟組合代表千五百六十二名、外內外各種團體の友誼代表異常の多數出席の上、九月二十四日より二十七日まで四日間に亘つて盛大に開催された。今回の大會は、前記の如く、兩總同盟合同問題の外、エチオピア戰爭及び國內反ファッショ運動等の重大問題上程され、恐らくフランス勞働運動史上曾てなき重大會合にして、殊に內外時局の危機に直面せる際とて、各國の注目するところとなつた。

大會は、開催地代表ガストン・ギロー氏等の挨拶を以て開會せられた。氏は、前大會後二箇年間に於て內外時局の惡化し、勞働階級が經濟的悲境の重壓に苦しめることより說き出して、勞働組合運動の統一强化に言及し、精神的統一の必要を力說し、統一確立の條件として、勞働の尊重と大會に於て、民主的に決定せる集團的責任と紀律の範圍內に於ける人格の尊重及び自由と、勞働組合の完全なる自主獨立との必要を論じ、最後に國際時局に觸れて、戰爭反對を絶叫した。次に主事レオン・ジュオー氏起つて、前大會後死亡せる幹部に對して弔意を表し、又國際勞働組合總同盟（I・F・T・U）を初めとして、ベルギー、スペイン、ルクセンブルグ、オランダ、スキス、スウェーデン、チェコスロバッキア、メキシコ、イタリア等の各國勞働組合中央機關、消費組合、生產組合、全國農民總同盟、國際勞働局等の友誼代表に感謝の意を表し、ファシスト諸國の犧牲者殊にスペインのカバレロ氏、ドイツのテールマン氏等に同情を述べ、進んで、政府の緊縮政策反對及び最近政府より團體交涉權を否認せられたる教員組合に對する全國的支持に關する動議を提出して、可決された。斯くして氏は、エチオピアに對するイタリアの侵略戰爭に關する一大決議案を上程したが、それは、國際平和の擁護と、戰爭防止の爲め國際聯盟が來るべき凡ゆる經濟的手段の支持と、暴力手段反對と戰爭排擊とを主張したものであつた。之に對して一部代表者間では、イギリスの同志に追隨して、聯盟の制裁支持を强大にして、武力制裁に至るなど云ふものあり、聯盟支持の結果イタリア・エチオピア間の戰爭が擴大して、フランスまで參戰すべきことに對する反對の傾向は、大會列席の代表者間に殊に著しく、如何にフランスの民衆が戰爭を好まざるかを反映せるものあり、ジュオー氏も、C・G・Tが決して武力制裁を支持するものにあらずと辯明努むるところあり、結局この決議案は殆んど滿場一致で可決となつたが、尙ほ大會終了までに戰爭問題に關しては、尙一件の決議が可決され、それには

「C・G・T・Uは、平和を擁護すべき凡ゆる方策を支持するものにして……本大會は、如何なる事ありとも暴力行使を是認し、或ひは、本大會をして凡ゆる戰爭に對するかねての反對を變更せしむるべきものにあらずとの見解を宣言する。從つて本大會は、如何なる方面より提起せられ、如何なる動機に立脚するものにせよ、如何なる種類の武力干涉をも支持するを拒絕するものである」

と明記してあつた。尙ほ事業報告の際にも、ジュオー氏は戰爭絕滅を目的とせる戰爭にも反對であり、それが爲めに聯盟の經濟的財政的制裁を支持するもので、制裁は必ずしも戰爭ではない旨繰返して居つた。

合同問題の上程されたのは、大會第二日であつたが、それに關する論議は第一日に既に開始され、當時今回の合同成立の主動者であつた官營事業の從業員と、共產派の內部攪亂の爲めかねて甚大なる打擊を蒙つた金屬工、鑛夫等の私營產業の從業員との間には、合同成立に對する相異れる態度あることは看取せられた。合同の手續に關しては、八月下旬既に協定成立し、それはC・G・T側の提案通りに決定したもので、組織改造については、『下よりの合同』方針に基き、先づ地方の小組合より初めて、聯合會同盟會の順序に全國を纏めることとし、それが爲め双方同數の委員を出して協議の上合同大會を開催し、規約の決定、中央機關の任命等を行ふこととなつて居つた。大會第一日には、C・G・T側の協議委員七名が任命され、C・G・T・Uの大會へ派遣された等の事もあり第三日には合同手續の決議滿場一致にて可決され、第四日にはそれに對するC・G・T・U側の受諾明瞭となり、同午後共產派代表は、C・G・T大會に列席して、

劃期的の合同はこゝに成立を見たのである。而して殘された問題は、國際聯盟の件があつたが、之には當分觸れることは不可能であつて、現在のまゝで不自然の形式を繼續するより外はないとされて居る。

反ファッシズム運動に關聯して、今回大會に上程された議案には、『計畫』問題があつた。C・G・Tでは、一九三四年二月六日のファッシスト示威直後、その新綱領とも云ふべきものを作成して發表した(協調會勞働年鑑昭和十年版三八六頁以下參照)。それは、その後全國の左右兩翼の抗爭對立の物情騷然たる裡にあつて、唯一の組織的具體的の政策を揭げたものとして、反ファッショ全國團結たる『人民戰線』加盟諸團體の採用するところとなつたが、やがて『人民戰線』では之を以てその政綱となす爲め、委員會を任命して吟味することになり、既に調査報告も作製せられ、やがて戰線の大會に提出して正式の決定をなすことになつて居る。而してC・G・T側では、他團體によつて原案を緩和されることに對して特に警戒するところあり、大會に於てもデュオー氏は、該『計畫』が徒らに口舌宣傳の道具となり、何等實施の資とならざることを細心に注意せる旨言明するところあり、それに關聯して、氏は、C・G・Tが

『政治團體ではなく、我々は、この原則では、目下統一恢復に努力しつゝある人々に承認せしめんと試みつゝある際、政治團體の性質を帶びることは出來ない。……この『計畫』に關する協力は、それをば大臣の椅子に具體化すべく我々に要求せずといふ條件の下に承諾したのである。勞働階級の解放とは、二三の人々の入閣を意味するのではない。……政治の爲め創設せられし政黨の地位と、勞働者の利益を擁護し、その要望を實現し、それを具體化せしめ、勞働大衆をば解放に導くべきC・G・Tの地位とには地位の上にも行動の上にも差異がある。……勞働團體の活動と目的とは勞働者をして產業經營上の指導と責任の地位を獲得せしめるにある』

と云つて、勞働組合運動の非政治的立場を强調するところがあつた。『計畫』問題の討議中、デュオー氏が、通貨政策に關して、平價切下に反對して國際的通貨安定の方策を主張せるは、注意すべき言葉であつた。

C・G・Tの今回の大會では、右の外、勞働者教育、社會保險、外國亡命者の救濟、婦人勞働權等の問題も上程された。

斯くして一九三六年元旦より、兩總同盟は聯合組織による單一團體となり、同一の組合員章と同一の組合費切手は發行されやがて合同大會に於て、新組織は整備せられることになつたが、新たに組織さるべき『昔のC・G・T』には、兩者の組合間には個人的感情の上に於ても、原則的理論の上に於ても、尙ほ完全なる融會和合せざるものあるは否定すべからず、眞の統一は不可能ならざるも困難であり、再建後の新總同盟には依然として左右兩派の對峙を免れざるものと豫測されてゐる。

社會情勢と『人民戰線』の綱領

一九三四年二月六日の事件を契機としてフランスに於ては急激なるファッシスト諸團體の勢力增大が看られる。其の主なるものを擧ぐれば、彼の有名なる『火の十字協會』(L'Association des Croix de Feu)を始め『市民同盟』(Union Civique)『フランシスト』(Franciste)『ソリダリテ・フランセエズ』(Solidarité Française)『愛國青年團』(Jeunesse Patriote)『アクション・フランセエズ』(L'Action Française)等々がある(註)。之等の諸團體は概ね一樣に或程度の軍事的組織を有して居り、反議會主義的獨裁制の樹立を標榜し、之がため必要なれば、武力の行使も敢えて辭せざるの慨を示して居る。其綱領の大部分が殆ど共通的であるにも拘らず、從來之等のファッシスト諸團體の間には鬼角樣々の經緯行懸りがあつて、其の戰線統一を實現することが頗る困難であつた。然るに、二月六日事件の直後、ファッショ獨裁の危險に脅えたる左翼陣營では『勞働總同盟』『C・G・Tと『統一勞働總同盟』『C・G・T・Uとの間に提携成立し、二月十二日兩者の共同參加の下に、ドゥーメルグ內閣の出現に反對、二十四時間に亘る大規模の示威的同盟罷業を敢行した。此の同盟罷業にはパリ市のみでも十五萬の勞働者が參加したと云はれる。爾來、之に刺戟せられて、ファッシスト諸團體の間に於ても、戰線統一の機運が漸次成熟し玆に所謂『國民戰線』(Front National)の結成を見るに至つた。

然るに、反動は更に反動を生む。ファッシストの統一戰線たる『國民戰線』の結成がC・G・TとC・G・T・Uとの提携に直接刺戟されたことは前述の如くであるが、更に右のファッシスト統一戰線に對抗して反ファッシストの廣汎な組織が次第に强化されつゝあるを看過できない。之は今日『人民戰線』(Front Populaire)の名を以て呼ばれて居る。『人民戰線』は社會黨(S・F・I・O)と共產黨(S・F・I・C)の統一戰線(Front Unique)を中核とし、之に『勞働總同盟』、『統一勞働總同盟』、『人權同盟』(Ligue des droits de l'homme)、『反ファッシスト知識階級監視委員會』(Comité de vigilance des intellectuels antifascistes)等々の左翼勢力が參加し、更にブルジョア政黨たる急進黨の左翼も亦之に加盟して居る。

註 フランスのファッシスト團體については「勞働年鑑」(昭和十年版)フランスの項參照。

フランスに於ける反ファッシズムの共同戰線運動は必ずしも『人民戰線』に始まつたものではない。其の起源は、社會黨と共產黨との統一戰線より遡か以前に溯る。先づ最初に擧ぐべきは一九三三年五月急進黨左翼の代議士ガストン・ベルジュリ氏によつて創設された反ファッシズム共同戰線(Front Commun Contre le fascisme)である。『反ファッシズム共同戰線』は一九三四年十一月に至り名を改め、『社會戰線』(Front Social)と稱することゝなつた。此の一派は通常『フロンティスト』(Frontiste)の名を以て呼ばれて居る。フロンティストは資本の獨裁に反對すると

共に所謂プロレタリアの獨裁にも反對する。其の目的とする所はフランス現代の金權政治を打破することに在る。彼等に從へば今日、三千八百萬のフランス國民は僅々二百人の搾取下に其の自由を奪はれて居ると云ふ。フランス國民を斯かる金權の支配から解放して、眞に偉大なる人民の共和國を實現すると云ふのがフロンティストの根本主張である。其の主張は寧ろ多分に自由主義的色彩を帶びて居る。之がために、フロンティストの運動は當然共產黨からも社會黨からも齊しく冷眼視されて居た。フロンティストと共產黨、社會黨とが急角度の接近を示すに至つたのは、全く二月六日事件の影響に因るものである。

二月六日事件を契機として著しく擡頭せるファシスト勢力の脅威の前に、社會黨と共產黨とが從來長い間の行懸りを捨てゝ握手するに至つたことは、フランス社會運動史上寔に特筆に値する事象と云はねばなるまい。兩者の間に『反ファシスト鬪爭統一戰線』(Front Unique de Lutte antifasciste)結成のため、交涉の開始されたのは二月事件直後のことであつた。爾來約半歲に亘る折衝を經て、一九三四年七月二十九日兩者の戰線統一盟約が正式に締結された。該盟約によればファシズム打倒の共同目的のため社會、共產兩黨は双方の有する一切の手段を擧げて、フランス全土に於て共同動作を執ることを誓約して居る。此の社會黨と共產黨との共同戰線は正式には統一戰線(Front Unique)と呼稱される。之を中核として、其他の反ファシスト諸勢力が集結し、所謂『人民戰線』(Front Populaire)を形成して居ることは上述の如くである。

『人民戰線』の正式稱呼は『反ファシスト活動協同委員會』(Comité d'unité d'action antifasciste)である。之は又C・U・A・Aの略稱を以て知られて居る。C・U・A・Aの中央機關は二十二名から成る事務局と三名の事務總長とである。此の中央機關によつて各種の具體的運動のプランが確定され、一切の指令が發せられる。尙又ファシスト諸團體の軍事的組織に對抗する意味で防衛部隊を設けて居るが、之のメムバーの殆ど全部が共產黨たることは注目すべきである。C・U・A・Aの實際的活動範圍は未だ多く地方に及ばず、現在大都市就中パリ市の附近に限られて居る。然し乍ら、首都を中心とする重要地區に於てC・U・A・Aの大衆的勢力は決して侮り難きものがあると云はれる。パリ市を除く其の勢力は未だ尙孤立的であつて、相互の間の連絡にも缺けて居る現狀である。此の缺陷を補つて反ファシスト運動の全國的統制の完璧を期すべく更に『C・C・U・A・A』(Comité central d'unité d'action antifasciste)なる機關が設置され新たに活動を起しつゝある。

左翼の『人民戰線』が右翼の『國民戰線』に對峙するものであることは既に述べたる如くである。二月六日事件の前後を通じて右翼の勢力が急激に增大せるは、所謂スタヴィスキイ事件を契機として暴露せられたブルジョア議會及び既成政黨の腐敗墮落に

對する社會民衆の憤懣を極度に利用せるに因るものである。然るに、其後に於けるファシスト諸團體の稍々行過ぎた跳梁に對しては、再び反動的な空氣が社會民衆の間に盛り上つてきたことを看過し得ない。此間の空氣を巧みに捕へて社會民衆のファシズムに對する反感を益々煽揚し、之によつて自派勢力の擴大に腐心しつゝあるが、反ファシストの共同戰線たる『人民戰線』である。惟ふに、最近に於てファシスト諸團體に對する社會民衆の不安の直接動機となれるものは主として其の武裝問題である。即ち之等のファシスト諸團體の有力なるものは何れも或る程度の軍事的組織を有して居る。偶々一九三四年二月六日の事件は、右翼の團體の間に、フランスの議會政治を破壞してムッソリニに或ひはヒットラーに倣ひ、獨裁制を樹立せんとする意思の存することを暴露した。該事件に右翼のクーデター計畫は挫折したが、而も其後と雖も彼等は虎視耽々として機會を狙つて居り、絶えず『秘密の軍備』を充實し、內亂を準備して居るのだと云ふ印象が社會民衆を脅やかしつゝある。斯かる印象に基く不安は、右翼團體の武裝が解除せられざる限り消え失せないであらう。然し乍ら、武裝問題に關しては必しも獨り右翼ファシストの團體のみを責めることはできない。『人民戰線』の側に於ても例へば社會黨、共產黨等の所謂防衛部隊は『火の十字協會』の武裝部隊に拮抗する編成と裝備を有すると傳へられる。尤も、彼等は此の武力を以て積極的に社會革命を行ひ、プロレタリアの獨裁實現を圖ると云ふやうなことは公言して居ない。事實亦それ程の革命的氣魄を有するとも思はれないのである。彼等に從へば、それは全く右翼ファシストの攻擊に備へるための單なる防衛の域を一步も出ぬものであると辯解して居る。

所が面白いことには、『國民戰線』の側に於ても武裝問題に就いて左翼と全然同じやうな辯明をして居ることである。即ち、例へば火の十字協會の如き其の武力的組織は專ら共產黨其他の武裝蜂起と街頭の擾亂に備へる準備に過ぎないと稱し、共和制破壞の意思は毛頭ないと釋明に努めて居る。果して然りとすれば、左右兩翼の武裝部隊は何れも防禦的意味のものに過ぎないことゝなり、自ら進んで鬪はんとするが如き意思は毫末も存せぬことゝなる。然し乍ら、單なる口頭の聲明によつて兩者の現實的武裝が解ける譯のものではないから、社會人心の不安の依然去りやらぬものあるは當然であらう。唯、民心に極度の不安を與へつゝある武裝問題に就いては當面の攻擊目標となりつゝある右翼團體のみならず、左翼の側にも同樣の責任を存することを指摘するは此際必要である。尤も客觀的情勢として、二月六日事件以後ドゥーメルグの出馬當時の形勢に比すれば、昨今では左翼の脅威は次第に薄れつゝあり、危險は寧ろ右翼から來るものと看做されて居る。從て、武裝問題に關する限り、社會一般の同情は寧ろ『人民戰線』の側に傾き右翼にとつて著しく不利なる觀がある。

一九三五年十一月下旬、フランス議會の開會劈頭、武裝問題を繞る政戰の展開は頗る興味あるものであつた。即ち、十一月二十八日、右翼武裝取締問題を提げてラヴァル內閣の倒壞を企てた人民戰線側は議會開會の劈頭此の問題の先議を要求したが、內閣は逸早く財政案先議を決定し之がため武裝問題は十二月三日に持越され、六日夜に至つて漸く討議の終了を見た。其の結果、左右兩翼の代表者が双方の武裝解除を聲明し合つて表面的には鬼がつき、議會は三五一票對二一九票を以て政府の信任決議案を通過した。同時に政府は、內亂防止に關して次の如き骨子を有する三個の法律案を議會に提出したのである。

一　政黨及び政治團體の武裝的組織乃至準軍事的組織の解散、政治團體の制限及び徽章着用禁止

二　個人の武器携行禁止（罰則付き）

三　新聞紙法の改正を行ひ、暗殺教唆行爲に對する嚴罰實行

斯の如くにして武裝取締問題は表面的に一應の落着を見、ラヴァル內閣は辛じて危機を脫するを得た。然るに其後ラヴァル內閣は漸次右翼的色彩を濃厚にし來り、議會に誓約せる武裝取締りの如き全く有名無實と化し、それでなくてさへラヴァル內閣をファッシ的なりと排擊してきた左翼の感情を痛く害するに至つた。斯くて內閣は其の地位を保つこと不可能となり、一九三六年一月二十二日遂に總辭職を決行した。內閣倒壞の主因が前年來の左右抗爭、即ち右翼『國民戰線』と左翼『人民戰線』の對立に在るは云ふまでもない。後繼內閣は急進黨の領袖たるアルベル・サロー氏によつて組閣せられた。サロー內閣は急進黨を中心とするものであり、之に對して右翼ファシストが反對的態度を持するは當然である。然し乍ら、議會は三六一票對一六五票の多數決を以て新內閣信任の決議案を通過した。

『人民戰線』の最近發表したプログラム內容は次の如くである。社會黨の黨首レオン・ブルム氏は、此のプログラムを『上院選擧の綱領、將來多數黨となるべき共通綱領、政府の綱領』として定義して居る。

政治的要求

一　自由の防衛

（一）大　赦

（二）ファシスト聯盟に對する行動。

（イ）法律に從つて準軍事團體の武裝解除と事實上の解體。

（ロ）暗殺又は國家の安寧を素すが如き教唆をなしたる場合、法律の規定を勵行すること。

（三）公共生活の廉正特に議員をして或種の經濟的機能を棄ねしめざること。

（四）新　聞

（イ）所謂『不名譽なる法律』（十九世紀の終末に當り、無政府主義者の暴動に際して制定された法律）と新聞の自由を制限する法令との廢止。

（ロ）立法的手段によつて新聞の改革を行ふこと、改革の要旨は次の如し。即ち、誣告強請に對して有效なる攻擊を行ふこと。新聞に正式なる經營手段を保障し、其の資金の出所を公表するの義務を負はしめ、營利的新聞の私的獨占及び金錢上の機關を根絶し、新聞トラストの形成を防止すること。

（八）記事の正確とマイクロホンに對する政治的、社會的團體の機會均等を確保するための國營放送の開始。

（五）勞働組合の權利

（イ）各人に勞働組合に參加する權利を確認し且つ之を履行すること。

（ロ）女子の勞働權の確認。

（六）學校及び信教の自由。

（イ）義務教育の維持に必要なる財政支出を保障すると共に、其の年限を十四歳まで延長すること。中等學校に於ては嚴正なる試驗を行ひ、入學者に對しては授業料を免除すること。

（ロ）生徒、教師兩者の信教の自由を認め、特に學校を宗教上の干渉より解放し、教師の僧權よりの離脫、公民權を保障すること

（七）植民地。

フランス海外領地特に佛領北アメリカ及び印度支那に於て政治的經濟的並に道德的狀態を調査すべき議會調査委員會の設置。

二　平和の防衛

（一）平和の維持實現に就いて民衆的に勞働者大衆の支持協力を得るため彼等に呼びかけること。

（二）侵略の行はれたる場合は其の侵略者を決定し、之に對して制裁規定を自働的且つ全般的に適用し、集團的安全保障を圖ること此の目的のために、國際聯盟の機構內に於て國際的協力に努むること。

（三）武裝的平和より非武裝的平和へ轉換するため、第一には軍備制限條約によつて、第二には軍備の全般的、同時的且つ統制的縮減によつて絶えず努力すること。

（四）軍需工業の國營、私營の兵器製造廢止。

（五）秘密外交の排擊、聯盟外に在る國家をジュネーヴに復歸せしむるため國際的行動と公開的交涉の途を講ずること。但し此の場合も、聯盟の根本原則たる集團的安全保障と平和の不可分性を侵害せざること。

（六）世界平和を脅威する條約を平和的に調整するため、國際聯盟條約に規定せられたる手續を簡易化すること。

（七）フランス＝ソウェート條約締結の方針に沿ふて門戸開放條約を特に東歐及び中歐に擴大すること。

經濟的要求

一　經濟恐慌によつて破壞又は低下されたる購買力の回復

工場に於ける失業と恐慌を防止するため、

國營失業保險の基金を設立し、且つ週給を減ずることなく一週の勞働時間を制限すること。

老年勞働者に對して適當なる年金の制度を設け、之によつて青年勞働者就業の途を開くこと。

都市並に地方を通じて國家、地方當局、地方貯蓄銀行の協力の下に有效なる公共事業計畫を大規模に迅速に實行すること。

農業及び商業に於ける恐慌を防止するため、
卸賣と小賣との價格間の開きを少なくするが如き方法により、投機と生活費昂騰を抑制すると共に、農產物の價格調節を行ふこと。
國家による職業間穀物配給機關を設立して生產者と消費者より投機にて搾取すること。
農村協同組合を援助すると共に國家機關によつて窒素、加里等の肥料を原價にて供給し、過燐酸其他の肥料の販賣取締と價格調節を行ひ、農業信用を促進し、農場地代の低減を圖ること。
差押の延期と負債の整理。
ラヴァル 內閣の法令により賣らされた一切の不正に對し、其の能ふ限りの完全を且つ迅速なる廢止を期待すると共に、其等法令によつて最も打擊を蒙りたる國民層の生活狀態を速やかに改善すること。

二　貯蓄者に對する救事の防止、信用機關の組織改善

銀行業經營の取締り。
銀行、有限責任會社の貸借對照表作成の取締り。
新方針に基き、會社銀行經營者の權限の取締り。
官吏にして永久退職したる者、又は俸給を半額受領する者は、會社重役として働くことを禁止すること。
經濟的寡頭政治の支配より信用と貯蓄を解放するため、現在私營のフランス銀行は之を次の如き方法を以て、國立銀行とすること。
理事會の廢止。
立法部、行政部の代表、勞働者、工業、商業、農業等の權威ある團體の代表より成る評議員會の常置的監督の下に總裁の權限を增大すること。
資本を株式に分類すると共に、小株主の利益を擁護するための手段を講ずること。

三　財政的改造

軍需工業の國營に關聯して軍需資材整備の改革。
文武兩行政に於ける浪費の排除。
戰爭による廢疾軍人に對する年金基金の創設。
商業取引を活發ならしむるため、減稅方針に基き、稅制の民主的改革を行ひ、大財產課稅によつて新規財源を得ること。即ち、七五、〇〇〇法を超過する所得に對して累進附加稅を課すること、相續稅の改正を行ふこと、消費者の負擔に轉嫁されるを防止する規定を設けて獨占利潤に課稅すること。
免稅と關聯して議會に於て既に協賛されたる納稅義務者切符の實施によつて、讓渡し得る證券に關して、所得の僞證を防止すること。
資本の逃避を防止し、違反者に對しては海外に隱匿されたる財產の沒收或ひはフランス國內に於てそれに相當する金額の沒收と云ふが如き程度の能ふ限り最も嚴重なる處罰手段を執ること。

（水上鐵次郎、子安浩、中島仁之助）

ソウエート聯邦

ソウェート聯邦にとつて一九三五年――第二次五箇年計畫の第三年度は、對內的にも對外的にも幾多の重要な諸事件に滿された年であり、一般的に言へば、政治的・經濟的地位の强化、國民大衆の生活水準の向上、國防力の發展、國際的地位の强化、等々の點で多大の成功を收めた年であつた。

先づ第二次五箇年計畫の第三年度の基本的任務は超過遂行され、工業及び農業生產は著しく增加し、運輸は改善され、全國民經濟の技術的改造が廣汎に展開され、國民所得は增加した。

かゝる經濟的發展は、一九三五年度に種々なる經濟制度の廢止を可能たらしめた。一九三五年一月一日よりパン切符制度、更に十月一日から肉類、卵、油脂類、馬鈴薯、砂糖、魚類等の廣汎な食料品の切符制度が廢止された。又十一月十四日附の人民委員會議令により一九三六年二月一日から、トルグシン（對在留外國人商業）、インツーリストの外貨サービスの廢止が決定された、等々。

更にかゝる經濟建設の成功は因となり果となつてソウェート政權の政治的地位を安定强化させ、又國民大衆の社會主義建設に對する熱意を昂揚させた。年初の全聯邦第七回ソウェート大會第二回コルホーズ突擊隊大會、特に年末に矢繼早に開かれた全聯邦第一回工業及び運輸スタハノフ主義者會議、建設事業會議、全聯邦共產黨中央委員會總會、技術的コンバイン及びトラクター操縱者等々の會議、機械トラクター・ステーション役員會議、甜菜栽培地方の五百人組の會議、各州の棉花コルホーズ及びサフホーズ代表者會議等々に於て、かゝる點が完全に立證された。

就中一九三五年の最も重要にして且つ特徵的な會議は、年初の第七回ソウェート大會と年末のスタハノフ主義者會議であつた。第七回ソウェート大會は言はゞ勇躍して一九三五年度――第二次五箇年計畫第三年度の任務遂行に就くための年初に於ける勢揃ひの會議であり、年末のスタハノフ主義者會議は一九三五年の偉大なる達成を誇示する勝利報告を兼ねて更に次の任務への宣誓を行つた會議であつた。

この年に於けるもう一つの重要事件は七月のコミンテルン大會を廻るソウェート聯邦と他の資本主義諸國との對立の問題であつた。周知の如く近年に於けるソウェート外交の勝利は目覺しきものあり、不可侵條約の締結、通商條約の復活等を通じてソウェートと聯邦諸國との關係は好轉を示しつゝあつたが、はしな

くもこのコミンテルン大會を通じてこゝに一の波紋の展開した事實は注目に値する。

幾度か延期されて來たコミンテルン第七回大會が一九二八年の六回大會以來七箇年目で七月二十五日から八月二十日に亙つてモスコーで開催され、六十五箇國代表數百名が參加して世界革命運動の方針が討議されるに及んで、國際的規模に於ける階級鬪爭と世界革命の參謀本部とも言ふべきソウェート聯邦の地位に、全世界は再び重大な關心を向けるに至つた。そして資本主義諸國はソウェート聯邦に對し、ソウェート國內でそれら各國の代表が自國の革命につき討議してゐることに嚴重な抗議を爲した。すでにコミンテルン大會の開催中にイギリス、イタリー、ラトヴィア等の政府はソウェート聯邦に警告を發した。

が最も嚴重なる抗議を行つたのは、アメリカと日本とであつた。アメリカ政府は八月二十五日コミンテルン大會に於ける行動が米ソ國交回復の際に締結されたリトヴィノフ外相のアメリカ政府不干涉の條約に對する違反であると抗議し、それに對しソウェート政府はコミンテルンに關聯してソウェート政府は何等義務を負擔しないと應酬し、米ソの關係は惡化し、一時は再び米ソの國交が斷絶する程の危機的狀態にまで立ち至つた。

日本政府とソウェート聯邦との間にも同樣の應酬が行はれた。年末のソウェート聯邦・ウルグァイ間の國交斷絶も、同樣の事件であつた。十二月二十七日ウルグァイ政府は、ウルグァイ駐在ソウェート公使館がブラジル革命を援助したといふ理由で、ウルグァイ駐在ソウェート代理大使にソウェート聯邦との國交斷絶を通知した。

ウルグァイ政府の斷交通告文は、ブラジル革命とコミンテルン第七回大會及びソウェート聯邦公使館との關係につきブラジル政府から受取つた文書を引用し、南アメリカの共產主義運動がコミンテルン大會の方針に從つて行はれてゐること、ソウェート公使館が振出した巨額の小切手の使途が不明であるが、コミンテルンに於ける王民（支那代表）の言動に對するブラジル政府の聲明に合致するものと認められること、ソウェート政府とコミンテルンとは關係がないと言ひ得ないとし、國內治安の必要上から國交を停止すると述べてゐる。

これに對してソウェート公使は、ソウェート政府がコミンテルンと無關係であること、ソウェート公使館は如何なる政黨をも援助せず、ウルグァイの治安に關係ある行動を爲したことはないと嚴重抗議した。この紛爭はソウェート聯邦によつて國際聯盟理事會に提訴されたが、一月二十三日の理事會は『兩國の外交關係の斷絶が一時的にして且つ兩國に於てこれが再開の爲適當の機會を把へんことを希望し、兩當事國に對し平和並に將來外交關係の再開に有害なるが如き如何なる行爲をも爲さざらんことを勸奬す』といふ決議を採用して一時落着した。この波紋が何處までソ聯邦と資本主義國の對立を激化せしめるかは將來多大の關心の的である。

ソウェート大會

第七回ソウェート大會は、一九三一年以來四箇年ぶりで一月二十八日から二月六日に亙り二千五百餘名の代表者の參加の下に開催された。大會は議長カリーニン氏によつて開會され、眞先に人民委員會議々長モロトフ氏による第六回ソウェート大會（一九三一年三月八日）以來四箇年に於けるソウェート政府の一般施政報告を聽取し一月三十日にモロトフ氏の報告を通じて述べられたソウェート政府の對內對外政策を完全に承認した。更に一月三十一日には重工業人民委員長オルジョニキーゼ氏によつて重工業人民委員部の活動報告及びその任務が報告され、二月三日には農業人民委員長カルマノヴィッチ氏及びチエルノフ氏の牧畜業强化發展に關する報告、二月五日エヌキーゼ氏の憲法改正問題に關する報告、二月六日にモロトフ氏の憲法改正の提案が爲され、そして承認された。

かゝる活動の後二月六日には新に中央執行委員會、ソウェート會議々員六百七名、民族會議々員百五十名の選擧を行つて大會は閉會した。

第七回大會に於て新に提起された特に重要な問題は、憲法改正問題であつた。モロトフ氏は第七回大會劈頭の一般政治報告のうちでソウェート體制の發達を述べた際、ソウェート體制の進歩發展に對應して現行憲法を改正する必要があることを聲明した。これを發端として二月一日開かれた全ソ聯邦共產黨中央委員會總會はモロトフ氏をして第七回ソウェート大會に憲法改正の提案をさせることに決定し、この決定に基づいて二月六日の第七回大會に於てモロトフ氏は正式に憲法改正に關する報告を行つた。第七回大會はモロトフ氏の提案を承認し、次の決定を爲したのである。

『ソウェート聯邦憲法を若干改正する必要に關するソウェート聯邦共產黨中央委員會二月（一九三五年）總會の決定に基づく同志モロトフ氏の報告を聽取して、全聯邦共產黨中央委員會の提案を完全に正當にして且つ時宜に適したものと思惟しつゝソウェート聯邦第七回ソウェート大會は次のことを提議する。

（一）ソウェート聯邦憲法を次の方向に於て改正する。

（イ）不完全平等選擧を平等選擧に、多階程選擧を直接選擧に、公開選擧を秘密選擧に置き代へるといふ意味に於て、選擧制度をより一層民主化する。

（ロ）ソウェート聯邦現時の階級勢力關係、新社會主義工業の創造コルホーズ體制の勝利、社會の基礎としての社會主義的共有財產制の確認等々に對應した憲法を作るといふ意味に於て、憲法の社會的・經濟的基礎を精確化する。

（二）上述の（一）に基いて改正された憲法正文を作成し、それをソウェート聯邦中央委員會會議に附議すべき憲法委員會の選出をソウェート聯邦中央執行委員會へ提議する。

(三) 次期のソヴェート聯邦ソヴェート機力機關の選擧を、新選擧制度によつて施行する。

七日に第一回會議を開催して新中央執行委員會はこの決定に從つて、スターリン氏を委員長とし、モロトフ、アイタコフ、ブブノフ、ブハーリン、ヴォロシロフ、ジュダノフ、カガノヴィッチ、ラデックその他ソヴェート聯邦指導的幹部を網羅した總員三十一名から成る憲法委員會を選出した。そしてこの憲法委員會は七月七日第一會議を開催し、改正準備のため次の小委員會を設置して活動を開始した。

(一)憲法一般問題委員會——議長スターリン、(二)經濟委員會——議長モロトフ、(三)財政委員會——チュバリ、(四)法律委員會——ブハーリン、(五)選擧制度委員會——ラデック、(六)司法機關委員會——ヴィシンスキー、(七)中央地方機力機關委員會——アクーロフ、(八)教育委員會——ジュダーノフ、(九)勞働委員會——カガノヴィッチ、(一〇)國防委員會——ヴォロシロフ、(一一)外交委員會——リトヴィノフ、(一二)編纂委員會——スターリン。

かくて提起された憲法改正問題は、ソヴェート體制がその存續の十數年の間に根本的に變化し、大なる成果をあげ、ソヴェート政權が强化、安定したことを端的に物語る事實であつた。

スタハノフ運動

一九三五年の後半期に於ける最も特徴的なものはスタハノフ運動の嵐の如き發展と、その結果たる全聯邦第一回スタハノフ主義者會議である。

一九三五年八月三十日から三十一日にかけての夜、ドンバスの一炭坑夫スタハノフが九月一日の國際青年デーを記念するため採掘機の運用改善及び分業の應用によつて一交替時間に一〇二トンを採掘して、以前一人一日の平均採炭規準たる六噸半に對して十五倍以上の記錄を出したのを切つかけとして炭坑に於て更に新記錄が作られ、かゝる勞働生產性增進運動は政府の宣傳によつてその他の生產部門にも波及して、一躍全國的な運動となつた。そしてこの時以來技術の習熟、作業過程の改善による勞働生產性增進運動は運動の創始者スタハノフの名を冠してスタハノフ運動と呼ばれるに至つたのである。

かくてスタハノフ運動が工業、運輸の各部門に發展したのでそれを總決算するため十一月十四日から十七日に亘つて約三千人の優秀勞働者の參加の下に工業及び運輸スタハノフ主義者第一回全ソ聯會議が開かれた。この會議に於てスターリン氏を始め、モロトフ、ヴォロシーロフ、オルジョニキーゼ、カガノヴィッチ、ミコヤン氏等ソヴェート聯邦最高幹部が出席して演說を行ひ、スタハノフ主義者を禮讚激勵した。そしてこの會議に於てスターリン氏はこの會議を記念するために敍勳を行ふことを指摘してゐたが、その後中央委員會の決定により少數の技術家、工場長、船長を除き大部分は炭坑、鐵道、鐵工業、織物工業、自動車工場、輕工業等の勞働者四十三名がレーニン勳章、九十七名が勞働赤旗勳章を授けられた。

スターリン氏はこの會議に於ける演說のうちで、スタハノフ運動の性質、由來及び助長の必要を說き、この運動が社會主義的競爭の發展したものであること、技術の習得を基礎とするものであること、永續的運動であること、この運動が五箇年計畫の遂行を促進し、勞働者の生活向上に役立つことを述べた。就中この運動が擡頭するに至つた原因として(一)勞働者の物質的狀態が改善されて生活及び勞働が愉快となつたこと(二)ソヴェート聯邦に於ては搾取が行はれてゐないので、勞働は自己のため、國家のための尊重すべき行爲であること(三)新技術が普及しつゝあること(四)新技術を獲得した人材が輩出したこと等を擧げた。

一九三五年—第二次五ケ年計畫第三年度の實績

一九三五年度——第二次五箇年計畫第三年度の任務は、工業、農業、運輸、商業の全部門に亘つて殆んど完全に遂行され、更に多くの部門で超過遂行された。

次表は一九三五年度に於て國民經濟が大なる躍進をなしてゐることを示してゐる(增加率)。

	一九三四年	一九三五年
國民收入	一五・〇	一七・八
工業	一八・七	二〇・七
農業	一四・五	一一・〇
運輸(鐵道)	二一・三	二六・二

各生產部門に就て詳細に一九三五年度の實績を具體的に見やう。

工業 一九三五年度に於て、新技術の獲得、新幹部の創造、スタハノフ運動の擡頭等により、第三年度の計畫は重工業のみならず、食糧品工業、輕工業及び林業に於ても超過遂行された。そしてかゝることは最近數年間初めて起つたことである。

一九三五年度の計畫は全工業の生產增加を、一九三四年度の一六%と豫定した。然るに一九三五年度の工業生產增加は二〇・四%であつて、豫定計畫を五%超過遂行した。

工業總生產額は六百五十九億ルーブルであつて、豫定計畫を超過すること三十億ルーブルに達した。

特に重工業は豫定計畫に比し十五億ルーブル、九・七%、食料工業は豫定計畫に對して七億五千ルーブル、一一・八%、林業は三%、輕工業は二%超過遂行された。

一九三五年に於ける重工業の計畫超過蓄積額八億五千ルーブル、內譯黑色冶金二億ルーブル餘、化學約一億九千萬ルーブル、自動車トラクター製造約一億ルーブル、農業機械製造約三千萬ルーブルであつた。

食料工業の計畫超過蓄積額は三億二千萬ルーブル、內譯製菓

業五千三百萬ルーブル、罐詰業四千二百萬ルーブル、アルコール四千四百萬ルーブル、製糖業五千萬ルーブル、煙草三千萬ルーブルであつた。輕工業は約二億四千萬ルーブルの計畫超過蓄積を爲した。

かゝる發展によつて、ソウェート工業の諸部門の世界的地位は躍進した。一九三六年一月一日現在に於て、電力はフランス、イギリス、カナダを追越してドイツ、アメリカに次ぎ世界の第三位を占め、石炭はドイツ、イギリス、アメリカに次ぎ第四位、銑鐵はイギリス、フランスを追越し、アメリカに次ぎ、ドイツと第二位を爭ひ、鋼鐵はフランス、イギリズを追越し、アメリカ、ドイツに次ぎ第三位、展鐵はフランス、イギリスを追越しアメリカ、ドイツに次ぎ第三位、銅は第四位、自動車は第五位、機械車、貨車、トラクター製造、製糖業は第一位、漁業は第二位となつてゐる。

農業　第二次五箇年計畫に於ける最も重要な任務は工業と農業の發展テンポを接近させることによつて、國民經濟全體を全面的に、均等的に發達させることであつた。一九三五年に於て、かゝる任務が無事に遂行され、農業の發展テンポは工業に追ひつくことが出來た。かゝる農業の昂揚は、ソウェート農業の共營化が略完成し、農家の九〇%までが共營農場に參加し、農業生產の九四%までが社會主義的經營から得られるやうになつた結果である。

農產物のうちで穀物の生產は增加して五十五億プードに達し棉花は四五%の增加、豫定計畫の一二%超過遂行、甜菜は三四年度に比して四三%增加、六%の超過遂行を示し、馬鈴薯の生產も超過遂行された。

畜產業はソウェート經濟に於て立遲れた部門であつた。かくて年初の第七回ソウェート大會に於て特に產業等の强化發展策が重要の討議の題目となつたが、かゝる配慮によつて一九三五年度に於て畜產業も未曾有に急速なる發展を示した。一九三四年度に比較して馬約五%、大有角獸一八%、羊及び山羊二五%、豚三八%增加した。一九三五年計畫は馬に於ては九四%しか遂行されなかつたが、その他は皆超過遂行された。

ソウェート農業の發展にとつて劃期的な重要事件は、二月十一日より十七日までコルホーズ員代表千數百名の出席の下に開かれた第二回全聯邦コルホーズ突擊隊大會及び共產黨中央委員會農業部長ヤコヴレフ氏の報告に基づいて採用された農業アルテル模範規約であつた。

農業アルテル模範規約のうちで最も主要なる改正點は、コルホーズ農業に於ける出來高拂賃銀制度を確立した點にある。かゝる改正された規約によつて農業のコルホーズ化が躍進し、又コルホーズ農業の生產の增大が保證されるに至つた。

商業　一九三五年度に於てソウェートの國營並に協同組合商業は著しく發展した。ソウェート商業の取引高は一九三四年の六百

十億ルーブルから一九三五年に八百五億ルーブルまで、即ち三%增加した。商業の發展に於て特に重要なことは、國富の增大、工業及び農業の發展による國民大衆の食料問題の解決の結果、五箇年計畫の懸案たる切符配給制度廢止と自由な商業の展開が一九三五年に於て實現されたことである。即ち前述のやうに、一九三五年一月一日からパン制度、十月一日からもつと廣汎な食料品切符配給制度が廢止され、それらの商品に對して單一公定價格が設定された。そして各種物資價格引下げが行はれ、一九三五年度一箇年に於ける値下りは五十億ルーブルに達した。

切符制度廢止の一般的意味は、それがソウェート經濟の發展により食料問題がすでに解決されたことを示してゐること、單一價格を設置し、かくて公定價格と市場價格の矛盾から生ずる投機の排除を可能にしたこと、勞働生產性に對する二重の刺激方法——貨幣形態たる勞賃と現物形態たる切符配給形態を否定して、勞働生產性に對する單一の物質的刺戟方法——貨幣へ移つたこと、更にルーブルの購買力を高めたこと等である。

國家豫算　一九三五年度單一國家豫算遂行は、歲入は六百四十六億ルーブル、即ち計畫に對し十億ルーブルの超過、歲出は六百三十九億ルーブルで計畫超過八億五千萬ルーブルとなつており、歲出に對し歲入超過七億ルーブルであつた。國家豫算收入の增加は、ソウェート經濟の蓄積が增加し、活動が擴張されたことを示すものである。

一九三五年の歲出のうちで注目すべき點は、國防費が豫定計畫を超過し、國家豫算が計上した國防人民委員部支出六十五億ルーブルに對し、十七億の追加支出が行はれて結局八十二億ルーブルの支出となつたことである。かゝる支出の激增は、兵員數の增加、軍の技術的裝備、赤軍兵卒及び指導官に對する兵營及び住宅等の建設計畫、赤軍內に於ける政治的・教育的施設（赤軍會館、劇場、映畫館、圖書館等）の擴張のためであつた。が一九三六年度の豫定計畫は國防費を更に增加し、百四十八億ルーブルと算定してゐる。

一九三五年度に於て國家及び地方豫算並に社會保險豫算によつて社會・文化手段（教育、保險、社會保險）として百六十二億ルーブルが支出された。が一九三六年度には、これは二百十二億ルーブルに增加する豫定である。一九三五年に保險に對する支出、特に醫員に對する勞賃が著しく增加し、總額四十七億ルーブルに增加した。が一九三六年には更に六十二億ルーブルまで增加する豫定である（註）。

註　國家計畫委員會議長メヂェラウイ氏の中央執行委員會に於ける報告によれば、一九三六年度——第二次五ヶ年計畫第四年度の經濟的基本任務は次の諸點にある。

計畫第一の重要任務は新技術と新企業の把握であり、更にこれに基づく勞働生產性の急激なる引上げと生產原價の引下げである。第一次五ヶ年計畫四ヶ年間に工業の勞働生產性が四一%增加したのに對

し、一九三六年一ヶ年間にこれを二〇%高めればならぬ。

第二の經濟的任務は、資本建設の改善と支出の縮少である。

第三の任務は、工業の個々の部門に於ける立遲れを克服することである。特に石油工業は一九三五年計畫を九六%しか遂行せず、最も立遲れた部門である。

第四の任務は農業の收穫率の增加、特に黎、麥蕎、玉蜀黍、亞麻、向日葵等の作物の收穫率を增加することである。

第五の任務は、勤勞者の物質的福祉及び文化的水準を引上げることである。

第六の任務は、國防力の强化といふ點にある。

かゝる任務に基づいて一九三六年計畫は、次表に示すやうに全國民經濟の急速なるテンポを以て昂揚することを豫定してゐる（一九三五年に對する增加率）。

國民所得	二六・五%（八百三十一億ルーブル）
工業	二三・〇%（八百十億ルーブル）
生產手段工業	二二・六%
消費手段工業	二三・七%
農業	二四・〇%
商業取引	二五・〇%
鐵道運輸	一九・八%
水運	二六・〇%
資本建設事業	三四・八%

一九三六年計畫の最も重要な特徵は、消費手段生產の增加率が生產手段生產のそれよりも大きいといふ點である。そしてかゝる事業は第一次、第二次五ヶ年計畫年度を通じて最初のことである。

勞働事情

階級構成の變化　第二次五箇年計畫の基本的な政治的任務は、資本主義分子及び階級全般の清算を急速に實現することであつた。第二次五箇年計畫の成功によつてすでにソウェート經濟が殆んど完全に社會主義化されると共に、資本主義分子は本質的には清算され、かゝる政治的任務は果されてゐる。

一九三五年初めの第七回ソウェート大會に於てモロトフ氏は、彼の報告のうちで次の如きソウェート國民構成の變化並びに階級構成の變化を述べた。

ソウェート國民經濟構成の變化

（一九三三年の價値による年平均基金）

	一九二五年 絕對數（單位百萬ルーブル）	一九二五年 百分率	一九三四年 絕對數（單位百萬ルーブル）	一九三四年 百分率
社會主義經濟	二二、六七八	四八・八	九〇、三四四	九五・八一
資本主義的部分	三、〇三七	六・五	八三	〇・〇九
小私的經濟	二〇、七九〇	四四・七	四、三六七	四・一〇
總計	四六、五〇五	一〇〇・〇	九四、六九四	一〇〇・〇〇

階級構成の變化

	一九一三年 絕對數（千人）	一九一三年 百分率	一九二八年 絕對數	一九二八年 百分率	一九三四年 絕對數	一九三四年 百分率
（一）プロレタリアート（勞働者、使用人、技師、技術家、その他のプロレタリア成員）	二三、三〇〇	一六・七	二六、三四三	一七・三	四七、一一八	二八・一〇
內譯　A　工業プロレタリアート及び勤務者	一七、三〇〇	一二・四	二四、一二四	一五・八	四一、七五一	二四・九〇
B　農業プロレタリアート	六、〇〇〇	四・三	二、二一九	一・五	五、三六七	三・二〇
（二）コルホーズ成員及び協同化手工業者	—	—	四、四〇六	二・九	七七、〇三七	四五・九〇
（三）自營農民（富農を含まず）及び個人手工業者	九〇、七〇〇	六五・一	一一一、一三一	七二・九	三七、九〇二	二二・五〇
（四）ブルジョアジー（地主、都市大小ブルジョア、商人、富農）	二二、一〇〇	一五・九	六、八〇一	四・五	一七四	〇・一〇
內譯　富農	一七、一〇〇	一二・五	五、六一八	三・七	一四九	〇・〇九
（五）その他の人口（教師、軍人、恩給年金受領者その他）	三、二〇〇	二・三	三、六七一	二・四	五、七六九	三・四
人口總數	一三九、三〇〇	一〇〇・〇	一五二、三五二	一〇〇・〇	一六八、〇〇〇	一〇〇・〇

かゝる階級構成の變化は、從來の階級を質的に變化させた。ソウェート聯邦に於てはプロレタリアート、農民といふ階級は、本來の意味を失つてゐる。又ソウェート聯邦ではインテリゲンツィアも勤勞者出の新しい勤勞的インテリゲンツィアとなりつゝある。かくてまだ最終的ではないが、諸階級間の境界がとり除かれて諸階級は社會層に轉化し、國民は統一された勤勞大衆となりつゝある。

勞働者使用人數の增加　勞働者及び使用人數は一九三四年の二千三百七十四萬人から一九三五年の二千四百七十四萬人に增加した。一九三六年には、全國民經濟、行政部及び文化建設に於て働く勞働者及び使用人數を二千五百七十二萬五千人に增加する豫定である。その內譯は左の如くである。

國營及び協同組合經營大工業	九、四一七、〇〇〇人
農業經營	二、七五三、〇〇〇
全運輸	二、八〇二、〇〇〇
通信	三四三、〇〇〇
商業經營	一、八三五、〇〇〇
社會給養經營	四六六、〇〇〇
建築	二、四九二、〇〇〇

勞働賃銀　國民經濟、行政部及び文化施設に働く勞働者及び使

用人に對する賃銀基金は、一九三五年度に於て五百六十二億ルーブルであつた。然るに一九三六年度に於ては、六百三十四億ルーブル、一三%の增加が豫想されてゐる。

更に勞働者使用人の一人當りの勞働賃平均增加率は最近次の如く增加してゐる。

	ルーブル
一九三〇年	九九一
一九三四年	一、七九一
一九三五年	二、三六三
一九三六年（豫定）	二、四六四

ソウェート聯邦に於て名目賃銀の增加と並んで、實質賃銀が增加してゐることに注目しなければならぬ。

名目賃銀の增加に拍車をかけたのは、スタハノフ運動とパン食料品切符制度の廢止であつた。

スタハノフ運動によつて如何に賃銀が增加してゐるかを示すために、スタハノフ運動代表者のスタハノフ主義者會議の演說を引用しやう。

スタハノフ氏は次の如く述べてゐる。

『生產高の增加は必然に賃銀の增加となつた。私は以前も賃銀の少い方ではなく、月に五百ルーブル、時には六百ルーブル稼いだ。が今では九月の如き十八日働いて千ルーブル、十月には十日しか仕事に出なかつたが、千八百ルーブル稼いだ。』

スタハノフ氏と並び稱されるスタハノフ運動の花形、ゴルキー自動車工場班長ブスイギン氏は曰く

『以前私の賃銀は三百ルーブル乃至三百五十ルーブルであつたが、九月には六百九十ルーブルになつた。私の班の職工達は以前は百三十ルーブル乃至百八十ルーブルであつたが、九月には五百ルーブル乃至六百ルーブル稼いだ。』

その他の代表者達も、賃銀の增加を報告してゐる。かゝるスタハノフ主義者は言ふまでもなく、全勞働者階級のうちの一部の技術的に優秀な勞働者にすぎないので、こゝに於ける演說を以て同じやうに全勞働者階級の名目賃銀が增加してゐるとは言へないであらうが、スタハノフ運動が全生產部門に發展してゐる時、ソウェート聯邦に於て勞賃が非常に增加してゐると見ることが出來やう。が他方スタハノフ運動の發展に關聯して、從來の技術的標準を以て古臭いものとして新しい技術的標準を設けることが、一九三六年の主要な任務となつてゐることに注意しなければならぬ。何故ならば、これは結局ソウェート聯邦の出來高賃銀制に於ける單價引上げに外ならないからである。

更に前に述べたやうに、一九三五年に實施されたパン、食料品切符制度の廢止は、勞働生產性、從つて勞働賃銀を高めるための有力の刺戟方法であつた。

切符制度の廢止に關聯して、例へばパンの値段を地方により一割五分乃至二割五分、麥粉を一割五分乃至三割五分、マカロニを一割五分乃至二割、挽割麥を一割乃至二割等の如く、一九三五年度に於て各種物資の價格が五十億ルーブル餘引下げられたことは、勞働者及び一般國民の實質賃銀の引上げにとつて大なる意味を持つた。

切符制度廢止、現物配給關係の淸算、二重乃至三重價格の撤廢の後、ルーブルは社會主義的勞賃支拂原則の唯一の手段となつてゐる。そしてソウェート聯邦が現在主要な任務の一つとしてゐる種々なルーブル强化策は、ルーブルの購買力を引上げることによつて勞働者及び一般勤勞大衆の實質賃銀の引上げの役割を果してゐる。

尙前に指摘した農業アルテル模範規約は、コルホーズ農民に對してコルホーズ勞働に於ける出來高拂賃銀制度を確立したものであつて、これによりコルホーズ農民の生產能率が著しく增進し、コルホーズ農民の收入は著しく增加した。

社會施設 第二次五箇年計畫の主要任務の一つは、勞働者、使用人、コルホーズ農民等、一般勤勞大衆の福祉を急速に增進することであつた。一九三五年度に於てかゝる點で多大の成功が收められ、一九三六年度に於て更に躍進が豫定されてゐる。

一九三六年度の豫算に於て國民の社會的、文化的必要への支出總額は、一九三五年より三三・六%增加し、百七十六億八千八百萬ルーブルと計上されてゐる。そのうち保健事業に對する投資額は一九三五年の四億三千萬ルーブルに對して、一九三六年度には七億ルーブルに增加される筈であり、多數の病院、療養所、休息の家が開設され、新規に二萬九千八百臺の寢臺が設備される豫定である。

教育に對する投資總額は一九三五年の五億五千萬ルーブルに對し、一九三六年の豫定では、十二億七千八百萬ルーブルとなつてゐる。

又學校卒業者は一九三六年に於て、高等專門學校（大學）及び高等工業學校より八萬五千三百人、工業學校より十三萬八千百人、勞働者豫備校より六萬九千七百人、工場勞働學校より二十九萬一千六百人となる筈である。

勞働者及び使用人の社會保險の年豫算は、一九三五年の六十七億ルーブルから一九三六年に八十億ルーブルに增加する筈である。

（秋山憲夫）

南歐諸國

世界大戰が舊來の政治經濟體制を根幹から震撼し、資本主義の一般的危機を齎らしたことは改めて述べるまでもないところである。この一般的危機は共產主義建設を目的とするプロレタリア獨裁及び協同組合國家建設を目的とするファシスト獨裁の母胎をなすものである。

イタリアに於けるファシズム運動は世界大戰直後の資本主義の危機、社會革命の脅威を前にして勃興し、この危機からの脫出を强力なる獨裁的政權の樹立による革命的勢力の一掃を以てせむとするものであつた。この目的は遂次實現され、今やムッソリニ政權は確立され、加ふるに職團組織の完成を見たる以上、ファシズム運動は國內的には一應の完結に到達したわけである。併しながらファシズム運動がその根柢を深く資本主義に有する限り、而も現下世界經濟體制解體の再整備が、未だ何等の具體的端緒をも示さざる限り、イタリア・ファシズムの進展はその到達せる段階に停止するを許されない。而してイタリア經濟の檢討は、イタリアをしてその繁榮、否その存立の最低條件としてすら統制されたる政治經濟の下に、國外への進出を企圖せしむる所以を示す。かくて結論としての黑人帝國エチオピアの滅亡なる事實に我々は直面したわけである。

イタリア

社會政策の進展

飜つて新興共和國スペインにあつては一九三一年の革命による共和國建設以來その勞働運動は著しき發展をとげたるも、一九三二年の社會黨代表の內閣脫退以來、國內の形勢思はしからず、三三年九月のルルー內閣成立後は急進黨、社會黨の對立は激化し、社會黨は三四年十月初頭の第三次ルルー內閣成立に際し、政府側に對し全國的總罷業を敢行せるも、政府軍の勢力はよく反對勢力を驅逐し、新興共和國に於ける勞働運動も遂に挫折するの已むなきに至つた。爾來スペインは急進黨首ルルー氏を中心とせる右翼勢力の下にあり、勞働運動に對しては彈壓が繰返され、一九三五年度もかゝる形勢の中に推移しつゝあつたが、一九三六年初頭に至り、スペイン人民戰線の活動目覺しく、こゝに再び復活の機運をかもすに至つた。

公共事業　一九二二年十月二十八日乃至一九三四年九月三十日の十二年間、即ちファシスト革命以降に於ける公共事業に關する統計によれば、右期間に於ける公共事業に對する國庫支出は二二、五五六百萬リラに達し、その割當は次の如くである。

（單位百萬リラ）

道路局	二、五八八
土地改良省（自一九二九年十月至一九三四年九月）	一、二七九
公共事業省	一七、六九九

政府は一九三三年十月二十八日より一九三四年九月三十日に至る十一箇月の間に於て、總額三〇八、三二二、〇〇〇リラの支出を認めたが、その中若干のものは數十年に亘る延拂とされて居る。

一九三四年中には、總額一、八八四、〇六七、五三七リラの事業費を以て、二、八二九件の事業が施行され、その給與延日數は四二、六〇四、九八二日に上つた。

尙ほ前記一九三三年十月乃至一九三四年の事業費豫算の割當は次の如くである。

（單位リラ）

道路局	四九九、〇〇〇、〇〇〇
土地改良省	一、五三六、七八六、〇〇〇
公共事業省	一、〇四四、四〇〇、〇〇〇

而して右期間中に於て實際に支出された額は次の如くである。

（單位リラ）

道路局	三七二、〇七二、九一四
土地改良省	三五一、六六四、〇〇〇
公共事業省	一、二五二、六〇三、五一七

國內移民と植民　一九二九—三四年に於ける、國內移民運動に關するイタリア國內移民委員會の發表に依れば、一九二九—三四年中に於ける移民勞働者總數は、約二百八萬人であり、これら勞働者の右期間中に於ける勞働延日數は約一億一千萬日、而して平均賃銀一日十二リラとすれば、稼得總額十三億二千萬リラとなるわけである。

一九三三年中に於ける勞働者の一地方廳地域から他の地域への移動數は、三七三、一三二人であり、その中七八%は農業勞働者、二二%は工業勞働者で、これら勞働者の勞働總延日數は約一千九百萬日であつた。尙ほ同年中に國內植民地帶に移住した家族數は一、九六三件、その家族員數は一五、九三六人。一九三四年に於けるそれは夫々約一、六〇〇件、一四、〇〇〇人。一九三〇—三四年に於けるそれは夫々九、五一一件、五二、二一七人であつた。

職業紹介所の改組　一九三四年十月十八日の勅令に依り、職業紹介制度が改正實施された。この勅令により今後は各州に一個の職業紹介所が設置され、その本據を經濟職團機關の州支部に置くことゝなつた。職業紹介所は數個の職業部に分たれ、この職業部はそれに對應する勞働者の組合に附設される。

各州職業紹介所は、全國ファシスト黨の地方書記長を議長と

し、各同數の雇傭主及び勞働者の組合の代表者より成る一委員會の監督下におかれ、委員會は一切の勞働組合の問題につき監督を行ふ。舊紹介所職員、又は雇傭主若くは勞働者の組合の組織者は、各紹介所長として行動する。この所長の任命は前記委員會の勸告に基き、職團省が之を行ふ。

所長は職團省に對して責任を負ふ。而して紹介所の技術的行政に關しては、所長は職團省及び州當局の指揮に從ひ、勞働組合政策に關しては前記委員會議長の指圖をうける。所長の義務は、雇傭主の求人申込を職業部に移牒すること（職業部は豫れて失業者を登錄し分類しておく）、二つ以上の職業部における同一勞働者の登錄に關する規則を作成すること、職業部の業務を監督すること、失業統計を編成すること等とされて居る。

尙ほ、失業者に對する職業補導講習の組織に關し、職團省から州當局に通牒が發せられた。右通牒は、勞働時間短縮協定の適用が熟練勞働者の需要を增加せしめたことを報じ、ある地方では熟練勞働者の供給が極めて制限されて居り、これがために、合理的に生產を組織することが困難なるを以て、州當局は失業者に對しては補充的職業補導講習を、就業勞働者に對しては專門的講習を設置し、この分野に於て勞働組合との協力を確保すべく命じ、又、知事は州職團長として、州の必要を研究し、熟練勞働者の不足してゐる場合に於ては講習を組織し、または既存の講習を改組する目的を以て、全國ファッシスト黨の代表、雇傭主及び勞働者の組合、職業學校長、其他の當局より成る會合を招集すべきことを要求して居るのである。

雇傭制度の改善　次に一九三五年二月六日、ローマに開催されたファッシスト總評議會の一會合に於て、勞働者の選擇の問題が討議された。

評議會は、職業紹介制度の運用改善の必要並に雇傭主の選擇の自由を、工業及び農業の双方に於て、特定の場合に制限することの重要なることにつき、關係官廳の注意を喚起するに決した。

この決定は從來の經驗に徵し、且つ從來屢々なされた勞働者團體の勸告を容れてなされたものである。現に雇傭主がその被傭者を選擇する自由をもつことが、職業紹介の活動並に紹介所を通じてのみ、勞働者を雇入るべき義務から得らるゝ利益を、大いに削減して居ることを忘れてはならぬ。かくて今後、選擇の自由は、特定の場合即ち充分な專門化を要する場合にのみ許され、普通の勞働、即ちそれに該當する種類の、凡ての勞働者が適當なるものと看做さるべき勞働に關しては、許されないことゝなつた。

ファッシスト總評議會に於ける右の勸告を實現するために、以下に概說する如き諸種の措置が講ぜられた。

職團大臣は農業、工業及び商業に於ける雇傭主及び勞働者の聯合團體に對し、雇傭主がその勞働者を選擇する權利を行使し得る限界を、團體協約により決定すべきことを要求した。

ファッシスト總評議會及び職團大臣の勸奬により、一九三五年三月五日、レッケに於てファッシスト黨の聯合書記長（代理、職業紹介所長）、州ファッシスト地主及び分益農夫會協會長（代理、ファッシスト農業組合長）、並びに州ファッシスト農業勞働者協會會長（代理、ファッシスト農業勞働者組合書記長）によつて、一團體協約が署名された。

右協約は、雇傭主が勞働者を雇傭するに際し、無制限に選擇權を行使する制度を變改することに依り、農業勞働者の配分の改善を確保するの要を强調した後、熟練勞働者以外の勞働者については、個々の勞働者に對する申込を禁ずる旨を規定して居る。職業紹介所の受付ける特定勞働者の申込は、職長、熟練勞働者、信任職務の地位につく者の申込に限らるゝことゝなつた。

又、失業者に對する職業補導講習に關する職團大臣の勸告を實行するために講ぜられた二三の措置は次の如くである。

チューリンでは、知事が州經濟審議會會長として、職業補導協議會會長を議長とする一委員會の援助の下に補導講習を組織した。この講習では、失業者は、機械工業、指物細工、映畫の現像、燒付等の操作、ガラス器具の製造、纖維工業及び印刷工の特殊部門を含む諸種の職業に於ける補充的職業補導を受け得ることゝなつて居る。この外、諸種の產業部門に對する職業補導が計畫中である。

國立產業研究所の職工指導委員會は、これらの講習に登錄したものゝ中から、各人がその能力に最も適した補導講習を受け得るように、登錄勞働者の選擇を行つてゐる。

ナポリでは、職業補導及び再教育講習は、ファッシスト工業勞働者同盟の學校內に組織されてゐるが、これには失業者は勿論、就業中の者も出席することが出來る。

四十時間週　ファッシスト工業雇傭主同盟會とファッシスト工業勞働者全國同盟との間に、一九三四年十月十一日附を以て締結された四十時間週に關する一般協定は、一九三五年四月十六日を以て滿期となつたが、この制度を恒久化せんとするファッシスト大會議の決定に從ひ、前記兩團體間に新協定が締結された。

奮協約に於ては、能ふ限り多くの勞働者に雇傭を開放するために、一週の勞働時間を短縮して最長四十時間とすること、時間短縮に比例して賃銀は減額されるが、短時間の勞働者にして、大家族を擁する父親に對しては、時間短縮による賃銀減額を家族手當の支給により補足することが規定され、また超過時間勞働を禁止すること、成年男子の雇傭增進のために、婦人及び年少者の傭使を制限し、年金受領者の傭使を禁止すべきことが意圖されて居た。この協定は、關係團體間の補足的協約により、多くの產業に於て實行されて居たのである。

新協定は、非連續作業については、一週四十時間、連續的作業については、一週四十二時間と勞働時間を規定し、賃銀が週

又は一週を超ゆる期間を以て支拂はれる場合、若くは一日の勞働時間が短縮され、賃銀が日を以て支拂はれる場合には、夫々勞働時間の短縮に比例して、賃銀が減額さるべき旨を規定して居る。

而して勞働時間が數週に亘り平均される場合には、全國聯合が右平均の基本となる週の數を決定するのであり、一週以上の期間に關する平均は、二個以上の交替班に分つて作業する場合に限り之を認める。

勞働時間法所定の例外は、當該組合が一層有利な條件を協定した場合の外、依然效力を存續する。勞働時間法の適用外に在る者は、右協約からも除外されるが、關係ある全國聯合は右の者の特定グループの勞働時間を短縮する可能性を考慮すべきこと、並に所要の協定を締結すべきことを勸奬されて居る。

協約所定の時間數は超過されたが、其の超過時間の合計が、法律又は團體協約の定むる通常の最高限（通例は一週四十八時間）を超えない場合には、雇傭主は右の超過時間について、勞働者には普通率の賃銀を支給し、同時に、全國家族手當基金に右賃銀の五%を拂ひ込む。一週の勞働時間が上記の最高限を超えた場合には、この超過分に對し團體協約所定の、若しかゝる協約の存せざる場合は、勞働時間法所定の割增が支給されるのである。

右の超過時間勞働は、增產の必要が、勞働者の追加雇入によつては滿たし得ざることの證明された場合に限り、これを認められ、反之、適當なる資格を有する勞働者が企業內に存するか、または直ちに雇入れ得る場合には、必ず四十時間週の原則を遵守するを要するのであつて、それは、この協約の目的が、失業匡救のために、勞働時間短縮を恒久的たらしむべしとする、ファシスト大會議の決定を實行に移すに在ることの當然の結論である。

尙ほ、失業緩和のために、右と略々同樣の協約が商業、銀行及び保險業その他に於ても締結され、それらの諸協約、就中、工業に關する協約實施の結果、イタリア各地に於ける就業者數は急激に增加しつゝあると報ぜられて居る。

ファシスト商業雇傭主同盟會とファシスト商業勞働者同盟との間に結ばれた協定は、商業的施設に於ける土曜半休の適用につき規定したものであるが、同樣の協定は、工業、金融及び保險業の部門に於ても締結された。これらの協定は一九三五年五月二十日附の勅令に定むる土曜半休の原則を、各產業に適用したものであり、同勅令に依れば、一定の例外を除き、公私企業に傭使せらるゝ一切の者は、土曜日には午後一時より遲からざる間に終業するを要するのである。この土曜半休制をファシスト土曜日と呼び、半日の休暇は訓練的な活動——主として軍事教練の性質を持つもの、又は政治的、職業的、敎化的若くは競技的の活動に充てられねばならぬ。

災害保險法令の改正　一九三五年八月十七日附勅令を以て、商工業に於ける强制社會保險法令が改正され、一九三六年七月一日から施行の筈である。その主要規定の概要は次の如くである。

適用範圍。强制災害保險は、使用者により直接推薦されざる機械を使用する工業的企業に傭使される一切の者、並に動力機械または船舶にして、工業、商業または農業のために使用されるもの——但し家庭專用の機械または船舶を除く——を看守する者に適用される。以上の外、災害保險の强制される職業が詳細に列記されて居る。尙ほ他人の計算に於て且つその指揮の下に、自己の家庭以外の場所に於て、常時又は臨時に、有償の筋肉勞働を行ふ者、同樣の條件の下に他人の勞務を監督する者にして、その報酬月額八〇〇リラを超えざる者（實際の勞務に實質的に參加せざる場合にも適用せらる）、勞務の遂行に參加する有償または無償の徒弟にして十八歲未滿の者、雇傭主の親族にして、雇傭主の計算に於て勞務を行ふ者等に對しても、右の保險法の適用がある。

災害保險の管理。災害保險の管理は、一九三三年七月六日附勅令に依り組織された全國ファシスト產業災害保險協會により行はれる。而して協會の管理機關としては、會長、理事會、執行委員會及び監査役會が存する。

會長は勅令により任命され、協會の法定代理人として、一切の會務を監督する。

理事會は勅令により任命される左の者より構成され、協會規約の改正に關する提案、保險料率表、保險證券の一般的條件、金錢の使途、貸借對照表、職員規則等の事項を處理する。構成員としては、會長、イタリアファシスト工業總同盟の代表三名、ファシスト商業全國同盟の代表一名、內地交通事業全國同盟の代表一名、ファシスト工業勞働組合全國同盟の代表三名、ファシスト商業勞働組合全國同盟の代表一名、ファシスト陸上運送及內地航行勞働組合全國同盟の代表一名、災害保險につき特に資格ある者二名（內一名は開業醫から選ばれる）、全國ファシスト黨の代表一名、全國ファシスト社會福利協會長、勞働、社會福利、救濟局長、全國職團評議會書記長、財務省及び植民省の代表各一名等である。

執行委員會は理事會の內部に設けられ、會長、副會長二名、理事中より選定されし者二名（一名は雇傭主側、一名は勞働者側）、勞働、社會福利、救濟局長、全國職團評議會書記長、財務省代表及び協會書記長を以て構成する。

監査役會は、會計裁判所審査員一名（會計裁判所長により任命さる）、職團省官吏一名及び財務省官吏一名を以て構成され、監査事務を處理する。

財源。保險の經費は雇傭主のみに依つて負擔される。保險料または掛金として、雇傭主が保險者に支拂ふことを要する金額は、債務者の個人財產の全體に對する留置權を構成し、その順

位は國家に對する債務と同一である。保險料率は、保險期間に發生する災害に對する財政的責任の見積額をカヴァーし得るように決定されねばならない。

カヴァーされる危險。保險は業務に關聯せる激烈なる原因による災害致死の場合、または終身の全部的若くは部分的の勞働不能、または三日を超ゆる缺勤を伴ふ一時の全部的勞働不能をカヴァーする。

條令には終身の勞働不能が定義されて居る。災害の結果にして、被害者がその存命中、完全にその勞働能力を奪ふときは、終身の全部的勞働不能を構成するものとされる。災害の結果にして、被害者の存命中、部分的に、しかし實質的にその勞働不能を生ずるものは、終身の部分的勞働不能を構成するものとされる。

強制災害保險は、雇傭主をして產業災害についての民事上の責任を免れしめる。尤もこの保險あるにも拘らず、災害の原因たりし行爲のため、刑事上の刑罰の宣告を受けた者は、民事上の責任を免れ得ない。また、刑の判決において、雇傭主が事業の指揮または監督の地位を託したる者の責に歸すべき行爲によつて、災害の發生したる事實が立證された場合には、雇傭主も民事上の責任を免れ得ない。

給付。保險給付は次の如くである。一時の勞働不能に對する毎日の現金給付、終身の不能に對する年金、死亡の場合に於ける遺族への年金、醫療給付、義肢の給與。

現金給付の算定。現金給付の算定のための基本賃銀は左の如くにして決定する。終身の不能に對する癈疾年金または遺族に對する年金を交付するには、災害直前の十二ヶ月中、被害者に現金または現物にて支給せられた實際の報酬を賃銀年額とし、この年額が正確に定められ得ない場合には、平均賃銀日額を三百倍したるものを基本賃銀とする。凡ゆる場合において、賃銀年額は一、〇〇〇リラ以上六、〇〇〇リラ以下とし、商船士官については、別の制限を設けて居る。一時の不能に對する補償の支給のためには、基本賃銀は賃銀年額の三六〇分の一に相當するものとし、災害直前の十五日間における平均一時間稼得額を基礎として算出する。如何なる場合にも、基本賃銀は一年を三六〇日とし、賃銀年額六、〇〇〇リラに相當する平均賃銀日額を超えてはならない。

職團大臣は、當該職團機關の意見を徵して後、特定の業務又は地域について、または個々の企業若は特定の部類の勞働者についてすら、平均または標準の賃銀表を定めることが出來る。この場合に、かゝる表は年金支給の基礎とされるのである。災害の場合に、徒弟の請求し得る現金給付の算定については、特別の基準が定められて居る。

現金給付の額。

一、一時的勞働不能の場合、被害者は災害後第四日目より、勞働不能

の期間中、その賃銀日額の三分の二の割合にて、毎日現金給付を受ける。その者が或る施設に於て治療を受ける場合には、保險者は毎日現金給付を二分の一以內減額することが出來る。

二、終身の全部的勞働不能の場合、被害者は一時的勞働不能に對する補償の支給せられざるに至りたる翌日より、賃銀年額の半額に相當する癈疾年金を受ける。終身の部分的勞働不能の場合、右の年金は勞働能力が一〇%を超えて減ぜられたるときに限り支給され、その額は勞働不能の程度に比例して減ぜられる。

被害者が妻または妻子を有するときは、年金は十分の一だけ增額される。但し右の增額は五〇%を超ゆるを得ない。

三、死亡の場合、遺族は死亡した者の賃銀の三分の二に相當する災害年金の何パーセントと言ふ率にて算定された年金をうけるが、その率は左の如くである。

(イ) 寡婦に對しては、その死亡又は再婚に至るまで、右災害年金の五〇%に相當する年金が支給される。再婚の場合は年金三年分に相當する一時金が支給される。鰥夫の場合は、その勞働能力が終身的に三分の一未滿に減ぜざる限り、年金の支給を受けることが出來ない。

(ロ) 各子供に對しては、その第十五回の誕生日に至るまで二〇%又兩親を喪へる子供に對しては、二五%が支給される。

(ハ) 死亡したる者により扶養せられたる尊屬に對しては、各人につき二〇%を支給する。

實物給付。保險者は一時的勞働不能の期間中は勿論、負傷の治癒後に於ても、勞働能力の恢復に必要なる限り、被害者の要する醫療費を支出する義務がある。保險者は被害者が療養所、病院又はその他の療養施設に收容さるべきことを命じ得る。又手術を必要とするときは、被害者はその選擇する開業醫に依つて手術の行はるべきことを要求し得る。この場合には、實際に要した費用と、保險者が直接治療の處理に當りたりとせば、要したるべき費用との差額は、被害者に依つて支辨されるのである。保險者はその費用に於て、職業上必要なる義肢を先づ提供せねばならぬし、特定期間經過後はその更新のための費用をも支出せねばならない。

通告及び資料の提供。雇傭主は始業に先立つて、事業の性質につき保險者に通告し、危險の算定と保險料の決定とに必要なる一切の資料及び細目事項を保險者に供給せねばならぬ。保險料の決定のためには、雇傭主は保險料決定の基礎たるべき賃銀につき、細目事項及び所要の證憑文書を保險者に提供せねばならぬ。更に雇傭主は保險者の代理人に對し、災害の發生した事情を檢證する便益を、その企業の操業時間中にも與ふべく、また危險を測定するに要するその他の細目事項をも供述すべきである。雇傭主はその勞働者について生じたる一切の災害を、保險者に通告することを要する。かゝる通告は、被害者が三日以內に回復せざるべしと推定される場合には、四十八時以內に、致命的

災害の場合には、二十四時間以内に與へられなくてはならない。

年金の再吟味。勞働能力の增減の場合または一般に受益者の身體の狀態の變化の結果、受益者または保險者の請求によつて、癒疾年金の率は再吟味をうけることがある。年金をうける者は保險者の命ずる醫學的檢査を受けることを拒むことを得ない。拒絶したる場合には、保險者は年金の停止を命じ得るのである。

年金の支給開始の日より四年の期間中は、災害の日以後一年、並に年金支給開始の日より六月以上經過するに非されば、再吟味を行つてはならない。その後の再吟味は、前回の再吟味から一年以上經過するに非されば行はれない。年金の支給開始の日より算へて第四年の滿了後は、再吟味は二つの場合の外は許されないのであつて、一は最初の三年の期間の末、二は次の三年の期間の末である。

掛金に關する紛爭。雇傭主はその業務の行はるゝ地域における職團監督機關に對して、保險者の定めたる保險料につき、抗告をなし得る。保險者及び雇傭主は職團監督機關の決定につき、職團省に控訴する權利をもつて居るが、控訴の場合にも執行の停止は行はれないのである。保險者及び雇傭主は、職團省の決定につき、司法機關に控訴することが出來る。

給付に關する紛爭。補償をうける權利に關する紛爭は、その額如何に拘らず、通常裁判所の所管に屬し、裁判所は特に定められる、名簿中より、裁判所の選定する二名の醫學專門家の援助の下に開かれる。專門家は裁判官の一部を構成する。

控訴院は裁判長一名、陪席判事二名及び專門家二名を以て組織される。繫爭の金額は二、〇〇〇リラを超ゆるに非されば、控訴を提起し得ない。この場合、必要あらば繫爭の金額の原價が考慮される。控訴の結果下されたる裁定についてはその取消が申請され得る。

補償を受くる權利または災害の性質及び程度に關する紛爭の場合、當事者は裁判所の證明する文書により、紛爭の處理を仲裁委員會に附託することが出來る。仲裁委員會は三名の專門家より構成されるが、災害の性質が問題とされて居るときには、それは三名の醫師でなくてはならない。三名の委員の中、二名は當事者の各々によつて指名され、第三の委員は當事者の合意によりまたもし合意が成立しなかつたときは裁判所長により、特に權威ある人々の中から指名される。仲裁委員は調停人として事件を處理するのである。

職團運動

ファッシスト商業勞働者組合 ファッシスト商業勞働者組合の發表せる年次統計によれば、一九三五年初頭における加盟員數は、八六八、一九六人であるが、この中には銀行、信用及び保險企業の被傭者は含まれてゐない。その他の諸種の商業勞働者は、五の全國聯合に所屬する勞働組合に組織される。五の全國聯合の加盟者數は次の如くである。而して加盟はトリエスト、ジェノア、ボルツァーノ、ミラノ、インペリア、フェーメ、ローマ、ツーリンの諸縣に於て特に高率を示して居る。

ファッシスト食料品勞働者全國聯合	三八五、九六二
ファッシスト貯藏販賣運送業被傭者全國聯合	二三七、三〇一
ファッシスト・ツーリスト及ホテル業勞働者全國聯合	二三二、八七四
ファッシスト職業社員及事務所員全國聯合（廣告社信託會社通信社等々）	五二、三五六
ファッシスト・ドアキーパー全國聯合（メッセンヂャー、ポーターを含む）	五九、七〇三

ファッシスト工業同盟會總會 ファッシスト工業同盟會所屬雇傭主團體役員の全國總會は、職團法施行に伴ひ、必要となつた改革のために招集され、一九三四年十月十五日、ムッソリニ氏臨席の下に、ローマに於て開會された。

出席代議員數約二千五百名で、それらの人々は同盟會所屬の工業的企業十四萬七千人（傭使勞働者數二百四十萬人）、工業的企業の管理者十萬五百人、不動產所有者三百五十萬人及び職工七十萬人を代表するものであつた。

工業同盟會主事アルベルト・ピレリ氏は代議員を歡迎し、職團の社會的、政治的並に經濟的性質について演說した。

今次の改革の結果採用された新規則によると、前記の企業及び個人は、二、一〇四の地方的組合に組織され、四五の全國的聯合體を形成する筈である。

スペイン

總選擧と人民戰線

一九三四年十月、急進黨首ルルー氏を中心とする右翼聯立內閣の成立に反對して、ルイス・コンパニース氏に指導された極左派は、バルセロナを中心に暴動を起したが、一敗地に塗れて、それ以來勞働運動には彈壓に次ぐ彈壓が加へられ、スペインは反革命の支配するところとなつてゐた。

政府は、この事件以來非常令によつて左派を彈壓すると共に一方では土地收用法の實施を延期することによつて地主階級を喜ばせ、政敎分離令を撤廢することによつて僧侶の政治的活躍を旺盛ならしめ、勞働立法を改訂することによつて產業資本家の利益を擁護する、と云つた風に、以前の革命政府によつて行はれた進步的政策を次々に撤廢して行つたのである。

だがこういふ政策は、スペインの經濟狀態の惡化と共に、大衆の憤懣を再び高め始めた。既にルルー內閣は、事態の拾收つかずして、ポルテーラ・バヤダルレス氏に席を讓り、新內閣は非常令を撤廢し、專制政治を改めて憲法上の保障を復活したり、

新聞の檢閲を止め、社會黨系新聞の發行停止を解除せざるを得なくなつて來た。こうした反革命の退潮期に當つて、スペインは一九三六年二月の總選擧を迎へたわけである。

この總選擧に際して、最初右翼は猶有利と傳へられてゐたが、彼等はそれに樂觀したものか、王黨派、農村人民黨、急進黨等の間には何等地盤の協定も行はれず、共産主義打倒の他には選擧民を引きつける程のスローガンとてはなく、經濟上社會上の諸問題に關しては一つとしてまとまりがなかつた。これに反して左翼は、從來は無政府主義者、サンヂカリスト、共産主義者が相互に相對立してゐたのが一九三四年十月の暴動前から漸く歩調を整へ來り、殊に共産黨は第三インターナショナルの指令に基いてこんどの總選擧に於ては、ファッショ排擊と十月革命其他による政治犯人の即時釋放を旗印として、左翼共和黨や社會黨と共同戰線を結成し、更に又從來犬猿もたゞならなかつたサンヂカリストとも提携を圖つた。

ところでスペインではサンヂカリストの勢力は絶大である。サンヂカリストは、アンヘル・ペスターニヤ氏を首領とし、全國に約六十萬人の組織勢力を有し、ノルテ、マドリッド、サラゴサ等の大鐵道會社や造船所等の決定的重要産業の從業員を組織し、地方的にはヴァレンシヤ、カルタヘナ、カヂス、アルメニヤ等に强力な地盤を築いてゐる。ところがこのサンヂカリストは、從來から主義として政治運動を輕視してゐる爲に獨自の政黨を有せず、總選擧に對しても一貫した方針を取り得なかつた。その爲に一九三四年の總選擧には右翼に利用され、右翼內閣の成立を間接に援助した形となつたわけである。ところがその後ルルー內閣の反動政治を體驗するに至つて、これと對立し、同年の十月革命には左翼と提携して暴動の主要勢力を成したのであつた。だからこんどの總選擧には共産黨の主唱による「人民戰線」には極めて好意的態度を示し、殊に政治犯人の即時釋放のスローガンには全く共鳴したのである。

總選擧は二月十六日に第一回、三月一日に第二回のものが行はれたが、其結果は左翼の壓倒的勝利となつて表はれた。即ち。

△左翼	二六六
內主要なる政黨	
社會黨	八七
左翼共和黨	八一
カタルニヤ左翼	二〇
共産黨	一五
△右翼	一四二
內主要なる政黨	
農村人民黨	九六
王黨派	二四
カタルニヤ右翼	一一
急進黨	八
△中立	六五

となり、左翼が壓倒的であることを示してゐる。

第一回總選擧に於て左翼の勝利が明確となるや、二月十九日に早くもバヤダルレス內閣は總辭職し、同日左翼共和黨首アサナ氏がザモラ大統領より組閣の命を受けて左翼共和內閣の組織に着手し、翌二十日には正式成立を見るに至つた。新內閣の顏振は、左翼共和派九、合同共和黨三、陸軍々人一となり、こゝに左翼共和派と中央派との聯立內閣が出來上つたわけである。大體アサナ氏は、共和主義者で、こんどの總選擧に極左と提携して「人民戰線」に參加したのも必ずしも社會主義を支持したからではなく、狂暴な右翼反動政治を顚覆する目的の爲であつた。從つてアサナ內閣は、多少左翼がかつた中間內閣と言へよう。

これに對して極左派は、外部から支持するといふ態度を取つてゐるが、これは勿論新內閣が總選擧に當つて約束した社會黨並びに共産黨の政策を實行することを條件としてのことであることは明かだ。若しこの條件に反すれば、社會黨並びに共産黨は何時でも政府倒壞の用意を有するわけである。既に總選擧後間もなく、新內閣は總選擧の公約により、政治犯人約三萬を釋放した。かの十月暴動の指導者コンパニース氏が、赤旗を押立てた民衆の歡呼に迎へられてバルセロナに歸つて行つた時は、まるで凱旋將軍の樣であつたと言はれてゐる。とにかくこれによつて極左陣營は一段と强化したわけである。

ところが反ファッショに於ては一致し得ても、アサナ氏の溫和な共和主義的立場と極左翼の社會主義的立場とでは、現實的な政治的經濟的政策に於て到底相容れぬ部分を多く持つてゐる。殊に西班牙の切迫せる經濟的危機は、左翼をして相當急進的な政策の現實化を要望せしめてゐる。從つて新內閣成立の日から、政府對極左翼の軋轢が行はれ、それが日を經るに從つて、一層激化する形勢を示すに至つてゐる。アサナ內閣は、極左彈壓を開始すると、極左翼はこれに對して各地に於て總罷業や示威行進や暴動で對抗するといふ有樣である。

ヨーロッパに於ては、佛蘭西と共に、革命的情勢の最も近づきつゝあるこのスペインは、今や第三インターナショナルの最も力瘤を入れてゐる國であるが、最近、第三インターナショナルの指導者中でも最も實踐的な鬪士であり、且つハンガリーに於て一度は社會主義革命の勝利を獲した經驗のあるベラ・クン氏を始めとする有力な鬪士が、續々と西班牙に入り込み、赤色革命の勝利の爲に奔走しつゝあると言はれてゐる。

他方ラルゴ・カバリエロ氏の率ゆる社會黨も共産黨に劣らぬ程急進的であつて、

一 勞働者獨裁
一 土地、銀行、鑛山、工場の國有
一 僧侶の財產沒收
一 各州の自治又は獨立によるイベリヤ聯邦の建設

一 常設軍の解散

等の思ひ切つた政策を掲げて政府にその實行を迫つてゐる。然しながら比較的溫和な中間階級の基礎の上に立つ左翼共和黨内閣としては、勿論斯くの如きラヂカルな政策を實行する意志もなければ、力もない。從つて左翼共和黨、社會黨、共產黨を連ねた「人民戰線」は、ごく暫定的なもので、既に崩壞の第一歩に入りつゝあるとさへ見られる。

次ぎにスペインの左翼の將來に取つて極めて重大なる問題は、サンヂカリストの提携がどうなるかである。國際聯盟代表として著名なマダリアガ氏も言つてゐる如く、サンヂカリストはスペインに於て長い傳統を持つてゐる。彼等は、ファッショには反對してゐるが、社會主義にも贊成してゐない。プロレタリア獨裁の思想には勿論反對してゐる。その爲に彼等は時としては社會主義的勢力の影響を弱める爲に自由主義ブルジョアジーに投票することさへある」。從つて社會主義者とサンヂカリストとの間にあるこの間隙を狙つて、右翼並びにブルジョアジーは離間策を講じないでもないであらう。

右翼はこんどの總選擧に於て敗北したが、勿論それは致命的なものとは言へない。最も大衆的な右翼組織たる農村人民黨は戰鬪的なカソリック精神を鼓吹せられ、農村に於ては今猶强大な勢力を有してゐる。前のスペイン獨裁官であつたプリモ・デ・リヴェラ氏の息子のジョー・アントニオ・プリモ・デ・リヴェラ氏は戰鬪的なファシスト團體を組織して活潑な活動を行つてゐる。尤も彼は今、アサナ内閣の手で逮捕せられてゐるが、その指揮下のファシスト組織は七萬五千人の大衆を持つた半軍事的組織である。とは言へスペインの左翼に取つて最も恐るべき敵は、軍隊である。軍部は、總選擧以來各地に於て行はれた極左翼の騷擾に對しアサナ首相に向つて速かに秩序の恢復されんことを要求し、若し政府が速かに應急の處置を取らざる場合には、軍は獨自の行動を取る旨の最後通牒を發した。アサナ首相が組閣後、徹底的な政策を遂行し得ず、他方では極左派の運動に干渉を加へてゐるのも、その一半の理由は、この軍部の壓力によるものと思はれる。

而も軍部は背面に在つて單なる精神的壓力を加へてゐるだけではなく、軍部の最も有力なる指導者の中には右翼運動を積極的に指導さへしてゐるものがある。それは有名なるフランシスコ・フランコ將軍である。彼は、スペイン陸軍内の最も實力のある指導者で、兵士の間にも多大の人氣を持つてゐる。彼は、一九三四年十月の革命に對して武力鎭壓を行つた人物であつて、現在も右翼政治家を指導してゐる。かくて今後のスペイン政局に對しては、フランコ將軍の動向が極めて大なる影響を及ぼすであらうと注目されてゐる。

斯くの如くスペインの左翼は一應の勝利を得たが、その前途は極めて多難なるを想はせる。アサナ首相は、軍事的獨裁の脅

威に直面して、出來得る限り事態の惡化を抑制しつゝあるが、彼は左翼の行動を統制せんが爲に、社會黨々首のラルゴ・カバリュロ氏を召喚して、新内閣に入つて協力せんことを要求するに至つた。カバリュロ氏はスペインのレーニンと目せられる程の有力な人物であるが、彼が今後政府に對して如何なる態度を示すかは、極めて興味ある問題である。

なほ五月十日に行はれた新大統領選擧には、アサナ氏が、投票總數八百七十四票中の七百五十四票を獲得し、絶對的支持をうけて大統領に當選した。

（鈴木規一、平井羊三）

中歐諸國

一九三四年二月のオーストリア社會民主黨への彈壓、同じく三月の職團法の制定、特に四月三十日に於ける新憲法の採擇によつて、オーストリアは名實ともに獨裁國へとその第一歩を印したのであつたが、(1)今日に至るまでその後の經過を辿り、種々の事情を考究するも未だこの國の獨裁性はドイツ或はイタリアはた又ソウェート・ロシア等に於けるが如き强固なる基礎を獲得してゐない。しからば何故にオーストリアはかゝる不安定の獨裁性の中にとゞまらなければならなかつたのであらうか。右については種々の理由或は原因とも稱し得べき要素を數へあげることが出來よう。第一に擧げらるべきはドルフス前首相の死であつた敬虔なローマン・カソリックの信徒として且つ又果敢なる鬪士としてよく少壯にしてオーストリア一國を風靡し、宰相の印綬を帶び、獨裁の基礎をきづいたドルフス氏も遂に大敵オーストリア・ナチスの手にかゝり、不運な死をとげたが、その死が新憲法の制定をさること僅かに二ケ月の後なりとすれば、これによつてオーストリアの新建設の將來に暗雲をたれるものたることは想像するまでもない。

(1) 社會民主黨へのオーストリア政府の彈壓、職團組織及新憲法制定に關しては、協調會「勞働年鑑」昭和九年版及昭和十年版オーストリアの項參照。

しかしながら右の人的關係をはなれて、我々はかゝる不安定な獨裁の基礎的モメントをオーストリアに於ける經濟機構そのものゝ不安定性の反映として認めたい。凡そ獨裁と云ふ呼名の冠せられる場合そこに聯想せられることは、左であれ、右であれ、その國に於ける一つの政治組織の獨自的活動であつた。この獨自的活動は單に名目的であるばかりでなしに、同時に實質的なるべきことを要するのであつて、實質の伴はざる名目の存する場合獨裁は二分の一の獨裁となり、四分の一の獨裁となり、そこに不安定性の介在する事實は、否まれない。あたかもオーストリアは斯かる場合に於ける好適例を供給するのであつた。我々はその一つとしてオーストリア政府部內に於ける對立抗爭を擧げることが出來よう。この抗爭はドルフス首相の逝去の後に生じたものではなく、既にその生前より、胚胎するところのものであつた。現在オーストリア內閣は表面的には祖國戰線(後述)によつて統一はせられてゐるが事實は民主主義諸國に於いて見受けらるゝが如き、協力內閣であつた。所謂協力內閣の

弱體性はこゝにも暴露せられるのであつて、ドルフス首相の逝去にともなふ後任首相の任命に際してシュシュニッヒ博士とシュタールヘンベルグ公の兩巨頭の間に種々の取沙汰のかはされたことは、今尙ほ世人の記憶に新たなるところである。カソリック派とハイム・ヴェアー團(護國團)によつて表現せられるこの對立は、シュシュニッヒ博士の首相就任によつて一應解消したかの如くではあつたが、その後に於いても裏面に於ける兩派の策動は露骨なものであり、三五年十月のクーデターによつて護國團は再びその勢力を回復し、內閣改造の結果、副總理シュタールヘンベルグ公は事實上の首相たるの勢力を振ふに至つたと稱せられた。

しかるに又一九三六年五月に至り、カソリック派は遂に護國團一派を閣內より放逐し、護國團の武裝解除を斷行せりとのことであるが、これとてもそれによりこの基本的な對立、抗爭が終結したものたることを意味しない。今後に於いても幾多の波瀾のあることは十分豫想せられるところであつて、この基本的對立に加へるにオーストリア・ナチス、社會民主黨、オーストリア共產黨等の介在はなほオーストリア政局に不安定を招來しつゝあるものと云はなければならない。

次にオーストリア國內に於ける諸勢力の對立は、諸國外勢力の內部的表現たることによつてその重要性を加へるとともにその解消の困難を思はしめるものがある。オーストリアは今日ヨーロッパ和戰の鍵を握つてゐると云はれてゐる。ドイツがアドリア海に進出しヨーロッパを東西に縱斷して、その東半を掌握せんとする際、又イタリアが北ヨーロッパに進出せんとする際、オーストリアを經由しなければならぬことは云ふまでもない。又オーストリアはそれ自體としても軍略上の要地を占めて居り、此の國に位置を占めるものはチェコスロヴァキアを制し、ドイツからイタリアへ、又イタリアよりドイツ或はハンガリーに至る通路を扼することが出來る。又經濟要路としても西歐よりバルカン、トルコ等に至る通路として重要性あることは何人も異議なきところである。從つてオーストリアは、諸國の關心の的であり、復辟問題、カソリック派の擡頭又オーストリア・ナチスの叛亂等それらの一々の事象が、微妙な國際關係のつながりを有し、イタリア、ドイツ、フランス或は小協商諸國の利害を廻つて複雜せる關係を提起するのであつて、これらの諸國の利害が相一致することは不可能であり、その限りに於いて一國の或は一グループの利益が決定的に確保せられるまではオーストリアの政情には絕えず不安定があり、このことはオーストリア國民の內部に於ける動搖せる氣分の一掃をも亦不可能ならしめる。

一九三四年初頭以來オーストリアに於ける左翼勢力は曾ての華々しさに比べ、一層苦難の途を歩まねばならぬことゝなつた。しかしながらウインを中心とせる工業地帶に於けるその傳

統的潜勢力は、政府部内に於ける對立抗爭、オーストリア・ナチスに對する政府の主要關心の注入等の間隙に乘じて除々にその勢力を回復しつゝあり、今やオーストリアは二重、三重にも混亂の域に陷りつゝあると云はなければならない。

チェコスロヴァキアは、一九三四年オーストリアの社會民主主義潰滅して獨裁政權確立後に於いては、東部ヨーロッパ唯一の民主々義國としてその老大統領マサリク博士の統率下に多數の異民族と、それに伴ふ複雜なる國內政情とを統一克服して、よく世界平和條約の所產たる新興國の面目を維持しつゝあつたが、最近殊に一九三五年五月十九日施行せられた選擧に於いて同國ドイツ系ナチスの著しき進出の結果單に國內のみならず、國際的にも一大不安の源泉となりつゝある。

オーストリア

右翼勢力

オーストリアに於ける右翼は今やオーストリアの支配者である。しかしこの國の右翼がその內部に於ける政治的對立と國際的關係を廻つて分裂一致せざるところに支配者なれどもその弱味があり、その獨裁性の不確實さを示してゐる。以下我々は簡單に右翼勢力の展望を試みよう。

組國戰線　現在のオーストリアに於ける最も包括的な右翼團體は、祖國戰線（Vaterländische Front）である。オーストリア獨裁の基礎は實にこの團體に存する。本團體はドルフス前首相によつて創設せられたものであり、イタリアのファシスト黨、ドイツのナチス黨に比肩すべき組織ではあるが、內部に於いてカソリック派と護國團派とは絕えずその覇權を爭ひ、このことはこの團體の結束を亂し、斷固としてその獨裁の下に政策を實行することを不可能ならしめてゐる。

しかしながらオーストリアの獨裁は本團體により達成せられてゐるのであつて、從つてカソリック及び護國團を除く他の政治團體に對する抗爭、彈壓は非常に峻嚴であり、合法的な他政黨の存立は許容せられてゐない現狀にある。

オーストリアに於ける支配層のほとんどすべては、本團體の加盟員であり、又加盟員たることを强制せられてゐる。加盟員に對しては種々の特權が與へられてゐる。

「官公吏たるものは首相より市街掃除人に至るまで之に加入することを强制せられ加盟せざれば、俸給賞銀を受取ることが出來ない。納稅吏によつて不法に誅求せらるゝことを免れんと欲すれば、祖國戰線に加入しなければならない。男女にかゝはらず、失業のため、給與をうけんとすれば、その請求券に第何號加盟員たることを明記することを要する。職業紹介所に行きて職業を求むるものは必ず護國團員であるや否やを尋問せられる。」(1)

現在の加盟員數は約百八十萬なりとのことである。(2)

(1) Walther Crotoh "Whiter Austria?" (Nineteen Century and After, Aprie 1934)

(2) M. S. Werheimer "Austria Establishes a Fascist State" (Foreign Policy Reports, Sept 25, 1935)

カソリック派　カソリック派は右派、左派に別れてゐたが、現在に於いては右派のみが勢力を有し、左派は一九三三年以來殆んど壞滅に近い。現在のオーストリアの指導力は、實にこの派の掌中に橫つてゐる。ドルフスを經てシュシュニッヒは現在この派の指導者であり、同時に祖國戰線を通じてオーストリアの指導者でもある。シュシュニッヒ首相の後援者としてインニッツェル僧正及びローマ法王廳が存する。一九三四年四月のオーストリア新憲法がカソリック精神に則して制定、公布せられたことは有名な事實である。ハプスブルグ王家の復辟については、カソリック派はその熱心な主張者である。

護國團（ハイム・ヴェアー Heimwehr）はオーストリア貴族の團體であり、その統率者はシュタールヘンベルク公である。（シュタールヘンベルグ公は、名目的には祖國戰線の總裁でもある）。

オーストリアに於けるイタリアの利益を主張するのはこの護國團であり、ムッソリニはその理想である。一九三五年十月護國團はイタリアに對する經濟制裁の徹廢と親獨派の掃蕩を目的としてクーデターを行ひ、その結果ファイ、フンデル、カルウィンスキー等の閣僚を追出してシュタールヘンベルグ公の直參を以てこれに代へ、その勢力を回復した。三五年十月より三六年四月までは、實にこの護國團の黃金時代であつた。シュタールヘンベルグ公はオーストリア正規軍に對し、護國團を中心として新國民軍を創設し、自らその司令官となつたが、三六年四月國民徵兵制法案の通過を見、ために護國團は武裝解除せらるるの已むなきに陷り、公は彼自身の死體の上に於いてのみ之をなし得ると威嚇したが、遂に大勢抗しがたく、シュシュニッヒ、シュタールヘンベルグ二巨頭の獨裁破れて、去る五月遂に副首相の地位を隱退し、これとともに護國團の勢力が急速に失墜する樣になつた。

オーストリア・ナチス　ドルフス首相暗殺事件の結果、オーストリア・ナチスに對する政府の取締はます〳〵峻烈をきはめ、その勢力は大いに減殺されるに至つたが、その潜勢力たるや侮り難きものがある。ヒットラー總統が「余の鬪爭」の最初に述べてゐる「私がオーストリアのブルウナウで生れたことは、今日より見れば當然の運命であつた樣に思はれる。その町はドイツ民族の兩國の境界にある。兩國の合併は少くとも兩國にとりては、如何なる手段を以てしてもその目的を達成せねばならぬものである」。

との言葉は現在にあつてもオーストリア人に感深きものがあらう。又隣國ドイツに於いてナチスの獨裁が勝利を占めつゝあること、國境地帶が山岳に廻されてゐて非合法的な交通に便利

であり、宣傳文書、資金等が豊富に供給せられつゝあること、オーストリア知識階級、工業資本家の中にも多數のナチス同情者のあること等はナチスの伸長を助けつゝある。現在オーストリア・ナチスは豊富な資金を擁し、凡ゆる方策を採擇してその勢力の伸長、終局の目標としての獨墺合併を目指して狂奔しつつある。三五年六月及び三六年五月に於いてオーストリア政府はナチス再建運動に大檢擧の手を加へた。

この様にオーストリア右翼陣營はカソリック、オーストリア・ファッシスト、オーストリア・ナチスと三巴の合戰を演じつゝある。三六年四月一日シュシュニッヒ首相は議會に國民强制徵兵法案を提出し、滿十八歲以上四十二歲以下の男子は一定期間公務或は軍務に服すべきことを求め、滿場一致を以て可決せられた。新たなる國防軍の編成はこれに先つて創設せられた國民義勇軍と正規軍との間に判然たる區劃を劃することゝなつた。この問題は前述するごとく護國團そのものの解散をも意圖するものであり、護國團は去る四月二十二日その首腦部會議を招集して、その解散問題につき種々對策を講じつゝあつたが、果然五月十四日の第二次內閣改造は護國團の武裝解除の斷行、正規軍の統制、キリスト教組合國家の建設を目指して、シュタールヘンベルグ公一派を放逐し、カソリック派の勝利に一應落着することゝなつた。

オーストリア・ナチスの轉換

オーストリア・ナチスは、一九三三年に於けるオーストリア・カソリックの擡頭に對し、一氣に勝敗を決せんとし、一九三四年七月事件を起したのであるが、ドルフス首相の暗殺のみにて計畫は挫折し、全土に亘り、千二百名の黨員は逮捕監禁せられた。その後に於いては方針を轉換して急進より漸進策をとり表面の平和的手段と相俟つて徐々にその立直りを恢復しつゝあつた。

斯くオーストリア・ナチスの計畫はその第二段に入つたが、これと聯關して三五年二月のベルリンよりの特使はオーストリア・ナチスに對し左の如き命令を招來したとのことである。

「ザールに於ける我々の運動は、オーストリアに於ける模範とせられなければならない。少くとも當分の間は武器を以て起つ機會がなければ一切の恐怖手段を避くるやう指導者に於いて深く注意するを要する。我々の政府はよし直ちに合併せざるも、少くとも墺國をして我國と同一步調をとらしむべく、一般投票をなすに必要なる準備を進めてゐる。一般投票に關する運動は、三月に入つてから早々開始せらるべき筈につき、國民社會主義の陣營はその擬定にて準備することを要する」。(1)

と。即ちナチスの新戰法は注意して叛亂、革命その他凡ゆる恐怖手段を避けんとするものであり、他方裏面に於いて人民投票獨墺合併を目標としてオーストリアの凡ゆる重要層に向つて働きかけんとするにある。而してその目指すところは新聞、實業界、軍隊、青年層、失業者層であつてその實行手段の敏捷にして巧妙なることは、かの共產黨の非合法戰術を想起せしめるものあるとのことである。左に簡單にその方法手段について論究してみよう。

對新聞政策　新聞に對しては發行者若くはその內部に於ける有力者を動かすことを第一とし、その他に廣告の揭載、又株の買占等の手段をとつてゐるとのことである。斯くして半官報たるライヒス・ポスト、ノイエス・ヴィエナー・ターゲブラット等を始め、地方新聞に對してもその手を伸し、新聞を通じて盛んに親獨政策を鼓吹しつゝある。

對實業家政策　ウィンを中心として資本家の間に黨員或は同情者を獲得せんとする手段をとり、又重要會社の株の買占を行ふ。絕えず實業家等の集合する場所に於いてオーストリア經濟の破綻とドイツ經濟の洋々たる進展とを宣傳する。

對軍隊政策　オーストリア軍隊間にナチスが如何なる感化を及ぼしつゝあるかを明白ならしめることは困難であるが、三五年二月のナチスの秘密回章によれば、左の如き指令の發せられたとのことである。

「オーストリア軍隊中に人的基礎を築かんとする我々の努力は意外に成功しつゝある。一人の將校を得るは、往々にして全隊を支配する所以なるを忘れてはならない。護國團その他之に類する組織の中に於いては、未だその將校中に勢力を及ぼすに至らないが、兵士間には相當の成功を收めてゐる。」(2)

對青年層　ナチスの最も努力を集中しつゝあるのは、オーストリア青年層に對してである。青年團、幼年團、女子青年團、スポーツ團體、學校等にはナチス黨員がゐて、盛んにヒットラー主義を宣傳しつゝある。有名なるアルパイン・クラブの如きもナチス團體なるかの如き觀を呈しつゝあるとのことである。

(1)、(2) W. Walther Crotch "Whicter Austria?" (The Nineteen Century and After, April, 1935)

對獨問題については、三五年八月の事件を想起しなければならぬ。三五年八月ドイツ政府は公使フォン・パーペン氏を通じてオーストリア政府に對して左の申込をなした由である。

一　獨墺兩國間に於ける十ヶ年の不侵略條約の締結。
二　オーストリア新聞のナチス攻擊の禁止。
三　兩國經濟關係の增進、輸入稅緩和。
四　ドイツ在住のオーストリア・ナチス黨員（約一萬名）のオーストリア護國團禁壓解除。
五　二名のドイツ派の入閣、ドイツ派の市長數名の地方への任命。
六　ナチス黨員に對する取締の解除。

ドイツ政府は右に對し、オーストリアに對してナチス側より革命運動を起さぬこと、經濟的利權の讓渡、及びオーストリアに對する軍需品の大量的注文の斡旋等の約束を持出したとのことであるが、この申込はオーストリア協力內閣に大波亂を投じ、和協派と愛國派を二分せしめるに至つた。閣外に於いても

上オーストリア知事グライスネル、ヂルツブルグ知事レルール、ウイン市長シュミット、ライヒス・ポスト主筆フンデル等は對獨和協に聲援したとのことであるが、シュシュニッヒ首相は和協を決裂せしめ、要求を否定するに至つた由である。しかしその後政府は新聞に對してはドイツ政府、要人等について批評を差控へるべきことを命じ、七月事件關係のナチス黨員を減刑或は釋放した。

この問題と關聯してシュタールヘンベルグ公一派のクーデターの行はれたことは既報のごとくであるが、ともあれこのドイツの方策が前述せるオーストリア・ナチスに對する命令、指導方針と極めて微妙なるつながりを有することは察知せられる次第である。

三六年七月十一日ベルリン發外電の報ずる獨墺協定の成立は、ドイツ・ナチスの右の努力の一應の成功を物語つてゐる。ゲッベルス宣傳相の發表した本協定の骨子は左の如きものである。

一　ドイツ政府は一九三五年五月二十一日のヒットラー總統の聲明に基き、オーストリアの完全な主權を承認する。

二　獨墺兩國政府は互に相手國の內政問題に對しては直接にも間接にも一切干渉せぬ。

三　オーストリア政府は自國をゲルマン民族國家とする根本原則に基く現在の政策を變更することなし。但し外交政策に關しては一九三四年伊、墺、洪三國政府間に締結せられたローマ協約を基礎とし、伊洪兩國との協同を變更することなし。

四　獨墺兩國政府は協調關係の確立に必要なる諸條件を實施するため夫々適切妥當な手段を講ずる(註)。

註　本協定と並行して締結せられた秘密協定の內容左の如し。

一　オーストリア政府が戰勝各國政府に對し均等地位を要求する場合、殊に常備軍を四、五十萬に增加する計畫に全面的支持を與へる。

一　オーストリア政府はオーストリア國內に於けるナチス政治犯人を釋放す。

一　但しオーストリア國內に於いては依然ナチスを認めず。

一　「民族的分子」――オーストリア國に對し、友好的ではあるが、必ずしもナチスの勢力下にゐないドイツ人――に對しては文化運動團體に關係活動することを許容する。

一　ドイツ國內に亡命したオーストリア・ナチスの一部、所謂「ナチスのオーストリア軍團」に對しては本國歸還を許し處罰せず。

一　オーストリア政府は今秋までに親獨派の入閣を實現する。

一　獨墺二國間の通商關係を正常化す。

右協定成立とともにオーストリア政府は親獨派の陸軍省軍務局長グライツエ・ウォルステナウ中佐を無任所相に、更に內閣副書記官長ギド・シュミット氏を外相に任命し、こゝにナチスとオーストリア政府との關係は一の新なる局面を展開することゝなつた。

勞働運動

一九三四年二月に於ける社會民主黨に對するオーストリア政府の彈壓後、非合法下に追ひやられた黨は、本部をチェコスロヴァキアに遷してその回復につとめた。又同じく三月の法令に基く官設勞働組合設立の結果、合法性を剝奪せられた勞働組合總同盟は直ちに再建運動に着手し、オーストリア共產主義者も、「オーストリア自由勞働組合再建中央委員會」を組織して、オーストリア共產黨の指導の下にその活動を開始した。從來の勞働組合、即ち社會民主黨系の勞働組合總同盟、カソリック系勞働組合等を母體として組織せられた官設勞働組合のその後の經過を見るに、その組織構成、適用範圍、職權等に關しては詳細な政府による法令の制定、公布を見たのであるが、組織の實態は右に伴はず、政府は組合員に對し組合費の遲減、雇傭の優先權の授與等種々の特權を附與せるにも拘らず、組織力はその後遲々として進展を見ず、組合員數も從前に比べて減少を示してゐるとのことである。社會民主黨系、共產黨系勞働組合に對してはその幹部を追放して新にカソリック、或は護國團より新幹部を任命し、その指導に當りつゝあるも、オーストリア政府部內に於ける對立、抗爭の有する限り、その指導についても統一方針を缺き、又職團の建設に對して主力を注ぐことを不可能ならしめつゝある現狀にある。

右に關しては詳細且つ妥當なる資料を缺き、幾分推量の域を脫す能はざるものがあるが、勞働組合中最も活動しつゝあるのは社會民主黨系にして非公認組合たるにも拘らず、ウインを中心とする工業地帶に於けるその殘存勢力は侮り難きものあり、又七月事件以後はナチス系勞働者の間にもその手を伸し、連絡統制、會費の納入等も他組合に比べて好結果を示してあるとのことである。

而して一九三五年度に於いて特に注目すべきことは、共同戰線の問題であつた。右にも述べる如くオーストリア左翼の陣營は社會民主黨系と共產黨系に分裂してゐたのであるが、國際的なファッシズムの進出に伴ふ反ファッシ共同戰線の戰術は、こゝに於いても種々議論の對象となり、兩者の間に長らく交涉の續けられた結果、一九三五年七月勞働組合を中心とする兩者の共同戰線の議が纏ることゝなつた。爾來共同して反政府の氣勢を擧げ、ストライキ、その他の消極的抵抗手段等に訴へてその戰線の擴大に盡力しつゝある。

右の如く勞働組合について社會民主黨と共產黨との關係が密接となつた結果、左翼戰線は俄然變化を來たすことゝなつた。スペイン及びフランスに於ける人民戰線の活動は、このオーストリアに於ける共同戰線運動に對し、ます〳〵攻勢を加へ、從前殆んど無關係に推移し來つたカソリック勞働組合員の中にも、動搖を來たすものゝ出でんとする形勢となつた。而してオーストリア人民戰線派の目標とするところは、當に社會民主黨と共產黨との統一戰線の樹立のみたらず、ブルジョア自由主義者、カ

ソリック勞働組合員、ナチス黨脫退員等を糾合する一大團結を結成せんとするにある。(1)

(1) Bulletin of IFTU, (20 May, 1935.) W. Crotch "Danger from Austria" Current History, Dec. 1935 參照

以上の如くオーストリアに於いては右翼あり、左翼あり、又その內部に黨派あり、各々相競ひ、互ひに拮抗、抗爭し、表面的にはカソリックの獨裁に落着いてはゐるが、その眞相たるや混沌として前途の見透し極めて不明の現狀にある。

社會政策

政狀混沌として極めて不安定の層を現出しつゝあるに對し、一九三四年の新憲法制定以來、カソリック的新精神に基くオーストリアの社會政策的建設は、その基礎プログラムに於いては進行しつゝある。一九三五年度に於けるオーストリアの社會政策的建設に於いて最も特筆すべきものは、三月三十日附を以て公布せられた新社會保險法であるが、本法は前年度に於ける職團法とともに最近のオーストリアに於ける二大立法を形成する。以下簡單にこの新社會保險法について解說を加へたい。

從前オーストリアに於いては、社會保險は種々の法令によつて施行せられてきたのであつて、その主たるものとしては災害保險法(一八八七年)、勞働者疾病保險法(一八八八年)、疾病基金組織法(一八二九年)、給料被傭者保險法(一九二六年)、鑛夫保險法(一九三三年)、農林勞働者保險法(一九二八年)、等を擧げることが出來るが、新法はこれらの法律を廢棄するとともに、綜合的に新たなる組合主義に基いて、一切の商工業勞働者、被傭者に對して社會保險法令を法典化したのである、但し農林業勞働者に對しては、これを除外し、一九二八年七月十八日附法律に從前通りの效果をもたらしめることゝした。又斯かる綜合的改革の裏には政府がこれによつて從前の困難なる財政的負擔を緩和せんとする意圖の含まれてゐることについても指摘せられねばならない。この一九三五年三月三十日附新社會保險法はオーストリア職團議會を滿場一致通過して、四月一日より施行せられた。

新法は三百五十六條よりなり、商工業に於ける一切の勞働者に適用せられ、疾病、災害、癈疾、老齡、死亡並に失業の諸危險に備へんとするものである。右については勞働者保險と給料被傭者保險とに共通な規定も多々存するが、新法はこの二保險を別々に存せしめ、その適用範圍、行政機關並に給付等に關し別個に規定を加へた。

勞働者保險 先づ勞働者保險については、工業、鑛業、商業、運輸業、銀行業、自由職業、又家事勤勞に於いて雇傭契約、勞働契約又は徒弟契約によつて雇傭せられる一切の勞働者にこれを適用すること、なし(農林業の除外については前述のごとし)、中央行政機關としては、從前の三つの地方的災害保險機關の代りに中央勞働者保險院が設置せられた。この中央勞働者保險院は

給料被傭者保險院、勞働者疾病基金協會、給料被傭者疾病基金協會とともに社會保險機關全國聯合會を形成する。而してこの機關によつて勞働者保險行政の管掌、基金、掛金の一切の徵集、保險給付の割當等がなされることゝなつた。

從來災害保險の掛金は、專ら雇傭主の負擔にかゝり、企業の種類によつて等級がつけられてゐたが、新法に於いてはこれを簡易化して差等掛金の形式を撤廢するに至つた。今後は一切の保險部門について單一の掛金が課せられる筈で、これは社會保險掛金とよばれ、而して掛金は被保險者と雇傭主とが等分に拂込むことゝなつた。掛金額は實收賃金に比例して決定せられ、最高被保險賃金日額は七・五〇シリングと定められてゐる。

次に保險給付、特に現金給付に對しては、著しい制限が加へられることゝなつた。從前疾病給付は三日以上に亘る疾病の場合第一日から支給せられ、賃金等級に從つて一日八六グロッシュンから四・二〇シリングまでであつたが、これは五乃至四一%減額となつた。又疾病給付の減額に伴つて疾病保險制度によつて支給せられるその他の現金給付にして疾病給付を基礎として計算せられるものも矢張り減額せられた。即ち姙娠及び出產給付、哺育手當並に埋葬給付等が引下げられることゝなつたのである。

給料被傭者保險 給料被傭者保險は疾病、災害、癈疾、老齡、死亡及び失業の危險緩和を目的とする。新法は給料被傭者保險の適用範圍については、一九二六年の舊法に對し、微細な變更を加へたに過ぎなかつた。行政機關についても舊法により給料被傭者保險中央會の存置も認められ、たゞ名稱を勞働者保險の場合と關聯させて給料被傭者保險院と呼ぶことゝなつた。

從前掛金は被保險者と雇傭主との均等分擔で、本法中に含まれる一切の危險をカヴァーしたものであるが、それは總體で給料の一九・三〇%に上り、又掛金及給付の算定のために考慮される最高給料月額は、中央會に保險されるものについては四〇〇シリング、特別機關に屬するものについては八〇〇シリングと定められてゐた。新法は右の均等分擔の原則や最高給料には別に變改を加へてないが、掛金を被保險給料の二〇%に引上げられてゐる。

次に給付に對しては、給料被傭者保險に於いても勞働者保險に於けると同樣、現金給付が減ぜられ、實物給付は從來のまゝとなつてゐる。

疾病給付率は平均二〇%だけ減ぜられた。最長給付期間は七十八週から五十二週に短縮せられた。それまで被保險者が當該期間中給料全額を支給せられる成文上又は契約上の權利を有する場合に於いては、最長限四週間を限つて給付が支給せられなかつたのであるが、新法は被保險者が右の如き權利を有する場合には、全期間を通じて給付を停止することを規定した。

疾病給付以外についても姙娠手當、出產手當も減額せられ、

災害保險、養老、癈疾保險もそれ〳〵變改をうけた。

以上が勞働者保險及び給料被雇傭者保險の大要である。今回の改革は前述するごとく、諸種の保險部門の收入及び支出の双方に影響を與へるものである。支出經費見積り、同節約額及び掛金豫算見積を示せば以下の如くである。

オーストリア社會保險經費見積並に支出節約額

（單位百萬シリング）

保險	部門改革前の一九三五年度經費見積	節約額 給付	節約額 その他	節約額 計	改革後の一九三五年度經費見積
勞働者疾病保險	七九・〇九	六・九一	—	六・九一	七二・一八
給料被傭者疾病保險	三〇・四一	二・五四	〇・三七	二・九一	二七・五〇
勞働者災害保險	二五・二〇	一・四〇	〇・六二	二・〇二	二三・一八
給料被傭者災害保險	八三・四六	一六・三六	三・九四	二〇・三〇	六三・一六
失業救濟	二〇四・八三	—	〇・〇三	〇・〇三	二〇六・八〇
勞働者養老年金	六二・三二	—	〇・四〇	〇・四〇	六一・九二
總計	四八五・三一	二七・二一	五・三六	三三・五七	四五二・七四

失業保險と失業扶助　新法は更に一九二〇年三月二十四日附の失業保險法及びその後に發せられた改正法令三十一を整備、綜合してその中にとりいれてゐる。而して失業保險は勞働者並に給料被傭者双方に適用せられる。但し給料被傭者の掛金は給付との比例に於いては勞働者のそれよりも大きな割引を占めてゐる。從つて給料被傭者の財政上の負擔がその特殊の危險に適應し得るやうに、新法の規定に於いては、給料被傭者の社會保險掛金のうち失業に割當てられる比率は次第に引下げられることとなつてゐる。

オーストリア社會保險掛金總額（單位百萬シリング）

保險部門	一九三五年の掛金總額見積 變改前	變改後	差引增減（一）は減
勞働者保險 雇傭主	九一・五三	一〇二・一七	一〇・六四
勞働者	一〇〇・四〇	一〇〇・〇八（一）	〇・三二
合計	一九一・九三	二〇二・二五	一〇・三二
給料被傭者 雇傭主	五三・〇六	五四・三五	一・二九
被傭者	五二・六九	五三・九七	一・二八
合計	一〇五・七五	一〇八・三二	二・五七
保險全體 雇傭主	一四四・五九	一五六・五二	一一・九三
被保險主	一五三・〇九	一五四・〇五	〇・九六
總計	二九七・六八	三一〇・五七	一二・八九

失業保險の適用範圍は、從前に比べて餘り變化を示してゐない。次に給付については、長期に亘つて勤續した勞働者の場合を除いて、新法は第一回目の給付を引出すための資格期間について他の場合よりも嚴格な條件を定めてゐる。長期勤續者には特別の待遇を與へられ、社會省令によつて資格期間について別段の便宜が與へられる。

季節勞働者に對する給付の支給はこれまで失業保險費の大部分を占めてゐたのであるが、今回それは制限せられるに至り、爾後季節勞働者の待期は他の場合よりも長くなることゝなり、その上他の手段によつて生活を支へ得る季節勞働者は給付を拒否されるに至つた。

失業給付期間は一般には二十週、また最近七年以上就業した者については三十週と定められてゐる。而して給付の率は新法の設ける新しい賃金等級に應じて變改せられた。この新しい率は現に給付を支給せられてゐる人々には適用されないが、獨身者よりも家族扶養者の方に有利となつてゐる。給付日額は下表の如くである。

次に新法は職業紹介所及び失業對策に對する國家の扶助及び失業者に對する緊急扶助について規定を加へた。即ち失業救濟に對する補助は從來は民間事業に對しても交付せられてゐたのであるが、爾後は公共事業に對してのみなされることゝなり、緊急扶助については、暫定的に一九三五年度を限り保險給付を

失業保險者給付日額（單位シリング）

賃金日額	家族と同居する者	家族扶養者 獨身者	兒なし	一兒	二兒	三兒以上
二シル未滿	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
二——三	一・二〇	一・二〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇
三——四	一・四〇	一・八〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
四——五	一・六〇	二・一〇	二・三〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇
五——六	一・七〇	二・二〇	二・四〇	二・七〇	三・〇〇	三・〇〇
六——七	一・八〇	二・三〇	二・五〇	二・八〇	三・二〇	三・五〇
七シル以上	一・八〇	二・三〇	二・六〇	二・九〇	三・三〇	三・六〇

うける權利を行使しつくしたもの、未だ資格期間を完うしない失業者にして申請前二年間に二十六週以上就業したものに對し交付せられることゝなつた。

尙ほ新法によつて地方産業委員會は廢止せられて地方職業紹介所がこれに代り、前述せる聯合行政委員會と協同して活動することゝなつた。委員會は法人たる職業團體の提案により社會省の指名する雇傭主代表及び勞働者代表よりなる。失業事務所は、職業紹介所と改稱せられ、就業委員會（職業紹介所長の指名する各同數の雇傭主代表と勞働者代表とよりなる）の補佐をうけ、職業紹介所及び地方職業紹介所は社會大臣の監督の下に置かれることゝなつた（註）。

註 Industrial and Labour Information No. 9-10 Vol. 54 及び世界の勞働（昭和十年七月號）による。

チェコスロヴァキア

ナチス運動の進展

チェコスロヴァキアが、大戰終了當時後の大統領マサリク博士及び外相ベーネシュ博士の努力によりて一獨立國として、地位を確立するに至つたことは周知の事實であるが、その約千五百萬に達する全人口の內、チェコ人の約七百萬と之と提携するスロヴァク人約三百萬とが政權を把握して大多數を占めるに對してドイツ人は約三百五十萬に上り、ハンガリア人七十五萬、ルテニア人五十萬、ポーランド人十萬あり、是等の少數民族が各その民族的本國に對して憧憬の念を禁じ得ず、或ひは汎ドイツ主義運動の結成となり、或ひは民族的自治を要求して隣接諸國への併合々流を圖らんとし。斯くて國內の政黨は二十餘派に分立對抗せるが、やがてこの新興民主々義國の不安動搖を惹起することゝなつた。而して他方國際政局の推移は經濟的不況と相俟つて、さらでだに動もすれば崩壞に脅かされんとせるチェコスロヴァキア政府當局者をして、一九三一年以來各派聯合の擧國一致政府を組織せしめ、之には社會民主黨各派の代表も入閣して、專ら不況對策とナチス排擊とに努力せしむるに至つた。

一九二九年十月二十七日の總選擧により選出されし國會は、任期滿了の爲め一九三五年五月十五日改選となつたが、その結果チェコ系政黨に於ては、よくナチス的勢力の擡頭を阻止することを得たが、ドイツ系にあつては、かねてチェコスロヴァキアのヒットラーと異名せられたコンラッド・ヘンライン氏のドイツ國民社會黨が議席四十四を獲得して、院內第二位の地位を占むるに至つた結果、國內の形勢は俄然緊張すると共に、之が影響は國際時局にも波及すべき狀態となつた。今回總選擧の結果は左の如くになつて居る。

政派	得票數	議席
チェコ農村黨	一、一七四、四二六	四五
チェコ社會民主黨	一、〇三六、九〇二	三八
チェコ國民社會黨	七五五、七三二	三八
共產黨	八四八、八二二	三〇
チェコ人民黨	六〇六、〇二九	二二
ドイツ社會民主黨	三〇〇、四〇六	一一
スロヴァク自治派	五六三、一四五	二二
ドイツ農民黨	一四二、七七五	五
ドイツ基督教社會黨	一六三、六六六	六
チェコ小工業黨	四四八、八〇六	一七
選擧同盟	二九二、八四七	九
ヘンライン戰線（ナチス）	一、二五六、九一〇	四四

ガイーダ派	一五七、三六三	六
ナイエムンスト派	一〇、四七八	—
債務者黨	五、九二八	—
國民協會	四五三、四〇三	一七

聯立內閣は、從來チェコ農村黨、チェコ人民黨、チェコ社民黨、ドイツ農民黨、ドイツ社民黨、チェコ國民社會黨にて組織されて居つたが、今回總選擧後下院の分野は、ナチス派優勢の爲め、政府派が在野各派に對して一票の差のみとなりし結果、小工業者黨をも入閣せしめて、定員三百名の議會に於て議席百六十六を占めて、僅に多數を制するに至つた。而して總選擧直後の內閣改造當時、院內第二黨たるヘンライン氏のナチス黨では、國體に違反することなく、大統領に對しては忠誠なるべき旨電奏して入閣を希望するところがあつたが、外相ベーネシュ氏はチェコスロヴァキアの國政は、民主々義諸派の合體にて充分事足るべきことを聲明せしめて、ナチス派の入閣を拒否したのであつた。

斯くて總選擧の結果、チェコ系にあつてはナチス派は、選擧戰に於ては各地民衆の反感甚しく、その集會さへも不可能の狀態にて全敗となつたが、ドイツ系は單獨政黨としては在野第一黨となり、之に反してドイツ社會民主黨は、得票數は前回の五分三に減少し、議席も殆んど半減して、代議士僅かに十一名を有するに過ぎざる慘狀に陷つた。

ドイツ社會民主黨が、總選擧後開催せるその年次大會には、加盟團體代表約五百名の外、社會主義インターナショナル代表ロースブレック氏、チェコ社會民主黨代表上院議長ソウクプ氏、ハンガリア社民黨のブッヒンゲル氏、前ドイツ社會民主黨のヴェルス氏、オーストリア社民黨亡命團代表バウエル氏及ドイッチ氏等の友誼代表多數も參加し、北歐諸國の社民黨より祝電到着して異常の盛會であつた。大會は、吉例によりマサリク大統領に對する讃辭の電報を可決して後、各種の討議に入つたが、今回大會の重大問題は選擧後の形勢に對する黨としての態度決定にあり、之に關して社會福利大臣たる黨首チュク氏は、今回の總選擧に於ける同黨の慘敗を認めると共に、ドイツ系社民黨が、チェコ系社會黨に比して、その勢力の劣らざることを說明し、チェコ系有權者數六百一萬二千九百五十二人あり、當時の計算にては社會民主黨の得票合計百三萬四千七百七十四票あり、而してドイツ系有權者數百八十五萬四千七百五十二人にて社會民主黨の得票數二十九萬九千九百四十二票あり、いづれの場合に於ても、有權者六名の內一名は社民黨に投票したことになつて居り、又全國に見ても、社會主義政黨各派（共產派及チェコスロヴァキア國民社會黨を含む）の得票率は、一九二五年には三六・六パーセント、一九二九年には四〇・五パーセントなりしものが、一九三五年には三七・二パーセントになりたるに過ぎず、即ちブルヂョア各派得票數合計四百五十四萬四十票に對して、社會主義各派が二百九十四萬票を獲得せる譯で、チェコスロヴァキアの社會主義

的勢力の容易に絶滅し得ない旨を解說するところがあつた。氏は、尙ほ進んで、今回總選擧に於けるナチス派優勢の原因に言及して、ナチス派が、かねてスデート地方のドイツ人の間に暗躍して、ボヘミアのヒットラー派の勝利はやがて同地方のドイツと合併を結果すべきことを宣傳しつゝありし事を報告し、ドイツ人系の工業地方、殊に輸出品工業地方に於ける近時の悲境の結果が、右の如きナチスの活動の意外の成功を博せし所以なる旨を釋明し、ドイツ人社民黨としては、あくまで聯立政府の一員として努力すべきことを言明した。尙ほ氏は、ドイツ人社民黨の政府參加の他の理由として、最近各種工場内に於けるナチス勢力の進出の結果、社會主義系統の從業員は甚しき壓迫を加へられ或は家屋貸借に於て、或は製品販賣上に於て不利の地位にあることを說明し、而して斯くの如き國内形勢に際して、共產派が依然として社民派と對抗せるを遺憾として居つた。

氏の長廣舌の後、大會はドイツ社民黨の聯立内閣參加及び共產派との提携問題の討議に入つたが、その結果黨としてはあくまで入閣を繼續すべきこと、及び共產派との協力提携の爲め努力すべきことが決議された。而して現下の經濟界の不況に對しては、黨としては、率先して「勞働計畫」を樹立して現下の危機の克服に盡力すべく、それが爲め黨内に社會主義計畫化部を設置し、それには勞働組合と協同組合をも參加せしむべきことがヤリュシ氏から要求された。斯くて大會は、現下の政情に對しては、チェコ人と協力してあくまで聯立内閣を支持し、以て國内の民主々義的勢力を伸張せしめ、政府部内に於ては、チェコ社民黨及びチェコ國民社會黨（ベーネシュ氏の率ゆる）と共に社會主義ブロックを形成すべく、尤も共產派は當分之には參加せしめざることゝすべき決議を可決した。

共產派との提携に關しては、かねて共產黨より改めて共同戰線組織に努力すべき提案ありしに對して、黨の回答として、共產黨が從來常に社會民主々義の支持を拒絶したこと、且その社民黨の入閣中止要求がチェコスロヴァキアに於てファッショ政權形成に導くべきことを指摘して、目下のところ協力を拒絶すべき旨申送るべきことを、タウベ氏は報告した。

大會には、役員選擧に際して、チェク氏が黨首にして同時に大臣たることが問題となつたが、之はチェク氏に限りて認むることゝなり、今後は兩職の兼攝を許さざることゝして、チェク氏の留任となつた。

ドイツに於けるヒットラー氏の獨裁政權確立以來、中歐及びバルカン諸國に於けるナチス勢力の進出は、各國の注目するところとなり、一九三四年中に於ては、オーストリアに對するドイツ・ナチスの宣傳は最も露骨にして傍若無人であり、ドルフス暗殺事件以來ヒットラー氏も方針を變更せざるを得ない程度であつたがチェコスロヴァキア其の他に於ては、あくまで潛行して執拗に暗躍を繼續し、意外に勢力を扶植した結果が、今回のチェコスロヴァキア總選擧の成績として現はれたものであつた。この種のナチス運動は、ハンガリアに對しても、其の他の東歐諸國に對しても行はれてゐる譯で、中歐及びバルカン諸國が或る程度までフランス及びイタリアの支持後援を脫却した今日、さらでだに少數民族運動が激發さるべき條件の具備せる上に、汎ドイツ主義に加ふるにナチス運動の挾擊に直面したるチェコスロヴァキアが、果して民主々義制度を持續し得るや、又萬一その不可能の際に於て、之に代はるべき政權がナチスか或ひは純チェコ系統の政派（恐らくベーネシュ氏一派を中心とせる）かは、注目すべきである。而してチェコスロヴァキアの獨裁化の契機が。ムッソリニ氏のアフリカ政策の成否と直接關聯あるべきは云ふまでもなく萬一ムッソリニ氏の失敗がドイツ軍備完成期と同時なる場合には、ナチスは中歐バルカンを席捲して擴大强化すべく、ヴェルサイユ條約を根基として形成され、新興チェコスロヴァキア國も離散解體の運命となるべきは、必然と見做さるべきであらう。

ポーランド

新憲法制定

獨裁樹立の一九二六年以來政府黨は、從來の憲法を改正して獨裁的色彩を加へ、以てピルスドスキー元帥獨裁の法的基礎を確立せんとしたが、遂に一九三三年末憲法改正案は、同黨より議會に提出せられるに至つた。

本草案が議會に於いて正式に問題となり來つたのは、翌三四年一月よりであつて、下院に於て憲法改正委員會が設置せられて本件の審議を再開し、反對黨は草案に對して一、本案は大統領の獨裁政治を樹立し、民衆を國家の政治より遠ざけ、國民を國家の運命より無關心とせしめること、二、獨裁者に其人を得ざるに於ては、國家をして非常な危機に再會せしめるに至ること、三、憲法改正案は一政黨又は一政府の權力を强化するに過ぎざること等の反對理由を擧げて政府與黨に迫つたが、もろくも否決せられ、遂に退席するの已むなきに至つた。

その後本草案が種々の經過を得て、ポーランド上院に於いて可決せられたのは、一九三五年一月十六日であり、又ポーランド下院は三月二十三日十數時間に亘る討議を經二六〇票對一三九票を以て同じく之を可決、四月二十二日公布せられた。

本改正案の骨子と稱せられる部分は左の如くである。

一、大統領の選擧

ポーランド大統領の選擧に關しては、上下兩院各議長、內閣總理大臣大審院長、軍事檢閱總司令官、下院選出者五十名、上院選出者二十五名よりなる選擧委員會を構成し、以て大統領候補者を選擧する。前大統領は候補者を推薦、指名する權限を有する。大統領によつて指名せられた候補者と、選擧委員會によつて推薦せられた候補者とが一致し

ない場合には兩候補者につき人民投票をなして之を決定する。

二、大統領の權限

大統領の任期は七ヶ年とし、戰爭の場合には講和後三ヶ月間その任期を延長する。大統領は國家の元首であり、大統領の意思は國家の意思である。大統領は彼に對してのみ責任を有する各大臣を任命する。又軍隊の統率者としてポーランド軍隊を自己の命令に服從せしめることを得る。新憲法第二條はポーランド大統領の權力の特異性と神及び歷史に對するその責任について次ぎの如く規定してゐる。

1 國家の元首は共和國の大統領である。

2 大統領は神の前に及び歷史の前に國家の運命に對して責任を有する。

3 大統領は國家の福祉に注意し、國防を十分ならしめ、他の國民の間にポーランド國家の地位を維持せしむべき任務を有する。

4 國家の權力は一にして不可分であり、大統領に集中してゐる。

又大統領には緊急命令を發布する權限が附與せられ、緊急命令は法律と同樣の效力をもつことゝなつた。

三、政府

總理大臣は、大統領によつて任命せられ、政府を代表し、その活動を指揮する。內閣總理大臣は、その政策に關し、大統領に對し責任を負ひ大統領は何時でも之を罷免することが出來る。

ポーランド下院は政府の辭職又は大臣の辭職を要求することが出來る。但し動議の提出は通常議會開會中に限る。若し下院に於て該動議を可決した場合には大統領は之を上院に諮ることを得る。而して上院が下院の議決を確認した場合には、大統領は政府又は大臣を罷免するか、又は議會を解散することを要する。

四、ポーランド議會

ポーランド議會は上院及び下院の二部制とする。下院議員の任期は五ヶ年とし、下院は普通、秘密、平等、直接投票及比例制によつて選擧せられた議員を以て之を組織する。大統領は下院を解散することを得る。

上院は百二十名の議員を以て組織し、中四十名は大統領之を指名し、八十名は「レギオン・デュ・メリット」勳位者より三回に亘つて、地方、州、全國各集會に於て選擧せられる。

議會は通常議會の他に特別に大統領によつて召集せられることを得る。但し特別議會に於ては大統領によつて附議せられた問題をのみ討議しなければならない。

なほ新憲法は豫算に對する議會の反對に關し、特に規定を設け、議會が政府によつて提出せられた豫算を否決した場合には、政府は前年度豫算を實施すべきことを規定した。

以上によつてポーランド新憲法の大體の輪廓は明かなこと、思ふ。本憲法は前述せるごとく、これによつてピルスドスキー獨裁を强化せんとするものであり、ピルスドスキー將軍は新大統領たるべくうわさされてゐたのであるが、新憲法公布直後の一九三五年五月十六日逝去したことは、ポーランド獨裁の將來に對して暗雲を投ずるものと云はなければならない。

ポーランド政府は、新憲法に從ひ、新なる議會組織のため、七月十日議會を解散し、九月八日全國一齊に總選擧を擧行した。政府與黨は此選擧に於いて二〇八中一八三の議席を占めて大勝したが、これを以てポーランド獨裁が一應安定したと見ることは早計と云はなければならない。

勞働運動

ポーランド勞働運動は、一九二六年以來獨裁制下に於いて苦難の途を步み來り、國際勞働組合總同盟加盟のポーランド總同盟に於いては、その組合員數は一九三五年二月に於いては十六萬九千人にて三三年十月の二十一萬四千に比して約五萬人の減少を見、ポーランド社會黨も亦政府の彈壓を被り、その活動思はしからざる狀態であり、新憲法の制定はこれら無產運動の恢復に更に大なる困難を與へるものと看做されてゐたがピルスドスキー將軍の逝去によつて稍々將來に光明を見出さんとする狀態にある。

新憲法制定の結果、議會に對する代議士の選出は政府與黨に對して極めて有利に、反對黨に對しては極めて不利となつた。ポーランド社會黨は新選擧のため議會解散に先つて新選擧をボイコットすべきことを決議し、且つ政府に對する抗議の意味で全國に於ける主要都市に於いてストライキを決行した。新選擧に對するボイコットはたゞにポーランド社會黨に於いてのみならず、ポーランド農民黨、キリスト教民主黨、國民勞働黨に於いてもこれを實行した。第二インターナショナル本部の發表によれば、斯くして遂行せられた九月の選擧に於いてポーランド政府は大勝を博したと宣傳しつゝあるが、その實質に於いては、政府與黨候補者の中當選したるものは僅かに四五%にすぎず、且つ投票に參加したものは、政府の壓迫、干涉等によつて狩出されたものを除けば、全有權者中せいぜい三〇%餘にすぎなかつたとのことである。

斯かる狀勢の下に於いてポーランド社會黨第十二回大會は、一九三五年十二月七日、八日の兩日チェコスロヴァキアのトリネックに於て擧行せられた。本大會がポーランド國外に於て擧行せられたことは注目に値する。本大會にはチェコ社會民主黨、在チェコドイツ社會民主黨及び第二インターナショナル代表者も亦參加し、ポーランド代議員については八地方、四十八支部を代表する九十二代議員の出席を見た。

バゾール氏が右大會に於いて過去二ヶ年に涉るポーランドに於ける情勢並にポーランド社會黨の活動方針を報告したのは、極めて興味ある事項であつた。本報告に於いて共產黨との共同戰線の問題について述べられたが、共同戰線は社會黨に於いて一應その協同を否決したとのことであつた。但しこれとは別個にポーランド社會黨、農民黨を中心にして政府反對黨間に連絡提携の促進しつゝある由であり、本問題の將來は一般より注意の眼を以て見られてゐる。

（水上鐵次郎、稻葉秀三）

中華民國

中華民國は軍事委員長蔣介石氏の努力と奮闘とに依つて最近殆んど統一の態形を整へて來たが、それは支那本土に於ける首都南京を中心とする一部の事であつて其廣大な領域は國民政府の勢力羈絆を脫して居る部分が多い。今其政治勢力から區分して見れば次の通りである。

其一　邊疆地域

外蒙古　完全に獨立してソウェート聯邦の勢力圈内に屬す。

新疆省　表面上は國民政府の管轄に屬するも事實上ソウェート聯邦の勢力圈内に屬す。

西藏　殆んど獨立の狀態にて英國の勢力圈内に屬す。

西康省　（金沙江以西地區）西藏と同じく英國の勢力圈内に屬す。

察哈爾省　北部錫林郭勒盟の大部はソウェート聯邦の勢力圈内とす

其二　國内に於ける各政治勢力區分

冀東自治政府區域　河北省東部停戰協定線以東の地區にして、長官殷汝耕氏指導の下に南京國民政府より全く獨立す。

冀察政務委員會管轄區　河北省（冀東自治區を除く）察哈爾省及北京、天津兩特別市は宋哲元氏を委員長とする冀察政務委員會の管轄區とす、最近は蔣介石氏の策動により全く國民政府の一機關區たるの觀あり。

西南派占據地域　廣東、廣西兩省は西南派たる陳濟棠氏、李宗仁氏白崇禧氏の割據して反蔣即ち南京政府反對の旗幟を樹立せる所なるが、最近陳濟棠氏の沒落に依り廣東省は全く國民政府蔣介石氏の勢力圈内に歸し現在にては廣西省のみ孤立して李宗仁氏、白崇禧氏の指揮下に之れを包圍せる中央軍と對峙中なり。

山西派閻錫山氏の勢力範圍　山西省、綏遠省

閻錫山氏を主領とする山西省（主席趙戴文）、綏遠省（主席傅作義）は一時共產軍の侵入の爲め中央軍の入境に依り從來保持せる山西モンロー主義の一角を蔣介石氏の爲めに破壞せられるやの觀ありしも本年五月共產軍の退出に依り辛ふじて之れを維持するを得たり。

舊西北派韓複榘氏の勢力範圍　山東省

舊西北軍に屬する韓複榘氏は山東省に主席として南京中央政府と不即不離の狀態に於て南京勢力圈外に山東省を掌握し來りたるが最近蔣介石氏の西南派討伐に對し內戰中止の勸告電を發せることにより蔣介石氏は廣東征服の機會を利用し馮玉祥氏と相談の上韓複榘氏驅逐を策しあるに依り其位置に稍不安を感ずるに至れり。

舊東北派首領張學良氏の勢力範圍　陝西、甘肅

舊東北軍の領袖たる張學良氏は現に剿匪副總司令として陝西省西安に駐劄し其舊部下たる東北軍の大部は陝西、甘肅兩省に在りて

共產軍討伐に從事しあり、兩省の政權は其掌裡に在らざるも陰然たる一潛勢力を有す。

共產軍の勢力範圍　（別項共產軍記事參照）

現在共產軍は動的情態に在り其勢力範圍固定せずと雖も其已往存在の地には悉く地下潛行的ソウェート勢力を扶植しあるを以て何時再興の憂なきをはかられざるなり。其區域大約左の如し。

山西省、陝西省、甘肅省、四川省、西康省、雲南省、江西省、湖北省、福建省、湖南省

南京國民政府即ち蔣介石氏の確實なる勢力圈內

蔣介石氏が全力を傾倒して從事せる共產軍討伐は逐次其效を奏し三五年十月江西省瑞金に於ける支那共產軍の總根據地の陷落、共產軍主力の西進運動開始以來蔣介石氏は巧みに其機會を利用し由來中央政府の勢力圈外に在りし福建、湖南、貴州、雲南、四川、山西各省の中央化を策し悉く之れに奏功し、加ふるに最近民國革命以來傳統的に中央に對峙せる西南派の根據地たる廣東を其掌裡に爲して廣西を孤立せしむるに至れり、然れども反覆常なき支那の國情に依れば現狀が必ずしも永續するものとは思考されざるものあり、現在確實に中央政府の政權下に屬するものは次の諸省である。

江蘇省、浙江省、福建省、江西省、湖南省、安徽省、河南省

勞働爭議及勞働運動

中華民國は東亞の二大强國とされて居るが、共國家の機構は現在に於ても四千年來の謎の國たる舊態依然として他の文明諸國のそれに比すべくもない。最近數年間軍事委員長蔣介石氏の奮闘と努力とに依つて稍統一の緒に就きつゝあるが、其廣大なる領土と多數の人口とは如何んともすべからずして僅かに其一部分が整備されたと云ふに過ぎない、隨つて勞働に關する凡ての狀態統計等は之を最も開發せられたる一部の地方假令ば上海市、南京市を含む江蘇省、北平市、天津市を含む河北省若くは西南地方の中心地たる廣東省等に求むるより他なきのである、是等の地方は或る特種の點はあるが一般に之れを他列國のそれと比較し得る社會狀態に在るのである。

勞働爭議

中國の民間工業は之れを各國に比し未だ水準以下にあるもので之れに加へて外國企業の壓迫と現在に於ける國民經濟の衰退とに依つて其危機は日一日と深刻化しつゝあるが資本家は勞賃の引下、勞働時間の延長、勞働强化等の手段を益々使用し、之れに伴つて勞資紛爭は愈々激化してゐる、國民政府は一九三〇年三月「勞資爭議處理法」を公布し各省市當局は又勞資爭議調停機關を設立し、政府の調停と法律による明文に依つて一切の勞資間の紛爭を消滅し事件を擴大せず早急に解決せんと努力してゐる。本法の施行以來勞資爭議は擴大するに至らず效果も漸次現れてゐるが、大小の爭議が依然として反覆されてゐるのは勞働者の勞働條件の最も劣惡な支那の現狀では當然であると

言へよう、上海中國經濟年報社編輯の一九三四年中國經濟年報に依れば、一九三四年に於ける支那の罷業件數は合計百五件、其の參加人員十一萬七千九百廿七人に及び其他の請願、衝突等は合計三百五十九件、其參加人員廿四萬一千二百廿二人に達してゐる。

一九三四年の勞働爭議件數及參加人員

月別	同盟罷業			其他の爭議		
	件數	參加人員	喪失勞働日	衝突	請願	參加人員
一月	一三	三四、五九六人	二六、〇七四日	二	六〇	三三、九〇七人
二月	八	七、七〇〇	五〇、九五〇	七	五三	二六、八七八
三月	一九	二三、三五〇	一二七、二四五	一四	四九	五四、八四六
四月	二一	二八、三五〇	二三三、二七五	一三	四五	五八、四一六
五月	八	九、七五〇	一〇五、八五〇	九	三一	六二、三三八
六月	一六	三三、〇〇四	一七四、一二八	八	五九	四四、九六〇
七月	九	一〇、三九六	一二五、三九六	六	三七	二一、〇三九
八月	六	一、一一七	四、七五一	四	三三	六、六三三
九月	二	二、二五〇	九、七五〇	四	三三	一三、六一二
十月	八	四、五三〇	三七、二五〇	五	三九	七、六七八
十一月	八	九、九〇〇	一一、三〇〇	二	一三	六、五二一
十二月	五	三、五〇〇	五、一〇〇	五	一	四、〇三三
合計	一〇五	一一七、九二七	一、〇八〇、九二九	九六	四三一	二四一、二二四

（備考）この統計は主として新聞の報道に據つて作成されたものであるから、發表されないものを加へれば實際の數字は更に多くなるのである。

以上の數字を檢討すると上半期に於ては勞働爭議は最も活潑であり、陰曆年末前後には高潮に達した、これは年末前後は慣例として工場が決算し解雇する時期であるから勞働爭議も特にこの時期に多いのである、下半期には何故に勞働爭議が少なかつたかと云ふに、それは主として政治的原因によるものである。

各產業部門に於ける勞働爭議件數

產業部門	罷業件數	其他爭議件數	產業部門	罷業件數	其他爭議件數
紡織	一六	一〇二	通信	三	一
交通	一四	四〇	市政	二	九
苦力	一六	三二	手工業	一〇	三八
卷煙草	八	一三	店員	二	二二
護漪	五	二二	其他輕工業	一二	四四
燐寸	六	一一	其他重工業	一	八
鑛山	八	四	合計	一〇五	三五九
建築	二	一三			

中國に於ける綿紡織工業は絕へず操短休業閉鎖し、また低廉な勞働者を以て高價な勞働者に代へその爲めに多くの爭議を發生した、綿織物業は殆んど全部休業し失業者は浙江、江蘇二省だけでも十萬人近くに達し、かくて勞働爭議に於ては紡績が第

一位を占めてゐる、次は交通であるが支那の水上交通は外國汽船の壓迫があるために土着航業は依然としてこれに掣肘されざるを得ない、主要な鐵道には非常に重い外債の負擔がある故にその收益の大部分は外國に流出する、利潤を增加すると云ふ條件の下に、加ふるに勞働力過剩なるがために中外の資本家は凡て隨時に勞賃の安い勞働者を以て古い勞働者を排斥し得る、それ故、交通勞働者は船員たると鐵道從業員たるとを問はず、その生活は一般に非常に苦痛で當然資本家との衝突も數多く發生する、都市產業に吸收されない半失業狀態にある人々でその數は尨大であるが、全く統計の方法がない、彼等は團結の力は產業勞働者に及ばないが生活が苦痛であるだけに、絕えず勞働爭議の溫床となつて居る。

勞働爭議の原因

原因	罷業件數	其他爭議件數	原因	罷業件數	其他爭議件數
解雇	一九	一〇九	開業問題		一四
勞賃引下	三〇	三〇	同情	三	三
休業		四一	組合問題	八	二二
勞賃不拂	三	二七	救濟要求		一三
勞働時間增加	二		醫藥撫卹		五
勞働時間減少		七	作業要求		一二
勞賃值上	一六	一二	作業爭奪	六	九
待遇改善	一七	一八	契約	三	九
請負制反對	四	八	其他		七

勞働爭議の原因は多々あるが、最も多きは賃金引下げ、解雇休業に對する反對である。

上表の如く解雇は殆んど勞働爭議の首位を占めてゐるが、之に依つて失業の脅威が支那勞働者にとつては如何に大きいかを知り得る、女工を以て男工に代へ低勞賃の者を以て高勞賃の者に替へることは今や普遍的に行はれてゐる、次は勞賃引下であるが、殆んどの產業部門にも之による勞働爭議を發生しないものは無いほど此原因は普遍的である、產業の衰退につれて資本家は解雇、勞賃引下、休業、勞働時間短縮等の方法に依つて損失を勞働者に轉嫁しようとする、かゝる原因を統計するに、同盟罷業に於ては五十六件、約五三%を占め、衝突請願等に於ては二百三十四件、約六七%を占めて居る。

勞働爭議の結末について見るに、不完全なるものではあるが次の通りである。

結果別勞働爭議件數

結果	罷業件數	其他	結果	罷業件數	其他
勝利	二一	五六	逮捕死傷發生	一	一六
部分的勝利	一六	一一六			
敗北	二四	四三	被逮捕人員	一四四人	五六人
不明	四四	一四八	死傷人員	一三	四

右の表に依れば結果不明のものが餘りに多い、從つて全爭議に於て勞働者の勝敗如何を知ることは困難である。

原因	一九三二年				一九三三年			
	要求貫徹	相互要求讓歩	要求不容	計	要求貫徹	相互要求讓歩	要求不容	計
業界不振による工場閉鎖	—	三	二	五	三	一〇	二七	四〇
事業縮少による工人整理	一	一一	四	一六	五	六	三	一四
工場の設備制度等不良なりと云ふもの	四	三	二八	三五	四二	七	九	五八
工人の待遇改善要求	四	四	一五	二三	二〇	一四	一六	五〇
不良工人の整理	三	五	八	一五	二	一二	八	二二
他の宣傳煽動に依るもの	—	二	二	四	—	一	二	三
其他	二	—	六	八	四	一〇	六	二〇
合計	一三	二八	六五	一〇八	七六	六〇	七一	二〇七

（備考）一、本表は解決せる爭議のみに就き調査せるもの。
二、其他欄は工場の職員解雇要求、職員の解雇反對、犯罪嫌疑により逮捕されたる釋放要求等とす。

政府の勞働政策と法規

國民政府は一九二八年の國民黨第三次全國代表大會の決議に基いて翌一九二九年十月勞働組合法即ち工會法を發布して十一月一日から之れを實施した、次で一九三〇年六月六日工會法の施行に關する特別規定廿五條から成る工會法施行令が發布された、此結果所謂勞働組合は政府の監督下に置かれ、地方的の勞働組合は縣政府の監督下に、省に亘るものは省政府の監督を受けることゝなつた、而して今日迄國民政府が布告した各種の勞働立法及法令を綜合して見るに國民黨及國民政府の勞働政策の目標は次の如きものである。

一、勞働者及び農民を保護し彼等を國家再建に參與せしむること。
二、勞働者の技術能力を增進して經濟的發達を促すこと。
三、勞働立法を制定し勞働者の生活條件を改善して勞資の協調を增進すること。

勞働組合

中國の勞働團體は地域的及政治的に區分せられる、即ち地域的には縣工會、市工會、省工會、全國總工會に分けられ、政治的には一、國民黨の指導を受け社會事業の發展、勞働者の地位改善等をスローガンとして各地に於ける行會或は公會が工會の名を使用して居るものであつて、二、國民黨の統制下になく傳來の習慣に從つて組織されたもので傳統的歷史を有し却つて地方勞働者間に少なからぬ影響力を保持して居るもので其主なるものは、廣東に於ける機器總工會、上海に創立された郵務總工會、其他鐵道從業員より成る鐵道總工會（未完成準備委員會のみ上海にあり）、海員工會（最も完全なる海員工會法に依り組織されたる海員勞働組合なり）の如きものである。三は支那各地に散在する共產軍所在地たる蘇維埃區に於ける赤色工會で是等は上海、漢口、天津等に於ても又暗躍して居るのである。

共產軍の現狀

中國共產軍はこゝ數年間其の活動を續けて居るが、最近北支山西省方面に進出した事ほど吾人の關心を動かした事はない。それは從來の共產軍活動は其の關係が國內的であつて、蔣介石氏の勢力と手腕に信賴して、早晩其の掃蕩全滅を見るものと樂觀して居たのである。然るに事實はこれに反し、最近では蔣介石氏の共產軍討伐は、これを覆滅するものではなく、國內諸軍閥に對する、崩壞政策の前驅に利用するものであるかの感を抱かしめる傾向があらはになり、殊に今回の共產軍山西侵入の前後關係を見ると、更に其の感を深くするものがあると同時に、我々は北支の治安延いては友邦滿洲國の治安の爲めに至大の顧慮を拂はざるを得なくなつた。而して此の見解はあながち個人の僻見ではなく、今では大方の輿論である樣に思はれる。即ち從來に比し中國共產軍に關する邦人の注意は、一層强められ、若くは尠くとも今後深く注意されなければならぬ事が知られた樣である。これが爲め一九三六年四月迄に於ける共產軍の動靜と其の經過を概說する。

分布狀態 一九三六年四月に於ける共產軍の所在は大約次の如くである（次頁附圖參照）。

（一）川康區（或は中央軍區と云ふ）

四川、西康兩省交界の大金川上流方の鷲坝より起り四川省西北部の撫邊、理番、松潘を連ねたる線の以西及以北の一帶。

領導者 朱德、張國燾、徐向前、陳昌浩、羅炳輝、董振堂、何畏、王維周、王宏坤。

總司令 朱德 副司令 徐向前。

兵力 第三軍 董振堂 第四軍 羅炳輝
第四方面軍 徐向前（六軍、二師）
全兵力 約三萬

（二）陝甘區

陝西省延川、清澗、定安、保安、安塞、延長、葭縣、府谷。
最近山西省に侵入し、中陽、石樓、濕、離石、蒲、汾西、趙城、洪洞、安澤、浮山、沁源、高平、河曲、保德、諸縣に蘇維埃區或は游擊區を設置したとのこと。

領導者 毛澤東、彭德懷、林彪、鄧發、徐海東、劉子丹、謝浩如、楊森、楊祺。

陝甘革命軍事委員會主席 劉子丹

兵力 第二十六軍 劉子丹（三師六團二十四游擊隊）
第二十五軍 徐海東（三團）
陝甘支隊 總指揮 彭德懷（第一縱隊林彪、第二縱隊彭德懷、第三縱隊鄧發）
全兵力 約三萬

（三）賀蕭軍

湖南省の西北湖北省境に近き大庸、桑植の根據地を地盤し、三五年十一月以來澧浦、新化、安化、武岡、沅州（芷江）の各所に游擊中、本年初に貴州省內に侵入して銅仁、江口、省溪、印江、石阡、思縣を經て黔

西に入り畢節より北上、四川に入らんとして果さず、更に蛭江流域より奥義を經て三月二十七日雲南省に侵入平彝、霑益を經、省城昆明を脅威しつゝ、四月五日尋甸に達した。これが爲め雲南省政府は大脅威を受け馬龍附近を固守すると共に、貴州薛岳殺靖主任は部下軍隊を急派してこれが應援を命じたとの事である。同時に四川松潘附近の共産主力軍は一部を廬山方面に南下せしめて其北上を支援させる事を計畫して居るのから見れば、賀蕭軍今後の前進はやはり北上して四川主力と合併するものと見られるのである。

領導者　賀龍、蕭克、夏曦、任弼時。
兵　力　第二軍團　賀龍(三師)
　　第八軍　蕭克(三師)
　　全兵力　約二萬

(四)　豫鄂皖軍區

河南、安徽、湖北三省の省境交界の大別山中に在り、現在では殆んど土匪化せるも、土地險要で討伐軍も容易に手の下し様なき有様である。

領導者　不明
兵　力　第二十五軍の殘部　約一千

(五)　浙閩軍區

福建省東北隅浙江省東南部で福建省松溪、政和、壽寧、浙江省の景寧、平陽、雲和の諸縣を含む、半共、半土匪なり。

領導者　栗裕、馮品泰。
兵　力　獨立師及土匪軍　約二千

以上の外一九三四年八月迄共産軍主力の本據地をなしてゐた江西省には、いま尚ほ其の殘匪が各所に分散殘留して居るが、蔣介石氏が南昌を引上げ、後引續き行はれた掃匪作業に依つて殆んど全滅した様で、たゞ湖北、湖南との省交界線武寧、修水縣に徐彦剛氏の第十六師の殘部が存在する。徐彦剛氏は一九三五年秋討伐軍の爲め殺されたとの事であるが、其の眞否は不明である。其の他廣東、福建省境交界點附近及び福建、安徽省境懷玉山附近にも方志敏匪の殘匪が居るとの事であるが殆んど軍をなさず、土匪化したものとされて居るのである。

主力部隊の動向　最近數年間中國に於ける共産軍の主力は、楊子江中流の江西省に其の根據地を構成、瑞金に中華ソウェート臨時中央政府を設置し、第一方面軍約八萬の軍を擁して、一時は江西省八十一縣中其の七十縣を勢力範圍として居つたが、蔣介石氏が前後五年約五次の剿匪作業に依り、數億萬元の軍費と七十萬の兵力を以て、三四年秋漸くこれを省外に驅逐し省民を匪禍から救ふ事の出來たのは周知の事である。

江西省に於ける共産主力軍の西進は一九三四年八月に開始され、其の先發は湖南に近き湘鄂區を守備せる第八軍（軍長蕭克）に依つてなされた。即ち蕭克軍は八月上旬根據地を離れ、湖南省南部廣東省境に近き桂東、資興、新田、永州、新寧、會同、晃縣を經て貴州省銅仁に出で、十月下旬當時湖南省西北隅に割據してゐた第二方面賀龍軍と合流した、これが今日の賀蕭軍である。

其の後引續き瑞金を中心とせる朱德、毛澤東氏等の率ゆる第一方面軍の主力は、十月二十日頃西進を開始し、蕭克軍コースの少し南側を通り、廣西省全州、龍勝を經て貴州省に入り黎平、天柱、鎭遠より一九三五年一月上旬貴州北部の遵義を占領し、更に貴州西北部を轉戰一月二十九日討伐軍の爲め土城で大敗し三月下旬蔣介石氏の貴陽到着に先だち、其の全兵力約五萬を貴陽北方地區に集結したが、四月上旬討伐軍の爲めに戰敗して、中旬烏江流域から奐義を迂回し雲南省東部に進出、省城昆明の攻略を企圖したが成らず、東北部雲南各地に轉々して五月十日金沙口に於て金沙江を渡河し、漸く四川に侵入した。

四川侵入後の朱毛軍は會理の攻擊に失敗し、これを迂回して西昌、冕寧を經て一度西康省に入り瀘定を圍んだが此處もなかなか拔けないので、大渡河に沿ふて南下更に北轉して、漢源、天全、蘆山、天山を席捲し、六月十五日懋功、天金一帶で蜀東から南進して來た徐向前軍と合流して此の地方を占據し、江西省出發以來八箇月間の苦戰の疲勞を慰した。然し此の時には江西出發の時六萬を算した兵力は僅かに一萬そこ〳〵に減つてゐたとの事である。

徐向前軍は一九三四年來東部四川で通江を中心とする十數縣を占領して居つたが、四川討伐軍の包圍を受け更に陝西方面から中央軍の壓迫が來たので、一度甘肅への進出を企てゝ失敗したが、一九三五年二月下旬「西進して朱毛軍に合せよ」との中央部の指令に接したので直ちに行動を起し、三月下旬田頌堯軍を擊破して嘉陵江を渡り、四月二十一日茂縣を占領して暫く同地に留まり、六月上旬には理番、汶川、懋功を取つて玆に朱毛の主力軍と合流したのである。

かくて懋功附近に在つた朱毛主力軍と徐向前の合流後は、兩軍を合して隊伍の整頓を實行し、更に毛兒蓋で今後の方策を決定する最高幹部會が開かれたが、此の會議に毛澤東氏の北進論と張國燾氏の南下論と意見が二派に別れ、遂に主力軍は分裂して北進派たる毛澤東、林彪、彭德懷、董振堂、鄧發氏等は甘肅入りを決行し、徐向前、朱德、羅炳輝、董振堂氏等は川康區に留まることになつたのである。

分裂した毛澤東氏等の北進派は陝甘支隊と號し、八月下旬甘肅省に入り白龍江を渡り東進して通謂、靜寧から慶陽に出で、省境の子午嶺を越えて陝西省保安に到着して十月上旬劉子丹の指揮する第二十六軍と合流したのである。

從來共產軍の主力をなして居つた朱毛兩氏の指揮する第一方面軍は、上述の如く分裂して其の一部陝甘支隊たる彭德懷氏の指揮する約一萬の兵力は減少された形になつたが、猶ほ朱德氏の指揮下には約三萬の兵力があり、加ふるに最近若し賀蕭軍がこれに合流するとせば、依然共產軍の主力たる事を失はないと思考されるのである。

山西省侵入共產軍の分析　今度山西省に侵入した共產軍は前述

分布狀態中に示す、(二)陝甘區に屬するもので、更にこれを詳細に調べると、由來陝甘區に割據してゐた劉子丹氏指揮下の部隊は極く尠く、其の大部は一九三五年來新たに劉子丹部と合流した毛澤東氏指導下に在る彭德懷總指揮の陝甘支隊及び一九三五年秋劉部に合流した徐海東第二十五軍であつて、劉子丹氏の指揮部隊は極く一部が其の指導に任じた位で、大部は依然陝北のソウェート區に在るものゝ如く思はれるのである。

彭德懷氏指揮下の陝甘支隊に就ては既述の通り故玆に徐海東軍及び劉子丹軍に就て概說する。徐海東の指揮する第二十五軍は四川に於ける徐向前軍と同じく數年前には豫鄂院軍區即ち河南、安徽、湖北三省交界の大別山中に鄺繼勛氏指揮下に屬して居つたもので、徐向前氏の移動に引續き河南北部を轉進し、一九三五年始め頃迄は湖北、陝西の省境鎭南、柞水に占據してゐたが、三月運動を起し雒南、商縣の間を突破し、藍田、鄠縣、盩厔、郿縣を經て八月三日鳳翔附近で于學忠軍に大打擊を與へ甘肅省に入り兩當、徽縣、天水、泰安、靜寧、平凉、靈臺、涇川を經て九月中旬陝北に入つて劉子丹軍と合流した。

玆に注意すべきは紅軍第二十五軍は軍長は程子華氏であるが徐海東氏は副軍長で其實權を握つて居る者で、一九三五年夏前記の大行軍をなした時も、共產軍として比較的地方農民の好意と同情を買ひ得て、これが爲め東北軍との戰鬪を有利に導いたとの事である。又其の三團の兵卒の大分は何れも十五歲乃至二十歲の青少年で一名童子軍と呼ばれて居る。徐海東氏の意圖に依つて軍紀が頗る嚴肅で、目的地への行軍途中にある都邑は絕對に占領せず、又耕地を侵さず農民には現金を與へて必ず物品を購買することにし、奪略行爲は一切禁じられて居るとの事である。これが爲め其の模範的軍紀は地方住民の歡迎の的になつてゐると稱せられる。

劉子丹氏の指揮する第二十六軍は陝西省土着の共產軍で、劉子丹氏は保安縣の地主階級の出で、黃埔軍官學校で軍事教育を受けた原來の共產主義者である。民國二十一年陝北に第二十六軍を編成し自ら其の軍長となつて陝北ソウェート區を管轄して居るのであるが、彼の性質は强直で、頗る煽動性に富み、且つ其の經歷より政治及び軍事に對する充分の知識と經驗とを持つて居るのである。

先頃山西省に於ける閻錫山氏が防共の必要を發表せる話の中に陝北に於ける劉子丹の勢力を、陝北紅軍の兵力二萬、赤衛軍二十萬、赤化人民七十萬、全赤化八縣、半赤化十五縣なりと評價したのも、あながち誇大な言ではないらしく考へられるのである。

山西省を侵し若くは侵さんとする共產軍の全貌は大體上述の如くであるが、今日迄の諸情報を綜合すると、各軍の配備は大約左の如くである。

劉子丹軍は依然其の主力を以て陝甘ソウェート區を固守して

居り、一部を以て綏遠省境及び山西北部方面に策動して居る。
毛澤東氏の指導する彭德懷甘陝甘支隊は山西省中部方面に侵入策動して居る。
徐海東氏の第二十五軍は山西省南部方面に策動中。
別に便衣隊は太原附近及び北部山西省大同附近に策動して居る。此の部隊は其の何れに屬するかは不明なるも、恐らくは劉子丹氏部下なる如く思考さる。但し最近發表の靜樂縣縣長の報告では徐海東部隊が同方面に活動して居る樣であるから、或は便衣隊は徐海東部隊がこれに伍して居るかも知れないのである。

陝甘ソウェート區の組織　陝甘ソウェート區は山西侵入共產軍の根據地をなすもので、今後共產軍の發展が何れの方面に向ふにしても、最も重要な根據をなすものであるから更に稍々詳細にこれを說明する。

（一）陝甘ソウェート區の範圍

管轄區　延川（延水縣）、清澗（透延縣）、安定（赤原縣）、保安、安塞、延長、靖縣、府谷。
游擊區　吳堡、綏德、米脂、榆林、神木、橫山、靖邊、延安、甘泉、鄜縣、宜川、韓城、部陽、定邊、（甘肅省）環縣、合水、慶陽。

（二）諸機關

陝甘ソウェート區政府（所在地安定縣瓦窰堡）
主席　白占玉　副主席　薛學成
陝北革命軍事委員會暨陝甘軍區總指揮　趙仰晉
委員　劉子丹、謝浩如、高剛、楊森、楊祺、毛澤東、彭德懷、林彪、葉劍英。
ソウェート陝西省政府（所在地安定縣瓦窰堡）
主席　馬芳明
兵器修理所　ソウェート陝西省銀行
紅軍幹部學校　校長　趙仰晉
レーニン小學校

（三）第二十六軍　軍長劉子丹

第四十二師　師長楊　森
第八十四師　師長謝子昌
第八十六師　師長楊　祺
第一團　長陳國棟
第二團　長劉景鄂
第三團　長黃子祥
獨立團　長賀晉年
獨立團　長高　剛
騎兵團　長唐啓明
外二十四游擊隊
兵力　約二萬（銃數七千）

陝甘區に對する討伐軍の配置

（一）北方地區（綏遠、寧夏省境）
神木、榆林、橫山、靖邊　第八十六師

（師長井岳秀は暗殺された）
靖邊、安邊、定邊　新編第七師　馬鴻逵

（二）東方地區（黃河沿岸）
米脂、綏德、吳堡　第七十一師ノ方克猷旅
第百〇一師ノ馬廷守旅
第七十二師　李生達
第八十四師　高桂滋

清澗、延川、延長　第百〇七師　劉　翰　東

（三）中部地區
延安、鄜縣一帶　第百　十　師（師長戰死殆んど全滅）
第百二十九師　同　福　成

（四）南部地區（西安直北部）
宜川、韓城、部陽、三原　第四十二師　馮欽哉

（五）西部地區（甘肅省境）
慶陽、正寧、長武　第三十五師　馬鴻賓
環、慶陽、寧縣　新編第一軍　鄧寶珊

以上の討伐軍は西北剿匪總司令蔣介石氏及同副司令張學良氏の指揮を受けるもので、張學良氏は西安に駐劄し、蔣介石氏は時々飛行機で西安に飛來し必要な指令を與へて居る。
四月十三日の漢口電報では、蔣介石氏は十二日漢口から開封に至り、豫皖綏靖主任劉峙と會見隴海線一帶の軍事强化を協議の後十四日更に飛行機で西安に至り、張學良氏及び西北將領と剿共に關する軍事會議を開いたとのことである。然し陝西省に在る前記剿匪軍殊に張學良氏の舊部下たる舊東北軍は、今日迄共產軍討伐に就ては少しも努力を現はして居らぬのみならず、屢々失敗して大損害さへ蒙むつて居る有樣で、これが爲め世上からは舊東北軍は共產軍と狎れ合つて居るのではないかとの疑念を持たれる有樣である。甚だしきは最近蔣介石氏及び張學良氏は西安北方の洛川で、共產軍の主領と會商したとさへ傳へられるのである。それは兎に角として舊東北軍は、共產軍の討伐は全く經驗のない事、及び此の方面に移駐以來南京政府からの軍費の支給が不行渡りでこれが爲め怨嗟の聲が高く、從つて眞面目に討伐を實行しないばかりか、中には共產軍に寢返りするものさへあるに至つたと噂される樣になつたのである。

共產軍山西侵入前後の狀態　毛澤東氏の主力軍が徐海東氏に引續いて陝北に入つてからは、陝北共產軍の勢力が一時に增大されたので、次に來るものは彼等今後の動向であつた。此のことは蔣介石氏も相當の顧慮を持つて居つた樣で、一九三五年十月一度太原に飛んで閻錫山氏を訪問し防共に關する協議を遂げ、その後張學良氏も亦閻錫山氏を訪問した。又山西側では早くより防共の工作として、防共自衛團の組織、土地公有法案の發布などに着手し、黃河の天險を賴みながらも、猶臨縣附近に孫楚氏の部隊を派遣し沿岸の渡河點一帶の監視を嚴にしては居つたのである。然し聞く所では其頃、我北支駐在の武官が太原に閻錫山氏を訪問して防共に關する相談を持かけた時彼はこれを婉

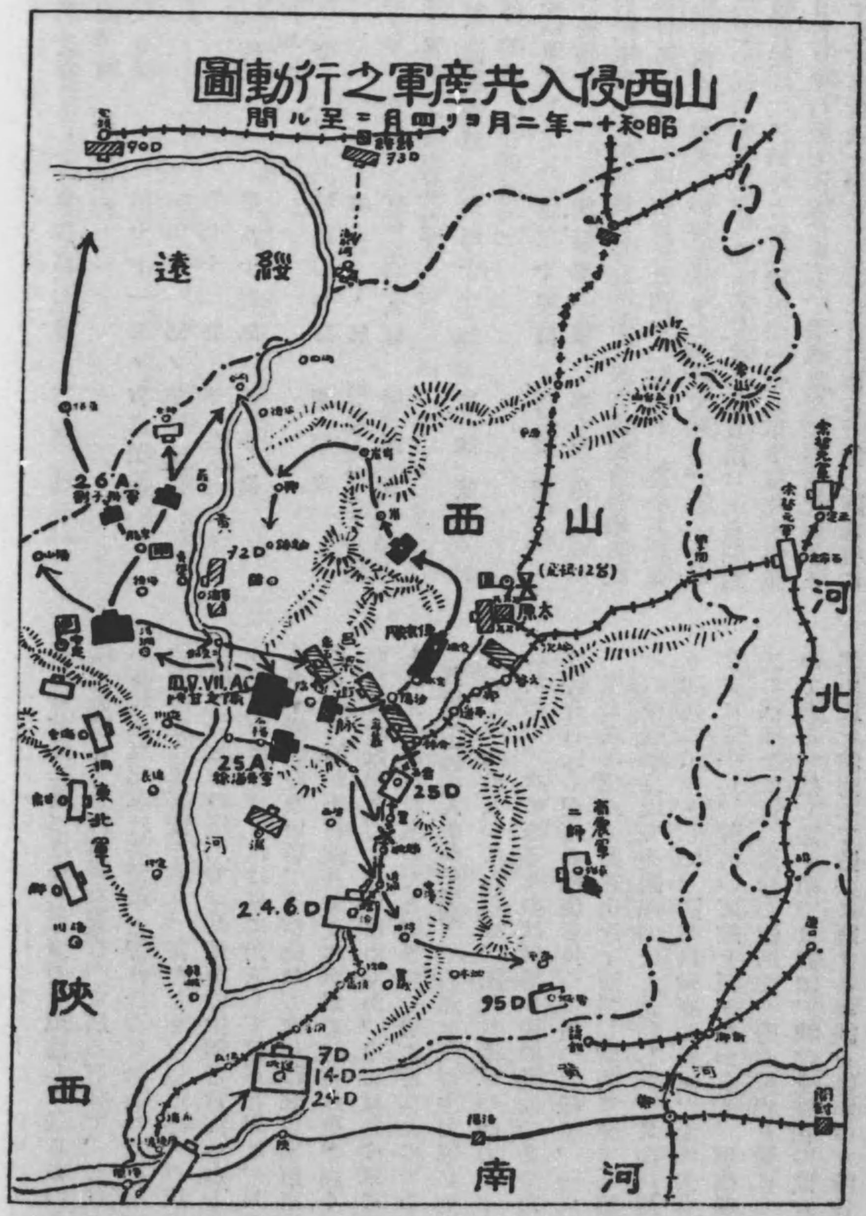

曲に拒絶したとの事であつたが、昨今共産軍の入晋以來一時其勢の猖獗で自己の位置の危險を感じた時分には其非を自覺されたやに聞及んだのである。兎に角此度の共産軍の山西侵入は彼等の得意とするゲリラ戰術の妙に歸するものではあるが、一方山西軍が黃河の險を恃み過ぎた事、及び最近戰鬪の經驗を有せず怠慢の不覺に基因する罪であることは爭はれないのである。

これに反し共産軍側では夙に山西侵入を計畫しあつたもので、其計畫の煙幕としては一九三六年一月頃から劉子丹軍は北部綏遠內蒙方面に對する活動を開始し、榆林、綏德、橫山附近に猛烈な戰鬪を惹起し、又最南部韓城方面へも徐海東軍は進出するかの如く策動したのである。即ち北部に於ける劉子丹軍の橫山方面への進擊と徐海東軍の韓城進出に依つて牽制しつゝ、中央軍たる毛澤東氏の精銳彭德懷氏は、手兵を携げて二月十日一擧吳堡の下流三交鎭附近より黃河を渡つて、離石、中陽縣に進出したのである。

共產軍の黃河渡河に關する一挿話（支那紙所載）

毛澤東、徐海東の共產軍約二萬は主力を以て石樓東方の山地帶に立籠り、一部を以て黃河の主要渡河點たる三交鎭を占據し、山西省西部をその勢力下に置き、山西中央兩軍と對峙の形をとり勢侮るべからざるものがあるが、是等大部隊の共產軍が嚴重を極めた山西軍の警戒線を突破して、困難視されて居た黃河の渡河に成功し、山西侵入の目的を達したのは、逸を以て勞を待つ共產軍特色の戰法によるものなるこ

とが、最近山西軍の有力將領の口から洩らされたのである。

即ち山西軍側では共產軍が黃河を渡るとすれば、必ずや結氷期を選ぶに相違ないとの判斷の下に十二月の結氷以來、各重要渡河點には兵力を配置して嚴重警戒に當つたが、二月上旬解氷し始めるや、もう大丈夫だと安堵した警戒部隊の將士は、一樣に幾月振りかでのび〳〵した氣持に浸る事が出來た。三交鎭守備の木旅長が久し振りに妻妾の柔肌を思ひ出して、後事一切を部下の團長に委ねて、こつそり太原に歸つたのもこの頃であつた。上官既に斯くの如く、殘された將卒の長閑さは推して知るべしである。二月十七日のことだつた、陝西省側から珍らしくも一隻の小舟がこぎ寄せて來た。河岸に立つた步哨がスワこそとはかりに飛び出して見ると、小舟の主は何と田舍には珍らしい二人の妙齡の美女ではないか、上陸した美女達はさも〳〵安心した樣な身振りで、「妾達は陝西の者ですが共產匪の惡虐に堪へかね命からゞ〳〵逃げて來たのですがもうこゝまで來れば安心です、これは心ばかりのお土產です」と挨へ來つた酒肴を取出しての特別サービスに步哨先生鼻下を伸ばしてやに下つたのは想像に難くない、稍々暫くして美女は言ふのだつた。

「小船の中に手廻りの荷物が二つあるのですが重くて持てませんから擔いで戴けませんでせうか」

親切の見せどころは此時とばかりに步哨が二つ返事で引受けたのは勿論である。荷物を運び終るや否や二つの箱の中から矢庭に二人の壯漢が躍り出すと、見る間に兩手に握つた拳銃が火を吹いて、步哨等は其場に射ち斃された。これを合圖に對岸に待受けた共產軍は雪崩て徹發して置いた多數の浦團を河水に浸たして凍らせ之を防彈壁代りに舟に

張り廻し、どつと山西側に押渡り、不意を打たれて狼狽する山西軍を蹴散らしてまんまと三交鎮を占領し、更に南下して石樓を攻略したものである。二月十七日中に渡河した共產軍は約一旅で此報告が太原に達したのは二月二十日であつたとの事である。

共產軍の黃河渡河と其後の行動　共產軍の黃河渡江並にその後の行動に關し、民國廿五年三月廿日大公報所載の記事は次の如く述べてゐる。

「共產軍は陝北に於て渡河の爲、黃河支流の無定河に牛皮及び羊皮を張つた小舟及び木板の小船二百餘艘を準備して居つた。

二月十七日共匪は是等準備せる渡船を持出し、毛澤東は彭德懷、林彪等を率ゐて三交鎭より渡河を實行して、中陽を猛攻した。徐海東は更に下流の上平關、辛關より渡河して石樓に向ひ前進した。毛澤東軍は中陽を占領したが、徐海東軍は守備軍楊耀芳師の溫玉如旅團長の固守に依り、遂に石樓を陷ることが出來ずにたゞ之を包圍して其附近の水頭鎭、辛莊村等を占領したのみであつた。石樓の守備は溫旅の三箇中隊が之を死守して三月下旬に至る約一箇月に及んだ。此間守兵の糧食を補充する爲めには、飛行機を用ひて之を空中から給與したと云ふことである。

かくて黃河を渡河した徐海東、毛澤東の兩軍約三萬は渡河後三月二十三日に至る約一箇月間は同蒲鐵道の西側離石、中陽、石樓、濕縣、汾陽、孝義、靈石、汾西の諸縣に侵入し、靈石の双池鎭及び石樓縣の水頭鎭を根據地として活動を續行し、これに對し山西軍は楊澄源、楊效歐、李生達、孫楚を四路縱隊長に任命し、別に王靖國を總豫備軍總司令、楊愛源を前敵總指揮として、第一縱隊(約八千)を濕縣、第二縱隊(約八千)を交九峪、第三縱隊(約一萬)を關上、第四縱隊(約一萬)を中陽附近より殆んど包圍の姿勢を以て其掃討を開始した。同時に中央から派遣された第二十五師は靈石に、石家庄方面から入省した商震軍二箇師は介休に進駐したのである。然し討伐はなか〳〵はかゞしく實行されず、其間に共產軍は活動跳梁を極めて、介休、靈石間及び霍縣趙城間に於て同蒲鐵道を破壞し、又約二千の便衣隊は討伐軍の間を縫つて、太原に迫り三月二十日には文水に、二十一日には太原西側の交城を騷がせたので太原城は非常な恐怖に襲はれたのである。

三月の二十五日頃には一部の共產軍は同蒲鐵道沿線の洪洞、趙城、臨汾附近迄進出し、其一部は更に東進して浮山、安澤、沁源の諸縣迄も進出した。

此頃中央から派遣された第二、第四、第六師は風陵渡附近から北上して候馬、臨汾附近に集中し、續其後續部隊として運城附近に第七師、第十四師、第二十四師が又晉城には第九十五師が集中を開始した。然し是等の中央軍は殆んど劃匪は傍觀的態度に在つたので、閻錫山は始めて中央軍の增援が何等の效果なく、却つて自己を窮地に陷れるものであることを悟つたのである。」

入晉共產軍第二段の工作　三月二十九日北平發の電報では、山西に侵入した共產軍の主力は二十五日以後に於て双地鎭及び水頭鎭、石樓、中陽附近一帶の根據地を捨てゝ、共進路を南北兩方面に分散し、北進部隊約七千(徐海東部隊)は太原附近一帶に多數の遊擊隊を放ち、之により討伐軍を牽制しつゝ太原西方地區を蹂躙北進中であるが、之と同時に黃河を挾んで陝西東部省境では劉子丹氏の大部隊が之と策應して併行的に針路を北方に取りつゝあり、之に對して山西軍孫楚の第三縱隊は、二十八日以來黃河方面に向け攻擊を開始した。匪軍は結局黃河上流地區に逃れて劉子丹部隊と合流して、一擧に綏遠に殺到するか、山西北境に逃れて行くか何れか一つを選ぶ形勢である。軍事專門家の意見では匪軍は山西北部を占據すれば、一時共行動を中止し陝西部隊の側面的掩護の下に、共儘同地方に蟠居して情勢を觀望するのではないかと推定されて居る。何れにしても共匪は多角的戰術によつて常に討伐軍の意表に出る事を得意としてゐるので、豫斷は許さるも、陝西省內には既に强力なソウェート區が設定され、赤色學校の設置さへ行はれてゐる現狀にあるので、今後山西共產軍が陝西省を根據地として、飽く迄山西省の心臟部侵入を敢行すると見ることは極めて自然的で、今後は游擊隊に依つて北部山西の赤化侵蝕は免れぬ運命と見られて居る。一方同蒲路を橫斷して南部山西に入つた約五千の集團は、趙城、臨汾、曲沃、新絳附近より高平附近に至る肥沃の地に於て、强力なる地盤の獲得を目標とし、この一帶に立罩つて漸次軍隊の休養をなすと共に、ソウェート區の設定に取掛り、これが爲め一時は河南、河北の省境に進出することあるべく、外部の牽制をなすと同時に逐次內部に共產區設定の根を下すものと見られてゐる。要するに山西共產軍の工作方向は、最後的方略は別として當面は飽迄陝西の强力なる本部隊の掩護のもとに、漸進的に山西全省の赤化を進めて行くことが最も確實であつて、すでに山西の共產軍は第二段の工作に入つたものと見られてゐる。而して山西省は全省山岳重疊し天然の要害に富み、殊に山地戰法を得意とする共產軍の爲めには、最も適當な根據地を得たものと思はれるのである云々、以上の電報中南部山西省への進出は、共產軍が南京政府との或る諒解を有するのでなければ多數の中央軍が南晋に集中した今日頗る困難で孤立全滅に陷る因をなすもので、今日入晋の共產軍は敢へて、判りきつたる此愚をなさぬだらうと思はれるのである。

綏遠方面に於ける共產軍の策動は當然あり得べき事で、該方面は人口稀薄で物資の供給に不自由ではあるが、此事を除いては共產軍としては最も必要なる策動地域であつて、外蒙を經過する國際路線の設定基地として、又現在入晋共產軍の口號とする反滿抗日主義の見地から最も必要な策源地たることを得るものである。故に陝北若くは山西北部に腰を据ゑるものとしても逐次其手は朔北の野に伸べられるものと思はれるのである。

既に綏遠方面の赤化作業は彼等の山西侵入に先だつて行はれて居る所で、一九三六年々頭には左記の如き綏遠省城クーデター計畫が發覺され省政府當局を一驚させたが、漸くこれを未然に防止する事が出來たのである。即ち

一　陝西北部に迫つた紅軍に呼應し省城警備手薄に乘じクーデターを

行ふ。

二　傳作義軍を挾撃し、綏遠ソヴェート區政府を樹立し、外蒙と連絡して西北赤色ルートを完成する。

三　クーデター失敗するも傳作義氏と日本武官羽田少佐を斷じて暗殺せよ。

四　日本勢力を徹底的に驅逐し、北支赤北に對する冀察兩省同志の準備完成せり。

以上の指令は過般上海より天津に移轉した中國共產黨中央政治局から出された「綏遠省內一部の赤化は容易なるも一擧に全省赤化をなさゞれば效果なし」と豪語し居り、其後の引續ての檢擧で赤色勢力の偉大さが如實に證明されて、各方面を驚倒させた程であつたのである。

又三月二十四日天津發の電報では、陝水にあつた劉子丹軍の一部共產軍約三千は綏遠省境を越えて北進を開始し、王靖國軍の一部と衝突し同方面の情勢も漸く切迫しつゝあるとの事であつたが、猶其後の詳報には接しないのである。

又三月二十四日天津發の電報では、當地着の情報に依れば毛澤東氏の紅軍便衣隊約三千名が十四日以來綏遠に侵入攪亂を續けつゝあり、これと呼應して中央軍出身の張相が抗日軍を結成し、綏遠、包頭間の平綏線一部を占領せんと計畫中であると、右の如き情勢に綏遠省當局は王靖國軍の一部隊を割き、非常警戒に任じて居るが、事態の外部漏洩を懼れ極秘に附してゐるとの事である。

山西入實行の宣傳工作　山西に侵入した共產軍は便衣隊を省內各地に潛入させて赤化宣傳戰術を取つて居り、太原にも多數の共產軍傳單がバラまかれたが、最も注目すべき現象は、共宣傳する處は從來の打倒軍閥資本家ではなく、「抗日聯軍を組織して日本の侵略に備へよ」として、抗日意識の激發により民衆に働きかけて居ることで、日本に當るべく山西省に侵入せるものなることを巧みに宣傳して居るのである。

共產軍の山西入りは一九三五年夏に開かれた、コミンテルン大會の決議に基づくもので、共產軍の最近に於ける窮境打開の案が即ち北支への進出であつて、其名義は反滿抗日で其第一步として山西入りを實行したのである。それ故彼等のスローガンも悉く劃期的な變換を計つた。いはく「抗日國防政府の樹立」いはく「全國的抗日軍の組織編成」いはく「滿洲北支の包圍」いはく「失地回復、民族更生」いはく「打倒軍閥、打倒日本帝國主義」であつて、目下の共產軍のモットーは一も「抗日」二も「抗日」である。最近に於ける共產軍の刊行物は悉くこれに關するもので、彼等は北支への進出もほゞ成功し國防政府實現に見通しがついた上は、現在のソヴェート政府を廢して、別に抗日聯合軍總司令部を設け、全支那の抗日軍事勢力を糾合し、これを一手に統制し、而してその根幹的勢力としては、從來の共產軍が之に當るのだと稱してゐる。全く夢のやうな計畫ではあるが、排日

敎育に慣れた心なき支那民衆は、かゝる妄想が甚だ合理的な壯擧の樣に考へて居る樣に見えるのである。

更に玆に注意を要することは、共產軍の山西入りに先だつて天津に於ける中國共產黨中央政治局は、河北省各地に於ける共宣傳工作を抗日反滿に宛てはめると共に、一方北平の大學青年を示唆して、冀察の防共自治に反對せしめ又我華北の經濟提携の妨害工作として各工人間に働きかける等殆んど其全力を抗日作業に充てゝ居る有樣であつた。これがため有名な怪人ボロディン氏も北支に潛入活躍して居るとも云はれ、又第三インターの李德(露人)は重要指令を持つて山西に入りこれを侵入軍に交付したので共運動は一層活潑になつたと云はれてゐるのである(註)。

註　其眞僞は知られないが、李德氏が山西入りをしたので共產黨及び共產軍は左の如く組織を改編されたとの說もある。

一　山西ソヴェート政府主席に蔣克彊、政治委員長に毛澤東を任命

二　共產軍總指揮に徐海東を任命

三　中國共產軍晋西枝隊總司令に彭德懷を任命

四　遊擊隊司令に騷繼勛を任命

而して共產軍政府は臨汾附近に移動したとの事である(但し此事は中央軍の逃出に依り實行不可能と考へられるのである)

山西に於ける討伐軍の現在數　山西に侵入した共產軍の總數は彭德懷氏の甘陝支隊及び徐海東氏の第二十五軍を合して約三萬である。之に對する討伐軍は、山西在來の山西軍の外、蔣介石氏が派遣したものは逐次增加されて、四月十日迄の現在は次の如き多數にのぼつたのである。

軍政部長　何應欽

蔣介石氏の代理として、在晋中央軍總指揮の爲め四月一日太原到着

南昌行營參謀長　陳　誠　第一路戰區總指揮

三月二十五日中央軍指揮の爲め太原到着

中央軍

第二十五師　長　李松崑　靈石

第　二師　長　黃　杰　臨汾

第四師　長　邢震南　臨汾

第六師　長　周　雪　臨汾

第七師　長　曾萬鐘　運城

第十四師　長　霍揆彰　運城

第二十四師　長　許克祥　運城

第九十五師　晋城

商震軍二箇師　長治

飛行機六臺　太原

山西軍

第六十八師　長　李服膺、太原、考義

第六十九師　長　楊澄源　汾陽

第七十師　長　王靖國　包頭、一部太原

第七十一師　長　楊耀芳　孝義、一部中陽

第七十二師　長　李成達　溫縣、關山
第七十三師　長　傳作義　歸綏
鐵路護路軍　長　孫楚　臨縣
飛行機六臺　太原
兵力　山西軍約六萬
中央軍約八萬　總計約十四萬

共產軍入晉の結果　山西に侵入した共產軍は、其後の詳報に接しないので精確に判斷することは出來ないが、最初入晉當時の三萬の兵力は、四月上旬迄に陝西に退却せるもの、二月十一日以後の戰爭での損失を併せて約半數に近きものは、現在では山西省境に影を沒したものと見られるのである。即ち約半數一萬五千の部隊は北部山西と南部山西に游擊しあるもので、猶中部呂梁山の山脈中に殘留して居るものも多數ある事と思はれるのである。即ち侵入共產軍の效果としては、比較的豐沃な中部及び南部山西に於て若干の物資の補充を得ることが出來たと同時に、陝西省に比し友軍の顧慮なくこゝ暫しは山西南半部を占據してソウェート區の建設に着手するものと見られる。然し是等の匪軍は更に次の飛躍が準備された時何れに行くであらうか。山西の地は假令山脈が縱橫に錯雜した天險はあつても、決して共產軍が永久に割據し得る土地ではない。其進路は今より豫測することは出來ないが、過去に於ける蔣介石氏の剿匪工作の結果から考へれば、更に彼の壓迫と指導に依つて東北に送られるのではないかと思はれるのである。

次に山西省自身にとつては折角閻錫山氏が多年苦心經營し來たつた山西モンロー主義を根底から覆され、省民は今迄に經驗した事のない苦難をなめ、多年支那全國に誇りを續けて收め來たつた鄕土の富をすつかり掃蕩された事と思はれる。加之此度の共產軍の來侵は、世人の噂するごとく果して蔣介石氏の指金に出たものか否かは不明であるが、兎に角其結果としては山西モンロー主義の沒落であり、閻錫山氏勢力の崩壞を來たした事は爭はれないのである。更にこれを南京政府即ち蔣政權よりすれば、共產軍驅逐の利用に依つて山西省を其勢力範圍內に收め、延いては顧慮多き冀察政權の監視に便なる一つの足場を獲得した事とも見られるのである。又北支に最も密接なる關係を有する滿洲國及び我國としては、最も懸念し希望しある北支治安の維持と住民の幸福增進に一點の憂慮を加へた感があるのである。

（井上謙吉）

國際

第十九世紀以降世界大戰の勃發に至るまでの世界經濟體制は自由主義の基礎の上に立つて居た。生產は利潤によつて決定され、國際經濟場裡に於ける利潤の追及は、自由競爭に一任されて來た。從來と雖も貿易に於ける保護政策的施設の存せることを無視するものではないが、大戰後殊に最近時に於けるそれに比すれば、比較的に國際的分業が原則として行はれ來つたと稱し得る。而して世界經濟機構は、先進工業國たる西歐諸國と後進工業國たる其他の諸國との間に有無有通ずるの態樣を示し、而も既に政治的に優者たりし西歐諸國は、同時に經濟的優者として世界に君臨して居たのである。

斯る世界經濟機構は、世界戰爭によつて崩壞に瀕した。四年に亘る大戰は、西歐交戰諸國の世界市場を他の產業諸國の蠶食に委かせた。而も近代工業の高度の產業能率が、世界戰爭前に於ける世界經濟機構成立の根本條件をなしたのであるが、大戰中歐洲諸國の工業が停滯萎微して居る間に、米國、日本等の新興產業國は、進步せる機械に依る新產業組織に成功し、世界市場を無人の野を行くが如く席捲し、かくして西歐諸國は內に交戰に依る損傷未だ癒えざるに、外に國際經濟に於ける優越的地位を喪失せんとしたのである。

戰後に於ける歐洲の政治地圖は、隣國即ち敵國の異常狀態を呈して居る。恐怖に脅えたる歐洲各國は必然の勢として獨裁制に走り、議會制度の如きは弊履の如く捨てられた。政治上に於けるこの傾向は經濟に於ける自由主義の放棄を益々促進した。各國は擧つて國家主義的自給自足經濟へと走り、國家による統制經濟の傾向は、從來の資本主義經濟に代り、又代らんとして居る。

併しながら國家主義的自給自足經濟の成立には次の二條件を必須とする。即ち、先づその國に於ては、一切の食糧品及び必要原料品が存在して居なければならない。次にその國の生產品は盡くその國に於て消費されなければならない。かくて自給自足的經濟は豐富なる天然資源と廣大なる版圖、數多き人口とその多數人口の消費能力の均衡を得たる國に於てのみ可能なのである。世界に於て現在かゝる國家は存在しない。然るにも拘らず世界の各國が競ふてアウタルキーへの方向を辿つたことは、經濟的考慮に基いたものではなく隣國即ち敵國的な異常狀態に對應する政治的意圖に基くものであり、經濟的には、少くとも

現下の世界經濟體制の下に於ては、國民的自給自足經濟の可能性は初めより存しなかつたのである。國家經濟の計畫化乃至統制は素より認容されねばならないであらう。併しながら、同時にそれは國家主義的自給自足經濟の如き、國民經濟の孤立化であつてはならず、また一面アウタルキーの不可能に基く經濟ブロックの結成であつてはならず、國家的統制はやがて國際的統制の範圍にまで高められねばならないのである。

一九二九年、ニューヨークのウォール・ストリートを襲つた恐慌は、怒濤の如く全世界經濟にその影響を及ぼした。これに對する各國の對策は、依然金利の低下、貨銀の切下げ、人員の淘汰等、生產費低下の政策であつた。かゝる對策が現恐慌裡にあつては畢竟無價値なることは、それら對策の孰れも失敗せることによつて實證されてゐるのであるが、理論的に見ても、現恐慌が、高度の能率を有する機械の普及と生產過剩に基くものなる限り、而して金利高と高貨銀に基くものでない限り、それらは既に舊き型の對策であり、失敗に歸すべきは瞭かであつたのである。

生產過剩と滯貨の增大、これらに伴ふ失業問題の惡化は、從來の如き姑息的手段の無效を暴露した。國際貿易の澁滯は、國際間の信用の回復を俟つて初めて解決し得る。かくて大戰の賠償、戰債問題の懸案は、獨逸の賠償負擔の解放、各國の一時的戰債不拂に落着き、また國際經濟の阻害膠着の最大原因たる金の偏在、金準備の不足は、英國以下主要諸國の金本位離脫により、世界的金本位制の變動を隨伴し、これにより變態的ながら國際金融界は小康を見出したるかに見えたが、生產過剩、物價の落勢は底止するところを知らず、經濟的危機は隨所に伏在して居る。

かゝる國際的經濟危機の解決のための世界經濟會議は、各國利害の對立によつて決裂し、アウタルキー乃至はブロック結成に見らるゝ經濟的國家主義の對立は國際經濟をして暗憺たる情勢の裡に放置した。元來、現下の如き國際經濟關係の緊張は、四つの主要傾向の相互作用に基づくものと言へよう。その一はヴェルサイユ條約の結果としての戰前の經濟單位の轉位であり、その二は新興諸小國が經濟的により自給自足的たることによつて政治的にもその獨立を維持しようとする希望であり、その三は日本の如き若き產業國が、舊產業國に對抗して大產業國たらんとする運動であり、その四はソヴェート聯邦によつて代表される如く、新たなる社會的經濟的原理の上に、地域的經濟を建設しようとする努力である。これら諸要因の相互作用は、國際分業に於ける舊來の方向、國際通商の潮流、諸國間の交易に於ける既存の方法を一變せしめ、かくてこれらの經濟的傾向によつて生みだされた政治的潮流と逆流とは、反民主々義的ミリタリズムの教義を新たに擡頭せしめた。かゝる經濟的並に政治的傾向が、現在論議されつゝある植民地の再分配、原料資源のより自由なる獲得等々の政治經濟的諸問題の根底に横はつて居ることは改めて說くまでもないのである。

しかしながら、それらの論議主張の主たる缺陷は、われ〳〵が如何なる世界を創造しようとするのか、如何なる國際關係の組織を建設しようとして居るのかについての認識を缺いて居ることである。各國間の猜疑と紛爭の暗雲を一掃し、國際關係の明朗化が何よりも意圖されねばならず、これがための方策が共同の努力によつて案出されねばならない。かゝる共同努力の機關としてこそ、國際勞働機關のレーゾン・デートルがあるのではないであらうか。

國際勞働局

國際勞働機關はその存立の最初の十年間に於て、既存の經濟的諸條件への消極的適應の觀念を以て貫かれてゐた。それは、原因に對するよりも、結果に對する處理の手段であつた。そして普遍的な保護規準の確立に當つての主たる課題として、國際競爭を一層世界平和へ近づかしめるような局面にまで高めるために、各國の勞働條件の不均等を可能なる限り排除することが考へられて居た。

一九三二年及び一九三四年の總會に於て、經濟復興を促進する目的を以て、貨幣政策、信用、國際貿易及び公共事業の領域に亘り、大規模の施設を要求する決議が採擇された。蓋し、世界恐慌は、社會保險制度の高度の發達を以てしても、全世界幾百萬の勞働者の窮乏への顚落を如何ともなし難く、景氣變動に基く收入の喪失は、國際勞働條約の解決し得ざる問題たることを明かにし、この事實によつて國際勞働機關が一轉機に直面したからである。かくて國際勞働機關は、勞働及び社會の水準の範圍と效果とを決定すべき經濟的諸條約の形成に對し、積極的に努力することを決意するに至つた。この態度は一九三五年度の局長報告書にも看取される。一九三二年及び一九三四年の總會の決議と局長報告書に於ける、言はば經濟復興及び建設のための勞働、社會的綱領は、次の如き諸提案に基くものである。

一　產業活動を增進するために、不況期に際しては積極的貨幣及び信用政策を行ふ。

二　社會的意義を有する產業擴張計畫に對する政府の支持。例へば公共事業及び民衆的低家賃住宅の建設。

三　社會政策の助長。社會保險のみならず、榮養水準及び公共保健狀態の改善のための諸施設を含む。

四　四十時間制確立の意圖の下に、重要產業に於ける勞働時間の短縮を行ふ。

五　經濟資源のより完全なる利用のためにする通商政策の國際的協定。

右の綱領は大戰後の經濟觀念に依據するものではあるが、その觀念はもとより未完成であり、正確を缺いてゐる。しかしながら、それは最高可能なる物質的並に文化的水準を確立する目

的を以て、世界經濟資源の開拓を目標とする政策のために、一の出立點を提供するものである。

かゝる國際勞働機關の國際的產業協力による不況克服への積極的進出は、注目すべき一轉向であるが、これに對してはまた今日の世界に於て、自給自足的經濟の可能性の最も多き北米合衆國及びソウェート聯邦が、その孤立政策を拋棄して協力するの方途に出でた。由來、北米合衆國は資本主義最後の牙城として經濟的には最も保守的傳統を固執するかの觀があつたが、世界恐慌裡にあつては、N・R・A及びA・A・A等に依る國家的經濟統制を以て、經濟的自由主義の抑制を試むるの已むなきに至り、一九三四年八月二十日遂に國際勞働機關に來たり投じ、一九三五年の國際勞働總會に當つては、政府、使用人、勞働者の三部より成る代表を派遣して、盛に討議に干與し、各委員會に於ては指導的地位を獲得するに至つた。またソウェート聯邦は多年その據つて立つ主義の故に、資本主義國家に對抗し平和機構に於けるヂュネーヴ體制を蔑視し來たつたが、一九三四年遂に國際聯盟に加入し、國際勞働機關には主要產業國として加入し、國際聯盟理事會に於ては北米合衆國と共に常任理事國たるの地位を得、一九三五年の國際勞働總會には正式政府代表を派遣した。かくて國際勞働機關は量的にもまた質的にも大なる發展を見、その權威を加ふるに至つたが、先づ多年の懸案たりし勞働時間の短縮を敢行し、新たなる國際的基準としての四十時間週制への前進を以て、世界經濟資源の開拓を目標とする政策のために、一の出立點を提供するものである。

本年度に於ける國際勞働機關の取扱つた事項は多方面に亘り議題の數も多かつたが、開會劈頭より最終日に至るまで、終始會議を緊張せしめた問題は、實に勞働時間短縮に關する條約案の採擇であつた。この條約案採擇に至るまでの波瀾を畳めた經緯そのものが、既に事の重大性を立證するのであるが、われ〳〵はそれが不況克服に對する國際的產業協力の第一步たるの點に重要性を見出さねばならぬのであり、これによつて國際經濟の新展開が期待されるのである。

第十九回國際勞働總會

標記總會は一九三五年六月四日―二十五日、ジュネーヴに於てクレスウェル氏(南阿聯邦政府代表)を議長として開會された。開會に當り、理事會議長デ・ミケーリス氏(イタリア)は次のごとく述べるところがあつた。

「吾々の任務は本質的に實踐的なものである。吾々がここに集つたのは、精密な協定をつくり上げるためであるが、それは嚴格にして抽象的な協定を意味するのではない。吾々は常に時代の傾向を受容し、これを新しい協定の中に盛り、これを從來の協定の中に吹きこむであらう。吾々はこれらの傾向を公正に選擇し、その生けるもの、永續するものを留め、條約の形式の中に、これに對して最も適當な、最も實際的な形態を與へるであらう。

これらの傾向の中、吾々の時代の凡ゆる經驗と實踐とから迸り出たと思はれるもの、現代の進化から生じた一想念たるものが存する。それは、勞働者は單に保護されるものに止らずして、經濟生活及び社會生活の中に於て、役割をもち職能をもつ權利を有するものとなす思想である。吾々の事業を鼓舞するものは、勞働者保護の思想のみではなく生產に與る諸力の協力と國民生活との中に於て、勞働が荷ふべき現實の役割を、これをして立派に遂行せしむるの要これである。」

と。かくて三十回の本會議に於て審議を重ね、結局、條約案五個及び勸告一個を採擇した。以下本總會の成績の大要を概觀する。

總會の採擇せる條約案は左の如くである。

一　疫疾養老及寡婦孤兒保險に於ける權利保存のための國際施設の設定に關する條約案。本條約案は二十九ヶ條より成り、國際施設の設定、取得の途中にある權利の保存、既得の權利の保存、行政上の相互援助、國際施設の運用及び型式條項等につき夫々規定して居る。

二　一切の種類の鑛山の地下勞働に於ける婦人の傭使に關する條約案。本條約案は十ヶ條より成り、一切の婦人を鑛山に於ける地下勞働に傭使することを原則として禁止し、國内の法令又は規則により右禁止に對する除外例を設け得る場合に關し規定して居る。

三　一週四十時間への勞働時間の短縮に關する條約案。本條約案は八ヶ條より成り、生活標準の低下されざる方法に於て、適用せらるる四十時間週の原則、右目的を確保するために適當なりと判斷される措置をとり又は之を容易ならしめ、且つ締盟國により批准せらるる別個の諸條約により定められるる詳細規定に從ひ、右の原則を雇傭の諸種類に適用すべきことを規定して居る。

四　ガラス工場に於ける勞働時間の短縮に關する條約案。本條約案は十二ヶ條より成り、主要條項は概ね次の如くである。

イ　本條約の適用せらるる者は少くとも四交替班を規定する制度の下に傭使せらるべし

ロ　右の者の勞働時間は平均一週四十二時間を超ゆることを得ず

ハ　右の平均は四週を超えざる期間に亘り計算せらるべし

ニ　一當番の長さは八時間を超ゆることを得ず

ホ　同一班による二の當番の間の休憩時間は十六時間を下ることを得ず、尤も右休憩時間は時宜により交替班の定期的時間割變更の場合に於て短縮することを得

五　炭坑に於ける勞働時間制限に關する條約案(一九三五年改正)。

本條約案は、二十三ヶ條より成る。

以上の條約案の外、年少者の失業に關する勸告が採擇されたが、それは、「巨大な數に上る勞働者が、その結果として失業しつゝある一般的不況に對する匡救策として採用せらるべき經濟的措置につき、數次に亘り諸國政府の注意を喚起したることを想起し、右の失業は依然存續して多數年少者に影響を與へ、彼等の不任意の怠惰はその性格を毀傷し、その職業上の技術を減殺し、且つ國の將來の發達を脅かすに因り、總會はその第十八回會議に於て、就中年少者にも適用せらるゝ失業保險及び各種形態の扶助に關する條約案及び勸告を採用したるに因り、多くの國々には當然に輿論を驚駭せしめたる重大なる狀態を匡救するために、他の措置を執りたるに因り、この領域に於て既に取得せられたる經驗に照し、各締盟國が左の原則を適用すべきこ

と、及び上記の原則を適用せられたる程度並びに態様を記述したる報告書を、國際勞働局に提出すべきことを勸告」したのであつて、右勸告は、學校卒業年齢、就業許容年齢、一般教育及び職業教育、年少失業者のための娯樂及び社會施設、職業團體及び民間團體の行動、特別勞作場、失業年少者のための特別公共事業、統計等の諸項目に亘り、夫々詳細に掲記して居る。

尙ほ本總會は、植民地勞働募集委員會の報告書及び有給休暇委員會の報告書を夫々檢討し、諸種の事項に關し、又、(イ)政府に依り經營又は補助せらるゝ公共事業、(ロ)土木建築業、(ハ)鐵鋼業、(ニ)石炭鑛業等に於ける勞働時間短縮問題につき、國際勞働局に對し、諸國政府に諮問すべきことを要請して居る。

最後に本總會は、左記の諸決議を可決した。

一　勞働者の生活標準維持に關する決議——賃銀及び給料の一切の調節は、能ふ限り關係雇傭主團體と勞働者團體との間の直接交渉により行はるべきことを確保するために、適當なる措置をとること。關係雇傭主團體及び勞働者團體に諮問したる後、彼等の間に於て協定に到達し得ざるときは、當事者の何れか一方をして、賃銀問題を處理する權限ある機關（右機關の存せざる場合は特に之を設置すべきこと）に對し、爭議を提示し得しむるため、適當なる措置をとり、または之を容易ならしむること。四十時間週の採用及び勞働者の生活標準維持につき、其の採りたる措置に關する定期報告を、國際勞働局に提出すること。

二　農業有給休暇問題に關する決議——國際勞働理事會をして、農業に於ける有給休暇の問題を總會の次回の會議に上程せしむべきこと

三　年少者の失業に關する決議——(一)工業、海上、農業及び工業以外の職業に於ける兒童の傭使を許容する最低年齢を決定する諸條約に規定せらるゝ十四歳の年齢を十五歳に引上ぐる目的を以てする右の諸條約の改正、及び年少勞働者の職業指導、徒弟制度及び技術教育の問題を、總會の近き將來の會議の議題とすることの可否を緊急に考慮すべきことを理事會に要請する。

(二)勸告の前文に述べらるる報告を其の失業委員會に提出すること及び勸告の適用を容易ならしむるため、勸告中統計を取扱ひたる部分を、勞働統計家會議の近き將來の會議に提出することを理事會に懇請する。

(三)農業的失業の防止のための有效なる制度、及び農業に於ける特別の失業保險又は扶助制度に關する國際規制を採擇する目的を以て、所要の調査を緊急に遂行すべきことを、國際勞働局に對し要請する。

四　榮養問題に關する決議——總會の一九三六年の會議に對しこの問題に關する報告書を提出する目的を以て、國際聯盟の保健機關及び經濟機關、國際農業研究所、並にこの問題の解決に寄與することを得るその他の團體と協力して、この問題就中その社會的部面の研究を續行すべきことを國際勞働局に指令すべく、理事會に對し要求する。

五　農業勞働問題に關する決議——(一)後日提出され研究さるべき提案のために、國內法令の適用より結果するものとして、且つ同一國に於ける農業階級の狀態との關係に於て、農業勞働者の地位及び狀態に關するその調査を能ふ限り促進することを國際勞働局に指令すること、(二)國際農業研究所その他の國際團體と協力して、農業勞働と農村生活とに關係あり、且つ他の經濟活動部門との關係に於ける農業生産の發展及び將來とも關聯する最も重要なる諸問題—例へば農村保健及び住宅、團體協約その他の賃銀規制方法、正規の休息期間及び休日、失業並に餘暇—に關する措置の創設及び實施を組織するに必要なる行動を發達せしむること、(三)理事會よりの委員、國際農業研究所及び權限ある國際團體の代表者、並に農業に從事する一切の階級を代表する資格を具有する人々を、公正なる比例において包含する常設農業委員會を設置するに必要なる措置をとること。該委員會は、農業勞働に關して、理事會の決定を容易ならしめ、且つ總會の事業を發展せしむるため、協力と諮問とに付その責に任ずる機關として行動する。

以上の要求を理事會に提出することに決定した。

六　最低賃銀決定機關に關する決議——國際勞働總會の第十一回會議に於て採擇された條約案に從ひ、各國に於て直ちに賃銀決定機關を設定することを、國際勞働局に指令するの可否を考慮すべきことを要求する。

七　紡織工業の勞働時間短縮に關する決議——紡織工業に於ける勞働時間短縮問題を、總會の一九三六年の會議の議題に上程する可否を考慮すべきことを、理事會に要求する。

八　印刷製本業に於ける勞働時間の短縮に關する決議——印刷製本業に於ける勞働時間短縮問題を、一九三六年の會議の議題に上程するの可否を考慮すべきことを理事會に要求する。

九　化學工業に於ける勞働時間の短縮に關する決議——一九三六年の國際勞働總會に於て、勞働時間の國際的短縮が主として提案さるべき產業の一として、最廣義に於ける化學工業を指定することの可否を考慮すべきことを理事會に要求する。

一〇　雇傭契約書問題に關する決議——雇傭契約書の規制の問題を、一九三七年の總會の議題に上程することの可否を檢討すべきことを理事會に要求する。

一一　實物給與制度の調査に關する決議——總會の近き將來の會議に報告書を提出するために、實物給與制度の各種の形態及び表現、賃銀及び給料の名目額よりの控除を伴ふ同樣の慣行、並に諸國に於て施行せらるる本事項に關する法令に對するその調査を續行擴充し、且つその結果を公表することを國際勞働局に要請すべきことを理事會に要求する。

一二　勞働者團結權に關する決議——勞働者が勞働組合に加入し又はこれより援助を受くる廉により解雇せられ、又は不當なる待遇を加へらるゝことを防止するために、勞働者團結權の問題を、その近き將來の會議の議題とすることの可否を考慮すべきことを理事會に對して要求する。

國際勞働組合總同盟

一九三五年度に於ける國際勞働組合總同盟の活動は、その基本的方向に於ては玆數年來のそれと變更あるを見ず、主としてファッシズム排撃並に戰爭反對を目標として居る。以下に於て其具體的活動の一般を、本年度に開催された諸會合を辿ることに

よつて見ることゝする。

一　一月十五―十六日　巴里に於ける執行委員會。議長ヤコブゼン氏（デンマルク）及びジューオー氏（フランス）。

イ　職業別及び産業別の國際聯合體――所謂國際産業書記局に關聯して設置された調整委員會の事業について種々の問題が審議された。

ロ　スペインの現狀並びに國際勞働組合總同盟の行つた救濟事業に對し注意を拂つた。國際勞働防衛同盟（The International Labour Defence League）からのスペインに於ける共同行動採用の申込に對しては、勞働社會主義インターナショナルと協議の上、拒絶の回答を發した。

ハ　社會主義青年インターナショナルが、青年の組織と教育との問題に關し、國際勞働局に對してなした陳情につき討議した。右の陳情は年少者の失業につき有效なる對策を講ずべきことを要請したものであるが、本委員會は加盟各國の中央勞働團體に對し、右運動の支援を勸奬することに決した。

二　三月十四―十五日　巴里に於ける執行委員會。議長シトリン氏（イギリス）。

イ　五月二十一―二十三日コペンハーゲンに開催さるべき總務委員會の議題を次の如く決定した。

一、活動報告、財務報告及び豫算――書記長スケヴェネルス氏。

二、國際勞働組合總同盟と國際産業書記局との活動の調整―同氏

三、ファッシズムに對する鬪爭――會長シトリン氏

四、一九三五年の國際勞働總會と四十時間週、失業年少勞働者の保護及び有給休暇――副會長メルテンス氏

五、反戰運動及び軍縮運動――副會長ジューオー氏

六、教育問題――副書記長ホルツ氏

ロ　ダンチッヒ、オーストリア及びスペインに於ける本總同盟の活動につき討論をなしたる後、委員會はスペインに於ける救援運動の資金調達のために、南米への使節派遣を決定した。

ハ　失業年少勞働者に關する特別會議招集につき、クーパース氏（オランダ）から提案するところがあり、委員會は後日本問題につき再び考慮することに同意した。

ニ　委員會は勞働時間短縮につき、纏て行はるべき討論に於て、如何なる程度まで賃銀水準維持の問題が考慮され得るかを確むるために、國際勞働局長の意見を徵することに決定した。

ホ　米國勞働總同盟（A・F・L）代表の國際勞働局理事會の勞働代表團への參加問題に關する報告書が委員會に提出され、委員會は理事會勞働代表團の行つた交涉を承認した。

ヘ　ガラス勞働者國際總同盟の窮狀打開につき討論するため、右國際組合總同盟の代表者協議會召集の件が書記長に依頼された。

ト　モスコーの赤色勞働組合インターナショナルからの通告が朗讀され、その返答として、委員會は統一行動問題に對する本總同盟の態度を更に明確ならしむることに決定した。同時に赤色勞働組合インターナショナルとノルウェイ勞働組合總同盟との間に交換された文書に留意した。

チ　委員會はスウェーデン民主政府五週年記念祭に際し、シトリン、ヤコブゼン及びスケヴェネルスの三氏を使節として派遣參列せしむることに決定した。

三　五月二十日　コペンハーゲンに於ける執行委員會。議長ジューオー氏。

イ　委員會は若干の內政問題を取扱ひ、パリに開催されたガラス勞働者國際會議についての報告を承認した。右國際會議に於ては、工場勞働者、製陶勞働者及び硝子勞働者の三國際總同盟の合同促進を、國際勞働組合總同盟書記局に要求する決議が可決されたが、執行委員會はこれをも承認した。

ロ　委員會は、ダンチッヒの勞働組合に對して、一國の勞働組合中央體として加盟することを認めた。

四　五月二十一日―二十四日　コンペンハーゲンに於ける國際勞働組合總同盟總務委員會。

加盟勞働組合中央體のうち、十個からの委員及び各種の産業別の國際總同盟からの代表者が列席した。ギリシヤ、アイルランド自由國、メキシコ、スペイン及び合衆國の勞働組合からは、代表派遣不能を謝して來た。

イ　ジューオー氏の開會の辭の後、委員會は書記局の活動を檢討した。主事スケヴェネルス氏は多くの國々では、失業の結果勞働組合員數は減じたが、或る國々では、恐慌にもかゝはらず員數の相當の增加をみた。これらは本總同盟の活動が相當擴大すべきことを約束するものだと述べた。この報告は滿場一致で可決された。

ロ　勞働者教育。シュトルッ氏から勞働者教育について報告が提出されたが、教育事業を調整强化するために、本總同盟の書記局內に國際的中心を設くべしとの提案が承認された。

ハ　委員會の非公開會合において、總同盟と國際産業書記局との活動の調整について討議され、豫備的報告が主事から提出された。オーストリアに於ける勞働組合の行動についても、特別に說明が行はれた。

勞働組合によるドイツ品のボイコットを强化するため、勞働社會主義インターナショナルを始め、あらゆる機關及び團體と接觸協力すべきことが、執行委員會に對して指令された。

ニ　副議長メルテンス氏は、第十九回國際勞働會議について報告を提出した。委員會は國際勞働會議の勞働者代表者團の內において總同盟代表者達のとるべき方針を特に討論するところがあつた。

ホ　勞働組合統一運動についてジューオー氏が口火をきつたが、總務委員會は一決議を可決して、從來總同盟のとり來たれる態度を確認し、執行委員會の態度及び行動を承認した。

五　七月二―三日　巴里に於ける執行委員會。議長ジューオー氏。

イ　主事スケヴェネルス氏は年少勞働者に關する諸問題についての總同盟の活動を述べた報告を提出した。委員會は、書記局內に設けられた勞働者教育の國際的中心が、青年及び教育問題に關する國際勞働組合委員會に對して、年少勞働者問題の現狀に關する報告を作成、提出すべきことを決定した。また明年ロンドンに開かれる大會を機として、現在の連絡關係を擴大し、勞働者教育運動の方針を定めるために、國際教育會議を開くことも決定された。

ロ　ジューオー氏は現にフランスの二大勞働組合の間に進行中の統一に關する交涉について報告し、若干の重要事項即ち組合內に於ける分派行動に關する制裁及び保障についての總同盟―本總同盟

所屬一の側より要求並に國際勞働組合總同盟に對する加盟問題が未解決となつて居ることを述べた。

ハ　委員會は硝子勞働者國際總同盟に關する報告を聽取した後、工場、硝子、製陶の三つの產業別國際總同盟の合同問題を吟味するため、來る十月初めパリに三者の協議會を招集すべきことを、本總同盟の書記局に指令した。

ニ　來る九月聯盟總會に於て討議さるべき婦人の國際法上の地位の問題等々を考慮するため、總同盟の書記局は勞働組合婦人國際委員會の會合を召集することを認許された。

六　九月二十六—二十七日　巴里に於ける執行委員會。議長メルテンス氏。

イ　委員會は次回の國際大會を一九三六年六月にロンドンに開くこと、並にこの大會と同時に勞働組合婦人國際委員會の會合と、婦人勞働組合員國際協議會とを開くべきことを決定した。

ロ　主事スケヴェネルス氏は、バルト海沿岸諸國への訪問旅行に關する報告書を提出した。その中で、フィンランドに於ける勞働組合運動の進展について語り、フィンランド勞働組合總同盟の組合員は一九三〇年の一九、〇〇〇人から一九三四年の三〇、〇〇〇人に增加したが、尙ほ三五年末までには四〇、〇〇〇人に達する見込であると述べた。

ハ　青年及び教育問題に關する國際勞働組合委員會の最近の會合についても、一報告が提出された。委員會は、加盟各國團體に提示するための一覺書を起草したが、その中には、年少失業者の强制收容、年少勞働者の特殊の社會的要求、並に年少勞働者に關する統計の編成等についての諸提案を含んで居る。

社會主義勞働インターナショナル

既に述べたる如く、世界經濟恐慌に對する協働克服への努力の端緒が、國際勞働機關の活動に見出されるのであるが、その效果の實現は、幾年かの將來の問題であり、現實は從來の世界經濟機構の動搖に基くファッシズム運動の進展と戰爭の危機を拂拭し去つて居ない。社會主義勞働インターナショナルの本年度に於ける活動は、從つて、玆幾年來の如くファッシズム排擊と戰爭反對に主力を集中して居る。それは五月六日及び八日、ブルッケール氏を議長としてブリュッセルの社會事業會館に開催せる社會主義勞働インターナショナルの會合に於て、國際政治情勢に關し、長時間に亘る全代表の討論の結果、決定せる左の決議にも窺ひ得るところである。尙ほ右の會合にはオーストリア及びチェコスロヴァキアからの代表各一名、レオン・ブリュム(フランス)、オットー・ウェルス(ドイツ)ジョセフ・コムプトン、ウィリアム・ジリース、ウィルター・スミス(イギリス)、モデリャアニ(イタリア)、アルバラ・ファリンク(オランダ)デ・ドル・ダン(ソウェート)、リンド・ストレーム(スウェーデン)の各氏及び本部からはアドラー及びロースブレックの二氏が出席した。

右決議の內容は左の如きものである。

「社會主義勞働インターナショナルは、現下の危機に際し、世界平和

は今や深酷且つ恒常的危急存亡に瀕しつつあることを聲明する。ドイツの獨裁主義は歐洲並に全世界に挑戰して居る。自己の强力のみに信倚して、國際聯盟を通じて、歐洲各國と共に、平和を招來することに共力を肯んじない。その併合的企圖を拋棄せず、他の諸國を國際的無政府の渦中に引き入れんと努力しつつある。ドイツは今や歐洲における軍事的優越完成への過程にある。この政策の直接の結果たる軍備競爭は、危機を益々增大せしむるものである。

ナチス獨裁に反對して全世界の輿論を動員するために、あらゆる手段を利用することは、戰爭反對鬪爭に於ける最も重要なる仕事である。この獨裁は國內の人民を抑壓し、國外の人民に對しては脅威を與へるものである。ドイツ國民は自らの努力によつてのみ、その自由を恢復し得る。彼等の勝利は平和招來をもたらし、かくて、あらゆる國民の勝利となるであらう。

われわれは西歐諸國のデモクラシーとソウェート聯邦との、戰爭防止のための協力を歡迎する。われわれはドイツ國民、その他の國民に對抗する同盟を望むのではなくあらゆる國民の全然平等なる協同によつてあらゆる國民に對する平和維持の保障を望むのである。戰爭こそ人道に對する最大の敵である。第二の世界戰爭は、その孤立の故に、ドイツ國民に對し、如何なるものにも增して苛酷なる影響を與へるであらう。そしてその他の歐洲諸國にも破滅を招來するであらう。

かかる危機に際し、全世界の勞働階級は、恐慌や、戰爭の不可避と言ふ宿命的信念に對する鬪爭を中止すべきではない。冷靜に、決然と彼等は近時頻發する諸事象によつて促進された侵略主義や戰爭そのものに對して反對せねばならぬ。

歐洲に於ける戰爭の危機は、あらゆる侵略的行爲は、それを抑壓し、速やかに平和を恢復するに足る協同の偉力が招來せられるに至ることが了知されたとき、初めて避け得られるであらう。この目的のためには聯盟の各メンバーが、誠實に有效に、その軍事的狀態並に地理的地位に應ずる協力をなし、以て締約國を援助し、あらゆる侵略的行爲に對し抗議するを要するのである。

戰爭防止のためには、ブリアン・ケロッグ協定の宣言並に平和促進のための協同組織の眞意に對する信率心を恢復することは、根本的に必要である。直ちに締約國の制裁組織を伴ひ、國際紛爭に於ける侵略者の定義を包含するところの、不侵略並に相互援助條約を締結し、全歐洲をその下に立たしめねばならぬ。

一般的締約にして締結せられ、その條項が侵略者に對する共同行動の有效なる保障を供するに足る程、廣汎に且つ精密であるならば、共同組織完成の爲め目下個々別々に存する如何なる特別の協定も不必要となるであらう。その機の到るまで、これら協定が果たして、マルセイユ大會に於て決定された決議に既に原理的に說明された諸情勢に應ずるものなりや否やを監視することが、社會主義勞働インターナショナル加盟團體の義務である。個々の點に關しては、彼等は聯盟のメンバーの權利義務に應じた行動をとるべきである。彼等は適切に組織された聯盟の諸機關の諸種の機能並に管轄權を尊重せねばならぬ。彼等は總ての國に對しても如何なる地方に於けるものと雖も同一條件で署名する樣に虛心坦懷であらねばならぬ。一國が侵略的行爲の目標となつた場合には、その國はこれを直ちに聯盟に報告し、互惠主義の原則に基き聯盟の命令に從つて行動せねばならぬ。

われわれは、ドイツが加盟の用意を有するときは、締結せらるべき條約がドイツとの間にも締結せらるべきこと、また條約締結の際ドイツが未だ調印の用意を有せざるときは、ドイツに加盟の可能性を殘しておいてやることを熱望する。

恒に戰雲漂ふ中歐の平和保障のためには、地方的協約が必要であらう。本部はダニューブ盆地の諸國民の政治的經濟的協力を促進するあらゆる企圖を歡迎する。併し、ダニューブ協約の企圖がオーストリアの獨立と言ふ口實の下にオーストリアのファッシスト政府を、從つてオーストリアに對するイタリアの支配權を、列强の保護を得て、存在せしめるようなことがあつてはならない。

オーストリアの國內紛爭への外國の干涉を禁止するとの口實の下に、政府がオーストリア國民に對するオーストリア・ファッシズムを援助し、依つて干涉を加ふることを得せしめてはならない。

ヒットラー主義のオーストリアに對する攻擊に抗するとの口實の下にオーストリアに於ける專制政治を支持することがあつてはならぬ。かかる專制政治はオーストリア國民の壓倒的多數が拒否してゐるし、それは大衆をして、その憎惡と苦艱を不斷に增大せしめることによつてヒットラー主義へ驅りつつあるのである。

中歐における平和を招來するとの口實の下に、侵略的なマヂャールの修正派に役立つように、またハプスブルグ家の復辟のために軍隊創設の便をはかり、その結果、中歐の戰爭を不可能ならしめる如きことがあつてはならない。

われわれは、他の諸國民のそれと均しく、ハンガリア及びオーストリアの國民の安全保障への要望を認める。併しながら、われわれは、マヂャール人の半ファッシズムの軍備には反對する。蓋しそれはイタリアファッシズムの陪臣たるが故に、極めて多分にヒットラー・ドイツ並びにオーストリア・ファッシズムの通路となる危險性が存するからである。

われわれは依然として、從來繰返して本インターナショナルの公表し來たれる確信、即ち世界が一般的軍縮に邁進せざる限り、安全保障の組織も、國際聯盟の締盟そのものも、その全き成果をもたらし得ぬことを信ずるものである。

われわれは、戰爭に導く危險のある軍備競爭の假借することなき反對者である。われわれは、ドイツの平等、權利並に義務の平等を認める。而してわれわれは、常に要望し來たれる如く、今日もなほ再軍備によらず、あらゆる國の軍縮による平等を要望するものである。

われわれは、國際軍縮會議が直ちにその努力を再開し、國際的な軍縮とその監視の協定、非軍事的航空の國際化、武器製造及びその販賣の果斷なる國際的取締規制を制定せんことを要求する。

この協定は、ドイツにしてジュネーヴに歸る決意を有する限り、その協力を得て創定さるべきである。たとへドイツが現在の如く孤立を固執して居ても、尙ほその署名をいつかは可能ならしむる如くにしておかねばならぬ。平和防衛のために結ばれたる國民は、その眞に諒解し合はんとの願望を判然たる行爲によつて示さねばならぬ。もしかかる願望にも拘らず、軍縮監理に關する協約が締結し得ざるに至れば、その全責任は公然と確認さるべきである。

我々は總ての資本主義國家が相互になしつつある經濟戰爭が、啻に世界經濟恐慌を激化し、失業を增大せしむるに止らず、それは多數の國に於てファッシストの政治的攻擊を容易ならしめ、かくて戰爭の危險を增大するものであることを確信する。故にわれわれは、軍縮同盟に經濟的非武裝、世界市場に於けるより自由な、より潤澤な、より平等な物貨とサーヴィスの恢復を要望する。

我々は、安全保障のための共働の必要を宣言するに當り、それが帝國主義者の目的に濫用せられ、或は私的諒解のために無效となることなからしめんために、各國の勞働者が注意深く看視すべく要求するものである。

ファッシズムに對する鬪爭を轉じてドイツ國民に對する鬪爭となすことなからしむるために、國家主義的宣傳はいかにしても防止されねばならぬ。またいかにしても、或る國の政府が他の國々の政府に帝國主義的計畫に關する滿足を與へることを條件として、平和促進のための共同組織に加盟せしめることを防止せねばならぬ。この危險は既に列强の態度からして感知される。例へば列强の沈默はイタリア・ファッシズムの陰險なる計畫を隱蔽した如くである。

またいかにしても資本主義西歐諸國が（彼等は平和維持のためにこの協働が不可缺なることを知つて居るが、投資の考慮からして）、ソウェート聯邦との經濟的政治的協働を破棄することなからしめんことが必要である。

いかにしても資本主義が勞働社會主義團體をして團體鬪爭を休止せしめ、彼等の民衆開放なる特別使命を他に轉ぜしむるための口實に利用することを防止せねばならぬ。ひとり力を有する勞働階級のみが、國家間の協力に本來の性格を賦與し、それを資本主義と帝國主義との濫用から免がれしめ得るのである。われわれは政府の戰爭防止のための諸努力を支持するものである。併しながら同時に、われわれは全世界の勞働者に對して、平和と自由は社會主義の勝利なくしては、恒久に保障され難いものなることを聲明する、

赤色勞働組合インターナショナル

コミンテルン第七回世界大會　一九三三年十一月二十八日より十二月十二日までモスコーで開かれたコミンテルン執行委員會第十三回總會に於て、第七回大會を一九三四年後半期に召集し六月一日までに議事日程を發表することが決定され、一九三四年五月二十八日の執行委員會幹部會はこの決定に基き、第七回大會に關する左記の日程を採擇した。

一　コミンテルン執行委員會の活動に關する報告（報告者ドイツ代表ピーク氏）。

二　ファッシズムの攻勢と反ファッシズム勞働者階級統一戰線達成鬪爭に於けるコミンテルンの任務（報告者ブルガリア代表デミトロフ氏）

三　帝國主義諸國の世界戰爭準備とコミンテルンの任務（報告者イタリー代表エルコリ氏）。

四　ソウェート聯邦に於ける社會主義の勝利とその世界的、歷史的意義（報告者ソウェート聯邦代表マヌイルスキー氏）。

五　コミンテルン指導機關の選出。

更に九月の幹部會に於て一九三五年上半期に延期されたが、

一九三五年に至り七月二十五日から八月二十日まで約一箇月に亘り、一九二八年の第六回大會以來七箇年目で第七回大會がモスコー勞働組合本部で全世界六十五箇國共產黨代表五百十名の參加の下に、開催された。

第七回大會の根本的特徴は、ファッシズム、資本の攻勢、世界戰爭の危險の切迫といふ國際情勢の下で、ファッシズム、資本の攻勢、戰爭の危險に反對する勞働者階級の一國的及び國際的統一戰線及び人民戰線を徹底的に展開することを强調し、その具體的戰略、戰術を各國の過去の經驗に徴して批判、討議し、從來の宗派主義を自己批判し、日常切實な要求をスローガンとして勞働者階級、中產階級及び農民を反ファッシズム資本の攻勢、戰爭の危險に反對する統一戰線に結成すべき新方針を樹立した點にある。

大會の經過　七月二十五日先づドイツ代表ピーク氏によつて開會の辭が述べられ、次で四十二名の幹部會員が選出された。續いて各國代表、ソウェート市民代表の祝辭演說が行はれた。

フランス代表カシヤン氏がコミンテルン執行委員會を代表して、これらの祝辭に答へ、最後にイタリー代表エルコリ氏はスターリン氏に挨拶を送ることを提案、スターリン氏を讃美し、スターリン萬歲とインターナショナルを奏して第一日を閉ぢた。

大會第二日の七月二十六日午前の會議から八月一日の午後の會議まで、第六回大會以來七箇年に於けるコミンテルン執行委員會及び各支部の活動報告、討議が行はれた。

先づ二十六日午前から午後まで六時間に亘つて、ドイツ代表ピーク氏はコミンテルン執行委員會の活動報告を行つた。氏は先づ國際情勢の變化を檢討し、革命運動發展の情勢を指摘し、コミンテルン各支部の活動、特にドイツ、支那の共產運動を概說した。

ピーク氏の報告に引續き八月一日まで各國代表によりピーク氏の報告に對する討議、支部の活動報告が行はれ、最後にピーク氏は結論に於て次のやうに述べた。

『六日間に亘る各國支部の報告に依つて、我々が强固な一體を爲してゐることを明にした。現在の主要任務は實に統一戰線の强化、民族的反帝國主義大同團結の强化である。……パンのため、自由のため、平和のため反ファッシズム、反戰のために大衆を動員して共同戰線の擴大を行はねばならぬ。』

八月二日にはブルガリア代表デミトロフ氏が『ファッシズムの攻勢と反ファッシズム勞働者階級統一戰線達成鬪爭に於けるコミンテルンの任務』に關する報告を行つた。

デミトロフ氏は、第六回大會がすでに新しいファッシズムの攻擊を豫言したことを指摘し、ファッシズムの攻勢に對し社會民主黨指導者が恥づべき裏切を爲し、歷史的汚點を殘したと述べ、ファッシスト・テロによる黨有力幹部の喪失に言及し、更に進んでファッシスト獨裁の本質を分析して『ファッシスト獨裁は嚴嚴ではあるが强靱ではない』となし、ファッシスト獨裁を顚覆することの不可能でない所以、反ファッシズム戰線の强化・擴大が緊急な任務なる事を强調した。次で統一戰線結成の手段に入り、その方針を指示し、大衆獲得の方針を詳述し、反ファッシズムの大同團結が現下のプロレタリア獲得の唯一の手段であることを力說して降壇した。

八月三日から十三日に亘り、デミトロフ氏の報告に對する討議が各國代表七十六名によつて行はれた。

最後にデミトロフ氏が結論を述べ、そこで社會民主黨との提携に就き次の如く述べた。

『社會民主黨の役割とプロレタリア大同團結に對する彼等の役割に於て、彼等が革命的階級の立場に立つて我々と協力する場合、我々は進んで協力を惜しまない。政權獲得のためには、これを歡迎すべきことである。資本主義諸國の勤勞大衆はプロレタリア××とブルジョア民主主義の差異をはつきり區別し得ないとしても、ファッシズムとブルジョア民主主義との區別は、はつきりしてゐるからである。』

八月十三日デミトロフ氏の結論に次でイタリー代表エルコリ氏によつて『帝國主義諸國の世界戰爭準備とコミンテルンの任務』に關する報告が行はれた。

エルコリ氏の報告に對する討議は、十四日より十七日に亘り各國代表四十四名によつて行はれた。就中八月十五日の午後の會議では日本代表西川氏が議長となり、日本代表岡野氏が議長となり、日本代表西川氏の演說が行はれた。西川氏は反戰運動に關する日本の×の過失が社會大衆黨その他に對して餘りに對立的でこれを引入れなかつた點にあるとなし、××の緊急要求事項たる對支戰爭の停止、過重なる軍備の反對、ファッシズム反對、自由恢復、生活改善の四項目中何れの一項に付てなりとも大衆的鬪爭を爲さんとする團體があるならば戰線統一の用意ある旨を述べた。

討議後十七日にエルコリ氏は結論を述べ、現在戰爭の危險が日本、ドイツ及びイタリアによつて引き起されてゐることを指摘した。

十七日の午後の會議に於てソウェート聯邦代表マヌイルスキー氏は『ソウェート聯邦に於ける勝利とその世界的、歷史的意義』に關し報告を爲した。

以上の如く一箇月に亘る報告及び討議の後八月二十日に第七回大會は今後の活動方針として次の諸決議を採擇した。

(一)　デミトロフ氏の報告に對する決議

『ファッシズムの擡頭のため勞働者階級の戰線統一が緊要なるにより、勞働者は社會民主黨その他所屬團體の如何を問はずこれを共同行動に引入れ、場合によつては黨員は反ファッシスト的聯合政府に參加するも妨なし。又勞働組合運動を統一し、ファッシスト團體に加入して內部よりこれを切崩し、婦人團體の結合を計り、植民地、特に支那に反帝國主義戰線を普及せしめざるべからず。戰線の統一には黨內分派の打破、社會民主黨とブルジョアとの提携の解消、勞働者をしてプロレタリア獨裁の必要を認めしめ、戰爭に當りブルジョアを支持せざらしむるこ

とを要す。大會はコミンテルン及びその支部がファシズム、資本の攻勢及び戰爭の危險に反對する行動の統一につき、第二インターナショナル及びその諸黨派と直ちに交涉する用意あることを宣言す。』

(二) エルコリ氏の報告に對する決議。

『イ 世界經濟恐慌及び資本主義の矛盾並に世界市場に於ける經濟戰爭の結果、世界の新分割は事實上開始されたが、極東に於て戰爭を行ひつゝある××帝國主義は既に世界新分割の端緒を開きたり。滿洲及び北支の軍事的占領は支那に於ける帝國主義諸國間の勢力範圍の劃定及び太平洋に於ける彼等の關係を調整し來れるワシントン會議の事實上の消滅を暗示す。××の略奪的進軍は現在既に支那に於ける英米勢力の縮少を齎し、太平洋に於ける英米の立場を脅威し、ソ聯に對する反革命戰爭の準備行爲となりつゝあり。

ロ 帝國主義的矛盾尖銳化の結果ファッシスト及び資本主義國の軍閥は右矛盾を解決するためソ聯を襲はんと企だており、新帝國主義戰爭勃發の危險は日一日と人類を脅威しつゝあり。

ハ この時に當り勞農赤軍の能力は平和擁護の戰爭に重大なる役割を演ずべく、帝國主義國、特にドイツ、××、ポーランドが傍若無人に軍備擴張を施行してゐるに鑑み、平和愛好者は赤軍の强化及びこれが積極的支援に强大なる利害を感ずべし。

ニ 大會は左の如き任務を全世界の××黨に課す。

1 平和とソ聯擁護のための鬪爭

ドイツ及び××の戰爭準備並に資本主義國の武裝强化等に鑑み、××黨の中心スローガンは「平和のための鬪爭」なり。

2 戰爭挑發者に反對する統一戰線の結成

ドイツ、ポーランド及び××に對し力を集中することはコミンテルンの最も重大なる戰術なり。平和主義的團體を誘致することはプチ・ブルジョア、進步的インテリゲンツィア、婦人及び青年を動員する上に大なる意義を有す。又××主義者はアムステルダムの反軍國主義及び反ファッシズム運動を援助し、これを擴大するを要す。

3 帝國主義戰爭反對の鬪爭と反ファッシズム鬪爭とを結合すること。

4 軍國主義及び軍備に對する鬪爭。

5 ショヴィニズム破壞の鬪爭。

勞働者及び勤勞大衆をプロレタリア的國際主義精神に敎育し、社會民主黨及びファッシズムのショーヴィニズムと戰ふことを要す。

6 民族解放のための鬪爭及び戰爭に對する支援。

××主義者は植民地及び半植民地に於ける民族解放鬪爭を支持し殊に××その他の帝國主義者及び國民黨に對する支那紅軍の鬪爭を極力支援せざるべからず。支那××黨は民族解放の戰線を擴大し、全民族をこれに誘致し以て××その他帝國主義者の侵略を斷乎排擊すべし。

ホ 大會は××黨が戰爭により××を齎し得ることを期待し、これを希望しあるものなりとの誹謗的主張を强く排擊す。各國の××黨がソ聯の平和政策を支持しおれる事實は、戰爭を防止せんとしつゝある證據なり。××主義者は新世界戰爭が勞働者階級の反對に拘らず勃發することあらば、反戰分子をして平和鬪爭、對ファッシスト國內戰爭、對ブルジョア戰爭に轉向せしめんと努力するものなり。

大會は××主義者及び××的勤勞者が戰爭反對の方式として兵役の拒否、動員ボイコット、軍事工業サボタージュ(妨害)の無政府主義的サンジカリズム的の手段によらざるやう警告す。蓋しこの種の戰略は勞働者に害ありてブルジョアの報復を買ひ易く、勤勞者殊に××階級の反帝國主義鬪爭を困難ならしむ。

ヘ 大會は戰爭の場合レーニン、ローザ・ルクセンブルグが提唱しシュツットガルト第二インターナショナル大會採擇のテーゼたる「戰爭の場合はその急速なる終止に努力すべく、且つ戰爭による經濟的・政治的危機を國民大衆の政治的自覺並びに資本家階級支配の破壞を促進する方向に指導すること」を支持す。

ト もしソ聯にして反革命戰爭のため赤軍を動員する必要に迫られる場合には、××主義者は赤軍の勝利のため全勤勞者を一切及び最も有效なる方法により召集するを要す。』

(三) マヌイルスキー氏の報告に對する決議

『ソ聯邦に於ける一國社會主義の建設が實現し、國力が强大した結果世界民衆及び階級間の勢力關係が社會主義に有利に變化し、世界はプロレタリア××發展の新時代に入れり。よつて全力を擧げソ聯を援助强化し、その敵と戰ふは黨員その他反ファッシスト民衆の任務なり。』

指導機關の選出 第七回大會は四十六名のコミンテルン執行委員會、三十二名の執行委員會候補、二十名の監督委員會を選出した。

次で八月二十一日、第七回大會で選出された執行委員會第一回總會が開催され、十九名の幹部會、十二名の幹部會員候補及び七名の書記が選出された。

書記局のメンバーは次の如くである。(一)書記長ブルガリア代表デミトロフ、(二)イタリア代表エルコリ、(三)ソウェート聯邦代表マヌイルスキー、(四)ドイツ代表ピーク、(五)フィンランド代表クーシネン、(六)フランス代表マルチ、(七)チェコ代表ゴットワルト。

キム(國際共產青年同盟)第六回世界大會 コミンテルン第七回大會の後を承けて九月二十五日から十月十一日に亘りモスコーでキム第六回世界大會が、一九二九年八月以來六箇年ぶりで開催された。

第六回大會はフランス共產青年同盟執行委員會書記ライモン・ギュイオ氏によつて開會され、大會に於てファッシズム反對、戰爭反對運動のため共產青年同盟と社會主義青年同盟との結合ばかりでなく、××青年の參加によつて合法的な青年團體の統一を達成すべき方針が討議、決定された。そして大會に於て四十一名のキム執行委員會委員、十六名の候補者、十七名のキム執行委員會幹部會員、五名の書記局員、三名の同候補者が選出された。書記局の構成は書記長ライモン・ギュイオ、局員ウィルフ・ミハル、ギル・グリーン、アレクス・マツシ、チュモダノフの諸氏である。

尙一九三五年九月一日現在のキムの現勢は支部五十六、所屬員數三、八五五、四〇四人で、その內譯は左の如くである。

(一) 合法的な共産青年同盟　アルゼンチン五、〇〇〇。イギリス—二、二〇〇。ベルギー—八〇〇。スウェーデン—五、七〇一。アメリカ—九、〇〇〇。フランス—一七、〇〇〇。ノールウェー—二、〇〇〇。メキシコ—六五〇。カナダ—二、五〇〇。オランダ—一、三〇〇。ウルガイ—二五〇。デンマーク—九〇〇。スイス—三一〇。アイスランド—五〇〇。支那(ソウェート區域)一〇〇、〇〇〇。ソウェート聯邦—三、六五三、一八九。

(二) 非合法的なる共産青年同盟　チェコ—一二、四〇〇。オーストリア—三、五〇〇。ポーランド—一三、〇〇〇。スペイン—一二、〇〇〇。キューバ—三、〇五〇。ドイツ、ギリシア、チュニス、アルゼリア、ペルー、支那、イタリー、ユーゴースラヴィア、フィンランド、朝鮮、ラトヴィア、エストニア、リツアニア、ブルガリア、ハンガリー、ペルシア、パレスタイン、トルコ、シリア、日本、ポルトガル、パラグアイ、ブラジル、チリ、コロンビア、ヒリッピン—二六、二八七。

この外に同盟を構成するに至らざる青年共産團體が、印度、印度支那、南洋諸島、ボリヴィア、コスタリカ、ポルトリコ、エクアドル、ヴェネズエラ、サン・サルヴァドルに存在してゐる。

勞働者餘暇に關する國際會議

ベルギー教育高等審議會により組織された、勞働者餘暇に關する國際會議は、ベルギー教育高等審議會長、下院議員ルイ・ピエラール氏を議長とし、勞働大臣ド・ラツル氏及び文部大臣ボヴェース氏の臨席を得て、一九三五年六月十五—十七日ブリュッセルに開催され、左記十九箇國の政府は正式代表を列席せしめた。

アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、支那、エジプト、フランス、イギリス、ギリシヤ、ハンガリア、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、モナコ、ポルトガル、ソウェートロシア、スペイン、スウェーデン、ユーゴースラヴィア。

尙ほ左記國際團體が、本會議に代表された。

國際勞働局、學藝協力國際協會、國際教育映畫協會、國際放送同盟、兒童救濟國際同盟、國際勞働總同盟、國際協同組合聯盟、勞働社會主義競技インターナショナル、婦人國際協議會、キリスト教青年會萬國同盟、國際協同組合婦人ギルド。

餘暇利用の各般の樣相を審議するために、六箇の委員會が設けられた。この樣相には左の事項が含まれた。

民衆教育と藝術、圖書館及びラヂオ放送、戶外の娛樂及び勞働者餘暇國際委員會の設立により、上記各種の事業間の國際的協力をはかる可能性——この國際委員會の暫定規約は、一九三四年六月二十九日ヂュネーヴに於て作成された。

勞働者餘暇に關する國際會議にて可決された諸決議は次の如くである。

一　國際委員會と國際勞働機關の協力　本會議は勞働者餘暇國際委員會と、國際勞働機關との間に最も緊密なる協力關係が、能ふ限り短期間內に確立せらるべしとの願望を表明し、この決定を

國際勞働局理事會に傳達すべきことを其の役員に指令する。

故に會議は左の諸提案に同意するものである。

一　勞働者が、その想念に從つて、その餘暇を組織することを助けるため、一國際機關が設置せらるべきこと。

二　各種の餘暇形態は、身體、知識及び敎化の啓發に關する、凡ゆる部門を包含すべきこと。

三　右の國際機關は、國際勞働機關と能ふ限り最も緊密なる協力關係を保持し、且つヂュネーヴに所在すること。

四　この機關への加盟は、(一)勞働者全國組織の國際聯合體、(二)政府及び雇傭主とは獨立に設けられたる、全國的聯合體及び團體、(三)勞働者がその餘暇を敎育又は娛樂方面に利用する手段を提供することを主眼とする、その他の團體に對して開放さるること、

五　國際機關の執行委員會は、第四項に揭げた諸團體の代表を包含すべく、その定員數は後日これを定むること。

六　勞働者餘暇國際會議の役員は、上記の三種の團體に對して本決議を傳達し、第一項に揭ぐる國際機關の創立、委員會の任命及び規約の起草のために招集さるる特別協議會に參加する用意の有無をこれに訊すこと。

七　特別協議會を開くに足る相當の回答を接受したるときは、委員會はこの協議會を開く準備措置をとること。

八　かかる問題につきその寄せらるる非常な關心に顧み、國際勞働者は、その他の場合になしたると同樣、右協議會の準備に協力すべきことを要請せらるること。

二　勞働學校　本會議は、その審議の目的の一は、勞働學校の分野において行はれたる經驗を、徹底的に研究する途を拓くことに在りと確信し、左の如く勸告す。

一　勞働學校並にその目的と成績との比較に關する一般的報告を作成するため、國際勞働局が新たに調査を行ふこと。

二　勞働者餘暇國際委員會は、勞働學校において用ひられる授業方法に關する質問書を作成し、これを一切の關係團體に提示すること。

三　故アルベール・トーマ氏の抱懷したる國際勞働大學の設立計畫を再び取上げて研究、展開すること、會議はまたこの方面に向つての第一步として、明年特に勞働學校の敎職員を對象とする二週間の講習會を組織し、その席上に於て、勞働學校問題を討議すべきことを提唱する。

三　補助敎員の養成　補助敎員の養成に關するヴェルムーラン氏の報告書を討議したる後、會議は左の如く勸告する。

一　特殊の勞働學校または勞働學校の特殊の分科は、成人敎育學級の敎師のために、適當な訓練を提供すべきこと。

二　かかる勞働學校または分科に於ては、授業の大部分は將來の敎師の養成に充てらるべきこと。

四　政府の支援及び設備　會議は公の機關に對して左の如く要請する。

一　民衆敎育助成の爲め、民間の發起により設けられた施設に對し、德義上並に財政上の支援を與ふべきこと。

二　民間の發起のみでは充分な手段を有せざる如き場合には、餘暇利

用のための教育施設を自ら設くべきこと。

五　教育における藝術の地位　デ、フェオ、デ、ビエルー、ドワイヤン、ザミアーチン諸氏の提出にかゝる報告を討議した後、會議は左の如く勸告する。

一　民衆教育上音樂の占むる地位につき、各國に於て調査を行ひ、その結果を公表すべきこと。

二　ヂュネーヴ所在の國際餘暇施設は、職業及び器業の協會のため、斬新な演奏目錄を備付け、優秀作品の刊行及び傳統的民衆音樂の交換を奬勵すること。

三　右施設は、素人樂團の演奏旅行を容易にし、能ふべくんば國際競演會の組織について、一種の監督を行ふべきこと。

四　圖書館、研究會等に對して、補助金の交付される國に於ては、かゝる特典を補習教育事業の一として、音樂協會にも擴充さるべきこと。

五　餘暇利用のため、民衆の用ひ得る一切の施設―劇場、演奏會、博物館等々の質は監督せらるべく、教育施設に出席する人々は、藝術とその社會的重要性とを玩味するよう教育さるべきこと。

六　あらゆる教育段階に於て、優美なる情操を涵養し、且つ藝術の鑑賞を助長するために努力さるべきこと。

七　國際聯盟の諸機關及び就中民衆藝術國際委員會は、勞働者餘暇國際委員會を、その事業及び集合に參加せしむべき措置をとること。餘暇問題を取扱ふため、國際勞働機關内に設けらるべき新國際機關は、劇場、彫塑、美術品の復製等々につき、現に行はれつつある交換制度を發達せしむべく、傳統的民衆藝術と近代經濟狀態によつて生じた心理とを調和せしむる試みを企つべきこと。

八　あらゆる國に於て、博物館及び圖書館は、從來通り專門家及び研究家に對して、研究上所要の便宜を提供すると共に、適當な時期に於ける見學團の組織、挿繪付解說書及び廉價な復製品の刊行によつて、主として民衆教育の一手段として用ひらるべきである。民衆藝術、傳說又は地方風土記等を專門とする小博物館の數も增加さるべく、全國的な大博物館は、地方都市に支館を開設すべきである。また巡回展覽會や講習會も體系的に組織さるべきである。

九　國際博物館事務局は、國民的蒐集品が餘暇の利用上有すべき、又は有することを得るところの重要さを念頭に置くべきこと。

十　未だ國際條約を批准せざる國々も、教育映畫の流通に關聯して、その關稅率を低減すべきこと。

六　公衆圖書館及び閱覽施設　會議は、閱覽施設及び公衆圖書館の、餘暇組織上に有する根本的重要性を確信し、左の願望を表明する。

一　勞働者餘暇國際委員會は、國際勞働局及び學藝協力國際協會の援助により、一切の國々に於ける公衆圖書館の發達情況その設備、職員、圖書册數、その年收に關する詳細を含む―に關する一切の情報を蒐集すべきこと。

二　凡ゆる國々に於て、公衆圖書館の設立を奬勵するために、團體を設立し且つ公の機關に依りこれを助成し、また、各地方又は行政區にも同樣の團體を設け、各主要地に支部を置くべきこと。

三　人口稀薄地域または交通不便なる地域には、巡回圖書館を設置すべきこと。

四　各國は、公衆圖書館の設立、設備及び維持の費用として、相當の年額をその豫算中に計上すること、または少くとも、公の機關は公衆圖書館補助金にして、通貨價値の低下または緊縮の必要上、減額されたものを復活すること。

五　各地方に於て、公衆圖書館の維持に對する住民の醵出金は、一人當り若干の納付金により行はるべく、醵出金及び寄附金總額は、地方補助金により二倍にさるべきこと。

六　各國政府は、公衆圖書館の設立、維持のための立法的施設を準備すべく要請されること、所要の情報は、ヂュネーヴの國際委員會によつて提供されること。

七　記者、教育家及び司書として、その職務を有能に果たす男女の司書を養成するために、各國に於てこれが措置を講ずべきこと。

八　所要の職員を發見するためには、教職員及び補習學校その他の有能なる勞働者の援助を求むべきこと。

九　到るところに於て―既に現在、多くの國に於て行はれて居る如く―出版業者及び本屋は、公衆圖書館の購入する圖書及び新聞雜誌の値段を相當割引くこと。

一〇　凡ゆる地方に於て、第二級の簡易圖書館を設け、專門的職員を置き、所要の經費を供し、且つ主要圖書館と正規にして組織的な關係を保たしむること。

一一　民衆教育國際事務局(國際勞働局)の中に、民衆圖書館部を設けること。

一二　讀書は一切の教育施設への手引ともなり、またこれを補足するものなるが故に、公衆圖書館とその他の民衆教育施設との間に、緊密な接觸を保つべきこと。

七　ラヂオ放送と教育

會議は左の願望を表明する。

一　如何なる業務制度によるものでも、凡そ放送機關は、ラヂオ放送の標準に關するジーブマン氏の報告中に揭げられた原則に基き運營さるべきこと、即ち「放送は聽取者の最も進歩せる趣味を充分滿足させ、眞に民主的な方法で、彼等の要求や願望に對應すべきである。かゝることは、公衆の欲するところをこれに與へて居ると稱する專斷的制度と遙かに相距たるものである。

二　放送機關の放送の性質は、ラヂオの必要と性能とによつて定められるべく、かくして獨創的にして快適な番組を提供し得るであらう。

三　放送機關は民衆教育施設その他の特殊施設の經驗に基いて運營せらるべく、勞働階級の知的程度及び道義上、社會上の諸要求をも充分に斟酌しなくてはならぬ。

四　放送機關は放送を行ふ精神について、情報を供し得る各種の團體と接觸を保つべく、特殊の聽取者グループとのかゝる恒常的協力はやがて聽取者と放送機關との各種形態の協力、例へば、聽取者のグループの編成、討論會の組織、無料民衆音樂會等の如き協力に導くであらう。

五　小所得者―勞働者及び賃銀稼得者―の聽取料は、出來る丈け割引くべく、出來得れば失業者に對しては無料とすること。

六　各國に於て、權限ある中央機關は特別のグループ例へば民衆大學、勞働學校、勞働組合、赤十字社、旅行案內社等―との協力により、公衆聽取場の設立を助長するに努むべく、かゝる聽取場は、アルコ

ール飲料の販賣を許可された場所以外に設けらるべきこと。

七　全國的に集中化が行はれる場合、これに依り設けらるる機關は、現存の放送局と緊密な接觸を保つべく、國際的に集中化が行はれた場合、かかる機關―その設立は國際勞働機關に對して提案されたーは、全世界の放送機關の結合體たるヂュネーヴの國際放送同盟と常規の關係を保つべきこと。

八　一切の國々の放送は、諸國民の親善の助長に最大限に寄與すべきこと。

婦人の國際的活動

本年度に於ける婦人の國際的活動に關する主なる大會並に會議を擧ぐれば左記の如くである。

國際婦人會議　參政權及び平等公民權國際婦人同盟は、一九三五年四月十八―二十四日インスタープルにおいて、第十二回大會を開催した。會議には三十箇國から約三百名の婦人が參加した。

主要議題の一は、現時の經濟問題に關する女子の地位、特に女子の雇傭上の權利に課された制限であつた。この會議に出席した國際勞働局次長モーレット氏は、この際、一般的經濟不況とその勞働婦人の狀態に及ぼした影響を概說し、女子の雇傭上の權利、同等の勞務に對する同等の報酬の取得權並に失業の場合における男子と同一の救濟受給權を支持した。氏は一の失業對策と看做されて居る、女子の勞働權の制限は、不公正たるのみならず無益であり、それが家族の購買力を減退せしめる點からみれば、一般の利益にも反するとの意見を表明した。

氏は更に國際勞働局が失業克服のために研究しつゝある諸措置―勞働時間の短縮、大規模公共事業の組織等々を概說した。

決議中、勞働問題に關するものは左の如くである。

一切の女子の勞働權が認められるべきこと、一切の勞働機會の女子に對する開放、職業及び事業のための教育は、男子と同一條件を以て、女子にも與へらるべきこと、公務における一切の職業及び地位は、同等の昇進機會を以て男女に開放さるべきこと、女子は同一の勞務に對しては、男子と同額の支拂を受くべきこと、一切の國々に於て、既婚女子はその稼得の自由處分權をもつべきこと。

大會は、その加盟團體に對し、女子の勞働權に對する攻勢と戰ひ、既婚女子賃銀稼得者を防衞し、女子勞働者のために充分なる經濟上の權利を獲得し、既得の權利の適用において、公正を確保するために、其他の婦人團體との恒常的協働を設定せんことを要求した。

大會は、現下の經濟狀態に關する一決議において、それが生活手段の家庭に對する個々的配分に最も密接な交涉をもつ婦人社會の意見を傳へるものなることを宣明して、切實な必需品の破壞は、世界の狀態を改善することを得ざるものであるとの確信を以て、すべての政府に對し、如何にすれば一時的又は恒常

的失業者に購買力をもたせ得るや、また土地及び産業の生産性を、世界の人々の利益になるように配分するために、如何なる有效なる行動をとり得るやについて考慮せんことを要求した。更に大會はその加盟團體に對し、勞働時間の短縮、新産業の創設、世界の生活標準の引上、物價の安定の如き措置によつて、經濟禍害を救濟するための、實際的手段を研究せんことを要請した。

大會はまた、第十九回國際勞働會議に對し、その年少者失業問題の討議において、既婚又は未婚女子の雇傭に對する權利を考慮せんことを要請した訴望書を採擇した。

オープンドア・インターナショナル大會　婦人勞働者の經濟的解放を目的とするオープンドア・インターナショナルの第四回大會は八月十九―二十三日コペンハーゲンに開かれ、チェコスロヴァキア、デンマーク、イギリス、スウェーデンの各國支部並に新設のオーストラリア、フランス、ノールウェイの各支部其他諸國の加盟團體よりの代表者の出席を見た。

議長は開會の辭に於て、近年男子勞働者の利益のために、婦人の有償勞働權を剝奪することを正當視する思想が廣く行はれて居る事實、並に種々の工業又は作業における婦人の勞働を禁止又は規制する專斷的權利を、當該大臣又は官吏に附與する習慣が、激增した事實について注意を喚起した。

大會は、多數の決議の中、勞働の權利は即ち生活及び獨立の生計の權利であると宣言する一方、男女同一の最低賃銀率設定の必要に就て、注意を喚起する決議を可決した。尙ほ大會は、國際勞働總會が、婦人の夜業禁止の二條約及び婦人の鑛山地下勞働禁止條約を採擇したることを非難し、同時に、不衞生作業に於ける婦人の特別保護規定の實施を攻擊して居る。

母性保護に關しては、大會は、保護の假面に隱れて、婦人の勞働權を制限するものとして反對し、ワシントンの産前産後の婦人傭使に關する條約は、その好適例なりと指摘して居る。大會の意見に據れば、妊娠又は出産により、勞働不能となりたる婦人の地位は―特に保險に關聯して―法律により、災害又は疾病のため、通常の勞働をなし能はざる一切の勞働者と同樣に取扱はるべきであるとなし、斯る條約は第十六回國際勞働會議に於て討議された、平等權條約の條項に矛盾すると宣言した。

社會主義婦人國際委員會　勞働社會主義インターナショナルの國際婦人委員會（the International Womens Committee）は、一九三五年八月三十一日、九月一日ブリュッセルに會合した。

可決された決議の中には、諸國に於ける婦人の勞働權に對する侵害に抗議し、婦人の經濟的獨立權と産業における生計稼得權とを擁護せるものが含まれて居た。

また委員會は、婦人の諸權利の平等について一九三五年九月の國際聯盟總會に提出すべき覺書を可決した。

就中、勞働市場における平等について、この覺書は、特殊の

産業法令によつて與へられた保護を、婦人勞働者から奪ふ如き條約には、一切同意出來ないと聲明し、婦人勞働保護立法を廢止せよと言ふ非産業的な婦人團體の論議などは、斷じて容認出來ないと述べて居る。

尙ほ國際婦人委員會は、男女勞働者、法律家、政治家及び一切の主要な婦人團體の代表者を網羅して、常設の婦人問題委員會をヂュネーヴに設くべしとする國際協同組合婦人聯盟の提唱を支持するところがあつた。

委員會は、男女の失業せる年少勞働者の狀態を改善するため義務教育終了年齡を引上ぐべきこと、勞働者家計の必要について調査を行ふべきこと、並に家政婦の經濟的潛勢力を發揮せしむるため、その組織計畫を立案すべきことを提唱した。

業別國際勞働組合大會

三五年度に於ける主たる業別國際勞働組合の大會並に執行委員會は左の如くである。

炭鑛夫 炭坑夫國際聯合會執行委員會はヴィーヌ氏（フランス）を議長として一九三五年一月二十五日、パリに於て開催された。チェコスロヴァキア、フランス、イギリス、オランダ、ポーランド及びスペインの六箇國から代表が參列した。

右會合に於て、一九三一年の國際勞働會議の採擇せる炭鑛勞働時間條約の改正問題に關して、次の決議が可決された。

「一九三五年一月二十五日パリに會合せる炭鑛夫國際聯合會執行委員會は、一九三一年ヂュネーヴの炭鑛勞働時間條約の批准が、故意におくらされることに、再び强硬に抗議するものである。

一九三一年條約の改正案の中には、この條約の採擇に先立つ最初の討論において、充分論じ盡された勞働時間の配置問題が含まれて居る。勞働者は個々の交換班の勞働時間の短縮を妨げるこの問題を含めたことに强硬に抗議する。

また、われわれは、第六事項—一九三一年條約所定數以下に勞働時間を短縮すること—が、改正事項中に包含せられ、以て右の條約中に規定する以外の勞働時間の一層の短縮が行はるべきことを期するものである。」

執行委員會は、炭坑業の經濟情勢を討議した後、國際炭業協定を要望する一決議を可決した。この決議の主文は次の如くである。

「……本會合は、國際聯盟の權限ある機關に對し、石炭の生產及び販賣の統制について、關係諸國により國際協定を達成する目的を以て、石炭鑛業に絡む經濟的困難を、再び檢討するために、政府、鑛主及び鑛夫の三部制會議を招集すべしとの鑛夫國際聯合の申請を考慮すべきことを要求する。

更に、われわれの立場を國際勞働局理事會に持出すがため、本會合は理事會の勞働者代表が、一決議を作成し、吾々の要求を力說してこれを提出すべきことを要求する。」

また、委員會は鑛山に於ける高溫と、職業病とに關する情報集を考慮した。委員會はこの資料の編成にあたり、國際勞働局の與へた援助に對して謝意を表し、主事に對して、鑛業における災害及び職業病の豫防のための、標準規則を作成することを國際勞働局に要請するよう指令した。

農業勞働者 國際農業勞働者聯合會(The International Landworkers' Federation)は、ダンカン氏(スコットランド)を議長として、一九三五年七月二日、三日ロンドンに第七回大會を開催した。チェコスロヴァキア、デンマーク、オランダ、ノールウェイ、パレスチン、スコットランド及びスウェーデンの加盟組合から代議員がこれに參加した。

主事の報告。主事ヒームストラー氏（オランダ）は加盟組合の左の員數を示す報告書を提出した。

國體名	員數(一九三五年一月一日)
チェコスロヴァキア農林業勞働者組合	六、〇〇〇
チェコスロヴァキア在住獨逸系農林業勞働者組合	三、〇〇〇
デンマーク農業勞働者組合	三三、一五〇
デンマーク園藝師組合	二、〇〇〇
エストニア農業勞働者組合	五一〇
オランダ農業勞働者組合	三二、二三五
ハンガリア農業勞働者組合	二三五
ノールウェイ農林業勞働者	一、一〇〇
ユダヤ系農業勞働者組合(パレスチン)	二〇、〇〇〇
ポーランド農業勞働者組合	三六、一五二
スコットランド農場奉公人組合	三、五一〇
スペイン農場勞働者組合	一六、五五三
スウェーデン農業勞働者組合	六八三
スイス商業運輸及食料品產業勞働者組合の園藝師部	

右の內、三、五〇〇人は組合員の妻で組合費を納めない。

一九三一年ストックホルムに開かれた前回の大會以來、政治的事變のために、獨墺の農業勞働者組合は本聯合會より脫退し、聯合會の本部もウトレヒトに移された。またこの期間中に、デンマーク、オランダ及びスウェーデンの農業勞働者組合は、その員數を可成增加させたが、その他の諸國の比較的小さな組合は或は停滯し、或は幾分の後退を示した。

主事の報告は、本聯合會と國際勞働局との關係、並に勞働時間、失業保險、有給休暇等々最近の國際勞働會議で討議された諸問題についての農業勞働者の狀態を詳しく論じた。

規約の改正。大會は將來の活動を幾分擴大するために、規約を改正し、組合費を引上げた。

勞働條件の保護。大會は「農業勞働者と農業恐慌」及び「農業賃銀の規制」に關する二つの報告を聽取したる後、左の決議を可決した。

「國際農業勞働者聯合會の本大會は、農業恐慌が農業勞働者の賃銀及び社會狀態に及ぼせる影響を考慮し、農業勞働者が失業に對して保險されること、並びに農業勞働者の賃銀及び勞働條件の保護を確保する施設が、一切の國々において採用されることの緊要なることを聲明す」

硝子勞働者　硝子勞働者の國際會議は、勞働組合國際聯合會主事スケヴェネルス氏を議長として、一九三五年五月九日パリに開催された。

この會議には、ベルギー、チェコスロヴァキア、デンマーク、フランス、大ブリテン、オランダ、ノールウェイ及びスウェーデンの硝子勞働團體の代表が出席した。討議された主要問題は、一切の國々の硝子勞働者の團體の間における、正常的國際關係の回復であつた。討議を終るに當り、左の決議が滿場一致可決された。

「ベルギー、チェコスロヴァキア、デンマーク、フランス、大ブリテン、オランダ、ノールウェイ、及びスウェーデンの組織された硝子勞働者の代表は、五月九日パリに會合して、決議すること左の如し。

一　從前國際硝子勞働者聯合會に所屬せる諸國の硝子勞働者の間に、國際的接觸並に正規の關係を恢復すべきこと。

二　この接觸は、暫定的に一定期間を限つて國際勞働組合總同盟書記局によつて保證され、書記局はベルギー、チェコスロヴァキア、フランスから任命される筈の、三人の專門顧問と協議することが出來る。

三　硝子勞働者の國內的組合は、決定を必要とする一切の職業的又は國際的の問題につき、國際勞働組合總同盟の諮問を受ける。

四　國際勞働組合總同盟は、率先して工場勞働者、製陶勞働者及び硝子勞働者の三個の國際產業書記局と、最も迅速な合同につき協議すること、合同條件の最初の草案は、國際勞働組合總同盟により、硝子勞働者の國內組合に提出さるべきこと。

五　硝子勞働者の國內組合は、國際勞働組合總同盟書記局に對し、硝子勞働者の利益のためになさるる活動によつて生ずる費用を償ふために、醵出金を支拂ふべきことを約す。

六　精々一年以內に恐らくは招集さるべき國際會合に、得られたる結果、國際勞働組合總同盟の主催の下における硝子勞働者の國際活動並びにとりわけ前記四に揭げられた國際產業書記局との最後的合同に對する國際勞働組合總同盟の努力の結果につき、報告書を提出すること。

運輸勞働者　國際運輸勞働者聯合(The International Transport Workers' Federation)の大會は、一九三五年八月十八日—二十四日チャールス・リンドレー氏(スウェーデン)を議長として、コペンハーゲンに開かれ、產業別國際勞働者聯合會からの友誼代表の外、二十二箇國における運輸勞働者の五十一團體からの代議員一四四名がこれに參列した。

開會の辭に於て、議長リンドレー氏は、前回の大會以後に物故されたクランプ氏を始め、諸國の加盟組合の著名な指導者達について哀悼の意を表し、獨裁制の成長、戰爭の危險の增大及び世界經濟不況に言及したる後、現情勢の下では、國際的な勞働者團體が、所屬組合の困難を調整したり、經濟上並に社會上の標準の全般的向上をもたらしたりすることは、極めて困難であるが、それにも拘らず、わが聯合會は、今日なほ適法に機能し得て居る諸組合の結束を保持することに成功したし、ある場合には、就中歐洲以外の地方に於て、新しい前進を成就したと述べた。

大會に提出された活動報告によれば、一九三五年一月一日現在にて、同聯合會に所屬する團體數は、三十二箇國に於ける七九團體、その總員數一、五七〇、〇〇一人であり、前回の大會に對する報告、即ち一九三二年一月一日現在の、三十七箇國に於ける九十團體、二、三五三、三八三人に比すれば、相當の減少が見られる。併しながら、右報告に於ける總員數は、スペイン及びブルガリアの勞働組合、並にオーストリア、ドイツ及びラトヴィアの組合數を包含せず、總員數に關する報告を寄せざりし組合の員數は、相當に切捨てられて居るのであつて、實際の本聯合會の現在の總員數は、一、六〇〇、〇〇〇人を超ゆるものと言はれて居る。

鐵道從業員、阜頭勞働者、海員、自動車運轉手、軌道從業員の各部の協議會が夫々開かれ、各部についての書記局報告と當該勞働者に關係ある諸問題とが討議された。これらの協議會からは、全體會議に對して、諸種の決議が提出され、全體會議は多少の修正を加へてこれらを承認した。これら決議中、重要なものは概ね次の如くである。

一　荷役災害保護條約。「國際運輸勞働者聯合の大會は、波止場勞働の機械化と合理化との急速なる進步に伴ひ、作業の危險が增大すべきことを觀察し、一九三二年ヂュネーヴにおける國際勞働會議の採擇したる波止場勞働の保護に關する條約が未だなほ全般的に採用せられざることを遺憾とし、I・T・Fの執行委員會に對して、その原因を調査すべきことを指令し、未だこの條約を批准することに決定せざる諸國をして、これを批准せしむるよう、國際勞働局が壓力を加ふべき旨の願望を表明し、各自の國に於ける實際の施行を促進すべきことを加盟組合に要請し、I・T・Fの執行委員會に對しこの目的に備ふるに必要なる措置を採るべきことを指令する。」(オランダ運輸勞働者組合提出)。

二「貨物船の海損について、最近イギリスにおける調査中に、居住設備、定員、救命具、裝備及び構造の狀況—これは凡ゆる國々の商船に共通すると信ずべき充分なる理由がある—について得られた情報を顧慮し、國際運輸勞働者聯合の本大會は、これら一切の事項について、一層高き標準の適用せらるるやう迫るべきことを、その加盟員に要望し、且つ一層高き國際標準を確立する一條約を獲得するために、國際的行動のとられんことを主張する。

更に、現存の保障の不充分及びかかる保障の回避等により、海員その他の生命が、不斷に損はれることを顧慮し、本大會は、右の條約は、『船舶の荷積荷卸に傭使せらるる勞働者の災害に對する保護に關する條約』第十八條にあると同樣の規定を包含すべきであり、かくて對手國のとれる施設が、自國の法令及び規則のもとに要求せられる標準と同等に有效なる海員の居住設備及び安全の一般的標準を確保して居ることを各國が認むる場合には、批准がこの條約を基礎として、相互的協定をなすことを得しむべきである、との見解をもつものである。」(英國運輸及一般勞働者組合とイギリス全國海員組合

との共同提出）

三「I・T・Fの海員部協議會は、賃銀增額のためのエストニア海員の罷業及び同じ目的のためのフィンランド海員の行動計畫に關する報告を聽取し、これらの行動は、一九三四年七月三日―五日のロンドンにおける協議會の採擇したる海員の、國際的賃銀表に關する決議の趣旨に合致するものなることを宣言する。エストニア及びフィンランドの海員は、ヨーロッパでは最も賃銀の低い部類に入るのであるから、協議會は彼等がその勞働條件を改善せんとする努力に對して、滿腔の同情を表明するものである。」

イギリス側代議員を代表してクレー氏は、國際運輸勞働者聯合會の起草にかゝる、自動車運轉手のための國際綱領を改訂するの要あることを力說した。これに對して、國際聯合會副書記長ナタン氏から、この問題を必ず考慮する旨の保證が與へられた。

右の外、戰爭の危險に關するもの、ファッシズムとこれに對抗するI・T・Fの活動に關するもの、ドイツにおける現在の狀勢に抗議するもの、オーストリアの勞働者に對する讃嘆と感謝の意を表明するもの等々があつたが、更に大會は、スペインの狀勢に抗議し、スペインの勞働者に對する同情の念を表明した。別に、ダンチッヒの狀勢に抗議する決議や、當時刑法及び刑務所に關する國際會議が、ベルリンに開かれつゝあることに抗議する決議等が存した。

國際勞働組合運動を集中化して單一の中央體を結成し、現在の國際產業書記局の代りに、產業別の分科組織をその中に設くべしとする英國運輸及び一般勞働者組合の提案は、同組合のクレー氏によつて說明されたが、氏はこの案を更に考究するために、これを總務委員會に附託すべきことを大會に要望した。大會はこの手續をとることに同意した。

I・T・Fの書記局は、調査部長ツワルフ氏の作成した一覺書を大會に提出したが、これは運輸問題を社會主義的立場から考察したものであつた。覺書の第一部は、運輸上における現在の混沌狀態を物語つたものであり、第二部は、この混沌狀態の壓力に押されて諸國においてとられた措置を敍述したものであり、第三部は、調整された運輸制度をもたらすために、是非共考慮しなくてはならない數個の原則を摘要したものである。この覺書は、そもそも調整と言ふものは、社會主義的な原則で、資本家制度の中では、ある程度までしか達成されるものではないと言ふ根本觀念から出發して居る。從つてそれは、當然に公共機關により、統制されたる運輸獨占を要求して居る。

大會に於ては、運輸調整問題は、ファン・ブーラムベーク氏（オランダ鐵道從業員組合）により先づ言及され、續いて五ケ國の代議員が交々この討論に參加した。大會は、右の覺書及び討論を基礎として、更にこの問題の調査研究を行ふべきこと、而してその結果を次回の大會に報告すべきことを決定した。

郵便電信電話從業員 郵便電信電話從業員聯合會（The International (Organisation of Postal, Telegraph and Telephone Staffs）は、一九三五年八月八日―十日ブリュッセルに第八回大會を開いた。

聯合會は現在二十ケ國の三十團體に所屬する一六八、一九二人を擁するが、世界中で遞信事業に從事する者の總數に比するときは非常に貧弱である。これは遞信從業員の職業的團體が千差萬別なること、並にオーストリア、ドイツ、イタリア等々の諸國の勞働組合構造の變革されたことに主として起因する。

大會の主な議題は、民主主義と勞働組合主義、通貨の不安定と遞信從業員の報酬に對するその影響、遞信從業員の短時間勤務の三であつた。これらの議題について、大會の可決した決議の大要は概ね左の如くである。

大會は、自由にして自主的な勞働組合の存在が、一切の被傭者のためと同樣に、遞信從業員の福利のためにも死活の重要さをもつこと、また、勞働組合運動の保障は、民主的な政府形態それ自體が保障され、尊重される場合においてのみ、確保されることを確認した。

大會は、購買力に對する攻擊を凡て排擊し、購買力は適當な行動によつて、安定に保たるべきであるとした。世界經濟現下の混亂に鑑み、大會は政府が能ふ限り速かに、通貨の全般的安定を確保する義務を有すると考へる。

大會は、社會的にも經濟的にも、不健全な短時間勤務の問題の解決のため、左の諸原則を奬勵する。

イ　通則として、遞信事業の一切の作業は、全時間勤務を基礎として行はるべきこと。

ロ　全時間勤務の從業員の數を增すために、國內的並に國際的な行動によつて、勞働時間の短縮をはかること。

ハ　一日四時間以上を要する職務は、凡て專任者に委ねるべく、その者の勞働時間に餘裕あらば、他の雜務―業務の改善方法の研究や繁忙な方面の手傳―を割當てること。

ニ　短時間勤務者數の減縮運動を、果敢に續けること。

ホ　業務の新設又は擴張の場合には、短時間勤務を全時間勤務に變更することを主張すべきこと。

ヘ　數個の補充的な短時間勤務を―それが空席となつたときに―合せて一個の全時間勤務とするに努めること。

ト　短時間勤務者が他の補足的職業につくことは、仲々困難なるを以て、彼等に充分の報酬を與へることに努めること。

教員　教員團體國際聯合會（The International Federation of Teachers' Associations）の第八回年次大會は、一九三五年八月十二日―十四日オックスフォードに開催された。現在同聯合會は二十七ケ國における男女教員五十萬餘名を擁して居る。

大會は、その誕生の最初の第一步から、教員の荷ふべき社會的義務を果たし得るためには、彼等に最善の訓練が與へらるゝ要あるを認め、一般教育と職業的訓練とが、不可缺のものであることから、教員の將來の履歷のためには、大學に於ける勉學

が必須の條件であると述べた。尙ほ、大會は、教員が一定期間の勤務の後には、研學又は視察のために、有給休暇を與へらるべきことを勸奬して居る。

大會は、教員團體國際聯合會と萬國教育團體聯合會とが、完全な獨立を相互に保持すると共に、兩省の事業を一定計畫のもとに調整し、かくて萬國聯合會は特に教育問題に、國際聯合は教員の個人的又は集團的利益の擁護、教職の保障、賃銀、年金、教員の法律上の保護等々の如き職業問題に、注意を集中することに同意した。

キリスト教鐵軌道從業員 キリスト教鐵軌道從業員組合國際聯合會(The International Federation of Christian Railwaymens' and Tramwaymens' Unions)の大會は、一九三五年九月十一日—十三日、ニヴァード氏(ロッテルダム)を議長とし、八ケ國における十個の加盟團體からの八十名の代議員參列の下に、パリに開催された。

大會は、主事チンメルマン氏(ウトレヒト)の提出せる一般報告に留意した後、最近の重要問題について審議した。大會には、左の諸件に關する報告書が提出された。

一 鐵道における八時間日の採用、ダルネー氏(パリ)
一 國際勞働局について、ヘンセラー氏(ヂュネーヴ)
一 不況時におけるキリスト教勞働組合の諸任務及びその存在權、セラレンス氏(ウトレヒト)

以上の報告書を充分研究した後、大會は大要左の如き諸決議を滿場一致を以て可決した。

鐵道における八時間日。最近における鐵道の合理化の結果、從業員は大量解雇や、賃銀の大幅切下げをうけたこと、並に最近の交通手段の調整計畫は、更に從業員の生活を脅威して居ることを指摘した後、大會はかかる事態に抗議し、技術的進歩と合理化との利益には、從業員も均霑すべきこと、及びそれは四十時間週の形をとるべきことを要求した。

國際勞働機關。大會は世界不況の最中において、國際勞働局が毅然として聳立することを歡び、その活動が更に左の方面にまで伸展することを希望した。即ち

勞働時間の國際的短縮、學校卒業年齡の引上げ、年金受給の開始年齡の引下げ、合理的な通商政策及び關稅政策の採用、國際的公共事業計畫の施行、キリスト教的團體精神に基く經濟制度の改革。

勞働組合運動。第三の決議は、公の秩序に反せざる目的のためにする團結の自由を要求し、就中キリスト教勞働組合運動の存在理由に對する確信を表明して居る。

製本工 國際製本工聯合會(The International Bookbinders Federation)の第九回大會は、ファン・スタイエン氏を議長として、一九三五年九月十三、十四日ストラスブルグに開催され、約四萬二千人の加盟組合員を代表する十三ケ國の代議員が參列した。

大會は、先づ在來のドイツ及びオーストリアの製本工團體の脫退から生じた內部組織問題を取扱つた。

大會は、印刷業に於ける勞働時間の問題について討論した後、メルテンス氏(ベルギー)の動議により「印刷工業に於ける四十時間週の問題を、一九三六年の國際勞働總會の議題に上程すべきことを要求する」旨の決議を可決した。

この決議に贊成投票を行ふに當り、イギリス代表たるハラウェイ、スパックマン兩氏は現在の賃銀標準が引下げられる如きことなしとの諒解の下に、四十時間週に贊成するものである云々と述べた。

大會は次に印刷業に於ける國際團體の合同問題について、長時間の討議の後、三三、四一七對七、七三五票にて一決議を可決した。この決議は、本聯合會と國際石版工聯合及び印刷勞働者國聯書記局との合同問題を論議するために、三團體の代表より成る共同委員會を設くべきことを提案したものである。

石材勞働者 國際石材勞働者聯合會(The International Stoneworkers' Federation)の第九回大會は、一九三五年八月三十一日ラールマン氏を議長として、ブリュッセルに開催された。

書記コルブ氏の提出せる報告書に依れば、獨裁制度を採れる諸國における勞働組合の崩壞の結果、本聯合會の總員數は殆んど半減し、一九三四年の加盟員數は五萬三千人となつた。

書記コルブ氏はシリコシス問題について、一九三四年の第十八回國際勞働會議が、シリコシスを職業病表の中に挿入した條約案を採擇したことに滿足の意を表明し、諸國がこれを批准すべきことを要望した。

ラパイユ氏(ベルギー)は、同國政府がシリコシスに關して、現に行ひつゝある調査について語り、シヌー氏(オランダ)は、同國における右條約案の批准の問題について說明した。

更に討議を重ねた後、大會は一決議を可決して、第十八回國際勞働會議の採擇したる勞働者職業病補償に關する改正條約案の批准を獲得するため、その努力を强化すべきことを加盟諸團體に要請するところがあつた。

石材業及び石切業における失業問題について一場の討論が行はれた。その中ではセメントや人造石の競爭によつて、建築用材としての石材の需要が激減した結果、大多數の石材勞働者が恒久的失業に脅かされつゝあること、かゝる狀態は四十時間週の採用の如き手段を以てしてはその匡救充分ならざること等が述べられて居る。

大會の可決した決議は、建築事業における裝飾藝術の復興を促進するような樣式の建築物の建造を、官廳及び建築家に對して要望したのであつた。

本聯合會と木材勞働者及び建築工國際聯合會との合同案について、長時間に亙る討議が行はれたが、票決の結果、この案は二三對一一票で否決された。

雪的勞働者 一九三五年九月二十六日から二十八日までブリュッ

セルに於て、智的勞働者國際同盟(The International Confederation of Professional Workers)の第十三回大會が開かれた。本大會へは、ベルギー、チェコスロヴァキア、フランス、イギリス、オランダ、ポーランド及びルーマニア等の智的勞働者の各國聯合會からの代表が出席し、イタリアの自由職業者藝術家全國ファッシスト職團、國際勞働局、國際學藝協力協會、國際私法統一協會、その他多數の一國的及び國際的團體から、オブザーヴァーが參加した。大會はベルギー智的勞働者聯合會々長シュールマン氏によつて司會され、開會に當つてはベルギー文部大臣ボヴス氏の一場の演說が試みられた。

書記長ルイ・ガリエ氏は、昨年中に於ける智的勞働者國際同盟の活動について報告を提出した。この報告書の大部分は、國際勞働機關との關係の記述に宛てられて居る。

本大會に於て採擇された決議を要約すれば左の如くである。

同盟の事業

大會は昨年中に於ける同盟の事業についての書記長の報告を承認し、更に一切の活動を續けて促進せしむべく彼に指令を與へ、特に、勞働者發明權、競業禁止約款及び演技者の權利に關する問題—その調査は既に以前に完了して居る—が、國際勞働總會の議題となり、條約案の題目たらしむるために、國際勞働機關に對して熱心に陳情すべきことを彼に委任した。

國際勞働機關との關係

大會は、從來ジュネーヴに於いて非筋肉勞働者を勞働條約から除外してきた態度に抗議し、知識勞働者も筋肉勞働者と同一の保護をうくべき權利を有するが故にかかる態度は改められるべきであると要求した。大會は勞働時間について、監督上の地位または機密的任務を有する被傭者に關して、同盟のなした抗議を繰返へした。大會は各國の聯合會に對しても一九三六年にはかかる除外を受けぬよう、全努力を傾倒すべく要求した。

大會はスミス氏(イギリス)の報告を審議し、勞働者災害補償に關する條約の十年目の改正に關聯して、智的勞働者に對しても社會保險を適用すべしとする前回の決議を再び承認した。

失業と職業補導

大會はコシンスキー(ポーランド)、マニオ(フィンランド)及びスミス(イギリス)の諸氏に依る報告を聽取したが、全世界を通じての生產諸條件の變化に必然的に伴ふところの、勞働及びその生產物の改造と再配分と言ふ一般問題については、さしあたり何らの態度をも表明しなかつた。同時に大會は、直ちに實行に移さるべき若干の限られた手段のあることを言明した。大會は上記諸報告中に示された提案を承認しそれに基き、國際勞働局に對し智的勞働者間における失業救濟計畫を、國際勞働機關加盟諸國政府に提起するために、智的勞働者の失業數とその狀態及び彼等に仕事を供給すべき可能なる方法を示すよう、調査を行ふことを要求した。更に大會は國際勞働局の智的勞働者諮問委員會の議題中に、職場の廢止による失職に對する給料智的勞働者補償の問題を加へ、將來國際條約として採擇すべきことをも要求した。

大會は一切の智的勞働者團體に對して、その成員中における失業減少のために、より效果的な方法を確立すべく全力をあげて協力せんことを求め、また各團體に對して、官廳の援助のもとに、智的勞働者の失業や、その職業補導及び未開拓の新就業分野發見等による可能なる失業救濟策に關聯して、特別の機關を設立すべきことを勸告した。

上記諸團體に對し與へらるべき指令については、大會は、ロジエ(フランス)及びマニオ(フィンランド)兩氏の特別救濟事業に關する報告並にロジエ氏の文獻、統計の蒐集及び新職業への職業指導施設の創設に關する報告に述べられた提案を承認した。

就業喪失に對する補償

大會はスミス氏(イギリス)の此の問題に對する報告を審議し、國際書記局に問題の研究を依託した。尙ほ同盟の各代表に對しては、この問題を國際勞働局に向つて諮問委員會の議題とすべく要求するよう指令した。

組織

大會はファイツ氏(チェコスロヴァキア)のこの問題に關する報告を審議し、教育を單に職業訓練の準備としてではなく、各人にとつての必要條件と考ふべきであるとの見解を表明した。また大會はニゾー夫人(ベルギー)、ブールカール氏(フランス)、ロジエ氏(フランス)及びベルギー職業藝術家聯盟の報告を審議し、現在の生活狀態の下にあつては職業團體の組織が考慮さるべきであるとの見解を表明した。而して智的勞働者諮問委員會の各代表は、國際勞働局に對して職業資格檢定の保護に關する調査を行ふよう要求すること、また國際書記局もこれらの問題の研究を繼續し、國際學藝協力協會に對して、各國に於ける得業證書の價値及びその獲得條件の異同の程度について、比較研究を行ふことを要求することに決定した。

藝術寫眞家の版權

大會はニゾー夫人(ベルギー)の藝術寫眞家の版權に關する報告を審議し、この問題の重要且つ複雜なるに顧み、更に一層の研究の要ありとの見解を表明した。これに基き、國際書記局に對し、研究續行が指令された。

智的被傭者の發明の保護

大會はニゾー夫人(ベルギー)の他の一つの報告をも審議し、その第一の部分の研究を國際書記局に委任した。

大會は智的勞働者諮問委員會に於ける同盟の各代表に對して、智的勞働者中の發明家の諸條件に關する調査を行ふべきことを國際勞働局に要求し、この問題を近き將來に於て、國際條約の議題として上程し得るや否やにつき、考究すべきことを命じた。蓋し、工業上の意匠及び模型が、特許權に基き保護されて居る以上、これらの權利は、その扁傭主のためにではなく、かかる意匠及び模型の眞の發明者に與へらるべきであるからである。

尙ほ、發明者の名義を製造品に署名することに依り、發明者の權利に特別の考慮を拂ふべきか、又はこれに反する如き何らかの契約は、發明者からかかる權利を奪ふことになるかと言ふ點を決定するためにも調査が行はるべきであるとされた。

廣告及び商業的目的のための科學的作品の利用

大會はヴォルフ氏(フランス)の報告を審議し、科學的作品の製作者の名前を、當該製作者の明確なる同意なしに、廣告乃至商業上の目的に使用することを禁止し、若し製作者の名前が使用される場合には、豫めその見本を製作者の手許に提出すべきことを規定する特別取締規定

の制定を主張した。

醫學、齒科醫學、藥學及び獸醫學上の發明に關する先取權審査局(Priority Office)

國際聯合會の常設協議會により標記の審査局設定の要求が大會に提起され、大會はこの問題の研究を、國際書記局に委託することに決定した。國際書記局は各國の智的勞働者聯合體及び一切の國際的關係團體に質問書を廻附することにした。

社會的、政治的及び經濟的自由

大會はトムスン氏(イギリス)の智的勞働者と社會的、政治的並に經濟的自由に關する報告について、特に關心をもつて審議し、この問題を調査委員會に附託することに決定した。

商業、事務、技術被傭者　商業、事務、技術被傭者國際聯合部會は一九三五年十月十五—十八日パリに開かれ、各部門の特殊の要求について檢討を行つた。

部會は次の四部門について行はれた。即ち、銀行、保險及び事務所被傭者、商店員、商業巡回員及び代理員、技術勞働者及び監督。

右の四部會には次の各加盟國からの代表が參列した。即ち、ベルギー、チェコスロヴァキア、デンマーク、フランス、イギリス、ギリシヤ、オランダ、スウェーデン。

各部會には本聯合會が一般經濟制度の下に於て演ずる役割や職業上の諸問題の研究に關する方針を示す諸報告書が提出された。

各部會の絡結にあたつて、各部は國際書記局に對し、所要資料を提供するに必要な調査を續行することを要求した。これらの資料があれば、國際勞働總會や給料被傭者諸問委員會の檢討すべき諸問題を、國際勞働局に提出する場合に、問題の選定が容易となるわけである。

(鈴木規一、秋山憲夫)

附錄

日本各種團體一覽及小作爭議統計表

勞働組合現勢一覽

一、本調査は昭和十一年上半期の現勢を示す。從つて本文中の組合情勢とは多少の變化あり。

一、組合員數は原則として各組合の正式機關の發表を基準とし同時に諸般の情勢を考慮して推算したるものなるが、之が發表なきものに對しては如上の見地より適宜斟酌して推定せり。

一、單獨組合は大體百名以上の組合を有し且つ社會的に活動せるもののみを計上せり。

日本勞働組合會議

本部所在地　神戸市神戸區海岸通三ノ二六
創　　立　昭和七年九月二十五日
機關紙　組合會議時報
役　　員

顧問	鈴木文治	
議長	松岡駒吉	副議長 河野密
書記長兼會計	米窪滿亮	常任書記 上條愛一
執行委員	堀内長榮	小泉秀吉　八木信一
	川村保太郎	沼田玄太郎
評議員	宮本官治	山川宗彬　木村唯作
	西尾末廣	三木治朗　金正米吉
	原虎一	菊川忠雄　山口常次郎
	鈴木悦次郎	西浦宇吉　渡邊年之助
	濱橋文作	横大路茂　谷口友太郎
	野村秀雄	麻生喜一　岩永榮一
	小田島權太郎	丹羽市太郎　鈴木倉吉
	元廣昇	

加盟團體及勢力

加盟團體數	九
團體員總數	二六六、九七五

團體名	團體員數
日本海員組合	一〇四、三〇六
官業勞働總同盟	一一、四八八
海員協會	一三、〇八六
日本港灣從業員組合	一六、四六八
日本勞働總聯盟	七、九九六
日本製鐵從業員組合	一二、五〇〇

全日本勞働總同盟　九三、六八一
東電從業員組合　二、〇〇〇
日本製陶勞働組合同盟　五、四五〇
地方協議會
北海道地方協議會　神戸地方協議會
中部地方協議會　大阪地方協議會
九州地方協議會　神奈川地方協議會

愛國勞働組合全國懇話會

本部所在地　東京市芝區三田四國町十五
創　立　昭和十一年四月十九日
役　員
常任委員　高山久藏　西山仁三郎　矢崎靜馬
新妻德壽　矢尾喜三郎　山崎常吉
露久保賢治　大橋治房
加盟團體及勢力
加盟團體數　一二
團體員總數　六一、三一九

團體名	員數
日本勞働組合總聯合	二五、二五八
日本產業勞働俱樂部	一八、五五〇
新日本海員組合	五、九八〇
大日本勞働組合協議會	一、七二〇
日本勞働同盟	三、〇〇〇

三河愛國從業員組合聯盟　一、九六一
東電愛國同盟　六〇〇
愛國勞働農民同志會　二、六〇〇
帝國木材產業正義研究會　三〇〇
東京花緒製產組合　三六〇
愛國木材工同志會　五〇〇
日本海上同志會　五〇〇

全日本勞働總同盟

本部所在地　東京市芝區三田四國町二ノ六
創　立　昭和十一年一月十五日
（日本勞働總同盟、全國勞働組合同盟の二組合合同して、新團體として全日本勞働總同盟を創立した）
組織及勢力　同盟二、地方聯合會九、加盟組合一二七
組合員總數　九三、六八一
政黨關係　社會大衆黨支持
組合會議との關係　日本勞働組合會議加盟
國際勞働會議との關係　支持
機關紙（準機關紙）　勞働、勞働者新聞、勞働經濟、明日
役　員
顧　問　鈴木文治　安部磯雄　高野岩三郎
會　長　松岡駒吉
副會長　河野密　西尾末廣
總主事　菊川忠雄
副主事　原虎一
會　計　松岡駒吉
中央委員　三木治朗　金正米吉　山口常治郎
大矢省三　金光平　大森種市
八谷幸太郎　永江一夫　土井直作
茅野眞好　德永正報　高橋涉
鈴木悅次郎　前田種男　井上良二　久保時藏
副中央委員　佐竹新市　池善次　白鳥廣近
熊本虎藏

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
全日本勞働總同盟	東京市芝區三田四國町二ノ六	昭二・一・一五	松岡駒吉	九三、六八一	
關東同盟	右同	右同	同	三六、〇六三	
東京聯合會	同	右同	原虎一 高橋涉	二六、七二一	
東京鐵工組合	同	大二・三・六	同	四、〇二六	
中央合同勞働組合	同	大一五・一二・一四	池善二	二、六五三	
出版印刷勞働組合	同	大一五・一〇・三二	德永正報	四九六	
關東電球硝子產業勞働組合	同	昭六・一〇・一五	同	二、〇二三	
紡織勞働組合	同	大一五・一二・三	松岡駒吉	三、九七四	
運輸勞働組合	同	昭二・六・	富田繁藏	五九八	
東京自動車同志會	同	昭四・三・	松岡駒吉	八一六	
東京塗裝工組合	同	昭六・五・	原虎一	一、三九五	
生保從業員組合	同	昭七・三・	松岡駒吉	一二五	
選友同志會	同	大一四・九・三〇	鈴木文治	四四五	
日本纖工組合	東京市品川區西品川九六七	大一三・五・二九	小原源一	四六四	
東京革工組合	東京市足立區千住二丁目	大一四・四・二六	熊本虎藏	四〇六	
日本運輸交通勞働組合	東京市芝區三田四國町二ノ六	昭三・一〇・二九	天滿芳太郎	一、九七七	
關東一般化學勞働組合	同	大一四・七・一九	岩內善作	一、六九七	
關東金屬產業勞働組合	同	昭四・九・二六	菊川忠雄	三五〇	
關東木材產業勞働組合	同	昭五・六・二四	淺沼稻次郎	四二三	
東京地方自由勞働者組合	同	昭四・九・二	同	二、七〇〇	
關東出版勞働組合	同	昭九・一一・二	山本富嘉	三五〇	
關東鍍金從業員組合	同	昭一〇・九・一五	白鳥廣近	四八〇	

東京乘合自動車現業員會	同	大一四 二・二〇	高橋 渉	六四九
關東革技工組合	東京市荒川區南千住町二ノ四	昭二 四・二三	關 權藏	七五六
神奈川聯合會	川崎市新川通五九	大一五 三・七	三木 治朗	五、五四三
神奈川鐵工組合	同	大一五 二・七	日下 德丸	一、五二三
神奈川電氣勞働組合	同	大一五 一・二七	土井 直作	一二〇
神奈川合同勞働組合	同	昭四 一〇・一五	右同	三四〇
石油勞働組合	横濱市鶴見區湖田町二四五九	大一五 四・	三木 治朗	三三七
神奈川製材勞働組合	同	大一四 四・二四	木村萬一郎	一七〇
染色勞働組合	横濱市中區宿町二ノ四〇	昭四 三・	土井 直作	四二四
製綱勞働組合川崎支部	川崎市河原町七五六	大一五 二・	鈴木 彌作	一、〇二八
セメント勞働組合川崎支部	川崎市大島町二五三	大一五 二・	土井 直作	一二七
關東釀造勞働組合 カスケード支部	横濱市鶴見區市場	大一四 一二・		
關東釀造勞働組合 京濱支部	横濱市神奈川區子安町	大一三 二・		三〇五
紡織勞働組合 平塚支部	平塚市須賀三八七	昭六 九・		
紡織勞働組合 川崎支部	川崎市旭町二ノ二五	大一四 八・		七一四
紡織勞働組合 保土ヶ谷支部	横濱市保土ヶ谷區峯岡町	昭四 七・		
運輸勞働組合 水上第一支部	川崎市小田二〇一七	昭四 四・		
運輸勞働組合 水上第三支部	横濱市神奈川通六	昭一〇 一・		二〇五
運輸勞働組合 鶴見支部	横濱市鶴見町二五六〇	昭一〇 八・		
神奈川縣土木建築勞働組合	横濱市中區戸部町六ノ二一三	昭九 一一・	石川 京市	二五〇
地方部				三、七四八
關東釀造勞働組合	東京市芝區三田四國町二ノ六	大一二 七・八	阿久澤 與三郎	一、七五五
埼玉勞働組合	埼玉縣草加町松江町五四	大一四 六・一	中野良次郎	九三
關東交通勞働組合	群馬縣澁川町下郷	昭四 四・一〇	小岩井相助	二七〇
秋田製材職工組合	秋田縣能代港町大町	大八 一一・一三	佐藤 忠三	三五七
秋田樽丸工組合	同	昭三 一二・一	古澤 斐	七九
秋田石油勞働組合	同	昭九 一・	同	六五
能代製材勞働組合	同	昭一〇 二・	佐藤 忠三	九八
栃木縣聯合會	栃木縣鹿沼町上田	昭五 七・	石山 寅吉	八五〇
郡山勞働組合	郡山市麓山町一九五	大一五 七・	田中 利勝	八一
東北合同勞働組合	八戸市古常泉下一二	昭二 三・	西村菊次郎	一〇〇
關西同盟會	大阪市此花區上福島南一ノ一七	大八 三・一	西尾 末廣	五〇、〇五一

大阪聯合會	同	大六 六・一	西尾 末廣 山口常次郎	三三、一六八
大阪金屬勞働組合	同	大一四 四・四	前田 種男	六、四五〇
大阪合同勞働組合	同	大一〇 一〇・四	金正 米吉	一、四五〇
大阪印刷出版勞働組合	同	大一四 一一・八	小林 廣吉	五一〇
關西紡織產業勞働組合	同	大一五 二・	西尾 末廣	三、三六〇
遞友同志會大阪支部	同		秋山傳三郎	二三〇
全關西映畫演劇同盟	同	昭一〇 二・	森口 進	九〇〇
大阪塗工組合	同	昭一〇 二・	每川德太郎	八五〇
電線工組合	大阪市此花區春日出町二四七	大一〇 八・二一	前田 種男	七三〇
大阪市現業員同盟	大阪市浪速區大園町二ノ二二	昭九 二・	大矢 省三	一、〇〇〇
大阪陶業勞働組合	大阪府泉南郡佐野町松原	昭三 一〇・	渡邊 周吉	二二九
大阪自動車交通勞働組合	大阪市港區八雲町四ノ一八	昭七 八・	熊本 與市	二五〇
泉南地方協議會	堺市甲斐町西五ノ一	昭五 一・	種田 徹摩	五〇五
石油勞働組合大阪支部	大阪市此花區恩貴島南町	昭八 三・	西山 從眞	七五
大阪金屬勞働組合	大阪市西淀川區海老江上一ノ三一	大一五 四・四	山口常次郎	七、七〇五
大阪化學一般勞働組合	同	昭六 一・二	鈴木悅次郎	三、四七一
大阪運輸交通勞働組合	大阪市港區宇治川三ノ一五	昭四 一〇・	井上 良二	一、七五八
大阪都市從業員組合	大阪市港區八幡屋松之町二ノ二〇七	昭七 一二、一一	田方 清臣	一、五一九
大阪電氣從業員組合	大阪市港區九條南通一ノ一四四	昭六 六・	山口常次郎	八一四
大阪左官組合	大阪市西淀川區海老江下一ノ二	昭一〇 七・	鈴木悅次郎	六一〇
泉州勞働組合	堺市住吉橋通二ノ一四	昭六 六・一	油谷 寅松	四二五
聯合會直屬				三二七
京都聯合會	京都市中京區東新道四條下ル三筋目西入ル	昭五 六・一六	西尾 末廣	一、一八二
京都合同勞働組合	同	昭三 五・	渡邊 清一	二四〇
京都金屬勞働組合	同	昭七 六・	國島泰次郎	一九七
京都友禪職工組合	同	昭九 四・	西尾 末廣	二二〇
京都運輸勞働組合	同	昭四 九・二七	西村仙二郎	一五
日本工友會	京都市中京區西院淵田町	昭九 二・	西尾 末廣	八〇
京都工眞會	京都市下京區西九條川原城町	昭一〇 九・	繁 音吉	六一
製樽工伏見支部	京都市伏見區鷹匠町	昭五 三・	林 廣吉	一四五
京都一般勞働組合	京都市上京區鞍馬口通大宮西入	昭八 一一・	辻井民之助	二二四
兵庫縣聯合會	神戸市兵庫區須佐野通四		今津 菊松 永江 一夫	八、一一七

神戸合同勞働組合	同	昭六・二	今津 菊松	一三〇	
扇港染色勞働組合	同	昭六・一〇	同	一〇五	
尼ケ崎金屬勞働組合	尼ケ崎市南城内一四三	大一三・一〇	山下 榮二	七〇五	
尼ケ崎合同勞働組合	同	大一〇・三・一〇	八谷幸太郎	二一〇	
灘製樽工組合	兵庫縣武庫郡御影町濱中	大一二・二四	古谷松三郎	四五〇	
灘輪竹工組合	同	大一二、一二、二四	横川 榮一	五〇	
灘合同勞働組合	兵庫縣武庫郡本庄村青木	昭六・三・	金子 巽	二三	
灘ゴム工組合	西宮市東町二丁目	昭五・七・	同	一六〇	
尾崎ゴム從業員組合	神戸市葺合區脇濱町三	昭七・五・	濱崎正之進	五五	
神戸港内勞働組合	神戸市葺合區國香通二丁目	昭一〇・八・	前田 平一	一四〇	
全日映演從業員組合	神戸市兵庫區湊町二丁目	昭一〇・九・	薄田 曉曉	四〇〇	
神戸劇場從業員組合	同	昭一〇・一〇・	前田 平一	八〇	
石油勞働組合神戸支部	神戸市林田區長樂町八丁目	昭七・七・	西林 玉一	八〇	
製綱勞働組合兵庫支部	神戸市兵庫區須佐野通四	大一五・八・	上垣 彌一	一五三	
ダンロップ護謨工組合	神戸市葺合區八雲通一ノ六二	大八・七・	土井 樋松	一、四〇〇	
ダンロップF・S工親會	同	大一三	岡本 三次	七八	

神戸市從業員組合	神戸市湊東區荒田町一ノ一九六	昭四・二・一五	中川光太郎	一、〇〇〇	
神戸一般勞働組合	同	昭四・一一・一五	永江 一夫	七〇〇	
神戸造船勞働組合	同	昭七・一〇・二四	前田唯之進	五〇〇	
神戸建築勞働組合	同	昭八・一〇・一五	井上宇一郎	二〇〇	
神戸自由勞働者組合	同	昭五・三・	神田喜太郎	四五〇	
阪神地方協議會聯合會直屬組合員	尼ケ崎市北城内九七	昭五・八・四	山口常夫郎	五二九	
			鳥井幸右衛門	五三〇	
愛知縣聯合會	名古屋市中區葉場町三三	昭五・九・	鳥井幸右衛門	一三〇	
中京鐵工組合	同	昭五・	田中 善司	二一〇	
中京紡織勞働組合	同	昭七・七・	關戸 久吉	一四〇	
中京合同勞働組合	同	昭九・一〇・	佐久間勤一	七〇	
名古屋時計工組合	名古屋市南區櫻田町一六	昭七・七・	鳥井幸右衛門	二八	
中京木材勞働組合	名古屋市中區葉場町三三	昭七・六・	足立 晉松	八二	
中四聯合會	廣島縣御調郡因島土生町	大一四・六・二八	金正 米吉	一、二四〇	
因島勞働組合	同	大一一・一一・一六	杉山 常一	八〇〇	
向島造船勞働組合	同	昭二・二・三	丸山光太郎	二五〇	

吳映畫從業員組合	吳市宮原通リ十一丁目	昭八・二・	前田榮之助	四五	
遷友同志會土生支部	廣島縣因島土生町			一五	
石油勞働組合糸崎支部	廣島縣糸崎町青木		藤本 德一	一三〇	
中國聯合會	福山市中市四〇三	昭五・六・二九	久下本 有	一、四二	
福山勞働組合	同	昭三・二・	同	六三	
廣島統一勞働組合	廣島市鷹匠町一〇五	昭七・一・	佐竹 新一	七八	
九州聯合會	小倉市南山越町	昭三・一一・九	伊藤卯四郎	一、六二四	
日本石炭坑夫組合	飯塚市西蔦田南通	昭五・一・八	同	四九九	
小倉仲仕勞働組合	小倉市東富野	昭五・三・一〇	崎野 秀丸	一五	
長崎印刷技工組合	長崎市稻佐町三	昭六・六・二八	田中 定吉	一三	
製綱勞働組合小倉支部	小倉市南山越町	大一五・五・	福井 春次	五四	
セメント勞働組合門司支部	門司市葛葉二タ松町	昭三・一〇・	白木 清三	二四四	
石油勞働組合西戸崎支部	福岡縣粕屋郡西戸崎	昭八・三・	久保 時造	七六	
聯合會直屬組合員	高知市中須賀町二			一七四	
高知縣聯合會	高知市石井町石立	昭九・一〇・	氏原 一郎	一、五三五	
高知縣自由勞働者組合	同	昭三・三・	小笠原國躬	一八〇	
池田政之丞				一八〇	

高知建築從業員組合	同	昭六・六・	氏原 一郎	五五	
土佐機械和紙從業員協同會	高知市旭町	昭八・一二・	同	五七	
旭製紙勞働組合	高知市旭元町二丁目	昭六・三・	戸田 留喜	五〇七	
高知印刷從業員親交會	高知市旭町一丁目	昭八・二・	氏原 一郎	八〇	
高知砂利採取人組合	高知市旭驛前町	昭九・六・	横山 初眞	六五	
長陵中部製紙勞務會	高知縣長岡郡久礼田村槙野々	昭九・二・	美崎和三郎	二〇五	
香南勤勞同志會	高知縣香美郡香宗村	昭九・七・	山崎 芳馬	一五〇	
高知印刷出版勞働組合	高知市石井町石立	昭五・一一・	小笠原國躬		
高知製紙勞働組合		昭六・六・	同	四六〇	
海南勞働組合		昭四・七・	同		
地方部		昭四・七・		一、二五五	
全敦賀合同勞働組合	福井縣敦賀町神樂町	昭六・七・	山口小太郎	二五〇	
若狹合同勞働組合	福井縣遠藤郡小濱町	昭九・一二・	重田 耕造	二〇〇	
滋賀金屬一般勞働組合	大津市石山鳥居川町二一九	昭八・二・	元持佐太郎	五三〇	
和歌山統一勞働組合	和歌山市元寺町一丁目アパート	昭八・三・一九	雲下 健三	二七五	
本部直屬				七、五六八	

製綱勞働組合	川崎市河原町七五六	大一三・三	三木 治朗	
セメント勞働組合	川崎市大島町二五三	昭四・二	土井 直作	
日本紡織勞働組合	東京市芝區三田四國町二ノ六		上條 愛一	六、五八二
日本鐵夫組合	同		高梨 二夫	九八六

官業勞働總同盟

本部所在地　大阪市東區越中町八六〇

創　立　大正十三年二月九日

組織及勢力　地方協議會　二　加盟組合　八

組合員總數　一一、四八八

政黨關係　社會大衆黨支持

組合會議との關係　日本勞働組合會議加盟

國際勞働會議との關係　支持

機關紙　官業勞働新聞(月刊)

役　員

名譽會長　賀川豊彦

中央委員長　西浦宇吉

主　事　川村保太郎

會　計　尾崎喜太郎

中央委員　豊島猿吉　加藤甚內　宮本靜一　辻井榮三郎　望月金平　市道與吉

植田義一　菊地正已　菱田佐太郎　大平嘉三郎　渡邊年之助　中村佐定

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
官業勞働總同盟	大阪市東區越中町八六〇	大一三・二・九	西浦 宇吉	一一、四八八	昭和十一年八月十三日同上勞働總同盟大會ニ於テ勞働組合ノ二者合同創立
陸軍勞働組合協議會	同	昭六	阪口 若松	八、一三五	
大阪官業勞働組合	同	昭一一・八・一三	宮本 靜一	六、三四七	
名古屋向上會	名古屋市南區熱田東町横田二二	大一三・三・二〇	豊島 猿吉	一、三九五	
小倉革正會	小倉市荻崎町	大一三・五・七	大平嘉三郎	四二五	
煙草勞働組合協議會	名古屋市南區熱田澤上三二	昭五	白石 泰茂	七八八	
芝煙草從業員組合	東京市芝區松坂町一三	昭六・一・二四	宮津 龍造	四三	
名古屋煙草從業員組合	名古屋市南區熱田澤上三二	昭五・四・二九	菊地 正已	三八五	
大阪煙草勞働組合	大阪市南區日本橋筋四ノ七六	大一二・二・九	白石 泰茂	三九一	
大阪市從業員組合	大阪市東區玉堀町五二七	昭四・一〇・二三	川村保太郎	二、三五〇	
大阪府從業員組合	同	昭一二・六・六	同	一七五	

日本港灣從業員組合

所在地　横濱市中區北中通り六ノ六海員會館內

創　立　昭和八年九月二十二日

組織及組合員數　支部數　一三　組合員總數　一六、四六八

政黨關係　社會大衆黨支持

組合會議との關係　日本勞働組合會議加盟

國際勞働會議との關係　支持

機關紙　港從(月刊)

役　員

組合長　岡崎憲

主事麻生善市

顧問　堀內長榮　米窪滿亮

中央委員　今井新一　岡田良太郎　三宅右市　山本秀雄　宮本京次郎　松尾增太郎　堀內利太郎　藤本辰雄　(外略)

本支部一覽

本支部名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
日本港灣從業員組合横濱支部	横濱市中區北仲通り六ノ六海員會館內	昭八・九・三	岡崎 憲	二六、四六八	
同			麻生 喜市	五〇〇	
東京支部	東京市京橋區湊町二ノ一七		高木 源藏	一、八〇〇	
神戸支部	神戸市海岸通り三ノ二六		松尾增太郎	二、七〇七	
大阪支部	大阪市港區六條通一ノ三五		三宅 右市	三、〇九九	
下關支部	下關市岬ノ町一五五		鷲頭 良治	六〇〇	
洞海灣支部	戸畑市清水町四丁目二二三八		久保田長一郎	九三〇	
瀨戸內支部	廣島市外栗原字栗尾		近江長五郎	一、二三〇	
長崎支部	長崎市旭町三ノ四		津田 又吉	二、三〇〇	
基隆支部	基隆市日新町三ノ六		稻岡 敏夫	一、〇〇〇	
函館支部	函館市末廣町一八		藤川 一夫	四二四	
小樽支部	小樽市色內町四ノ二四		由良 新三	八七五	
新潟支部	新潟市船場町二丁目		田邊 幸三	三三三	
青森支部	青森市安方町七六		竹本 武三	三六〇	

社團法人 海員協會

本部所在地　神戸市神戸區山手通八ノ二九七番屋敷

創　立　明治四十三年三月六日

出張所及事務取扱所數　二五
組合員數　一三、〇八六
政黨關係　社會大衆黨支持
組合會議との關係　日本勞働組合會議加盟
國際勞働會議との關係　支持
機關紙　海員協會々報(月刊)
役員

會長　小泉秀吉
主事　鈴木倉吉
理事　池田友助　金尾治作　工藤痴郎
　　澁谷宥彦
監事　今井三二　鍋喜多次　中村豬太郎
　　告野幸太郎　平緒義住
相談役　太田丙子郎　麓禎助

本部及出張所一覽

本部出張所名	所在地	創立年月日	代表役員	會員數	備考
海員協會	神戸市神戸町下山手通八ノ二九	明四五・六	小泉秀吉	一三、〇八六	
横濱出張所	横濱市中區日本大通五七		宮川義雄		
大阪出張所	大阪市港區二條通三ノ三〇		茨木金作		
若松出張所	若松市本町一ノ三四		江田義治		
古倫母取扱所	コロンボ、レクラメーションロード二		同		
ポートサイド取扱所	ポートサイド、メンフエス街		同		
倫敦取扱所	ロンドン、ピクトリアドックロード三一六		岡兵衛		
グレースハーバー取扱所	グレースハーバー、イーストハーロンストリート三〇七		齋藤商會		
紐育取扱所	ニューヨーク、グリッニチ街四六		遠藤小刀商會		
ハンブルグ取扱所	ハンブルグ、アランゲ鐵工所内		石渡七三		
函館出張所	函館市末廣町二四		衣川英雄		
小樽出張所	小樽市稻穗町東六ノ三		外山憲信		
大連出張所	大連市寺内通三大連海務協會内		東靜雄		
東京出張所	東京市芝區南濱町一一		元廣昇		
名古屋出張所	名古屋市南區鎭砂町三ノ六		川口連次		
大牟田取扱所	福岡縣大牟田市三川町三里		田中二郎		
長崎取扱所	長崎市浦上城山町北五條五		下川龍爾		
崎戸取扱所	長崎縣戸港崎戸鑛業事務所		吉崎芳之助		
門司取扱所	門司市毘町一丁目		關谷忠一郎		
室蘭取扱所	室蘭市澤町一五		石原榮一		
新潟取扱所	新潟市西大畑字濱浦		若澤太吉		
伏木出張所	富山縣伏木町湊町四五		三原金太郎		
釜山取扱所	釜山府大倉町一ノ四		山本偉		
雄基取扱所	朝鮮咸鏡北道雄基港		川村豐三		
基隆取扱所	基隆市田寮港八		岡本諄一郎		
新嘉坡取扱所	シンガポール、ロビンソンロード、三三		南部兄弟商會		

日本海員組合

所在地　神戸市神戸區海岸通三ノ二六
創立　大正十年五月七日
支部數　一五
組合員總數　一〇四、三〇六
政黨關係　社會大衆黨支持
組合會議との關係　日本勞働組合會議加盟
國際勞働會議との關係　支持
機關紙　海員(月刊)
役員

組合長　堀内長榮
副組合長　米窪滿亮

顧問　岡崎憲都　竹裏次郎

組織部長　木村唯作
國際部長　米窪滿亮
政治部長　山川宗彬
調査部長　宮本官治
教育出版部長　西卷敏雄
會計部長　楢崎豬敏

本支部一覽

本支部名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
日本海員組合	神戸市神戸町海岸通三ノ二六	大一〇・七	堀内長榮	一〇四、三〇六	
函館支部	函館市末廣町一八		米窪滿亮		
小樽支部	小樽市色内町四ノ二四		飯島林次郎		
東京支部	東京市芝區芝浦町一ノ一		中野直太郎		
横濱支部	横濱市中區北仲通六ノ六六		小林瀧三郎		
名古屋支部	名古屋市南區鎭砂町三ノ六		山川宗彬		
大阪支部	大阪市港區六條通一ノ三ノ五		加藤清勝		
川口支部	大阪市港區安治川通一ノ八		片山國治		
伏木支部	富山縣伏木町水戸岬六三		松浦清一		
			加藤善之助		

因島支部	廣島縣御調郡因島土生町	
下關支部	下關市岬ノ町一五五	
門司支部	門司市畧町二ノ三一〇六	
戸畑支部	戸畑市清水町四ノ二二三八	脇本正治
長崎支部	長崎市西山町一ノ六三	木下善一
三池支部	大牟田市三川町五ノ四二	增原操
大連支部	大連市山縣通二〇六	久保田長一郎
基隆支部	基隆市田寮港八	林功一
		長野金市
		濱尾保
		伊月叶

新日本海員組合

本部所在地　神戸市神戸區榮町五

創立　昭和十年五月二十日

支部數　一一

組合員總數　五、九八〇

政黨關係　なし

組合會議との關係　愛國勞働組合全國聯話會加盟

國際勞働會議との關係　支持

機關紙　新興海員(月刊)

役員

組合長　門司宗太郎(七月辭任)

副組合長　那賀源三郎

調査部長　影山壽

教育部長　松田喬平

組織部長　藤原喜代松

政治部長　新妻德壽

會計部長　塚越佐八

顧問　赤崎寅藏　茅原基治

本支部一覽

本支部名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
新日本海員組合	神戸市神戸區榮町五	昭一〇・五・二〇	門司宗太郎 那賀源三郎	五、九八〇	
大阪支部	大阪市港區三條通三ノ二九		仲地熊造		
名古屋支部	名古屋市南區眞砂町二九		太田政夫		
函館支部	函館市會所町六		青山良雄		
門司支部	門司市東本町四丁目		杉山善太郎		
若松支部	若松市新地一ノ八ノ〇		木內政規		
大連支部	大連市須磨町三四		田村芳三郎		

橫濱支部	橫濱市中區元濱町二ノ一三	
東京支部	東京市芝區芝浦町二ノ一	
三池支部	大牟田市三河町三ノ一〇ノ八	地主俊夫
小樽支部	小樽市稻穗町七ノ二	新妻德壽
伏木出張所	富山縣射水郡伏木町本町六九	竹內忠規
		狹間信一
		宮本敏雄

日本勞働總聯盟

本部所在地　大阪市北區相生町七三

創立　大正十一年十一月二十八日(昭和六年四月二十四日純向上會より改組改名)

組織及勢力　加盟組合　一四、組合員總數　七、九九六

政黨關係　關西民衆黨支持

組合會議との關係　日本勞働組合會議加盟

國際勞働會議との關係　支持

機關紙　日本勞働新聞(月刊)

役員

會長　八木信一

副會長　丹羽市太郎

主事　內田文市

會計　中村鑑之助

會計監査　松下兼市　安達泰

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
日本勞働總聯盟	大阪市北區相生町七三	大一一・一一・二八	八木信一	七、九九六	
大阪金屬勞働組合	同	大一四・九・	內田文市	一、一〇〇	
大阪製氷化學勞働組合	同	大一五・二・七	大和淺吉	一三〇	
大阪サラリーマン組合	同	昭六・一・六	淡河繁清	一七〇	
大阪印刷工組合	同	昭七・五・二〇	奥村源三郎	一四四	
大阪硝子工組合	同	昭六・一一・一〇	同	二一七	
大阪映畫從業員組合	同	昭八・五・二〇	青山耕花	一六〇	
關西コルク勞働組合	大阪市旭區鴨野町八六	昭二・四・八	松下兼市	五六〇	
大阪電機勞働組合	大阪市旭區今福町中央電機製作	大一五・四・三	加集準城	二六五	
大阪河川勞働組合	大阪市北區相生町七三	大一五・八・一三	荒木音吉	三〇〇	
大阪合同勞働組合	大阪市旭區蒲生町七	大一五・五・一〇	內田文市	五六〇	
大阪染色勞働組合	同	大七・一〇・二	同	二一〇	

名古屋官業勞働組合純向上會	名古屋市熱田澤上町三〇	大一三 四・二八	同	七二	
山陽無煙炭礦勞働組合	山口縣美禰郡大嶺村麥川	昭四 二・二四	丹羽市太郎	一、二七〇	
大阪官業勞働組合	大阪市北區相生町七三	大八 一一・	中村鑑之助	二、四〇〇	昭和十一年八月十三日大阪官業勞働組合二合同改組

日本製陶勞働組合同盟

本部所在地 瀬戸市石神町二〇四三

創立 昭和六年七月十六日

組織及勢力 加盟組合一三、組合員總數五、四五〇

政黨關係 社會大衆黨支持

組合會議との關係 日本勞働組合會議加盟(昭和十一年十月)

國際勞働會議との關係 支持

機關紙 製陶勞働新聞

役員

顧問 上條愛一 織本侃

中央執行委員長 伊藤榮次郎

書記長 佐分利幾次郎

會計 井上春

組織宣傳部長 大野兼十

教育出版部長 貴田肇

爭議部長 菊地力

政治部長 加藤鐐造

調査部長 木股義一

青年部長 永井清史

敗政部長 山口昇

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
日本製陶勞働組合同盟	瀬戸市石神町二〇四三	昭六 七・一六	伊藤榮次郎	五、四五〇	
名古屋製陶勞働組合	名古屋市東區橦木町二ノ八	昭五 六・一	貴田肇	三一〇	
瀬戸製陶勞働組合	瀬戸市石神町二〇四三	昭六 二・二一	伊藤榮次郎	七八〇	
下品野陶工組合	愛知縣東春日井郡品野町本町纐方	大一五 七・一七	高島邦次	六〇	
品野本業勞働組合	愛知縣東春日井郡品野町南		長江重雄	三〇	
東濃陶畫工組合	岐阜縣土岐郡多治見町南白銀町菊地方	昭六 一・二六	菊地力	一、一三〇	
土岐津製陶勞働組合	岐阜縣土岐郡土岐津町榮町	昭六 五・一	木股義一	五二〇	
泉製陶勞働組合	岐阜縣土岐郡泉町定林寺中山方	昭六 六・一〇	中山一二三	一一〇	
妻木製陶勞働組合	岐阜縣土岐郡妻木町神鄉野田方	昭七 一一・一五	野田金五郎	五五五	
駄知一般勞働組合	岐阜縣土岐郡駄知町下本町		大野兼十	三〇	
肥田製陶勞働組合	岐阜縣土岐郡肥田村中肥田		澤田三二	二八〇	

下石製陶勞働組合	岐阜縣土岐郡下石町早川方	昭四 八・一五	早川秀吉	一二〇	
陶町勞働組合	岐阜縣惠那郡陶町猿爪小栗方		小栗藤一	一、〇一五	
吉田製陶勞働組合	岐阜縣惠那郡吉田村水草方		水草金三郎	五三〇	

日本勞働組合總聯合

所在地 東京市芝區三田四國町一五

創立 大正十五年一月十七日

組織及勢力 地方聯合會二、府縣聯合會五、加盟組合四五、組合員總數二五、二五八

政黨關係 新日本國民同盟支持

組合會議との關係 愛國勞働組合全國懇話會加盟

國際勞働會議との關係 支持

機關紙 勞働運動(月刊)

役員

會長 高山久藏

副會長 今井武吉

主事 森榮一

會計 皆川利吉

會計監査 九鬼治三郎 岡本鐵次

中央執行委員 高橋慶次 皆川利吉 宇野信次郎

末中勘三郎 三谷三平 石井光長

川島稽三 石井清一

顧問 山崎今朝彌 金子忠吉

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
日本勞働組合總聯合	東京市芝區三田四國町一五	大一五 一・一七	高山久藏	二五、二五八	
關東聯合會	同	右同	皆川利吉	一一、三七五	
東京聯合會	同	昭四 七・八	高橋慶治	九、〇三二	
東京工勞組合	同	大一〇 一一・三	同	二、三五〇	
東京硝子工組合	同	昭六 一・一	小林利造	三九三	
東京工場從業員組合	同	昭五 二・八	左右田勘一郎	三五五	
京濱船夫組合東京支部聯合會	同	昭七 一二・二五	岡見鶴市	六七八	
瓦斯電氣技友會	東京市大森區入新井一ノ一〇五	大一三 四・一六	齋藤卯三太郎	二、五二五	
日本勞技會	埼玉縣蕨町四六三一	大八 四・八	宇野信次郎	七二五	
日本精技會	東京市品川區	大一四 三・一	萱沼由藏	三二七	
荏原地方工場從業員組合	東京市品川區西大崎四ノ七三九	昭五 四・一六	小管梅吉	四四一	

城南技工組合	東京市目黒區月光町一五一今井方	昭五・一一・二九	今井 猛行	一九四	
不二協和勞働組合	東京市大森區新井宿七丁目	昭八・三・六	比留川松五郎	二一八	
榎本光友會	東京市芝區濱松町二ノ二七榎本會社内	昭一〇・四・	錦 市藏	一五五	
中島電機從業員組合	東京市品川區南品川四ノ五八一	昭一〇・六・	渡邊香之助	一五五	
川口地方工場從業員組合	埼玉縣川口町	昭一〇・一〇・二五	渡邊馬五郎	一五〇	
東京聯合會直屬		昭七・七・	皆川 利吉	三一〇	
群馬合同勞働組合	前橋市岩神町	昭九・一〇・	船岡 清	七三	
神奈川縣聯合會	横濱市中區白妙町二ノ七		森 榮一	二、三四五	
京濱出版勞働組合	同	昭五・八・	同	四三五	
京濱船夫組合横濱支部聯合會	同	昭四・一二・	岩田 道則	四三〇	
横濱一般勞働組合	同	昭四・八・	川島 稽三	三一七	
染色工組合準備會	同	昭一〇・一〇・		七三	
京濱司厨會	横濱市中區石川仲町一ノ一〇	昭三・四・	森 榮一	五四八	
神奈川金屬勞働組合	川崎市旭町二ノ四二七	昭七・三・	風岡高次郎	五三〇	
愛知縣聯合會	名古屋市東區矢田町六ノ一	昭五・九・一七	石井 光長	五三三	
名古屋硝子工組合	同	昭五・九・一七	二宮 壽雄	三〇三	
愛知繊維勞働組合	同	昭六・六・一五	福江 東一	一六五	
名古屋松竹系從業員組合	同	昭八・一一・二九	比留川松五郎	二一八	
縣聯直屬一般支部	同	昭六・三・一五	同	三六	
關西聯合會	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九	大一五・一一・一七	今井 武吉	一三、三五一	
大阪聯合會	同	大一五・一一・一七	同	二一、七四三	
大阪一般勞働組合	同	昭三・九・一八	同	一、四四三	
大阪硝子工組合	同	大一四・四・二五	同	三、三二五	
大阪皮革勞働組合	同	大一五・三・一	同	四三五	
大阪電機技工組合	同	大一五・五・五	同	四三一	
全日本紡織勞働組合	同	昭五・七・一	同	六二一	
大阪印刷向進會	同	大一五・三・一	同	一九五	
大阪松竹系從業員組合	同	昭一〇・九・	同	七三	
大阪鐵工組合	大阪市西成區橋通四ノ七	大八・五・一七	同	三、一六四	
大阪電球勞働組合	同	昭一一・二・五	同	四〇三	
大阪演劇從業員組合	大阪市南區高津四番町七二	昭七・一二・二七	同	二七〇	
尼崎一般勞働組合	尼崎市築地南濱町三ノ四五	昭五・一一・	同	一三〇	

西宮一般勞働組合	西宮市今津町巽	昭六・五・一五	長岡 留吉	二五五	
泉州鐵工組合	堺市北旅籠町西一丁一四	昭五・四・一五	森田保之助	六四五	
泉州一般勞働組合	同	大一四・四・一八	同	一七五	
和歌山合同勞働組合	和歌山市片岡町二丁目	昭六・五・	高橋世志男	二三三	
兵庫縣聯合會	神戸市兵庫區永澤町三ノ六六	昭二・一〇・一七	佐野 好男	一、三八五	
神戸金屬勞働組合	同	昭八・五・	同	三七三	
神戸印刷勞働組合	同	昭六・九・	森脇 甚一	一八六	
兵庫縣司厨從業員組合	同	昭六・八・	同	二〇五	
神戸興業從業員組合	同	昭八・五・	同	一二四	
神戸一般勞働組合	同	大一四・二・	同	三二七	
神戸松竹系從業員組合	同	昭一〇・九・	同	一七〇	

日本産業勞働俱樂部

所在地　東京市麹町區有樂町一丁目四番地

創立　昭和八年六月八日

組織及勢力　加盟組合一八　組合員總數一八、五五〇

政黨關係　政黨關係なし。政治運動は組合を中心に行ふための機關として「產勞政治研究會」を構成してゐる

組合會議との關係　愛國勞働組合全國懇話會加盟

國際勞働會議との關係　支持

機關紙　日本產業勞働（月刊）

役員

理事長　石井熊藏
副理事長　東條喜七
常任理事　西山仁三郎　大久保秀治　清水小三郎
森　昌示　城戸房男　小出道生
林　十造　森本晃生　長谷川忠二
横地福三郎　佐藤修治　藤井壽八
小川三吉　横尾吉太郎　江口政盛
石本未吉　外岡松五郎　河原四郎
會計　政貫涼介
常任書記　永野友章

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
日本產業勞働俱樂部	東京市麹町區有樂町一丁目四	昭八・六・八	石井　熊藏	一八、五五〇	
自疆組合	東京市京橋區新佃島西町二ノ七	大一五・一〇・一〇	東條　喜七	五、四三〇	
工愛會	神奈川縣浦賀町築地新町一一	大一〇・一〇・一〇	石井　熊藏	二、八五〇	

大日本印刷健生會	東京市牛込區市谷加賀町二ノ二五	大一五・一一・一七	森昌示	二、六〇〇	
東京乘合自動車中正會	東京市北下谷區稻荷町四五西川ビル内	昭一〇・一四	清塚小三郎	一、一〇〇	
興進勞働組合	東京市向島區隅田町一ノ二四四六	昭八・二・二	城戸房男	七八〇	
日本建鐵勇信組合	東京市荒川區三河島七ノ七八〇	昭七・一・三	小田道生	五六〇	
自揚組合	東京市城東區龜戸町七ノ四六	昭八・一・四	鹽ノ目勳	三五〇	
日本靴工組合	東京市足立區與野町二六〇	昭八・五・一四	森本晃生	三七〇	
シチズン時工會	東京市淀橋區戸塚町四ノ八五六	昭八・五・一四	林十造	四五〇	
山中從業員組合	東京市城東區龜戸町三ノ一九三	昭八・九・二	横地福三郎	一三〇	
城東自榮組合	東京市城東區北砂町三ノ五	昭一〇・三・一七	渡邊繁三郎	二七〇	
日石勞資組合	横濱市鶴見區潮田町五九一		石本末吉	一六〇	
山サ醬油清明會	千葉縣銚子町山サ醬油株式會社	昭八・一〇・一六	外岡松五郎	一、四三〇	
港愛組合	東京市芝區芝浦一ノ二芝浦河港課購買組合內	昭一〇・一〇・六	佐藤修治	四五〇	
相信勞働組合	東京市足立區千住曙町一一本所區石原町三ノ一三	昭九・二・一三	藤井壽八	六〇〇	
大日本映畫人同盟	東京市京橋區月島西河岸通リ二	昭九・四・二六	古川綠水	三七〇	
日本遞信同盟	大阪市大正區鶴ノ一町三八七	昭一一・一・二〇	河原四郎	一〇〇	昭和十二年四月加盟
明德組合			奥谷梅太郎	四〇〇	

日本勞働同盟

本部所在地　東京市麹町區內幸町一丁目三大平ビル別館三階三九號室

創立　昭和七年十一月二十日創立、同十年三月三日再建

組織及勢力　地方聯合團體一、加盟組合一四、組合員總數三、〇〇〇

政黨關係　勤勞日本黨、滋賀勤勞民衆同盟

組合會議との關係　愛國勞働組合全國聯話會加盟

國際勞働會議との關係　支持

機關紙　勤勞日本(目下休刊)

役員

主事兼會計　近藤榮藏

中央委員　高松寬治　○中野清一　折笠鐵太郎　菊地高位　宇野亮　岩谷信造　高橋清一　○山本金太郎　○萩原貞一　○神山勝太郎　○矢尾喜三郎　大石完治　○加藤鐵太郎　○在里美佐夫　○小田孝　岡五郎　○大石彦三　佐野義男

(○印ハ中央常任委員)

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
日本勞働同盟	東京市麹町區內幸町一ノ三大平ビル三階三九號	昭一〇・三・三	近藤榮藏	二、〇〇〇	
東京聯合會	東京市深川區常盤町二ノ一〇	右同	岩谷信造	三〇	

大阪木材勞働組合	大阪市大正區鶴町二ノ五七	大一三・五・	小田孝	二三〇	
北陸合同勞働組合	高岡市定塚町五丁目	昭七・五・	萩原貞一	二五〇	
京都勞働同盟	京都市東山區三條古川上ル		加藤鐵太郎	一五〇	
和歌山勞働者同盟	和歌山市北河岸町一七一		在黒美佐夫	二五〇	
仙臺登錄勞働者自治會	仙臺市立町一〇二	昭七・七・	中野清一	二〇〇	
勤勞同好會	同	同	高松寬治	二〇〇	
九州坑夫組合	福岡市飯塚驛前	昭一〇	中村彦治郎	三〇〇	
滋賀勞働同盟	大津市高見町二三	昭九	矢尾喜三郎	一、二七〇	
滋賀屋外勞働者同盟	同	昭七・六・	神山勝治郎	一九〇	
近江製帽從業員組合	同	昭八・二・	辻元松次	九〇	
滋賀合同勞働組合	同	昭五・八・	佐々木周藏	四二〇	
滋賀人絹三工場從業員組合	同	昭七・八・	同	六〇〇	
大津市從業員自助會	同	昭一〇	神山勝治郎	七〇	
湖上運輸勞働組合	同	昭九	同		

大日本勞働組合協議會

本部所在地　大阪市旭區浦生町二ノ五七

創立　昭和九年十二月二日

組織及勢力　加盟組合一一、組合員總數一、七二〇

政黨關係　大日本國家社會黨支持

組合會議との關係　愛國勞働組合全國聯話會

國際勞働會議との關係　支持

機關紙　勞働新聞(月刊)

役員

會長　大橋治房

主事　伊藤長光

中央常任協議委員　勝谷爲友　中澤若太　大橋龜太郎　吉田之建

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
大日本勞働組合協議會	大阪市旭區浦生町三八三	昭九・一二・二	大橋治房	一、七二〇	
富士スレート從業員組合	東京市神田區神保町三ノ三九江戸ビル	昭九・三・二四	神戸六野	九〇	
關東新聞勞働組合	同	昭九・三・九	勝谷爲友	二〇〇	

北日本勞農聯盟	高岡市博勞町四	昭九・一	鶴澤藤三	二〇〇	
中部勞働聯盟	名古屋市南區新尾頭町一四五	昭八・九・一八	伊藤長光	二五〇	
柏原桐工組合	奈良縣南葛城郡掖上村柏原	昭九・七・	西光萬吉	八〇	
奈良瓦工組合	同	昭九・一二・二四	前田時男	三〇〇	
奈良運搬勞働組合	同	昭九・八・三	西光萬吉	五〇	
大阪合同勞働組合	大阪市旭區蒲生町三八三	昭一〇・二・一三	大橋治房	三〇〇	
大阪金屬勞働組合	同		中田龍三	一〇〇	
廣島自動車從業員組合	廣島市幟町三七		吉田昌晴	一〇〇	
和歌山木材產業勞働組合	和歌山市內宇須車庫前	昭一〇・八・	鹽崎盛義	五〇	

三河愛國從業員組合聯盟

本部所在地 豐橋市花田町西宿八番地

創立 昭和十一年二月十一日

組織及勢力 加盟組合一二、組合員數一、九六一

政黨關係 支持政黨なし

國際勞働會議との關係 支持

機關紙 愛國三河（月刊）

役員

顧問 金子謙一

會長 鈴木高夫

副會長 齊藤省長雄

書記長 露久保賢治

會計 磯田茂　光島守

會計監查 黑田彥助　福井辨一　尾崎壽男

常任中央執行委員 山口兆　古川嘉之助　山本實　早田富美子　木村平次郎　征矢野浩司　松井太郎　鳥井潔子　二村貢　小笠原勝時　朝倉千江　松山亥一郎　白井賢二　淺野重雄　原田善之助　古市寅藏　尾關正宣　水越修

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
三河愛國從業員組合聯盟	豐橋市花田町西宿八	昭二・二・二	露久保賢治	一、九六一	
豐鐵愛國從業員組合	同		金子謙一	二六〇	
渥電豐自愛國從業員組合	同		木村平次郎	二一〇	
豐軌愛國從業員組合	同		福井辨一	一四三	
鳳鐵愛國從業員組合	同		金子謙一	八一	

東三愛國運轉車組合	同		福田芳郎	一九〇	
豐橋愛陶協和會	同		原田善之助	二五六	
豐橋愛國映畫人同盟	同		國富曉二郎	四一	
三鐵從業員俱樂部	同		鐘久保賢治	三九	
豐橋製紙從業員組合準備會	同	昭一一・七・一三	同	八〇	
伊藝愛國交通從業員組合	津市河原町		古市寅藏	四六〇	
合電愛國從業員組合				一三〇	
神都乘合從業員組合				七三	

海軍勞働組合聯盟

所在地 吳市本通一二丁目一五番地ノ五

創立 大正十三年三月二十二日

組織及勢力 加盟組合七、組合員總數三九、八〇一

政黨關係 なし

組合會議との關係 なし

國際勞働會議との關係 支持

機關紙 海聯時報（月刊）

役員

常務中央委員 林助一　安田加年彥

中央委員 中野熊一　佐々木秀實　渡邊獻一　遠藤竹治郎　森光方祐

主事 熊本義一

會計長 原俊雄

會計監查 栗田捨二郎　東原嘉太夫　賀谷二郎

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
海軍勞働組合聯盟	吳市本通一一二ノ一五ノ五	大一三・三・三	林助一	三九、八一〇	
橫廠工友會	橫須賀市山王町四八	明四二・五・一	安田加年彥	九、三〇〇	
平塚總愛會	平塚市新宮町一一五	昭三・二・二六	遠藤竹次郎	五〇〇	
舞鶴共立會	京都府舞鶴町中舞鶴中町三丁目	大一二・三・一二	佐々木秀實	二、八〇〇	
吳官業勞働海工會	吳市濱田町六ノ一一	同	林助一	一七、三〇〇	
廣廠工倦會	廣島縣加茂郡廣村	同	渡邊獻一	一、八〇〇	
德山燃工會	德山市橋本町三三〇七ノ一	大一五・一〇・二二	森光方祐	七一〇	
佐世保勞愛會	佐世保市島地町一〇九	大一二・三・一二	中野熊一	七、二〇〇	

日本産業軍

本部所在地　東京市麹町區內幸町一ノ六商興ビル三號館
創　立　昭和九年二月二十五日
組織及勢力　地方聯合會五、加盟組合二五、組合員總數六、七八五
政黨關係　愛國政治同盟支持
組合會議との關係　なし
國際勞働會議との關係　排撃
機關紙　日本産業軍新聞(月刊)
役　員
顧　問　陸軍中將男爵　菊地武夫
會　長　今村　等
主　事　陶山篤太郎
會　計　今村　等
中央理事　陶山篤太郎　松尾九州男　松下彦一
山口　康　山本龍助　末永寶吉
佐々木武雄　光吉悦心　貴島新吉
森　登守　五十嵐治孝　永野誠三
相談役　野村重臣　若松華瑤

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
日本産業軍	東京市麹町區內幸町商興ビル三號館	昭九・二・二五	今村　等	六、七八五	
東京市報產會	同	昭一〇・九・一八	小笠原靜雄	三五	
關東勞働組合	同		加藤　義一	二五〇	
神奈川縣聯合會	神奈川縣川崎市砂子町二ノ六	昭九・二・二五	陶山篤太郎	一、二九九	
屋井乾電池從業員組合	同	昭七・八・一	山口　康	一三〇	
神奈川自由勞働組合	同	昭七・一〇・二五	陶山篤太郎	六八〇	
神奈川合同勞働組合	同		同	二六〇	
水道工友會	同		同	四〇	
京濱繪話協會	同		同	一一九	
愛國農民會	川崎市塚越町輕部方		輕部　勇吉	五〇	
大阪府聯合會	大阪市天王寺區高津南三町二二	昭九・二・二五	安倍　隆一	一、五一〇	
日本建築勞働組合	大阪市浪速區櫻川町二ノ一〇八	昭四・二・	山本　龍助	九〇〇	
同	七安倍方		安倍　隆一	三五〇	
大阪金屬産業勞働組合	大阪市天王寺區上本町七ノ六一		管　忠正	二六〇	
大阪交通同志會	管忠正方		末永　寶吉	六〇〇	
兵庫縣聯合會	神戸市林田區駒ヶ林町四六小坂方		小坂登志雄	三五〇	
神戸一般産業勞働組合	同		末永　寶吉	三五〇	
姫路一般産業勞働組合	姫路市千代田町七五六				

日本交通勞働總聯盟

所在地　東京市京橋區築地三丁目八築地ビル
創　立　大正十五年六月二十七日
組織及勢力　加盟組合七、組合員總數一五、八七〇
政黨關係　なし
組合會議との關係　なし
國際勞働會議との關係　排撃
機關紙　日本交通勞働新聞(月刊)
役　員
中央委員長　佐々木　靜　三
常任中央委員　牧野　松太郎　(關東地方委員長)
小野　清三郎　(關西地方委員長)
河野平次　阿部伊勢太郎　立石一
安藤和一　楠川秀雄　高貴傳三郎
常任書記　島上善五郎　松田長左衛門
神戸地方オルグ　光本重雄

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
日本交通勞働總聯盟	東京市京橋區築地三ノ八築地ビル	大一五・六・二七	佐々木靜三	二五、八五〇	
東京交通勞働組合	同	昭四・六・二六	同	一〇、一〇〇	
東京自動車勞働組合	東京市京橋區越前堀町一ノ三	昭九・一二・二一	遠藤　忠治	七〇〇	
福岡縣聯合會	福岡縣田川郡川崎村池尻光吉方				
日本石炭坑夫組合	同	昭七・七・一六	光吉　悦心	一、〇四〇	
八幡刷新勞働組合	八幡市新町一ノ米村方		同	七六〇	
長崎縣聯合會	長崎市竹之久保町五七五今村方		米村長太郎	二八〇	
長崎合同勞働組合			今村　等	一、二八六	
長崎交通勞働組合			森　登守	一八〇	
長崎自由勞働組合			今村　等	一〇〇	
九州海員向上會			森　登守	三三〇	
映畫從業員組合			今村　等	三〇〇	
諫早一般勞働組合	長崎縣北高來郡湯江村高尾方		森　登守	一〇六	
長崎湯江農組合	同		今村　等	二三〇	
森山農組合	長崎縣北高來郡森山村中組方		高尾伊右衛門	八〇	
西陣織物産業員組合	京都市上京區一條御前通清水光太郎方		中組　鐵男	六〇	
金澤勞働組合	金澤市淺野川上除町		若林　華瑤	七〇〇	
			小林　秀雄	一〇〇	

大阪市電從業員組合	大阪市西區幸町通三丁目二	大一五・一・一八	小野清三郎	一、五〇〇
神戸市電從業員組合	神戸市湊東區荒田町一ノ一九六	昭四・五・一九	江崎 九山	九〇〇
大阪自動車從業員組合	大阪市西區幸町通三丁目	昭四・六・	松田長左衞門	五〇〇
中部交通勞働組合	名古屋市中區廣道町三ノ九	大一四・二・三	二村藤二	一〇〇
京都市電從業員組合準備會	京都市右京區紫野御所田町五八		深谷政治	七〇

日本勞働組合全國評議會

所在地 東京市芝區濱松町二丁目十一番地

創立 昭和九年十一月十八日

組織及勢力 地方評議會四、地方協議會四、加盟組合五〇、組合員總數一四、二六〇

政黨關係 組合として支持政黨を決定せざるも地方的には關東地方は「勞農無產協議會」系、關西地方は社會大衆黨系として支援關係を有するものの如し。

組合會議との關係 なし

國際勞働會議との關係 排擊

機關紙 日本勞働新聞(月刊)

役員

中央執行委員會委員長 加藤勘十

中央執行委員會書記長 山花秀雄

中央執行委員(○印ハ常任)

○高野實 ○雛波虎一 ○安平鹿一
田部井健次 赤松勇 近藤信一
兼島景毅 安島高行 津司市太郎
三木一雄 伊藤晴遠 鹽田寅雄
岩崎秀雄

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	備考
日本勞働組合全國評議會	東京市芝區濱松町二ノ一一	昭九・一一・一八	加藤勘十	一四、二六〇	
關東地方評議會	同	昭一〇・三・一八	雛波虎一	四、〇八〇	
關東金屬勞働組合	同	昭九・一二・	山花秀雄	一、〇八〇	
關東繊維勞働組合	同	昭九・一二・	加藤勘十	三五〇	
關東化學勞働組合	同	昭九・一二・	雛波虎一	一、一五〇	
關東運輸勞働組合	同	昭九・一二・	高野實	一五〇	
東京出版勞働組合	同	昭九・一二・	同	四五〇	
東京合同勞働組合	名古屋市中區裏門前町	昭九・一二・	八木香郎	六五〇	
中部地方評議會		昭九・一二・	近藤信一	一、九四〇	

中部金屬勞働組合	同	昭九・一二・	山崎常吉	一八〇
中部化學勞働組合	同	昭九・一二・	稻本利行	一五〇
中部紡織染工勞働者組合	同	昭九・一二・	大島勝太郎	二八〇
中部交通運輸勞働者組合	同		赤松勇	
中部自由勞働者組合	同	昭九・一二・	岡進	八〇
中部木材勞働者組合	同	昭九・一二・	近藤信一	一〇〇、
中部合同勞働者組合	同	昭九・一二・	吉田時男	三三〇
中部映畫同人組合	同			
關西地方評議會	大阪市港區千代見町四ノ八	昭一〇・三・一八	安島高行	四、五六〇
大阪金屬勞働者組合	同	昭九・一二・	中橋喜三郎	四三〇
大阪化學勞働者組合	同	昭九・一二・	辻辰三	三〇〇
大阪繊維勞働者組合	同	昭九・一二・	富家一	一五〇
關西電氣勞働組合	同	大一三・六・	藤井善太郎	五六〇
大阪一般勞働者組合	同	昭九・一二・	岡田三郎	一〇〇
神戸協議會	神戸市林田區北町二ノ一〇九		中尾琢次郎	六七〇
神戸金屬勞働者組合	同			三〇〇

神戸化學勞働者組合	同	昭九・一二・	松谷眞一	三五〇
神戸一般勞働者組合	同	昭九・一二・	森口新一	一三〇
泉州協議會	堺市向陽町三三	昭九・一二・	大島勝太郎	一、〇〇〇
泉州金屬勞働者組合	同	昭九・一二・	赤松勇	六〇〇
泉州一般勞働者組合	同	昭九・一二・	佐藤毅一郎	四〇〇
阪神協議會	尼ヶ崎市外小田村坑瀬宮前二五	昭九・一二・	前田浩	六五〇
阪神金屬勞働者組合	同			二〇〇
阪神化學勞働組合	同			
京都協議會	京都市中京區中新道四條下ル東入ル	昭九・一二・	津司市太郎	一、二五〇
京都繊維産業勞働組合	同	昭九・一二・	同	五〇〇
京都出版勞働組合	同	昭九・一二・	同	一〇〇
京都平版工勞働組合	同			
京都運輸産業勞働組合	同	昭九・一二・	同	二五〇
京都一般産業勞働組合	同			
九州地方評議會	大分縣中津市本町二丁目	昭四	兒玉季夫	二〇〇
中津一般勞働組合	同			

九州鑛山勞働者組合	飯塚市明治通一丁目				
九州一般勞働者組合	同				
九州東部勞働組合	大分市勢家町新道二三二				
本部直屬組合					
全惠須取勞働組合	樺太惠須取町	昭三 八・	三浦 善作	一五〇	
釧路一般勞働組合	釧路市浪花町六ノ六	昭九 七・	武本實三郎	三五〇	
全小樽勞働組合	小樽市手宮綿町三三	昭四 八・	菊地 米吉	五六〇	
全札幌勞働組合	札幌市北二條東九ノ九	昭六	正木 清	四〇〇	
會津一般勞働組合	會津若松市名古屋町	昭九 五・	保司 宗輔	一五〇	
横堀勞働組合準備會	秋田縣横堀町	昭八 一・	宗 秋月	三七〇	
東豆勞働組合	靜岡縣熱海町				
富山合同勞働組合準備會	富山縣滑川町田中一六五				
石川合同勞働組合準備會	金澤市宗敷町四ノ三五				
岡山一般勞働者組合	岡山市七軒町二九	昭九 一一・	中原 健次	三五〇	
倉敷一般勞働者組合準備會	倉敷市西榮町五一四				
廣島日鮮勞働組合	廣島市東觀音町二ノ二五四				
下關自由勞働者組合	下關市丸山町	昭七	田本 重夫	一〇〇	
土佐紙工勞働組合	高知縣吾川郡伊野町	昭七	岡田 明治	二〇〇	
伊野一般勞働組合準備會	高知縣高岡郡川内村波川堤				

全國勞働組合自由聯合會

所在地 東京市神田區神保町一ノ三六

創立 大正十五年五月二十四日

組織及勢力 聯合會二、加盟組合九、組合員總數一、〇〇〇

政黨關係 政治行動否認

組合會議との關係 なし

國際勞働會議との關係 排擊

機關紙 自聯ニュース(隨時刊行)

連絡委員 田所茂雄 大田信二 逸見吉三

加盟組合一覽

組合名	所在地	創立年月日	連絡委員	組合員數	備考
全國勞働組合自由聯合會	東京市神田區神保町一ノ三六	大一五 五・二四			
關東聯合會	同	同		一、〇〇〇	

東京印刷工組合準備會	同				
關東一般勞働者組合	同				
關西聯合會	大阪市浪速區水崎町四六	昭二 三・一四			
大阪自由總合勞働組合	同	昭八 一二・			
關西金屬勞働組合	同	昭三 二・			
大阪印刷工組合	同	昭七 八・			
泉州一般勞働組合	同				
泉州漁農勞働組合	同				
神戸地方合成勞働組合	同				
中國一般勞働組合		昭六 七・			

日本勞働組合全國協議會

(略稱全協 昭和三年十二月創立)

- 日本化學勞働組合
- 日本木材勞働組合
- 日本金屬勞働組合
- 日本出版勞働組合
- 日本電氣勞働組合
- 日本交通運輸勞働組合
- 日本食料勞働組合
- 日本纖維勞働組合
- 日本通信勞働組合
- 日本一般使用人組合
- 日本土木建築勞働組合
- 日本鑛山勞働組合準備會
- 日本海員港灣勞働者組合準備會
- 日本農業勞働者組合準備會

主要單獨勞働組合

組合名	所在地	創立年月日	代表役員	組合員數	
東京市從業員組合	東京市神田區美土代町三丁目五	大一五 三・二〇	橋本富貴良	一、五〇〇	A 支持政黨組合會議ト
東電從業員組合	東京市下谷區入谷町二一	昭二 一一・一一	岩永 榮一	二、〇〇〇	CA 未決定市從新聞
東京瓦斯工組合	東京市芝區濱松町四丁目七ノ六	昭一一 四・三〇	平野 安藏	三、五〇〇	A 社會大衆黨 B 日本勞働組合會議加盟
遞信從業員聯盟	東京市神田區末廣町一六	昭九 一一・四	青野 福松	四、五〇〇	C 東電勞働新聞
遞信從業員會同盟	東京市下谷區中御徒町四ノ四	昭一〇 五・五	高井 謙	二、〇二〇	A 社會大衆黨 C 瓦斯勞働
全日本映畫演劇從業員組合	東京市本所區江東橋三ノ八	昭九 一二・二二	菊地 利男	五〇〇	C 聯盟時報
京濱合同勞働組合	東京市大森區新井宿六ノ六五三	昭四 八・一七	河田 弘	五〇〇	C 同盟會報
東電愛國同盟	東京市淺草區小島町二ノ二三	昭一〇 五・二三	佐藤 守義	六〇〇	A 皇道會
愛國勞働農民同志會	東京市麹町區内幸町一ノ三大平ビル別館	昭八 一二・一五	松本 勇平	二、六〇〇	B 愛國勞働組合全國懇話會加盟
帝國木材產業正義研究會	東京市深川區平久町一ノ一一	昭四 一〇・六	書上 國吉	三〇〇	B 愛國勞働組合全國懇話會加盟
東京花緒製產組合	東京市淺草區今戸町二ノ三	昭五 五・二〇	永井榮之助	三六〇	B 愛國勞働組合全國懇話會
愛國木材工同志會	東京市深川區石島町一一六	昭八 四・二	好澤 肇	五〇〇	B 加盟愛國勞働組合全國懇話會
日本製鐵從業員組合	福岡縣八幡市西彌生町	昭八 八・二六	濱橋 文作	一二、五〇〇	B 日本勞働組合會議加盟
					C 製鐵勞働新聞

日本海上同志會	大阪市港區尻無川北通四ノ三九				
足尾銅山鑛職夫組合總聯合會	栃木縣足尾町通洞五五八八	大一四・一・一三	前田　隆一	四、〇〇〇	聯合會加盟
純勞働者組合同盟	東京市深川區御舟藏前町二〇	昭六・七・三五	大久保　勇	六七〇	B全國聯合會加盟
立憲勞働黨	大阪市港區夕凪町二ノ一〇	大一〇・九・六	後藤田正毅	五六〇	
全日本製氷勞働組合	東京市本所區平川橋一ノ二ノ四	昭五・四・二七	野口　榮治	八〇〇	
全日本一般産業勞働者組合	同	昭七・一〇・三〇	同	二〇〇	
日本土木建築產業協議會	東京市向島區吾嬬町一ノ一九	昭六・二・	加藤　昇	五〇〇	
自由勞働同盟	同	大一三・三・	同	三〇〇	
全日本自動車從業員組合	神戸市神戸區元町五ノ二九七	昭四・一二・一五	赤崎　寅藏	八五〇	
關東石材從業員組合	東京市深川區清澄町三ノ一	昭八・一〇・一七	齋藤鐵五郎	二、一〇〇	
行田足袋職工組合	埼玉縣忍町行田一九三	大一五・四・	岡野　喜久	一、一〇〇	
横濱沖仲仕共濟會	横濱市中區壽町二ノ一二七	大九・四・八	中谷　榮吉	一、二〇〇	
日本美術友禪工組合	大阪市東淀川區十三東町五〇	大八・一一・一五	永田幾次郎	九五〇	
關東地方工場連絡委員會	東京市向島區寺島町五ノ五五	昭七・一二・	南　喜一	一、〇〇〇	
神戸塗裝勞働組合	神戸市荒田町三ノ一八〇	昭五・二・一六	矢野仁三郎	一七二	
愛知一般勞働組合	名古屋市中區御器所町白金二	昭二・二・	勝　榮一	三二〇	

名古屋木材仲仕組合聯合會	名古屋市南區明治町二ノ七	昭五・一一・	西浦　宇吉	四八〇	
名古屋木材勞働組合	名古屋市南區春露町三丁目	昭四・四・	洩谷　王眼	三八〇	
東海合同勞働組合	名古屋市南區瑞穗町枯木四六	昭四・六・	藤田俊次郎	三九〇	
旭川總合勞働組合	旭川市三ノ左十號	昭三・一一・	小野寺秀隆	六〇〇	
北海一般勞働組合	旭川市五條十二丁目	昭二・三・	八木　正高	三八〇	
北秋樽丸職工組合	秋田縣大館町	昭五・七・	川村　純一	二三〇	
仙臺製材職工組合	仙臺市名掛町九	昭五・四・	八十澤福次	二一〇	
北日本勞働組合	新潟市附船町一丁目	大一三・九・	吉野松太郎	一、二〇〇	
新潟合同勞働組合	新潟市北多門	昭六・二・	玉井　潤次	四三〇	
福井縣勞働同志會	福井市寶永上町一ノ五	大一四・六・一	齋木　重一	八三〇	
關西瓦工組合	奈良縣南葛城郡掖上村柏原	大一三・四・	藤本信太郎	二、〇〇〇	
新宮木材勞働組合	和歌山縣東牟婁郡新宮町東境町	大五	北野　周一	六〇〇	
紀州勤勞者同盟	和歌山市宇須	昭六・二・	川合　洋光	二六〇	
岡山出版勞働組合	岡山市上石井	昭五・七・	柱　源太郎	三〇〇	
倉敷勞働組合	倉敷市千歲町一丁目	昭五・六・	重井　長治	三〇〇	
下關港灣勞働組合	下關市長崎町西上條二一四三	昭七・一〇・	桑原　末彥	三一〇	

長崎海友同會志	長崎市西山町一ノ六三	昭五・九・二三	津田　又吉	六〇〇	
鹿兒島海友同志會	鹿兒島市易島町二五	昭六・一・一六	格田　助一	三五〇	
京モス勞働組合聯盟	東京市向島區吾嬬町西二ノ一〇一	昭七・一〇・三〇	山田重太郎	二、三五〇	
東京モスリン龜戸工場工友會				一、〇三五	
（全勞、日本紡織吾嬬支部）				五〇〇	
（總同盟、紡織吾嬬支部）				一〇五	
（總同盟、紡織沼津支部）				七三〇	
全國俥給者協會	東京市麹町幸ビル	昭四・二・	小池　四郎	五〇〇	愛國政治同盟
德島縣製靈勞働組合聯合會	德島縣撫養町黑島	昭二・八・二四	村田　政吉	一、〇三〇	
大阪市電自助會	大阪市大正區鶴町二丁目	昭九・一二・	西川　長一	一、一〇〇	
全國手中工組合	東京市本所區平川橋四ノ五	昭八・二・一	田中　政男	六〇〇	
關東手中形染工組合	同	昭六・二・一	竹內袈裟光	六〇〇	
中部港灣勞働組合	名古屋市南區港本町五ノ一一	昭一〇・五・二五	田井埜五郎	五八〇	

無產政黨その他無產團體

社會大衆黨

本部所在地　東京市日本橋區吳服橋二ノ一山下アーケード內
創立　昭和七年七月二十四日
役員
中央執行委員長　安部磯雄
書記長兼會計　麻生久
會計監査　吉川守圀　和田操　爲藤五郎
岡崎憲
顧問　高野岩三郎　杉山元治郎　鈴木文治
今井嘉幸　濱田國太郎　山崎今朝彌
賀川豊彥　松岡駒吉　堀內長榮
常任中央執行委員並專門部委員長
政務調査會委員長　片山哲
勞働委員會委員長　河野密
農村委員會委員長　三輪壽壯
市民委員會委員長　阿部茂夫
財務委員會委員長　松永義雄
組織部長　淺沼稻次郎
總務部長兼出版部長　平野學
議會部長　河上丈太郎
宣傳部長　松本淳三
機關紙部長　渡邊年之助
調査部長　龜井貫一郎
連絡部長　細野三千雄
國際部長　吉川末次郎
選擧部長　小山壽夫
婦人部長　角田藤三郎

青年部長　中村高一
教育部長　阿部溫知

機關紙　社會大衆新聞(月刊)
所屬議員　衆議院議員一八名、府縣會議員五〇名
組織及勢力　支部聯合會三六、地方協議會四、支部二八八、支部準備會三八
支持勞農團體　別表參照

勞農無產協議會

本部所在地　東京市京橋區銀座一丁目銀座ビル二階
創立　昭和十一年七月三日
機關紙　勞働無產新聞(月刊)
役員
常任委員長　加藤勘十
書記長　鈴木茂三郎
常任委員　北田一郎　中島喜三郎　衆部安次郎
安平鹿一　中西伊之助　高津正道
小堀甚二　三輪盛吉　伊藤實
實川清三
會計　牧野松太郎
所屬議員　衆議院議員一名、府縣會議員五名
組織及勢力　支部七
支持勞農團體　別表參照

無產團體

團體名	所在地	創立年月日	代表役員	備考
全國水平社	大阪市浪速區榮町四ノ大二二	昭七・三	松本治一郎	
社會大衆婦人同盟	東京市日本橋區吳服橋二ノ一山下アーケード内	昭七・八・二七	岩內とみゑ	社會大衆黨支持

愛國(政治思想教化)團體一覽

(昭和十一年八月現在)

團體名	創立年月	本部所在地	幹部名
愛國社	昭三・八	芝區白金臺町一ノ一	岩田愛之助
愛國青年聯盟	昭七・三	麹町區有樂町一ノ六大正ビル	大澤武三郎　神保幸三郎
愛國法曹聯盟	昭七・五	同	角岡知良　林逸郎
愛國勞働聯盟	昭八・四	同	伊藤清　倉岡利夫
愛國學生聯盟	昭六・一〇	瀧ノ川區田端五六	福島睦一
愛國新聞社		麹町區有樂町一ノ六大正ビル	松木良勝　鈴木格
愛國政治同盟	昭九・二	麹町區內幸町幸ビル	小池四郎
愛國勞働社	昭六・一〇	淀橋區下落合二一九八	長野九一郎　三浦一郎
愛國革新聯盟	昭七・二	深川區毛利町一〇	伊藤信司
愛國青年同盟		東京府八王子市千人町一三八	野口幹
愛國奉行團	昭六・一〇	大阪市浪花區關谷町二ノ七	尾村政一
愛國青年前衛隊	昭七・三	大阪市西區南堀江通四ノ三四	大西卯之助
愛國青年團	昭七・四	名古屋市中區下橫町三ノ八三	近藤政則
愛國義勇軍	昭七・二	名古屋市西區堀ノ內町一ノ二九	安藤悅太郎　伏屋政一
愛鄉塾	昭五・一二	茨城縣東茨城郡水戶西郊常盤村	橋孝三郎
維新衆	昭二・三	淀橋區戶塚町一ノ五〇一	影山正治
彌榮會		麹町區九段三ノ四大阪市東區北濱二丁目北濱ビル生產黨內	白川貴長　藤岡文六　手島剛毅
維新政黨準備會	昭二・六	足立區千住町一四	竹本信一
維新會	昭九・八	神田區須田町一ノ三	島助治　田中近嶽
維新俱樂部	昭二・三	二四須田町ビル	
維新懇話會	昭九・六	麹町區內幸町大阪ビル維新社內	下中彌三郎
維新青年俱樂部	昭一〇・二	芝區今入町一五和合ビル	今里勝雄　高橋忠作
惟神館	昭九・九	淀橋區西大久保二ノ二二五	富田鐵彥
維新青年隊	昭九・四	內幸町幸ビル	佐々木武雄
惟神敎團		下谷區車坂町五〇	山口銳之助
維新戰旗社	昭一〇・一〇	四谷區新宿一丁目坂井ビル	永富以德
一心會	大一五・三	瀧ノ川區田端一九五內藤方	楠瀨幸彥　增田寬助
岩手縣愛國團體聯合會	昭一〇・五	盛岡市	
汗山莊	大一五・四	四谷區永住町二	入江種矩
鶴鳴莊	昭六・三	麹町區內幸町一ノ六島ビル	摺建甫
回天時報社	大一五・一〇	京橋區銀座四ノ五	池田弘
關東玄洋社		芝公園二十一號地ノ八	田中源造　土屋晴義
關東國粹會本部	昭五・一	麹町區內幸町一ノ六商興ビル本館內	梅津勘兵衞
學生興國聯盟	昭四・一二	本鄉區本鄉四丁目四三兒玉方	高岡重利
恢弘會	大一五・四	麹町區飯田町三丁目	大井成元

勞農組合と政黨との支持關係

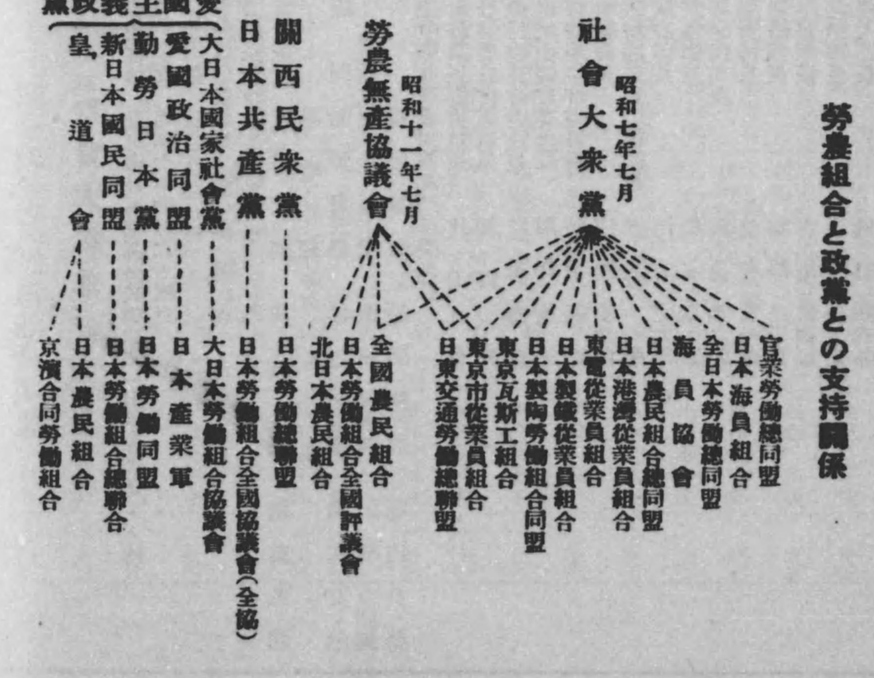

海軍有終會		芝區榮町一三水交舍內	竹下 勇	中島 資朋
科學日本主義同盟		澁谷區金王六	池田 猛	
勤王聯盟	大一五・一	四谷區南寺町四二	菊地 武夫	佐藤 清勝
勤王義會	大三・九	大阪市天王寺區眞諧院町四七	永井 義尙	
勤王會	昭七・八	麻布區六本木二七	角岡 知良	三井 甲之
勤皇維新同盟	昭七・二	小石川區水道端町二ノ六四直心道場內	永井 了吉	大森 一聲
舊邦社	昭二・二	麻布區本村町一五〇	友野 直三	
錦旗會	昭二・五	牛込區喜久井町三四	遠藤友四郎	
金雞學院	昭二・四	小石川區原町一二	酒井 忠正	安岡 正篤
救國學生聯盟		澁谷區千駄ヶ谷八七三	藤田 修郎	
救國學生青年同盟		麹町區內幸町一ノ六島ビル	松村 正義	橋本 清隆
勤勞日本黨	昭九・四	神田區元岩井町二七	松谷與二郎	深田吟治郎
機關說撲滅同盟		麹町區永田町黑龍會自由倶樂部內	頭山 滿	
勤勞義勇隊	昭八・三	大阪市北區梅ヶ枝町一五七梅枝ビル	榎本 佐市	
極東亞細亞聯盟協會	昭二・六	大阪府內河內郡久寶寺村九二	木本 國三	
巨雲莊	昭九・四	麻布區西町一四	岸本 一誠	
九大滿蒙問題研究會	昭六・二	福岡市箱崎市武內道	鹿子木員信	
九大皇道會		福岡市住吉箱崎町	鹿子木員信	
建國會	大一五・二	荒川町三河島町三河島七五	赤尾 敏	深澤 源藏
建國講演會	大一三・九	豐島區長崎南町三ノ三二六〇	鹽田 盛道	
經濟國策研究會	昭六・二	澁谷區千駄ヶ谷町穩田一一八	石井 秀雄	船口 萬壽
慶大國防研究會	昭五・一	芝區三田慶應大學內	新館 正圓	
慶大精神科學研究會	昭二・四	同	芹崎 三文	
建國精神顯揚協會		本鄉區根津宮永町三八	二子石官太郎	香取信一郎
建國講演會		豐島區長崎南町三ノ二二六〇	鹽田 盛道	
原理日本軍		淀橋區西大久保三四五	鬼倉重次郎	
原理日本社	大一四・	世田ヶ谷區若林二七八	簑田 胸喜	
健國倶樂部	昭五・一	大阪市天王寺區石ヶ辻町二八	岡松 清	岡田 豊一
敬天愛人會	昭六・	京都市大將軍鷹司町	山田圭一郎	
螢雪會	昭一一・六	小石川區駕籠町一〇四	野口 靜雄	
皇國義團	昭二・二	淀橋區角筈二二八丸山方	松田 榮治	鳴島朱次郎
皇國修養會	大一〇・四	牛込區矢來町五二	本鄉吉次郎	
國體明徵達成聯盟	昭一〇・	芝區田村町櫻田ビル	菊地 武男	增田 一稅
更始會	大一四・	品川區大井町春秋園內	角田 清彥	
興民會	昭七・	赤坂區福吉町一	日堂 則義	笹川 多門
護皇會	大一〇・一〇	牛込區市ヶ谷富久町一〇五	中山 忠次	
權藤塾		目黑區月光町旭ヶ丘	權藤 成鄉	
黑龍會	明三四・一	麹町區永田町二ノ八六	內田 良平	葛生 能久
幸福舍	昭四・四	芝區田村町五ノ七三榮ビル	目黑幸太郎	
光風塾		芝區三田功運町八	十々波敬太郎	

更始一新會	昭七・九	品川區大井館町三五四五	角田 清彥	
五月黨	昭八・五	中野區沼袋南一ノ一五五	畠山 清身	松本 親敏
興國義會	昭四・一	芝區田村町二丁目內田ビル三十三號	松林 亮	
皇國青年黨	大一四・二	淺草區千束町一ノ六七	高橋佐一部	
皇國々旗會		本鄉區眞砂町三七	近藤 實	冲口 千七
皇國擁護會	大一三・七	荒川區日暮里町九丁目一一〇九	本多 輝雄	
皇道隊		麻布區森元町一丁目一七ノ四四〇號	礒島 信	
皇道會	昭八・二	芝區琴平町二虎門會館六	黑澤主一郎	山下巍八郎
皇道維新聯盟		八王子市千人町一三八東亞義塾內	野口 幹	渡邊 豊
皇民會	大九・	赤坂區中ノ町一四	龜岡 豊二	松井 茂
皇國血戰團	昭七・二	芝區琴平町十一專榮ビル	大庭 一	
皇明會		中野區鷺宮四ノ四八九	四宮 憲章	
皇道振興會		四谷區左門町	釜屋 六郎	長澤 小輔
皇化聯盟	大八・六	淀橋區東大久保二ノ一六七	五來 欣造	森吉 義旭
皇道經濟研究會	昭一〇・六	麹町區有樂町一ノ七按花倶樂部內	鈴木 格	神保幸三郎
皇維會		麻布區本村町一五二	大崎 嘉一	
國心會	昭三・四	本所町厩橋一ノ三八	熱田 佐	伊藤 芳男
皇國心社	昭六・四	中野區新井三九一	尾形 榮造	
國粹學生聯盟	昭九・一〇	麹町區九段三丁目一九		
國防聯盟	昭六・二	中野區文園橋一一	望月 義人	入江吉三郎
國民外交研究會	昭六・一〇	赤坂區青山南町六ノ八三	內藤順太郎	西山 暢造
國民解放社	昭六・六	芝區汐留町二ノ四八	宮越信一郎	秋元清一郎
國教宣明團	明三八・一三	澁谷區猿樂三二	酒井 勝軍	
國策樹立協會		芝區琴平町一不二ビル	岡 悌二	板垣 守正
國風會	大九・一一	牛込區東五軒町一	上泉 德彌	
國士同盟會	大一三・二	品川區大井町春秋園內	角田 清彥	內藤順太郎
國士館	大六・二	世田谷ケ區世田ケ谷一〇〇	柴田德次郎	
國民協會	昭八・七	麹町區內幸町一ノ六商興ビル內	赤松 克麿	
國體擁護聯合會	昭八・一	芝區田村町二內田ビル內	入江 種矩	增田 一稅
國士會		淺草區千束町二ノ三四	志村 吉雄	下山 治平
國士同盟		目黑區三田一五一	中川 功	竹內 重正
國家主義東亞聯盟	昭八・一	赤坂區青山北町一ノ八香渡方	岡田 胸喜	香渡 信
國潮社	昭一〇・三	名古屋市南區明治町一ノ二	住 德藏	倭 德一
國民思想研究所		麹町區內幸町大阪ビル	中谷 武世	
皇道義盟	昭一〇・二	久留米市新町毛呂謹一郎方	塚本 明之	鹿子木員信
興國社		四谷區簞笥町五六	井口 越南	
皇魂社	昭九・一三	麹町區元園町一ノ三六	中村 義明	
興國青年同盟	昭七・	京都市左京區西白川追分町	柴山 滿	
國粹義勇飛行隊	昭七・九	大阪市東區北濱一丁目二八	笹川 良一	
國防思想宣揚會	昭七・二	大阪市西區江ノ子島東之町	泉八仁三郎	川畑 清藏

國柱會	昭二・七	大阪市南區千年町一七	中川良吉	
皇國人民協會	昭四・一〇	堺市出島町三六一	鎌刈豊太郎	
皇國誠忠會	昭六・九	大阪市西成區柳通三ノ一七	南方輝雄	
護國自治研究會	昭七・八	名古屋市中區若狹町一ノ三	伊藤重一	
國粹日本黨	昭六・二	大阪市南區末吉橋通一ノ一七	濱松政治郎	杉野巖洞
國防同志會	昭六・八	大阪市住吉區阿部野筋五ノ四一	大間和藏	
國粹義勇黨	昭八・三	大阪府泉北郡和泉町八二九	淺井義一	坂口寛二
皇國自由黨	昭三・八	大阪府和泉郡和泉町五二一	鎌刈兼太郎	桐田保國
國體主義同盟	昭三・二	京都市吉田本町五	里見岸雄	
國粹大衆黨		大阪市東區北濱町一ノ二八	笹川良一	
興國同志會	昭七・三	淀橋區西大久保四五八	關直彦	
産業奉還促進協議會	昭七・六	淀橋區下落合二一九	遠藤友四郎	長澤九一郎
三六倶樂部		麴町區内幸町一ノ三太平ビル別館	小林順一郎	吉見隆治
山雨會			高橋謙治郎	
新民會	大二・一〇	豊島區雜司ヶ谷一一五八	井筒調策	小林一郎
新日本協會	大一〇・五	淀橋區柏木九八	山本悌二郎	福原武
新興政治經濟研究所	昭一〇・三	澁谷區富ヶ谷町一四二九	田邊三郎	久保田正一
新經濟國策研究會	昭八・一一	麴區町内幸町太平ビル	小林順一郎	
新日本國民同盟革正會	昭一〇・九	淀橋區柏木一ノ一二八	高橋忠作	
新日本國民同盟	昭七・三	四谷區大番町九	佐々井一晁	神田兵三

新政會	昭五・九	本郷區駒込林町三五	神木鳴津	眞繼雲山
新日本國民同志會		丸ノ内日清ビル六階	高廣三郎	
新日本建設同盟	昭八・三	下谷區茅町二ノ二〇	笠原幸八	
神道聯盟	昭六・二	下谷區車坂五〇	佐藤清勝	高山間通
神道有志聯合會	昭九・七	澁谷區富ヶ谷一五五九	瀬尾彈正	
神農會	大一五・一〇	淺草區北田原町六	山田幸	飯石豊市
神洲青年連光會		品川區西品川五ノ一一六	望月源次	
神洲護國黨		東京府八王子市子人町一三八	野口幹	番場源太郎
自治農民協會	昭七・三	澁谷區原宿一七〇ノ二〇	長野朗	
七生義團	昭三・八	大森區新井宿一一四五	蜷川新	木村清
縱横倶樂部	大八・六	淀橋區戸塚町二丁目一五六	森傳	佐々木貢
辛米會	昭六・八	芝區櫻田善左衛門町四	井上清純	大井成之
紫雲莊	大一三・三	麴町區内幸町一ノ六	橋本徹馬	
秋水會	大一三・七	澁谷區代々木山谷一七	寺田稻次郎	
修養團		澁谷區千駄ヶ谷四丁目六六三ノ八	平沼騏一郎	
斯道會	明四五・七	小石川區久堅町三	田邊頼眞	
士林莊	大一五・二	澁谷區代々木山谷一四四	西田稅	
七生社	大一四・二	本郷區森川町一五	鈴木吾一	
昭和維新會	大一五・四	名古屋市中區丸屋町一ノ六	櫻木俊一	
昭和義塾	昭八・二	麻布區箪笥町一四	前田芳藏	

朱光會	昭七・二	東京帝大内	關根三千雄	
殉國青年黨	昭九・二	世田ケ谷區北濱三ノ一〇三三一	吉村剛	小林鉦三
十六日會		麴町區有樂町一ノ七櫻花倶樂部内	伊地知義一	柳町茂道
信統會	昭九・一二	本郷區駒込神明町三二一	佐藤信勝	
松陰會		四谷區番衆町三六	田中光顯	鬼倉重次郎
殉國會	昭八・一一	澁谷區上通り四ノ二〇	村田義一	國井篤
昭和義塾	昭八・二	麻布區谷町三〇	前田芳藏	五百木良三
昭和同志會		芝區田町八ノ一	小松傳一郎	小池元男
純正日本主義團體協同鬪爭協議會		京都市左京區高野泉町洛北青年同盟内	中川裕	
神洲護國黨	昭六・一二	大阪市此花區上福島南三ノ五〇	榎川佐市	
春風倶樂部	昭七・九	名古屋市南區熱田宮江町一〇〇	山口達郎	
士魂會	昭六・一一	名古屋市中區牧野町村魔二九	太田吉太郎	
神聖復古聯盟	昭六・五	名古屋市東區布池町四	高木銀之助	
修養團朝鮮聯合會		京城府青葉町三丁目	宇津木勢八	
修養座談會		横濱高工内		
信州皇民同盟	昭八・二	長野縣下伊那郡飯田町猶興ビル	坂井敬吾	山田春雄
靜岡行地社		靜岡市	狩野敏	
昭楠塾		熊本市横手町		
全一倶樂部	昭二・四	京橋區銀座西八丁目八都ビル	直原直四郎	石川準十郎
旋風社	昭五・五	淀橋區百人町三ノ三七三	薩摩雄次	

青年運動社	昭九・七	澁谷區原宿一ノ一六〇	鈴木善一	藤三雄
政黨解消聯盟	昭八・一〇	麴町區丸ノ内二ノ八第十二號館一號	松岡洋右	
洗心莊		澁谷區代々木西原八六三	友納早一	中村傳
正之會		久留米市	石野義助	
赤化防止團	大二・一〇	王子區下十條九六八	米村嘉一郎	
正義同志會	昭四・一〇	神田區錦町一ノ一二福原ビル	富田秀造	寺澤雄
聖日本學會	大一三・七	澁谷區原宿二三〇	澤田五郎	
正志倶樂部		澁谷區羽澤三五	池田勝	井崎鐵馬
全國青年聯盟	昭五・一	芝區琴平町二小倉ビル	原脩	
全國大日本主義同盟	昭六・四	澁谷區羽澤三五睨雲寮	松永村	北村正
全國立憲青年同志會	大二・一二	芝區白金三光町二〇八	高野清八郎	
全日本興國同志會	昭二・二	豊島區西巣鴨町一丁目三四三六	稜川武治	天野辰夫
政教社	明二・二	神田區猿樂町	五百木良三	
青年日本同盟	昭八・七	麴町區内幸町一ノ六商興ビル	津久井龍雄	伊知地義一
聖皇會		京都	道瀬川正史	
全名古屋愛國團體協議會	昭九・七	名古屋市中區吸場町一ノ二		
全日本護國聯盟		北海道小樽市初穗町五ノ五	山本一郎	林貞四郎
早大潮の會	大二・一二	牛込區早大内	松永村	
早大大和會		淀橋區諏訪町一七一	出石誠彦	西澤明正
祖國會	昭四・三	杉並區井荻三ノ一樂苑社内	北吟吉	

尊皇急進黨	昭五・一〇	淀橋區下落合町丁落合二一九八	遠藤友四郎	
相愛會	大一〇・	本所區柳原町一九	守屋榮吉	朴春琴
早大國防研究會	大一五・六	牛込區馬場下町一六大塚方	後藤辰夫	
大亞細亞協會		麴町區內幸町大阪ビル新館	中谷武世	松井石根
大日本國粹會總本部	大八・一〇	牛込區市ヶ谷仲三四三	森山慶三郎	貴志彌次郎
大日本國粹聯合會	昭五・一	芝區虎ノ門ビル二七	伊藤祐光	木田伊之助
大日本帝國振武會	大一五・八	澁谷區原宿二三〇砂原方	砂原留吉	溫淺泰昌
大日本皇道義會	大七・七	澁谷區千駄ヶ谷六五八	石井三郎	
大化會	大九・四	牛込區市ヶ谷加賀町二ノ五	岩田富美夫	
大正赤心團	大六・七	深川區平久町二ノ九	森健二	
大行社	大一三・三	本郷區駒込千駄木町五一一	清水行之助	
大義社	昭九・八	澁谷區代々木富ヶ谷一五六一	渡邊豊	
大日本國家社會黨	昭九・三	神田區神保町三ノ二九江戸ビル	石川準十郎	
大日本愛國青年同盟	昭七・	澁谷區美竹町一三	三宮維信	
大日本協會	昭七・八	麻布區本村町二〇七	村上德太郎	
大民クラブ	大五・	世田ヶ谷區若林二八一	柴田德次郎	
大亞義團	昭七・一	澁谷區大和田町	三浦義一	
大日本護國會	大一四・一二	本所區駒形町二ノ二七	片岡君惠	
大日本殉國會	大一五・二	小石川區音羽町六ノ一四	增井潤一郎	
大日本國輝會	昭四・一〇	麴町區內幸町一ノ六鳥ビル	岩城隆德	肥田琢司

大日本奉公團	昭三・八	麴町區土手三番町二〇	蓮井繼太郎	
大日本青年護國聯盟	昭四・三	本所區中ノ郷業平三四五	河井龜芳	
大東文化協會	大三・二	麴町區富士見町六ノ一六	山本俤二郎	
大日本國民思想善導會	大一三・一	牛込區辨天町	武智德平	
大衆統一協會	昭五・二	麴町區內幸町第二商興ビル	芳川哲	平野小劍
對外同志會	昭六・二	世田ヶ谷區三軒茶屋七五(石光方)	大井成元	石光眞臣
大日本生產黨	昭六・六	麴町區永田町二ノ六八	內田良平	吉田益三
大日本思想研究會		小石川區關口水道町六一	高須芳次郎	上村敬
大日本皇國國士黨		目黑區洗足一四七三	伊藤公明	
大日本經國聯盟			瓜生甚三郎	
大日本護國聯盟	昭八・三	麴町區元平河町一〇	箕浦春浪	
大衆國威聯盟	昭二・二	神田區佐久間町三ノ三七	長岡利況	池下重太郎
大命社	昭五・七	城東區龜戶町五ノ一一七	松岡林造	渡邊正良
大日本愛國義團	昭五・一〇	小石川區小日向臺町一ノ六三	田中舍身	
大乘社		麴町區內幸町幸ビル	小池四郎	
臺灣懇話會	昭九・七	目黑區上目黑一九八七	金子力三	下澤秀夫
大同聯盟	大一四・一〇	淀橋區西大久保三ノ九一	森清一	菊地弘泰
大日本神政社	昭一〇・二	葛飾區高砂町七一一	星野愛洲	杉田天眼
大日本愛國社		杉並區和田本町一一〇五	栗山勇二	
大日本皇國會				

大日本錦旗會	昭三・五	澁谷區幡ヶ谷本町三ノ三六三	本多葵堂	山田庄藏
大日本青年同志會	昭七・〇	赤坂區青山南町五ノ七八	鈴木壽雄	稻垣鐵男
大日本昭和聯盟		麴町區內山下町一ノ一東洋ビル	水野錬太郎	守屋榮夫
大日本青年聯盟	昭二・二	赤坂區青山南町二ノ一一	久保寺山之輔	龜田倉藏
大日本學生聯盟		赤坂區乃木坂倶樂部	森清一	伴一正
大洋社		麴町區內幸町一ノ五兼本ビル	井上清純	有馬成甫
大日本報國會	大一三・	芝區新橋一ノ二	高山公通	蛭田順一郎
大日本國士黨		淀橋區戶塚一ノ四〇三岩瀨方	伊藤公明	
大日本倶樂部	大一四・六	牛込區河田町一九	增田一悅	
大日本護國青年黨		豐島區池袋二ノ八五三	須藤理助	金子三子吉
大亞細亞日本青年聯盟		淀橋區百人町二ノ二〇二		
大日本正義團	大一四・二	大阪市東淀川區豐崎町	酒井榮藏	
大日本國柱軍本部	大三・七	門司市幸町二丁目	宮本軍次	
大日本守國會	昭六・一二	名古屋市南區屋町二九二	與吳鋼二	
大日本建國義勇軍	昭七・九	名古屋市中區古渡町七ノ二四	堤章	
大統社	昭二・一	千葉縣八幡町	吉田三郎	
大日本國防婦人會	昭七・一二	大阪市西區西長堀南通		
大日本修養聯盟	昭一〇・四	名古屋市南區新宮坂町八九	吉良辰次郎	中野明範
大日本進興勤勞者愛國同盟	昭八・四	大阪市住吉區住吉町二〇六七	東健市	
大日本國光宣揚會	大一一・四	大阪市天王寺區西高津中寺町二五	權藤健次	

大日本皇國黨	昭七・四	大阪市北區曾根崎二丁目二	高澤鐵三郎	
大日本愛國團	昭七・二	小倉市鍛冶町五	中林德一郎	
大日本中心會	昭六・六	八幡市西本町二丁目	樹公介	
大日本愛國立憲正義團	昭七・四	福岡市小柳町三七一	大西新太郎	
大日本護國軍	昭八・三	小倉市小船場町	久保美喜	早川秀雄
大日本古神道實行團	大二・四	別府市外朝日村大平山麓	山本豊國彥	
大日本進興倶樂部	昭八・	大阪市西成區長橋通二ノ七	佐々木藤松	
直心道場	昭九・二	小石川區水道端町二ノ六四	大森一聲	西鄕隆秀
地湧日本社	昭八・八	澁谷區幡ヶ谷本町二ノ三五三	內田剛藏	
中央報德會	明二八・一一	四谷區三光町八	花田仲之助	
中央乃木會	大一二・六	赤坂區新坂町六三	阪谷芳郎	坂本俊篤
天業青年團	大一二・一	澁谷區代々木山谷一七	田中智學	
鐵道青年會	明四一・	麴町區富士見町一ノ二〇		
鐵道共敬會	大九・五	淺草區船場町一四〇	安藤嶺丸	
帝國文化教會	大一三・	淀橋區西大久保四三八	上村藤若	
帝國憲法學會	昭一〇・四	赤坂區新町五ノ二	板橋菊松	林忠範
天地會	昭一〇・一〇	芝區田村町櫻田館	大和茂樹	
天行會		澁谷區常盤松一二	頭山秀三	
天勝地明經濟學會	昭四・六	大阪府岸和田市別所町一七一	柳花啓正	小原壽
天照義團	昭九・一二	橫濱市中區長者町八ノ一三二	山下幸弘	藤田元三

鐵腸社塾		唐津市坊主町	横井彦三郎
天仰塾		名古屋市中區七本町一	内藤順太郎
東亞社	大元・一	赤坂區青山南町六ノ八三	中野正剛
東方會		京橋區銀座西五ノ三對鶴ビル	進藤篤
東海聯盟		目黒區月光町八一	大杉精一
東光書院	昭五・八	麻布區本村町二〇七	村上徳太郎
東洋共存會	大一一・八	中野區文園町一一	田中舍身
東亞振興會	昭六・二	麹町區内幸町市政會館	望月義人
東亞聯盟義會		芝區田村町二丁目	橋富士松
東亞聯盟	大一四・五	内田ビル三三號	小山田劍南
東興聯盟	大一五・	麻布區我善坊町四九	松林亮
東光會	昭八・三	名古屋市中區大曾根町上四ノ一〇五	河野己一
東海鄉軍同志會		名古屋市中區久屋町二丁目	朴快岩
内外更始倶樂部	昭三・八	牛込區原町一ノ四	武富陸軍少將
内治外交振作同盟	昭三・	麹町區永田町二ノ八八	内田良平
南町塾		赤坂區青山南町三ノ六〇	宅野田夫
内親會	昭四・三	八幡市松池町	内藤辰次
直日むすび會	昭七・六	福岡市鳥飼谷濁池	津村榮二郎
日本建國會總本部	昭五・九	荒川區南千住五丁目	神保三郎
日本會	大一五・一二	麹町區麹町四丁目一四	蓮法寺謙味

日本青年修養會	大一五・六	小石川區西竹柳町四	西宮一精
日本弘道會	明九・三	神田區小川町二ノ一	稻富敬夫
日本青年愛國同盟		澁谷區千駄ヶ谷五一五	徳川達孝
日華通商協議會	昭六・三	芝區櫻田久保町一〇	佐々木嘉三郎
日本青年學生革正聯盟	昭五・一	澁谷區常盤松一〇	大麓信常
日本新興學生協議會		本鄉區東京帝大内	長谷川實
日本學生聯合會	昭六・四	神田區三崎町日大	石川謙次郎
日大國司會	昭四・一二	内	脇山良雄
日本皇政會		瀧ノ川區馬場五一二	影山正治
日本主義研究所	昭七・四	澁谷區常盤松二六	國井善彌
日本思想研究所		本鄉區富士前町一〇九先通社	松永材
日翁協會	昭七・三	澁谷町猿楽町三二	松岡洋右
曉會	昭八・八	麹町町内幸町一ノ六商興ビル	赤松明子
日本精神協會	昭八・二	赤坂區溜池三會堂	菊地武夫
日本婦人更生會	昭五・	芝區濱松町二ノ五	小島光枝
日本青年協會		麻布區新龍土町八	關屋龍吉
二月會	昭二・二	歩兵三聯隊構内	赤松克麿
日本精神宣揚會	昭一〇・二	麹町區内幸町幸ビル目黒區中目黒八ノ三	寄田則隆
日本國民軍	昭八・二	目黒區目黒橋アパート	四宮四郎
日本急進同盟		中野區大和町二七	大阪市北區中ノ島七丁目河野ビル

日本愛國青年同盟	昭七・一〇	直方市原田町	脇坂利吉
日本主義職業組合評議會	昭八・二	大阪市此花區上福島北四丁目	堂前孫三郎
農本聯盟	昭七・三	神田區北神保町八	山川時郎
乃木講	大一四・二	麹町區紀尾井町六ノ一六	大庭二郎
白狼會		澁谷區原宿二〇九	北一輝
八月會	昭一〇・八	大阪市北區曾根崎上四ノ九吉田方	吉田賢一
働く會	大七・七	麻布區本村町一〇二	今井武吉
日王社	昭四・三	芝區田村町二内田ビル三十三號	峰田一歩
原稔青年部	昭八・一二	牛込區津久土町一	入江種矩
廣島巽國同志會	昭九・一二	廣島市大須賀町二〇九築田方	鈴木謙彰
風雲倶樂部		芝區櫻田伏見町二内田ビル	武久完
福高神風學會	昭八・五	福岡高等學校内	福田豊太郎
福岡國民社會黨	昭七・九	福岡市村木町九	山下庸太郎
福井行地社		福井市寶永下町一〇七	
亡國的軍縮排撃同盟	昭六・三	大阪市東區北濱一丁目二八	簑田太三郎
戊申農民協會	昭三・五	本鄉區駒込神明町三四一松山方	草野磬
奉仕會	大一〇・	麹町區飯田町六ノ二	佐藤鐵太郎
北斗倶樂部	昭一〇・四	麹町區内幸町大阪ビル新館	簸本正義
本地日本團		日本橋區茅場町一	肥田寛夫
北冥會		滿洲國新京東四條通二四實業公司内	岡津泰正
北海道愛國團體同盟會	昭九・三	小樽市稻穗町五ノ	林貞四郎

報國同志會		廣島市上柳町三番地	和田大佐
滿蒙義團	大二・八	赤坂區伸ノ町一一	中野源一郎
民力振興會		板橋區中新井四丁目	湯本一
陸奥興國同志會		青森縣黒石町	鳴海才八
明倫會	昭七・七	麹町區丸ノ内海上ビル菁館	田中國重
明徳會	昭二・三	芝區田村町六〇	鹽谷慶一郎
明治會	大一四・	下谷區嘗谷國柱會館	田中巴之助
明大興國同志會	昭四・二	神田明治大學内	師尾源造
躍進塾	昭一〇・九	千葉縣市川市市川新田二四五	松村正義
大和民勞會		目黒區上目黒	藤代蕃山
有終會	大一五・一	芝區榮町一三水交社内	有馬良橘
湧出莊		麻布區霞町二二佐	松村純一
洋々會	大一三・八	川内	福井幸
洛北青年同盟	昭四・二	京都市左京區高野	中島資明
立憲革新青年黨	昭二・	日本橋區濱町二丁目八九	中川裕
立憲養生會		麹町區飯田町河岸七〇	佐藤正吾
立憲安國黨	昭三・	濱野川區中里一六	田中澤二
立憲大同聯盟	大一四・一〇五	麹町區内幸町一ノ	勝渠藤助
立憲愛國堆進同盟	昭六・八	八幡市本町二丁目	佐藤滿
憲愛國社	大九・	澁谷區代々幡町代一七九	奥壽
浪人會	明四二・	麹町區永田町二ノ	山本關作
			頭山滿

3 一爭議平均關係人員並に關係耕地面積

年次	地主數	小作人數	平均員數	田	畑	其他	平均耕地
	人	人	人	町	町	町	町
大正15年 昭和元年	14.0	54.9	69.3	32.8	1.8	0.2	34.8
同 2年	11.8	44.5	56.3	25.1	2.9	0.8	28.8
同 3年	10.4	40.3	50.7	23.8	2.0	0.2	26.0
同 4年	9.7	33.7	43.3	20.2	3.1	0.1	23.4
同 5年	5.7	23.6	29.3	11.5	4.2	0.4	16.1
同 6年	6.9	23.7	30.6	14.4	3.0	0.3	17.4
同 7年	4.9	18.0	22.9	9.3	2.0	0.1	11.4
同 8年	3.6	12.0	15.6	5.9	1.7	0.2	7.6
同 9年	5.8	20.8	26.6	12.7	1.6	0.4	14.7
同 10年	3.7	13.9	17.6	7.3	0.8	0.1	8.3

4 小作爭議發生原因別割合調

種別	昭和2年	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
小作權關係又は小作地引上	21.1	24.7	28.9	40.4	38.2	44.5	56.9	46.4	48.8
風、水、旱病蟲害其他	50.6	47.3	50.6	22.9	34.3	31.0	16.2	33.3	30.5
米、麥、其他農產物價格下落	1.0	0.6	0.1	11.5	7.0	1.4	0.5	0.5	0.1
小作料滯納	2.4	3.3	3.9	5.4	5.1	9.2	12.1	8.7	11.5
小作料改定期間滿了	—	0.6	0.9	1.1	2.3	0.7	0.5	0.3	0.3
小作料高率	9.9	6.4	4.4	4.6	2.8	2.2	2.5	1.5	1.0
米騷動米穀檢查及米產關係	0.9	0.4	0.1	1.5	0.3	0.8	1.4	1.3	0.03
勞賃不支拂又は多く收穫	1.5	2.1	0.6	1.3	0.4	0.4	0.4	0.1	0.1
小作料値上	1.6	2.3	2.1	2.6	1.3	1.7	2.1	2.0	1.7
小作農薄益生計困難又は指示	0.6	0.4	5.5	0.4	1.3	0.3	0.1	0.2	0.03
農民組合の決議	4.7	4.7	2.2	3.2	6.4	0.9	1.2	0.4	0.4
小作料不統一	0.1	0.1	0.2	0.4	0.1	0.5	0.1	—	—
耕地整理關係	0.3	0.5	0.4	0.3	0.7	0.6	0.5	0.3	0.2
小作地賣取要求	0.6	0.6	0.5	0.8	0.8	0.4	0.2	0.1	0.4
契約條項不履行	—	0.1	0.9	0.9	0.6	0.8	0.4	0.1	0.3
調停條項不履行	0.3	0.3	0.6	0.7	0.3	0.7	0.3	0.1	0.2
小作米の過徵又は小作地面積相違	0.4	0.1	0.5	0.3	0.2	0.5	0.2	0.2	0.2
小作證書の差入	—	—	0.2	0.1	0.2	0.3	0.1	0.3	0.2
舊地主よりの小作申込み拒絕	—	—	—	—	—	0.9	0.5	0.7	0.8
用水費其他負擔過重	0.6	1.4	0.4	0.1	0.2	—	—	—	—
小作地粗惡	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	2.9	4.1	0.9	1.5	1.1	2.7	3.8	3.5	3.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
爭議件數總計	2,025件	1,866件	2,434件	2,478件	3,419件	3,414件	4,000件	5,828件	5,512件

農民團體、小作爭議統計表

大正九年以降農民團體調

種別 / 年次	小作人組合	地主組合	協調組合
大正 9年	450	230	82
10年	679	194	85
11年	1,114	247	178
12年	1,530	290	347
13年	2,337	428	596
14年	3,313	498	754
昭和 15年 1年	3,915	591	894
2年	4,275	655	1,025
3年	4,115	614	1,060
4年	3,866	543	1,264
5年	3,979	549	1,323
6年	3,917	485	1,078
7年	4,062	539	1,273
8年	4,150	519	1,278
9年	4,390	633	2,219
10年 (11年3月調)	4,011	575	2,897

1 年次別小作爭議件數

年次	件數	年次	件數
大正7年	二五六件	同13年	二、〇五二件
同8年	三二六	同14年	一、八六六
同9年	四〇八	同15年 昭和元年	二、四三四
同10年	一、六八〇	同2年	二、四七八
同11年	一、五七八	同3年	三、四一五
同12年	一、九一七	同4年	三、四一四
同13年	一、五三二	同5年	四、〇〇〇
同14年	二、一〇六	同6年	五、八二八
大正15年 昭和元年	二、七五一	同7年	五、一一二
同2年	同3年	同8年	同9年
同3年	同4年	同9年	同10年
同4年	同5年	同10年	同11年
同5年	同6年	同11年	同12年
同6年	同7年	同12年	同13年
同7年	同8年	同13年	同14年
同8年	同9年	同14年	同15年 昭和元年
同9年	同10年	同15年 昭和元年	同2年
同10年	同11年	同2年	同3年
同11年	同12年	同3年	同4年
同12年	同13年	同4年	同5年
同13年	同14年	同5年	同6年
同14年	同15年 昭和元年	同6年	同7年
同15年 昭和元年	同2年	同7年	同8年

7 民事訴訟事件種別件數（司法省民事局）

種別	昭和5年		昭和6年		昭和7年		昭和8年		昭和9年		昭和10年（六月迄）	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
小作料請求	2,046	71.7	1,590	68.3	1,514	61.7	1,670	68.2	1,719	74.3	1,058	71.9
土地返還請求	380	13.3	269	11.6	372	15.1	375	15.2	266	11.5	221	15.0
小作料並に土地返還請求	257	9.0	229	9.8	405	16.5	209	8.5	243	10.5	133	9.1
小作米換價金請求	30	1.0	45	1.9	70	2.9	38	1.6	27	1.2	9	0.6
小作權確認	14	0.5	14	0.7	10	0.4	22	0.9	3	0.1	5	0.3
占有保全	3	0.1	4	0.2	8	0.3	11	0.4	2	0.1	1	0.1
損害賠償	60	2.1	32	1.4	32	1.3	121	4.9	5	0.2	15	1.0
其他	65	2.3	142	6.1	43	1.8	4	0.2	48	2.1	29	2.0
計	2,885	100.0	2,325	100.0	2,454	100.0	2,450	100.0	2,313	100.0	1,471	100.0

8 小作爭議結果別調

	昭和元年	同2年	同3年	同4年	同5年	同6年	同7年	同8年	同9年	同10年
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
妥協	73.6	66.8	67.6	66.4	49.8	60.8	61.5	61.5	64.6	68.0
解決 要求貫徹	3.7	2.7	5.2	5.2	16.6	12.2	14.1	14.1	15.8	5.0
解決 要求撤回	0.7	0.9	1.5	2.6	4.3	2.4	1.8	1.8	2.7	2.3
解決 耕地返還	0.5	0.2	0.1	—	—	—	—	—	—	—
解決 自然消滅	0.3	0.4	0.1	0.6	1.0	0.8	1.6	1.6	1.3	0.7
未解決	21.0	29.0	27.5	25.2	28.3	23.8	21.0	21.0	15.6	24.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
總件數	2,751件	2,052件	1,866件	2,434件	2,478件	3,419件	3,414件	4,000件	5,828件	5,512件

5 小作爭議要求別割合調

要求別	昭和2年	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
一時的小作料減額	58.8	54.3	55.1	42.0	47.1	37.1	25.2	37.2	33.3
永久的小作料減額	11.4	7.9	5.6	5.8	4.0	2.8	2.6	1.6	1.4
實收分配又は刈分	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	—	—	—	—
小作料統一又は改定	1.0	1.0	0.5	1.9	0.9	0.8	0.6	0.2	0.1
込米廢止	0.2	0.2	0.3	0.2	0.4	0.1	0.1	0.1	0.3
納米の格下又は俵裝の改正	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.1	0.2	0.2
小作米貸與	0.1	0.3	0.5	0.4	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1
過納米の返還	—	—	0.3	0.3	0.1	0.3	0.2	0.3	0.1
小作米納入延期並に分割支拂	—	—	—	0.1	1.4	4.0	4.3	4.7	6.0
奬勵米增加	0.4	0.3	0.9	1.2	0.1	0.5	1.2	1.1	0.1
小作料値上反對	1.5	2.2	2.1	2.1	1.2	1.7	1.8	1.9	1.7
小作契約繼續	16.7	21.2	25.6	34.9	31.7	40.0	52.4	41.5	46.4
小作權又は永小作權の確認	1.0	0.7	1.6	2.3	3.0	1.9	1.2	0.8	0.8
小作權又は永小作權の賠償	2.6	2.6	1.9	2.3	3.4	3.0	3.0	2.8	1.8
換地交附	0.2	0.3	0.2	0.4	0.3	0.4	0.5	0.2	0.2
小作地買受	0.9	0.8	0.5	0.8	0.7	0.8	0.9	0.9	0.8
小作料改訂期間延長	—	0.6	0.8	0.7	2.1	0.6	0.4	0.2	0.2
肥料代及び耕作費の賠償	0.2	0.3	0.5	0.6	0.7	0.5	0.5	0.4	0.2
契約又は調停條項の履行	—	—	0.5	0.7	0.5	0.2	0.1	0.1	0.2
舊地主より小作申込	—	—	—	—	—	0.9	0.02	0.7	0.8
其他	4.3	7.0	3.1	2.4	1.9	4.0	4.3	5.0	5.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
爭議總件數	2,052件	1,866件	2,434件	2,478件	2,419件	3,414件	4,000件	5,828件	5,512件

6 土地返還爭議調

年次	件數	爭議件數に對する割合	年次	件數	爭議件數に對する割合
	件	%		件	%
大正13年	25	1.6	昭和5年	1,002	40.4
同14年	172	7.8	同6年	1,307	38.2
同15年	316	11.5	同7年	1,520	44.5
昭和2年	432	21.1	同8年	2,275	56.9
同3年	461	24.7	同9年	2,704	46.4
同4年	704	28.9	同10年	2,689	48.8

米國布分議爭作小度年拾和昭

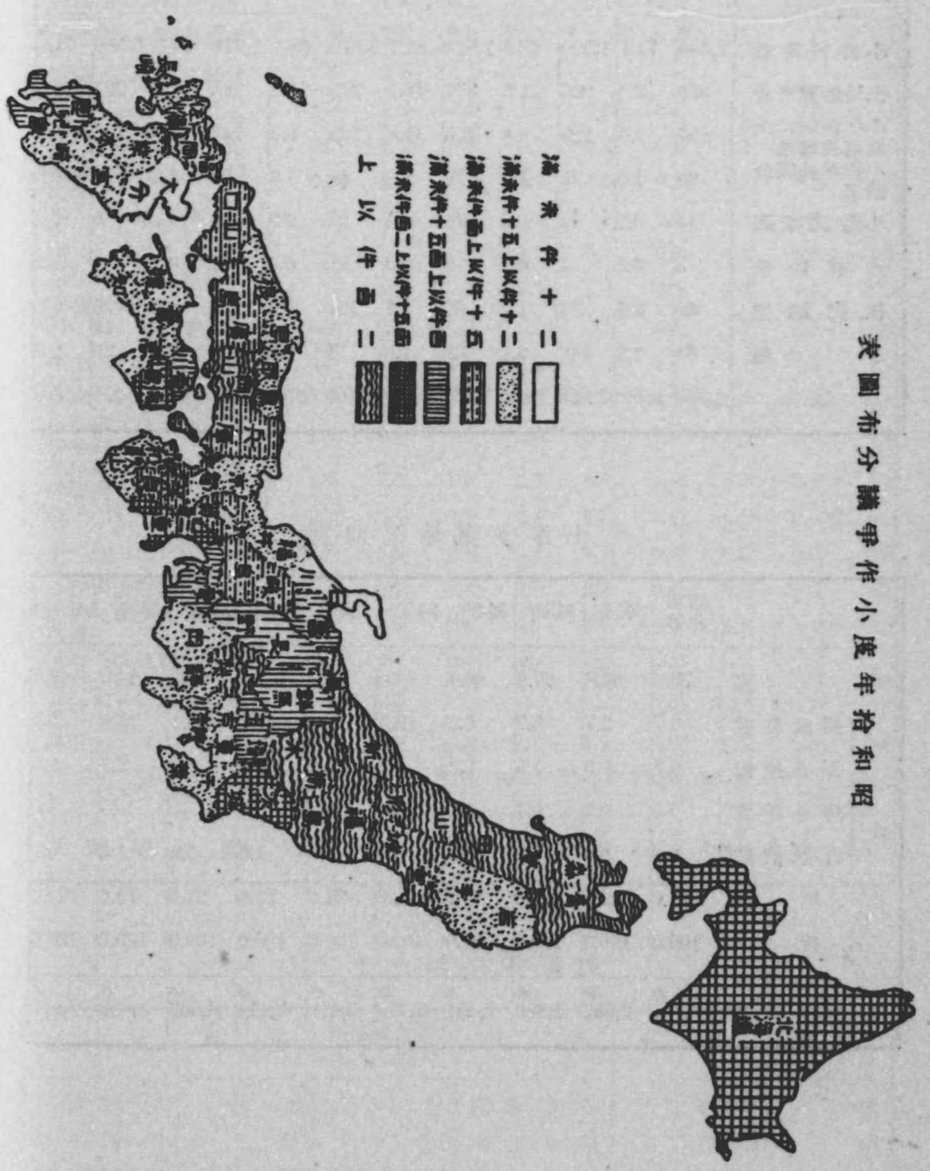

主要農民組合表

全國農民組合

本部所在地　大阪市外布施町東足代一一二
創　　立　昭和三年五月
組織及勢力　聯合會二九、出張所一
組合員總數　約四〇、〇〇〇
政黨關係　支持政黨ナシ
機關紙　土地と自由
主要役員

中央委員長	杉山元治郎
政治部長	黒田壽男
組織部長	田邊　納
爭議部長	石田宥全
財務部長	宮向國平
產業部長	田中義男
國際部長	岡田宗司
機關紙部長	大西俊夫
常　　任	須永　好
	岡崎精郎
書記局主任	伊藤　實
青年部中央委員長	沼田雅一

支部聯合會一覽

聯合會名	事務所々在地	主要幹部名
北海道聯合會	旭川市九條十一丁目十號	松岡二十世
青森縣聯合會	西津輕郡木造町	淡谷悠藏
秋田縣聯合會	秋田市横手町	川俣清音
宮城縣聯合會	仙臺市東七番町一二二	近江谷友治
福島縣聯合會	伊達郡飯野村	菊地養之輔
新潟縣聯合會	新潟市學校通二番町	八百板　正
栃木縣聯合會	宇都宮市外横川臺新田	稻村隆一
茨城縣聯合會	茨城縣古河町三丁目	大屋政夫
千葉縣聯合會	印旛郡八街町	菊地重作
埼玉縣聯合會	大里郡岡部村	山本源二郎
群馬縣聯合會	前橋市南曲輪町二二	須永　好
東京府聯合會	八王寺市平岡町五八	泉澤義一
山梨縣聯合會	東八代郡石和町	大鷹貴祐
長野縣聯合會	上伊那郡伊那町	林　虎雄
靜岡縣聯合會	沼津市吉田八三九	山崎劍二
岐阜縣聯合會	岐阜市外加町稻荷町四丁目	尾關善一
三重縣聯合會	松阪市清生	小林勝五郎

福井縣聯合會	今立市北日野村矢船	
京都府聯合會	京都市丸太町間ノ町西入	田中義男
大阪府聯合會	大阪市外布施町東足代	田邊納
奈良縣聯合會	高市郡金橋村東坊城	竹村良一
和歌山縣聯合會	海草郡西和佐村岩淵	
兵庫縣聯合會	三原郡賀集村八幡	長尾有
岡山縣聯合會	岡山市內山下三〇ノ一〇	宮向國平
鳥取縣聯合會	西伯郡河田村	佐々木隆太郎
高知縣聯合會	高岡郡高岡町	岡崎精郎
德島縣聯合會	麻植郡西尾村西麻植	竹治豐
愛媛縣聯合會	松山市永代町一七	渡部國一
福岡縣聯合會	小倉市外企救町城方	田原春次
全國農民組合關東出張所	東京市芝區田村町二ノ二榮和ビル	黑田壽男

日本農民組合總同盟

本部所在地　東京市京橋區築地四ノ四中屋ビル
創　立　昭和二年三月
組織及勢力　聯合會一一
組合員總數　約六、〇〇〇
政黨關係　支持政黨ナシ
機關紙　農村運動

主要役員

名譽會長　鈴木文治
中央執行委員會議長　片山哲
總主事兼會計　松永義雄
書記局長　佐藤吉熊
會計監督　和田操　伊藤新造
中央委員　井堀繁雄（外四十一名）

支部聯合會一覽

聯合會名	事務所々在地	主要幹部名
東京府聯合會	東京市芝區南佐久間町一ノ五	佐藤吉熊
埼玉縣聯合會	川口市金町二ノ三二六勞働會館	井堀繁雄
神奈川縣聯合會	川崎市新川新川通勞働會館	伊藤新藏
群馬縣聯合會	勢多郡富士見村原之鄕	桑島辰平
長野縣聯合會	下高井郡須坂町平和町	小山亮
秋田縣聯合會	秋田市長ノ下堀反町六	北島末吉
福島縣聯合會	郡山市堂前町一五	宗像伊勢嘉
愛知縣聯合會	小牧町	未定
靜岡縣聯合會	掛川町六三〇	三輪與助
廣島縣聯合會	福山町新馬場町	岩部石男
高知縣聯合會	高知市北奉公人町五〇	佐竹晴記

日本農民組合

本部所在地　東京市芝區琴平町二
創　立　昭和三年七月
組織及勢力　聯合會一八、同盟會一
組合員總數　約二〇、〇〇〇
政黨關係　皇道會支持
機關紙　日本農民新聞
主要役員
會　長　平野力三
主　事　北山亥四三
會　計　河田弘
常任幹事　稻富稜人　河田弘　恒次東洋雄
松澤一　北山亥四三　平野力三
須藤淳次

支部聯合會一覽

團體名	事務所々在地	主要幹部名
山梨縣聯合會	甲府市百石町七	平野力三
北海道聯合會	北海道膽振國追分	菅舜英
青森縣聯合會	青森縣三戶郡三戶町	穗積潔志
九戶支部（準）	岩手縣九戶郡久慈町末廣町	大塚岩次郎
山形縣聯合會	山形縣北村山郡大高根村字富並	青柳重平
宮城縣聯合會	仙臺市小田原金剛院町六	上川名晏佳雄
栃木縣聯合會	栃木縣足利郡川邊村堀込	三田良作
群馬縣聯合會	群馬縣群馬郡明治村	大澤忠七
小作人總同盟	群馬縣山田郡毛里田村	坂本利一
埼玉縣聯合會	埼玉縣箱壁町四四六〇	福島喜一
下越農民協會	新潟縣北蒲原郡中條町	西村市郎平
富山縣農業團體聯合會	富山縣城端町	河原治平
下新川郡聯合會	富山縣下新川郡舟山村	上島仁三郎
靜岡縣聯合會（準）	靜岡縣濱松市中山町一〇八	影山學
志太郡聯合會	靜岡縣志太郡藤枝町西益津村	青島今治
愛知縣聯合會（準）	愛知縣東春日居郡小牧町西町	小川與三吉
京都府聯合會	京都府綴喜郡草內字東	柚田貞次郎
岡山縣聯合會	岡山縣和氣郡和氣町六	井上保
香川縣聯合會	香川縣綾歌郡川津村	藤本金助
九州同盟會	福岡縣筑紫郡大野村下大利	稻富陵人
浮羽郡聯合會	福岡縣浮羽郡吉井町上吉井	同
福筑聯合會	福岡縣筑紫郡大野村下大利	城戶龜雄
糸島郡聯合會	福岡縣糸島郡前原町	勘崎耕次郎
北九州聯合會	小倉市片野町七七三	桐野豐吉
豐前聯合會	福岡縣京都郡泉村崎野	宮城庄造